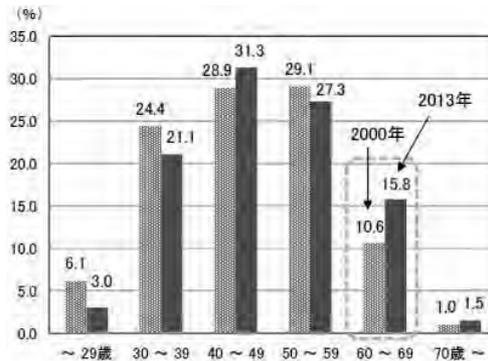
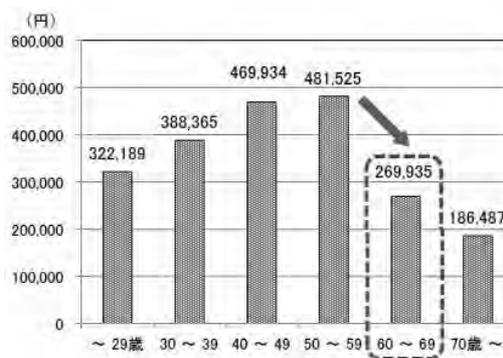


図2-6 世帯主の年齢階級別世帯分布割合の変化
(二人以上の勤労者世帯)



次に、二人以上の勤労者世帯の「世帯主の勤め先収入」を年齢階級別に見ると、再雇用となる者が多くなる60歳代は2013年の1か月平均では27万円と50歳代(48万円)の6割未満となっています。したがって、世帯主が60歳以上の世帯割合が上昇すると、各年齢層の世帯主の勤め先収入に変化がなくても、勤労者世帯全体の世帯主の勤め先収入の平均値は減少することとなります。(図2-7)

図2-7 世帯主の年齢階級別世帯主の勤め先収入
(二人以上の勤労者世帯) <2013年1か月平均>



繰り返しになりますが、二人以上の勤労者世帯における「世帯主の勤め先収入」は、実収入全体の約8割を占めており、世帯主の高年齢層の分布が上昇していることを踏まえると、二人以上の勤労者世帯の「実収入」及びその内訳である「世帯主の勤め先収入」等の時系列変化を見る際には、高齢化の影響に注意が必要です。それと同時に、「世帯主が60歳未満の勤労者世帯」※9の動きも見ておくことが重要です。

ちなみに2014年8月分結果の「世帯主の勤め先収入」について見ると、対前年同月名目増減率は勤労者世帯全体では0.9%減でしたが、世帯主が60歳未満の世帯では0.4%増となっています。

また、世帯主が60歳未満の二人以上の勤労者世帯について、「世帯主の勤め先収入」のうち「定期収入」の動きを毎月勤労統計調査の「きまって支給する給与」と比較してみると、図2-3に示した増減率に比べて2014年3月以降、対前年同月名目増減率が減少となっている月の減少幅は縮小しており、4月から6月までの3か月間は名目ではプラスとなっています。(図2-8)

さらに、直近(2014年5月～8月)の世帯主の勤め先収入のうち「臨時収入・賞与」について、勤労者世帯全体と60歳未満の世帯の前年同期比を比べてみると、勤労者世帯全体では1.7%減であるのに対して、60歳未満の世帯は0.8%減と、60歳未満の方が減少幅は0.9ポイント小さくなっています。(表2)

※9 世帯主が60歳未満の勤労者世帯の結果は、月次、年次とも家計調査結果の3-3表に掲載

図2-8 家計調査結果と毎月勤労統計調査結果の比較(その4)
(対前年同月名目増減率)

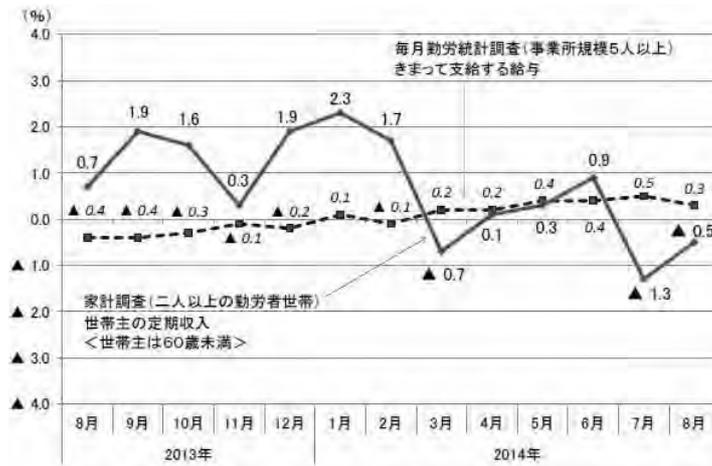


表2 2014年夏季の世帯主の臨時収入・賞与の対前年同期名目増減率(%)
(二人以上の世帯、5月～8月)

	臨時収入・賞与	
	臨時収入	賞与
勤労者世帯①	▲ 1.7	▲ 1.9
うち世帯主が60歳未満の世帯②	▲ 0.8	▲ 1.0
① - ②	▲ 0.9	▲ 0.9

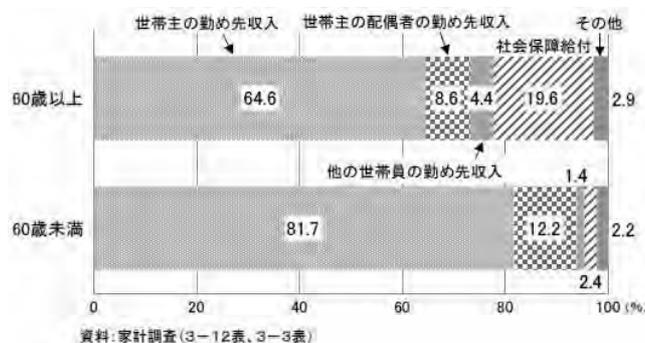
まとめ

これまで示してきた点をまとめると、家計調査の結果を関連統計と比較するには以下の3点に注意する必要があります。

1. 調査対象の範囲を確認し、できる限り同じ土俵で比較すること
商業動態統計調査の小売販売額の対象は、家計の消費支出が対象とする財・サービスなどの一部です。したがって、家計調査の結果と比較するのは厳密には困難ですが、比較するのであれば、家計の消費支出のうち「財」への支出の動きを名目増減率で比べることが適切です。
2. 調査の概念と集計単位の違いを確認しておくこと
家計調査の実収入と毎月勤労統計調査の現金給与総額は、捉えている範囲や概念が異なります。また、集計結果の単位も家計調査は「1世帯当たり」、毎月勤労統計調査は「常用労働者1人当たり」と違っていますので、単純に比較することは適切ではありません。
3. 人口の少子高齢化による構造変化の影響を把握
勤労者世帯の世帯主という「働き盛りの人」と思いがちです。過去はそうでしたが、人口の少子高齢化が進み、2006年以降、定年の引上げ(延長)や継続雇用(再雇用)制度の導入が行われ、さらに公的年金の支給開始年齢が引き上げられたことから、60歳以降の世帯主の割合が急速に上昇していますので、この影響を的確に把握して統計を見ていく必要があります。(参考2)

なお、二人以上の世帯の内訳を見ると、勤労者世帯の割合は2013年平均では50.3%と、10年前の2003年(56.6%)に比べて6.3%ポイント低下しています。一方、無職世帯の割合は23.4%から31.9%に8.5%ポイント上昇していますので、今後は勤労者世帯だけでなく、無職世帯の家計収支の動きにも注視していく必要があります。

参考2 世帯主の年齢が60歳未満と60歳以上の実収入の内訳<2013年平均>



(平成26年10月28日)



基幹統計名	人口動態統計
実施府省・部局名	厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課

1. 当該基幹統計（基幹統計調査）の概要

統計の目的	我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。
作成の方法	出生・死亡・婚姻・離婚については「戸籍法」（昭和22年法律第224号）による届書等から、死産については「死産の届出に関する規程」（昭和21年厚生省令第42号）による届書等から、人口動態調査票が作成され、これを収集し集計している。
統計体系の見直し、調査の沿革	人口動態調査は、明治31年「戸籍法」が制定され登録制度が法体系的にも整備されたのを機会に、同32年から人口動態調査票は1件につき1枚の個別票を作成し、中央集計をする近代的な人口動態統計制度が確立した。その後、昭和22年6月に「統計法」に基づき「指定統計第5号」として指定され、その事務の所管は同年9月1日に総理府から厚生省に移管された。さらに、平成21年4月からは、新「統計法」（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査となった。 なお、人口動態統計は、戸籍法上の届出等をもとに作成される統計、いわゆる業務統計の性格も有している基幹統計調査とも位置付けられる。
最終改正以降の見直し検討状況等	○第I期基本計画に掲げられた課題に対する対応 課題に対する見直しを行い、平成21年「人口動態統計年報（確定数）」より以下の集計を追加している。 ①日本人の出生、婚姻及び離婚について、月別、年齢（各歳）別及び生年別の集計事項を追加 ②外国人の出生、婚姻及び離婚について、年齢（各歳）別の集計事項を追加 ○感染症分類の改定について 感染症に関する状況を把握し、保健衛生面の行政ニーズに対応するため「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）、「感染症法施行令」（平成10年政令第420号）及び「感染症法施行規則」（平成10年厚生省令第99号）に基づき、感染症分類表を作成し死亡の表章を行っている。以下は感染症分類表の改定時期である。 平成18年1月分 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症等を追加 平成19年4月分 南米出血熱等を追加 平成20年5月分

	<p>鳥インフルエンザ（H5N1）等を追加 平成24年1月分 チクングニア熱等を追加 平成25年4月分 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等を追加</p>
調査の根拠法令	<p>統計法（平成19年法律第53号） 人口動態調査令（昭和21年勅令第447号） 人口動態調査令施行細則（昭和23年厚生省令第6号） 死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号） 死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令（昭和27年厚生省令第12号） 戸籍法（昭和22年法律第224号） 戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）等</p>
調査の体系等	人口動態調査票は、出生票、死亡票、死産票、婚姻票、離婚票の5種からなる。
調査の対象 （報告者数）	「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としている。
有効回収率 （うちオンライン回収率）	100%（うちオンラインによる回収率：約95%）
抽出方法	全数調査
調査事項	<p>(1) 出生票：出生の年月日、場所、体重、父母の氏名及び生年月日等出生届に基づく事項</p> <p>(2) 死亡票：死亡者の生年月日、住所、死亡の年月日等死亡届に基づく事項</p> <p>(3) 死産票：死産の年月日、場所、父母の年齢等死産届に基づく事項</p> <p>(4) 婚姻票：夫妻の生年月、夫の住所、初婚・再婚の別等婚姻届に基づく事項</p> <p>(5) 離婚票：夫妻の生年月、住所、離婚の種類等離婚届に基づく事項</p>
調査の時期	調査の期間は調査該当年の1月1日から同年12月31日まで
調査の系統・方法	<p>(1) 市区町村長は、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出を受けたときは、その届書等に基づいて人口動態調査票を作成し、これを保健所の管轄区域によって当該保健所長に送付する。保健所長は、市区町村長から提出された調査票を取りまとめ、毎月、都道府県知事に送付する。この場合、保健所を設置する市の保健所長は、当該市の市長を経由する。都道府県知事は、保健所長から提出された調査票の内容を審査し、厚生労働大臣に送付する。</p> <p>(2) 報告の系統</p>

	<p style="text-align: center;">市 区 町 村 ——— 保 健 所 ——— 都 道 府 県 ——— 厚 生 労 働 省</p> <p style="text-align: center;">┌ 保 健 所 を 設置する市・特別区 ┐</p> <p>(3) 集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行う。</p>
公表状況	<p>速報 : 調査月の約2ヶ月後 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/s2014/09.html</p> <p>月報(概数) : 調査月の約5ヶ月後 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/m2014/07.html</p> <p>月報年計(概数) : 調査年の翌年6月 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai13/index.html</p> <p>年報(確定数) : 調査年の翌年9月 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei13/index.html</p> <p>職業・産業別統計 : 5年毎(国勢調査年度) http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/10jdss/index.html</p> <p>人口動態統計における公表物一覧 :</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html</p> <p>なお、人口動態調査を用いて、公表値を加工した「人口動態統計の年間推計」(調査年の翌年1月)、統計法第32条に基づく調査票情報の二次利用により「人口動態統計特殊報告」を作成している。</p> <p><参考>特殊報告の近年の公表</p> <p>平成21年度 不慮の事故死亡統計(～平成20年) 離婚に関する統計(～平成20年)</p> <p>平成22年度 出生に関する統計(～平成21年)</p> <p>平成23年度 平成22年都道府県別年齢調整死亡率</p> <p>平成25年度 平成20年～平成24年人口動態保健所・市区町村別統計</p>
使用している統計基準・定義等の提供	<p><使用している統計基準></p> <p>疾病、傷害及び死因分類、日本標準職業分類、日本標準産業分類</p> <p><定義等の提供></p> <p>別添資料5「用語の解説」参照</p>
推計・集計の方法	<p>全数調査であるため、推計は行っていない。</p> <p>なお、利便性を考え、合計特殊出生率をはじめとした各種比率を集計している。</p> <p><集計に使用している比率></p> <p>別添資料6「比率の解説」参照</p>

実績精度（全国）	—
利活用事例	<p>他統計での数値利用例</p> <p>人口推計（総務省）</p> <p>将来推計人口（厚生労働省）</p> <p>生命表（厚生労働省）</p> <p>国際比較用の数値提供例</p> <p>WHO：出生・死亡・死産・婚姻・離婚にかかる件数（性別／年齢別等）</p> <p>OECD：乳児・新生児・周産期死亡率、低体重児の割合等</p> <p>その他、行政が各種施策を設計するための基礎数値として活用されている。</p>
二次利用等の状況	<p>統計法第32条の利用は、平成25年度に26件（統計の作成等）、1件（名簿作成）となっているほか、統計法第33条の利用は、平成25年度に第1号で862件（統計の作成等）、1件（名簿作成）、第2号で39件。</p> <p>また、平成22年度からオーダーメイド集計の提供を開始しており、平成25年度末までの提供件数は2件</p> <p>別添資料8「人口動態調査の二次的利用について」参照</p>
前回答申時の「今後の課題」の有無・内容	<p>答申による課題は課されていないが、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日）において、以下の具体的な措置・方策が示され検討を行った。</p> <p>①「人口動態統計」における集計の充実（出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等）について検討する</p> <p>②「人口動態統計」における外国人についての集計の充実（特に年齢別）について検討する</p> <p>以上、①②については集計の充実を図り、平成22年8月17日付で厚生労働大臣より変更案を申請し、同年8月20日付で総務大臣に承認されている。</p>
その他（長期時系列統計からみた推移等）	<p>別添資料9「平成26年 我が国の人口動態」参照</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/81-1a2.pdf</p>

資料一覧

資料1	届出書に基づく人口動態調査票の作成……………	1
資料2	届出書……………	3
資料3	人口動態調査票……………	9
資料4	人口動態調査オンライン報告システム構成図……………	15
資料5	用語の解説……………	17
資料6	比率の解説……………	21
資料7	人口動態調査 集計事項一覧……………	25
資料8	人口動態調査の二次的利用について……………	39
資料9	平成26年 我が国の人口動態……………	41

届出書に基づく人口動態調査票の作成
(死亡届から人口動態調査死亡票を作成する場合)

死亡届	人口動態調査死亡票
<ul style="list-style-type: none"> ・氏名・男女別・生年月日 ・死亡したとき ・死亡したところ・住所 ・本籍 ・死亡した人の夫または妻 ・死亡したときの世帯の主な仕事 ・死亡したときの職業・産業(国勢調査年のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名・男女別・生年月日 ・死亡したとき ・死亡したところ・住所 ・死亡した人の国籍 ・死亡した人の夫または妻 ・死亡したときの世帯の主な仕事 ・死亡したときの職業・産業(国勢調査年のみ)
<p>死亡診断書(死体検案書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡の原因 ・死亡したところの種類 ・施設の種類 ・死因の種類 ・外因死の追加事項 ・生後1年間で病死した場合の追加事項 ・その他特に付言すべきことがら ・施設の所在地又は医師の住所及び氏名 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡の原因 ・死亡したところの種類 ・施設の種類 ・死因の種類 ・外因死の追加事項 ・生後1年間で病死した場合の追加事項 ・その他特に付言すべきことがら ・施設の所在地又は医師の住所及び氏名

国勢調査 人口動態調査死亡票

資料1

死亡した人の氏名

死亡したとき

死亡したところ

死亡した人の国籍

死亡した人の夫または妻

死亡したときの世帯の主な仕事

死亡したときの職業・産業

死亡診断書(死体検案書)を基に記載

死亡届

平成 年 月 日 届出

死亡届を基に記載

死亡診断書(死体検案書)

死亡診断書を基に記載

死亡したところの種類

死因の種類

外因死の追加事項

生後1年間で病死した場合の追加事項

その他特に付言すべきことがら

施設の所在地又は医師の住所及び氏名

死亡届(詳細)

氏名

生年月日

死亡したとき

死亡したところ

住所

本籍

死亡した人の夫または妻

死亡したときの世帯の主な仕事

死亡した人の職業・産業

その他

住所

本籍

届出

事件番号

死亡届

受理平成 年 月 日 発送平成 年 月 日
送付平成 年 月 日 届出平成 年 月 日
第 号 第 号
戸籍記載 記載済 調査票 附票 住民票 通知

(1) (氏名) (住所) (生年月日) (死亡したとき) (死亡したところ) (住居) (本籍) (死亡した人の夫または妻) (死亡したときの世帯) (死亡した人の職業) (その他) (届出人) (事件簿番号)

死亡診断書 (死体検案書)

氏名 (性別) (年齢) (生年月日) (住所) (死亡したとき) (死亡したところ) (死亡の原因) (死因) (外因死) (内因死) (手解) (解剖) (遺留事項) (出生時体重) (出生年月日) (死亡診断書) (その他)

記入の注意

1. 氏名は、本姓で書く。
2. 年齢は、満年齢で書く。
3. 生年月日は、西暦で書く。
4. 住所は、市町村単位で書く。
5. 死亡したときは、午前・午後で書く。
6. 死亡したところは、住所を記入する。
7. 死亡の原因は、医学的に説明する。
8. 死因は、医学的に説明する。
9. 外因死は、原因を記入する。
10. 内因死は、病名を記入する。
11. 手解は、手解した医師の氏名を記入する。
12. 解剖は、解剖した医師の氏名を記入する。
13. 遺留事項は、遺留したものの氏名を記入する。
14. 出生時体重は、kg単位で記入する。
15. 出生年月日は、西暦で記入する。
16. 死亡診断書は、医師が記入する。
17. その他は、必要に応じて記入する。

婚姻届

受理 第 号	平成 年 月 日 発送	平成 年 月 日	長印
送付 第 号	平成 年 月 日	平成 年 月 日	印
事項調査 戸籍記載 記載調査 調査系 調査系 調査系 調査系	調査系 調査系 調査系 調査系	調査系 調査系 調査系 調査系	調査系 調査系 調査系 調査系
夫 氏名 (よみかた) 氏名	氏名 氏名	氏名 氏名	氏名 氏名
生 生年月日	生年月日	生年月日	生年月日
住 住所 (住民票記載しているところ)	住所 住所	住所 住所	住所 住所
本 籍 (外国人のときは 外国籍を記入してください)	籍 籍	籍 籍	籍 籍
父 父母の氏名 母の氏名 続柄 続柄	父 父 母 母	父 父 母 母	父 父 母 母
婚姻後の夫婦の氏 氏・新しい本籍	氏 氏	氏 氏	氏 氏
同居を始めたとき	同居を始めたとき	同居を始めたとき	同居を始めたとき
初婚・再婚の別	初婚 再婚	初婚 再婚	初婚 再婚
同居を始める前の夫妻のそれぞれのおもな仕事と夫妻の職業	夫の職業 妻の職業	夫の職業 妻の職業	夫の職業 妻の職業

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。
夫になる人または妻になる人の本籍地に出すときは2通、そのほかのところに出すときは3通出して下さい(役場が担当と認めたときは、1通で足りることもあります)。
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍簿または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

名 名	名	名
印 印	印	印
生 生年月日	生年月日	生年月日
住 住所	住所	住所
本 籍	籍	籍

「婚姻後の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
義父母についても同じように書いてください。

□には、あてはまるものに印のようにするしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の基礎者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

離婚届

受理 平成 年 月 日 送付 平成 年 月 日 発送 平成 年 月 日
 第 号 第 号 第 号
 第 号 第 号 第 号
 第 号 第 号 第 号
 第 号 第 号 第 号

長 官 署 長 殿

平成 年 月 日 届出

(1) 氏名 夫 氏名 妻 氏名
 生年月日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
 住所 (住居を離れて) 番地 番地 番地
 本籍 (外国人のときは) 番地 番地 番地
 (国籍を記載してください)

(2) 父母の氏名 続き柄 続き柄
 母 父 母 父
 協議離婚 日成立 日成立
 調停 日調停 調停 日調停
 審判 日審判 審判 日審判
 夫は 夫は
 協議離婚 日成立 日成立
 調停 日調停 調停 日調停
 審判 日審判 審判 日審判
 夫は 夫は
 協議離婚 日成立 日成立
 調停 日調停 調停 日調停
 審判 日審判 審判 日審判

(3) 離婚の種別 協議離婚 調停 審判 夫は 夫は
 (4) 婚姻前の氏に 協議離婚 調停 審判 夫は 夫は
 (5) もどる者の本籍 夫は 夫は
 (6) 未成年の子の氏名 夫は 夫は
 (7) 同居の期間 (同居を始めたとき) 年 月 から 年 月 まで
 (8) 同居する前の住所 番地 番地 番地
 (9) 別居する前の住所 番地 番地 番地
 (10) 夫婦の職業 夫の職業 妻の職業

記入の注意

始末や消えやすくないインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書き添えてください。
 本籍地でない夜場に出すときは、2通または3通出していただきます(夜場が相当と認められたときは、1通で足りることもあります)。また、そのさい戸籍簿本も必要です。
 そのほかに必要なもの
 調停離婚のとき 調停調書の原本
 審判離婚のとき 審判調書の原本と確定証明書
 和解離婚のとき 和解調書の原本
 協議離婚のとき 協議調書の原本
 判決離婚のとき 判決書の原本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)

署名	名	印	年	月	日
押	印	日	年	月	日
生	年	月	日	年	月
住	所	番地	番地	番地	番地
本	籍	番	番	番	番

父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけ添えてください。
 養父母についても同じように添えてください。
には、あてはまるものに印のようにしるしをつけてください。
 今後も離婚の際に添えていた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

数字記入例

01123456789

人口動態調査婚姻票

統計法に基づく
基幹統計調査



平成 年 月 日 市区町村受付

平成 年 月 日 保健所受付

事件簿番号

市区町村符号及び保健所符号

市区町村 受付月 年 月 日 市区町村受付
 市区町村 受付月 年 月 日 保健所受付

(2) 夫の住所

日本 外国
 市区町村 市区町村 市区町村 市区町村
 市区町村 市区町村 市区町村 市区町村

都道府県 市、都、東京都の区
 町、村、指定都市の区(指定都市の町、字、丁目以下は記入しないでください)

(3) 国籍

夫	日本	中国	タイ	米国	英国	その他
妻	日本	中国	タイ	米国	英国	その他

(4) 婚姻成立の夫婦の氏名
 夫の氏 妻の氏

(5) 同居を始める年 月 日

(6) 初婚・再婚の別

夫 初婚 再婚 死別 離婚
 妻 初婚 再婚 死別 離婚

(7) 同居を始める前の世帯の主な仕事

同居を始める前の世帯の主な仕事

備考欄

数字記入例

01123456789

人口動態調査離婚票 5

平成 年 月 日 市区町村受付

統計法に基づく
基幹統計調査
高野統計

限令
7

平成 年 月 日 保健所受付

支所 保健所
88888888

事件番号
888888

市区町村符号及び保健所符号
88888888

市区町村 月 日 夫 氏名及び 生 年 月 妻 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日

(2) 国籍 夫 妻 (3) 離婚の種別 (4) 離婚の日 (5) 未成年の子の数 (6) 同居の期間 (7) 同居を始めたとき (8) 別居したとき

(8) 別居する前の住所 日本 外国 市区町村 支所 保健所

(9) 別居する前の世帯の主な仕事 夫 妻 (10) 別居する前の夫 妻の職業

確認 備考

数字記入例

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

人口動態調査死産票 3

平成 年 月 日 市区町村受付

統計法に基づく
基幹統計調査

市区町村符号及び保健所符号

支所 保健所

事件簿番号

平成 年 月 日 保健所受付

照会

(1) 父母の国籍	父	日本	韓国	中国	フィリピン	タイ	米国	英国	フランス	ベルギー	その他	不詳	(2) 父母の氏名及び年齢	父	母
	母	日本	韓国	中国	フィリピン	タイ	米国	英国	フランス	ベルギー	その他	不詳		満 〇 〇 歳	満 〇 〇 歳

(3) 死産児の男女別及び嫡出子か否かの別	男	女	不詳	嫡出子	嫡でない子	(4) 死産があったとき	〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日 午前 午後 時
-----------------------	---	---	----	-----	-------	--------------	---------------------------

(5) 死産があったときの住所	日本	外国	不詳	都	道	府	県	市	郡	東京都の区	町	村	指定都市の区
届市区町村	届市区町村	市区町村符号	保健所符号	指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート・マンション、棟方									

(6) 死産があったときの世帯の主な仕事	1農家	2自営	3勤1	4勤2	5その他	6無職	(7) 死産があったときの父母の職業	父	母	(8) この母の出産した子の数	出生子	妊娠22週以後の死産児	妊娠21週以前の死産児
----------------------	-----	-----	-----	-----	------	-----	--------------------	---	---	-----------------	-----	-------------	-------------

(9) 妊娠週数	満 〇 〇 週 〇 日	(10) 死産児の体重及び身長	〇 . 〇 〇 〇 〇 〇 〇	cm	不詳	(11) 胎児死亡の時期 (妊娠22週以後の自然死産)	1分娩前	2分娩中	3不詳
----------	-------------	-----------------	-----------------	----	----	-----------------------------	------	------	-----

(12) 死産があったところの種別	1病院	2診療所	3産婆	4自宅	5その他	(13) 単胎・多胎の別	1単胎	2多胎	3不詳	(14) 死産の自然人工別	1自然	2挿入による人工死産	3挿入によらない人工死産	4不明
-------------------	-----	------	-----	-----	------	--------------	-----	-----	-----	---------------	-----	------------	--------------	-----

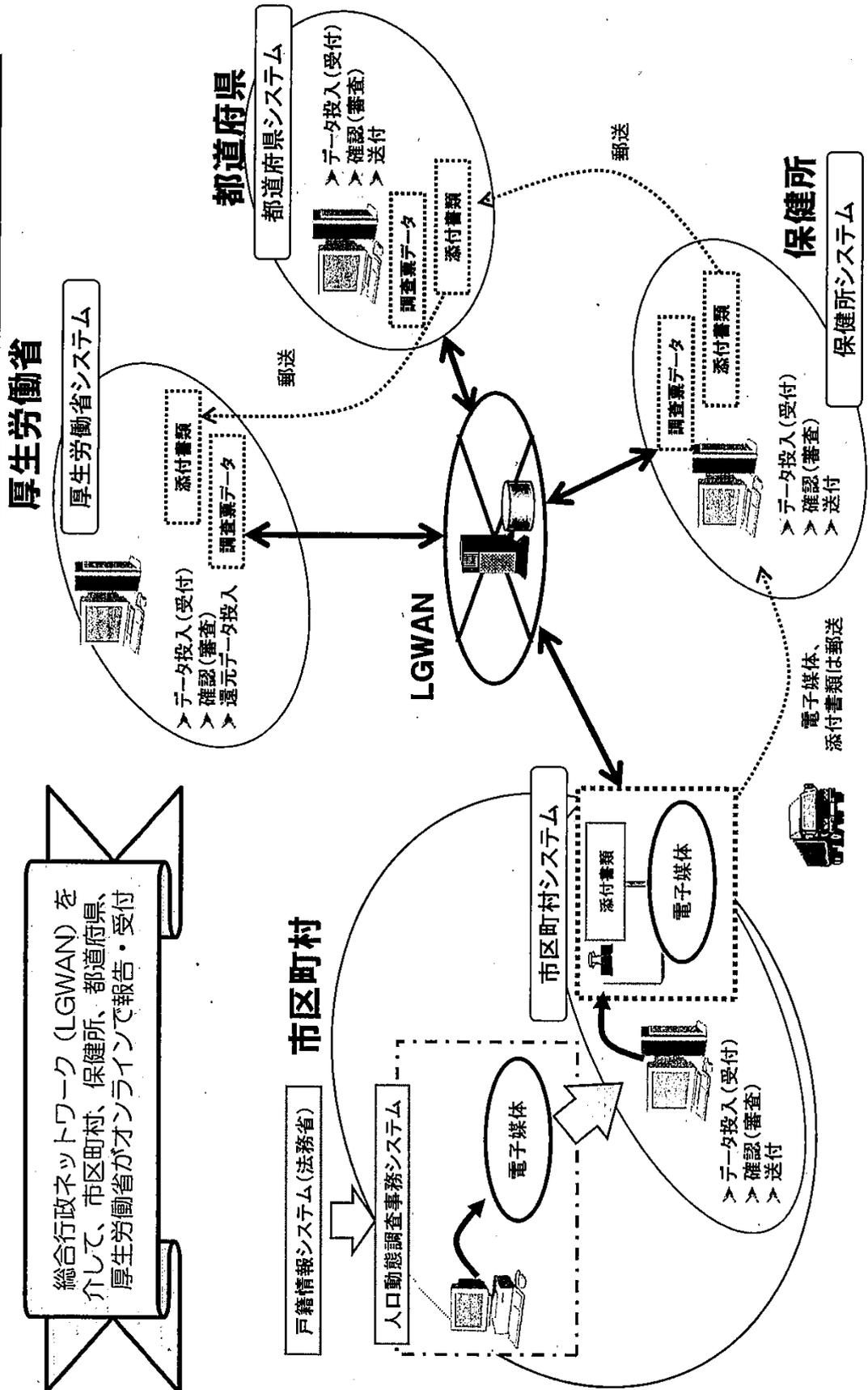
自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由	胎児の側										母の側											
	(ア) 直又は接は原因	▼枠内に記入しきれない分は下欄に記入してください。										▼枠内に記入しきれない分は下欄に記入してください。										
	(イ) の原因	▼枠内に記入しきれない分は下欄に記入してください。										▼枠内に記入しきれない分は下欄に記入してください。										
	(ウ) の原因	▼枠内に記入しきれない分は下欄に記入してください。										▼枠内に記入しきれない分は下欄に記入してください。										
	(エ) の原因	▼枠内に記入しきれない分は下欄に記入してください。										▼枠内に記入しきれない分は下欄に記入してください。										
II 1はした影響を及ぼす	▼枠内に記入しきれない分は下欄に記入してください。										▼枠内に記入しきれない分は下欄に記入してください。											
母法に保よる場合	1母体側の疾患	2その他	疾患名又は理由																			
母法に保よる場合	1母体側の疾患	2その他	疾患名又は理由																			

(15) 胎児手術の有無	1無	2有	部位及び主要所見	(17) 死胎解剖の有無	1無	2有	主要所見	(16) 死産に立ち会った者	1医師	2助産師	3その他
--------------	----	----	----------	--------------	----	----	------	----------------	-----	------	------

双子以上の場合には他の子の事件簿番号	出生票第 号	死産票第 号	確認 欄	備考
--------------------	--------	--------	------	----

人口動態調査オンライン報告システム

システム構成図



総合行政ネットワーク(LGWAN)を介して、市区町村、保健所、都道府県、厚生労働省がオンラインで報告・受付

用語の解説

- 自然増減 出生数から死亡数を減じたものをいう。
- 乳児死亡 生後1年未満の死亡をいう。
- 新生児死亡 生後4週未満の死亡をいう。
- 早期新生児死亡 生後1週未満の死亡をいう。
- 妊娠期間 出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満週数による。(昭和53年までは、^か数えによる妊娠月数)
- 早期：妊娠満37週未満(259日未満)
- 定期：妊娠満37週から満42週未満(259日から293日)
- 過期：妊娠満42週以上(294日以上)
- 死産 妊娠満12週(妊娠第4月)以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
- 自然死産と人工死産 人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置(胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用)を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。
- なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。
- (1) 胎児を出生させることを目的とした場合
 - (2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

(参 考)

死産統計を観察する場合、次の沿革を考慮する必要がある。

昭和23年以降：優生保護法の施行(7月)により、人工妊娠中絶の中の、妊娠第4月以降のものも人工死産に含むことになった。

昭和24年以降：優生保護法の改正(6月)により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含むことになった。

昭和27年以降：優生保護法の改正(5月)により、優生保護審査会の審査を廃止するなど、その手続が簡素適正化され、優生保護法による指定医師は本人及び配偶者の同意を得て、要件に該当する者に対し、人工妊娠中絶を行うことができるようになった。

昭和43年以降：胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合、従来は人工死産であったが、自然死産として取り扱うこととなった。

昭和51年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準を、従来の「通常妊娠8月未満」から「通常妊娠第7月未満」に改めた。

(昭和51年1月20日付け厚生省発衛第15号厚生事務次官通知)

昭和54年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠第7月未満」から「通常妊娠満23週以前」に表現を改めた。(昭和53年11月21日付け厚生省発衛第252号厚生事務次官通知)

平成3年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠満23週以前」から「通常妊娠満22週未満」に改めた。(平成2年3月20日付け厚生省発健医第55号厚生事務次官通知)

周産期死亡 妊娠満22週（154日）以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

妊産婦死亡 妊娠中又は妊娠終了後満42日未満¹⁾の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるものをいう。ただし、不慮又は偶発の原因によるものを除く。

その範囲は、直接産科的死亡（O00～O92）及び間接産科的死亡（O98～O99）に原因不明の産科的死亡（O95）、産科的破傷風（A34）及びヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病（B20～B24）を加えたものである²⁾。

直接産科的死亡：妊娠時における産科的合併症が原因で死亡したものをいい、これらの疾患は、直接産科的原因によるものではないが、妊娠の生理的作用によって悪化したものである。

間接産科的死亡：妊娠前から存在した疾患又は妊娠中に発症した疾患により死亡したものをいい、これらの疾患は、直接産科的原因によるものではないが、妊娠の生理的作用によって悪化したものである。

注：1）昭和53年までは「産後90日以内」とし、昭和54年から平成6年までは「分娩後42日以内」としている。

2）昭和53年までの範囲は、基本分類表「XI 妊娠、分娩および産褥の合併症」には「間接産科的死亡」は含まれないので、「直接産科的死亡」がほぼ該当する。また、昭和54年から平成6年までは、基本分類表「XI 妊娠、分娩及び産じょく（褥）の合併症」（630～676）が該当する。

後発妊産婦死亡 妊娠終了後満42日以後1年未満における直接又は間接産科的原因による女性の死亡をいい、その範囲は、あらゆる産科的原因による母体死亡（O96）、産科的破傷風（A34）及びヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病（B20～B24）であり、ICD-10で新たに定義されたものである。

施設の種類

病院 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

診療所 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

介護老人保健施設 要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設で、介護保険法（平成9年法律第123号。平成12年4月1日施行）による都道府県知事の許可を受けたものをいう。

（参考）介護保険法施行前は老人保健法（昭和57年法律第80号）による老人保健施設である。

助産所 助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。

老人ホーム 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。

自宅 自宅の他、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む。

世帯の主な仕事

- 農 家 世 帯 最多所得者が農業だけ又は農業とその他の仕事を持っている世帯
- 自 営 業 者 世 帯 最多所得者が自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
- 常用勤労者世帯(I) 最多所得者が企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従事者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者はその他の世帯）
- 常用勤労者世帯(II) 最多所得者が常用勤労者世帯(I)にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯（日々または1年未満の契約の雇用者はその他の世帯）
- そ の 他 の 世 帯 最多所得者が上記にあてはまらないその他の仕事をしている世帯
- 無 職 の 世 帯 仕事をしている者のいない世帯（年金・利子等の収入で生活している世帯を含む）

(参 考)

平成7年からの区分	昭和43年から平成6年までの区分
農 家 世 帯	<ul style="list-style-type: none"> — 専 業 農 家 世 帯 農業だけをしている世帯 — 兼 業 農 家 世 帯 農業とその他の仕事を持っている世帯
自 営 業 者 世 帯	— 自 営 業 者 世 帯 店や事務所を持って自由業・商工業・サービス業などを個人で経営している世帯
常用勤労者世帯(I)	<ul style="list-style-type: none"> — 常用勤労者世帯(I) 管理・事務・教員・販売・外交・医療保健技術者・旧専門学校卒業以上の技術者などの勤労者世帯（日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯） — 常用勤労者世帯(II) 常用勤労者世帯(I)にあてはまらない勤労者世帯（日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯）
常用勤労者世帯(II)	
そ の 他 の 世 帯	— そ の 他 の 世 帯 上記以外の世帯
無 職 の 世 帯	

離婚の種類

協議離婚 戸籍法上の届出によって成立する（民763・764・739）が、これが有効に成立するためには、夫婦間に離婚についての意思の合致がなければならない。離婚意思の合致のない離婚は無効である。

裁判離婚 裁判所が関与して成立する離婚であって、調停離婚、審判離婚、和解離婚、認諾離婚及び判決離婚の5種があり、調停が成立したとき、和解が成立したとき、請求の認諾をしたとき、又は審判若しくは判決が確定したときに離婚の効果が生ずる。

調停離婚 当事者の申立て又は家庭裁判所の調停に付する処置により調停が開始される（家18・19 I）。調停において当事者間に離婚の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有する（家21 I）。

審判離婚 調停が成立しない場合に、家庭裁判所は、調停に代わる審判をすることができる（家24 I）。当事者が、2週間内に異議を申し立てると、審判はその効力を失うが、異議がなければ、審判は確定判決と同一の効力を有する（家25）。

和解離婚 離婚訴訟上において和解ができる（人訴37 I）。和解が成立し、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する（民訴267）。

認諾離婚 離婚訴訟上において請求の認諾ができる（人訴37 I）。請求の認諾があり、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する（民訴267）。

判決離婚 調停が成立せず、審判も確定しない場合に、法定の離婚原因があるときは、当事者の訴えの提起により離婚の判決がなされる（民770、人訴2・4以下）。

（引用の条文 民=民法、家=家事審判法、民訴=民事訴訟法、人訴=人事訴訟法、条数は1,2、項数はI,II）

注：家事事件手続法の施行（平成25年1月1日）に伴い、家事審判法は廃止されたが、本報告書では、平成24年調査時点において施行されていた家事審判法の条文を引用している。

比率の解説

本報告書で用いている比率の算出方法は以下のとおりである。

年次推移の表の昭和45年、50年及び55年については、10月1日現在日本人人口を国勢調査の確定数を用いて再計算したので、昭和45年、50年及び55年の報告書の数値と異なる場合がある。なお、比率の算出に用いた分母人口は巻末の付録を参照されたい。

1) 総 覧

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{自然増減率} = \frac{\text{自然増減数 (出生数 - 死亡数)}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数 (妊娠満12週以後の死児の出産)}}{\text{年間出産数 (出生数 + 死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{自然死産率} = \frac{\text{年間自然死産数}}{\text{年間出産数 (出生数 + 死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{人工死産率} = \frac{\text{年間人工死産数}}{\text{年間出産数 (出生数 + 死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出生数 + 年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

妊娠満22週以後の死産率 (総数・自然・人工)

$$= \frac{\text{年間の妊娠満22週以後の死産数 (総数・自然・人工)}}{\text{年間出生数 + 年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間早期新生児死亡数 (生後1週 (7日) 未満の死亡数)}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

2) 出 生

$$\text{出生性比} = \frac{\text{年間の男子出生数}}{\text{年間の女子出生数}} \times 100$$

母の年齢 (年齢階級) 別出生率

$$= \frac{\text{ある年齢 (年齢階級) の母が1年間に生んだ子の数}}{\text{10月1日現在における日本人女性のある年齢 (年齢階級) の人口}} \times 1,000$$

$$\text{月間出生率 (年換算率)} = \frac{\text{月間出生数}}{\text{月初人口} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$$

$$\text{(注) 年換算係数} = \frac{\text{月間日数 (30, 31, 28又は29)}}{\text{年間日数 (365又は366)}}$$

すなわち1年の長さを1とした場合の各月の長さをいう。

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \right\} \text{15歳から49歳までの合計}$$

(都道府県及び21大都市は5歳階級で算出し、5倍したものを合計している。)

合計特殊出生率は「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

(参 考)

合計特殊出生率には次の2つの種類がある。

「期間」合計特殊出生率：ある期間(1年間)の出生状況に着目したもので、その年における各年齢(15~49歳)の女性の出生率を合計したもの。女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の出生率」として、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。人口動態統計では上記計算式に基づき、期間合計特殊出生率を算出している。

「コーホート」合計特殊出生率：ある世代の出生状況に着目したもので、同一世代生まれ(コーホート)の女性の各年齢(15~49歳)の出生率を過去から積み上げたもの。「その世代の出生率」である。

実際に「1人の女性が一生の間に生む子どもの数」はコーホート合計特殊出生率であるが、この値はその世代が50歳に到達するまで得られないため、それに相当するものとして期間合計特殊出生率が一般に用いられている。なお、各年齢の出生率が世代(コーホート)によらず同じであれば、この二つの「合計特殊出生率」は同じ値になる。

ただし、晩婚化・晩産化が進行している状況等、各世代の結婚や出産の行動に違いがあり、各年齢の出生率が世代により異なる場合には、別々の世代の年齢別出生率の合計である期間合計特殊出生率は同一世代のコーホート合計特殊出生率の値と異なることに注意が必要である。

コーホート合計特殊出生率については、巻末の参考表「2 年次推移」の「表6」を参照されたい。

3) 死 亡

$$\text{死 亡 性 比} = \frac{\text{年間の男子死亡数}}{\text{年間の女子死亡数}} \times 100$$

年齢(年齢階級)別死亡率(総数・男・女)

$$= \frac{\text{年間のある年齢(年齢階級)の死亡数(総数・男・女)}}{\text{10月1日現在における日本人(総数・男・女)のある年齢(年齢階級)の人口}} \times 1,000$$

$$\text{月間死亡率(年換算率)} = \frac{\text{月間死亡数}}{\text{月初人口} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$$

$$\text{(注) 年換算係数} = \frac{\text{月間日数(30, 31, 28又は29)}}{\text{年間日数(365又は366)}}$$

すなわち1年の長さを1とした場合の各月の長さをいう。

$$\text{死因別死亡率(年間)} = \frac{\text{年間の死因別死亡数}}{\text{10月1日現在日本人口}} \times 100,000$$

$$\text{年齢調整死亡率} = \frac{\left\{ \left[\frac{\text{観察集団の各年齢}}{\text{(年齢階級)の死亡率}} \right] \times \left[\frac{\text{基準人口集団のその年齢}}{\text{(年齢階級)の人口}} \right] \right\} \text{の各年齢(年齢階級)の総和}}{\text{基準人口集団の総数}}$$

(参 考)

死亡率は年齢によって異なるので、国際比較や年次推移の観察には、人口の年齢構成の差異を取り除いて観察するために、年齢調整死亡率を使用することが有用である。

年齢調整死亡率の基準人口については、平成元年までは昭和10年の性別総人口(都道府県は昭和35年総人口)を使用してきたが、現実の人口構成からかけ離れてきたため、平成2年からは昭和60年モデル人口(昭和60年国勢調査日本人人口をもとに、ベビーブーム等の極端な増減を補正し1,000人単位で作成したもの)を使用している。

なお、計算式中の「観察集団の各年齢(年齢階級)の死亡率」は、1,000倍(死因別の場合は100,000倍)されたものである。

基準人口—昭和60年モデル人口—

年齢	基準人口	年齢	基準人口
0~4歳	8 180 000	50~54	7 616 000
5~9	8 338 000	55~59	6 581 000
10~14	8 497 000	60~64	5 546 000
15~19	8 655 000	65~69	4 511 000
20~24	8 814 000	70~74	3 476 000
25~29	8 972 000	75~79	2 441 000
30~34	9 130 000	80~84	1 406 000
35~39	9 289 000	85歳以上	784 000
40~44	9 400 000		
45~49	8 651 000	総 数	120 287 000

4) 乳児死亡

$$\text{乳児死亡性比} = \frac{\text{年間の男子乳児死亡数}}{\text{年間の女子乳児死亡数}} \times 100$$

$$\text{新生児死亡性比} = \frac{\text{年間の男子新生児死亡数}}{\text{年間の女子新生児死亡数}} \times 100$$

$$\text{日齢(月齢)別乳児死亡率性比} = \frac{\text{ある日齢(月齢)の男子乳児死亡率}}{\text{ある日齢(月齢)の女子乳児死亡率}} \times 100$$

月間乳児死亡率(年換算率)
(平成6年以前)

$$= \frac{\text{その月の月間乳児死亡数}}{\text{その月を含む過去1年間の出生数} \times \frac{\text{その月の月間日数}}{\text{その月を含む過去1年間の日数}}} \times 1,000$$

$$\text{月間乳児死亡率(年換算率)} = \frac{\text{月間乳児死亡数}}{\text{年間出生数} \times \text{年換算係数}} \times 1,000$$

(平成7年以降)

$$\text{(注) 年換算係数} = \frac{\text{月間日数(30, 31, 28又は29)}}{\text{年間日数(365又は366)}}$$

すなわち1年の長さを1とした場合の各月の長さをいう。

$$\text{死因別乳児死亡率又は生存期間別乳児死亡率} = \frac{\text{年間の死因別乳児死亡数(又は生存期間別乳児死亡数)}}{\text{年間出生数}} \times 100,000$$

$$\text{死因別新生児死亡率} = \frac{\text{年間の死因別新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 100,000$$

5) 死産

$$\text{死産性比} = \frac{\text{年間の男子死産数}}{\text{年間の女子死産数}} \times 100$$

$$\text{月間死産率(総数・自然・人工)} = \frac{\text{月間死産数(総数・自然・人工)}}{\text{月間出産数(出生数+死産数)}} \times 1,000$$

月間の妊娠満22週以後の死産率(総数・自然・人工)

$$= \frac{\text{月間の妊娠満22週以後の死産数(総数・自然・人工)}}{\text{月間出生数+月間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

6) 周産期死亡

$$\text{月間周産期死亡率} = \frac{\text{月間周産期死亡数}}{\text{月間出生数+月間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

7) 妊産婦死亡

$$\text{妊産婦死亡率} = \frac{\text{年間の妊産婦死亡数}}{\text{年間出産数(出生数+死産数)(又は年間出生数)}} \times 100,000$$

$$\text{後発妊産婦死亡率} = \frac{\text{年間の後発妊産婦死亡数}}{\text{年間出産数(出生数+死産数)}} \times 100,000$$

注：妊産婦死亡については65ページを参照されたい。

速報

- 第1表 人口動態総覧, 対前年比較
- 第2表 人口動態総覧, 都道府県—指定都市・特別区(再掲)別

概数

月報

- 第1表 人口動態総覧, 対前年比較
- 第2表 人口動態総覧, 年次, 月別, 対前年比較
- 第3表 人口動態総覧, 都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第4表 死亡数・死亡率(人口10万対), 死因简单分類別, 対前年比較
- 第5表 乳児死亡数, 乳児死亡率(出生10万対), 乳児死因简单分類別, 対前年比較
- 第6表 死亡数・死亡率(人口10万対), 性・年齢(5歳階級)・選択死因分類別
- 第7表 感染症による死亡数, 死因(感染症分類)別・対前年比較
- 第8表 出生数, 性・母の年齢(各歳)・出生順位別
- 第9表 出生数, 出生順位・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第10表 母日本人の出生数, 性・父の国籍・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第11表 父日本人の出生数, 性・母の国籍・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第12表 死亡数, 性・年齢(5歳階級)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第13表 死亡数, 死亡率(人口10万対)、性・年齢(5歳階級)・死因简单分類, 小学生—中学生年齢(再掲)別
- 第14表 死亡数・死亡率(人口10万対), 性・死因简单分類・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第15表 死亡数, 性・年齢(5歳階級)・死因简单分類・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第16表 感染症による死亡数, 死因(感染症分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別

年計

- 第1表 主な死因の死亡数・死亡率(人口10万対), 都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第2表 乳児死亡数, 性・日齢・月齢・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第3表 新生児死亡数・新生児死亡率(出生10万対), 乳児死因简单分類別
- 第4表 乳児死亡数・新生児死亡数, 性・乳児死因简单分類・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第5表 死産数, 自然—人工・妊娠期間(4週区分)・母の年齢(5歳階級)別
- 第6表 出生数, 母の年齢(5歳階級)・都道府県別
- 第7表 母の平均年齢, 出生順位別
- 第8表 出生数, 2,500g未満の出生数(再掲), 性・母の年齢(5歳階級)・出生順位・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第9表 合計特殊出生率, 年齢階級別
- 第10表 合計特殊出生率, 出生順位別
- 第11表 合計特殊出生率, 都道府県別
- 第12表 死亡数・死亡率(人口10万対)・死因順位, 性・年齢(5歳階級)別
- 第13表 婚姻件数, 初婚の妻の年齢(各歳)別
- 第14表 婚姻件数, 夫の初婚—再婚・妻の初婚—再婚別
- 第15表 平均婚姻年齢・平均初婚年齢, 都道府県別
- 第16表 離婚件数, 同居期間別

確定数

上巻

総覧

- 第1表 人口動態の年間発生件数・率・平均発生間隔—前年との比較—
- 第2表 人口動態総覧
- 第3表 都道府県(指定都市・特別区再掲)別にみた人口動態総覧

出生

- 第1表 出生数・率(人口千対)・出生性比及び合計特殊出生率
- 第2表 月別にみた出生数及び率(人口千対)
- 第3表 都道府県別にみた出生数
- 第4表 都道府県別にみた出生率(人口千対)
- 第5表 都道府県別にみた合計特殊出生率
- 第6表 母の年齢別にみた出生数・百分率及び出生率(女性人口千対)
- 第7表 市部—郡部・出生の場所別にみた出生数
- 第8表 市部—郡部・出生の場所別にみた出生数百分率
- 第9表 都道府県(指定都市・特別区再掲)・出生の場所別にみた出生数
- 第10表 都道府県(指定都市・特別区再掲)・出生の場所別にみた出生数百分率

- 第 11 表 出産順位別にみた出生数及び百分率
 第 12 表 出生順位別にみた出生数及び百分率
 第 13 表 都道府県(指定都市・特別区再掲)・出産順位別にみた出生数
 第 14 表 都道府県(指定都市・特別区再掲)・出産順位別にみた出生数百分率
 第 15 表 出生順位別にみた母の年齢別出生数及び百分率
 第 16 表 出産順位別にみた母の年齢別出生数及び百分率
 第 17 表 出生順位別にみた母の年齢別出生数
 第 18 表 出生順位別にみた母の年齢別出生率
 第 19 表 出生順位別にみた母の平均年齢
 第 20 表 出生順位別にみた父の平均年齢
 第 21 表 出生順位・都道府県(指定都市・特別区再掲)別にみた父・母の平均年齢
 第 22 表 父母が結婚生活に入ってから出生順位第1子出生までの期間別にみた嫡出生数百分率及び平均期間
 第 23 表 世帯の主な仕事別にみた出生順位別出生数及び百分率
 第 24 表 妊娠期間別にみた出生数及び百分率
 第 25 表 性・出生時の体重別にみた出生数・百分率及び平均体重
 第 26 表 都道府県(指定都市・特別区再掲)・性別にみた出生時の平均体重及び2,500g未満の出生数及び割合
 第 27 表 単産一複産・性別にみた出生時の体重別出生数・百分率及び平均体重
 第 28 表 母の年齢・単産一複産・性別にみた2,500g未満の出生数及び割合
 第 29 表 嫡出子一嫡出でない子別にみた出生数及び百分率
 第 30 表 性別にみた嫡出でない子の出生数及び割合
 第 31 表 母の年齢別にみた嫡出でない子の出生数及び割合
 第 32 表 父母の国籍別にみた出生数及び百分率
 第 33 表 父母の国籍別にみた都道府県(指定都市・特別区再掲)別出生数
 第 34 表 父母の国籍別にみた都道府県(指定都市・特別区再掲)別出生数百分率
 第 35 表 性・出生時の身長別にみた出生数・百分率及び平均身長
 第 36 表 単産一複産(複産の種類・出生一死産の組合せ)別にみた分娩件数
 第 37 表 都道府県別にみた単産一複産(複産の種類)別分娩件数
 第 38 表 都道府県別にみた複産の種類別分娩件数百分率
- 死亡
- 第 1 表 性別死亡数・率(人口千対)及び死亡性比
 第 2 表 性別粗死亡率及び年齢調整死亡率(人口千対)
 第 4 表 月別にみた死亡数及び率(人口千対)
 第 5 表 死亡の場所別にみた死亡数
 第 6 表 死亡の場所別にみた死亡数百分率
 第 7 表 死亡の場所別にみた都道府県(指定都市・特別区再掲)別死亡数
 第 8 表 死亡の場所別にみた都道府県(指定都市・特別区再掲)別死亡数百分率
 第 9 表 都道府県別にみた死亡数
 第 10 表 都道府県別にみた死亡率(人口千対)
 第 11 表 死因順位
 第 12 表 死因年次推移分類別にみた性別死亡数及び率(人口10万対)
 第 13 表 死因簡単分類・性別死亡数及び率(人口10万対)
 第 14 表 死因年次推移分類別にみた性別年齢調整死亡率(人口10万対)
 第 15 表 性・年齢別にみた死因年次推移分類別死亡数及び率(人口10万対)
 第 16 表 性・年齢別にみた死因簡単分類別死亡率(人口10万対)
 第 17 表 性・年齢別にみた死因順位
 第 18 表 月別にみた死因簡単分類別死亡率(人口10万対)
 第 19 表 都道府県(指定都市・特別区再掲)別にみた死因簡単分類別死亡率(人口10万対)
 第 20 表 都道府県(指定都市・特別区再掲)別にみた死因順位
 第 21 表 死亡の場所別にみた主な死因の性別死亡数及び百分率
 第 22 表 死亡の場所別にみた主な死因の性・年齢別死亡数及び百分率
 第 23 表 世帯の主な仕事別にみた選択死因分類別死亡数及び百分率
 第 24 表 悪性新生物の主な部位別にみた性別死亡数及び率(人口10万対)
 第 25 表 悪性新生物の主な部位別にみた性・年齢別死亡率(人口10万対)
 第 26 表 悪性新生物の主な部位別にみた性別年齢調整死亡率(人口10万対)
 第 27 表 脳血管疾患の病類別にみた性別死亡数・百分率・粗死亡率及び年齢調整死亡率(人口10万対)
 第 28 表 心疾患の病類別にみた性別死亡数・百分率・粗死亡率及び年齢調整死亡率(人口10万対)
 第 29 表 感染症分類別にみた性別死亡数及び率(人口10万対)
 第 30 表 不慮の事故の種類別にみた死亡数及び率(人口10万対)

- 第31表 不慮の事故の種類別にみた年齢別死亡数
 第32表 不慮の事故の種類別にみた年齢別死亡数百分率
 第33表 交通事故の種類別にみた死亡数及び百分率
 第34表 交通事故以外の不慮の事故の傷害発生の場所別にみた年齢別死亡数及び百分率
 第35表 家庭における主な不慮の事故の種類別にみた年齢別死亡数及び百分率
 第36表 自殺の手段別にみた性別死亡数及び百分率
 第37表 妊産婦死亡の死因別にみた死亡数及び率(出産10万対)
 第38表 後発妊産婦死亡の死因別にみた死亡数及び率(出産10万対)
 第39表 都道府県別にみた妊産婦死亡数及び率(出産10万対)
- 乳児死亡
- 第1表 乳児死亡数・率(出生千対)・乳児死亡性比及び総死亡中乳児死亡の占める割合
 第2表 新生児死亡数・率(出生千対)・新生児死亡性比及び乳児死亡中新生児死亡の占める割合
 第3表 生存期間別にみた性別乳児死亡率(出生10万対)・乳児死亡率性比及び百分率
 第4表 生存期間別にみた性別乳児死亡率(出生10万対)
 第5表 月別にみた乳児死亡数及び率(出生千対)
 第6表 出生年月別にみた出生数・乳児死亡数及び率(出生千対)
 第7表 死亡の場所別にみた乳児死亡数及び百分率
 第8表 死亡の場所別にみた都道府県(指定都市・特別区再掲)別乳児死亡数百分率
 第9表 世帯の主な仕事別にみた生存期間別乳児死亡数・率(世帯の主な仕事別出生千対)及び百分率
 第10表 都道府県別にみた乳児死亡数
 第11表 都道府県別にみた乳児死亡率(出生千対)
 第12表 都道府県(指定都市・特別区再掲)別にみた生存期間別乳児死亡率(出生10万対)及び乳児死亡中新生児死亡・早期新生児死亡の占める割合
 第13表 乳児死因简单分類別乳児死亡数及び率(出生10万対)
 第14表 生存期間別にみた乳児死因简单分類別乳児死亡数及び率(出生10万対)
 第15表 生存期間別にみた乳児死因简单分類別乳児死亡数百分率及び乳児死因简单分類別にみた生存期間別乳児死亡数百分率
 第16表 乳児・新生児の死因順位
 第17表 都道府県(指定都市・特別区再掲)別にみた死因(乳児死因简单分類)別乳児死亡率(出生10万対)
 第18表 体重別にみた乳児死因简单分類別病死による乳児死亡数及び率(出生10万対)
 第19表 体重別にみた乳児死因简单分類別病死による新生児死亡数及び率(出生10万対)
- 死産
- 第1表 死産数・率(出産千対)及び死産性比
 第2表 市部一郡部・自然一人工別死産数
 第3表 市部一郡部・自然一人工別死産率(出産千対)及び全死産中人工死産の占める割合
 第4表 自然一人工別妊娠満22週以後死産数・妊娠満22週以後の死産率(出産千対)及び全死産中妊娠満22週以後の死産の占める割合
 第5表 妊娠期間別にみた自然一人工別死産数及び百分率
 第6表 月別にみた自然一人工別死産数及び死産率(出産千対)
 第7表 出産の場所別にみた自然一人工別死産数及び百分率
 第8表 母の年齢・世帯の主な仕事別にみた自然一人工別死産率(出産千対)
 第9表 嫡出子一嫡出でない子・自然一人工別にみた妊娠期間別死産数及び百分率
 第10表 嫡出子一嫡出でない子別にみた妊娠満22週以後の死産数及び百分率
 第11表 都道府県(指定都市・特別区再掲)別にみた出産の場所別死産数及び百分率
 第12表 都道府県別にみた死産数
 第13表 都道府県別にみた死産率(出産千対)
 第14表 都道府県別にみた自然死産数
 第15表 都道府県別にみた自然死産率(出産千対)
 第16表 都道府県別にみた人工死産数
 第17表 都道府県別にみた人工死産率(出産千対)
 第18表 死産原因別にみた死産数及び百分率
 第19表 死因・母側病態一児側病態別にみた自然死産数及び百分率
- 周産期死亡
- 第1表 性・妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡別周産期死亡数
 第2表 性・妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡別周産期死亡率
 第3表 月別にみた妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡周産期死亡数及び率
 第4表 体重別にみた妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡別周産期死亡数及び百分率
 第5表 体重別にみた妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡別周産期死亡数・率及び百分率
 第6表 母の年齢別にみた妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡別周産期死亡数及び率

- 第 7 表 母の年齢別にみた世帯の主な仕事別妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡別周産期死亡数
- 第 8 表 母の年齢別にみた世帯の主な仕事別妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡別周産期死亡率
- 第 9 表 母の年齢別にみた性別妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡別周産期死亡数及び率
- 第 10 表 単産一複産・出産順位別にみた妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡別周産期死亡数及び率
- 第 11 表 都道府県(指定都市・特別区再掲)別にみた妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡別周産期死亡数・率及び周産期死亡中妊娠満22週以後の死産の占める割合
- 第 12 表 都道府県別にみた妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡別周産期死亡数
- 第 13 表 都道府県別にみた妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡別周産期死亡率
- 第 14 表 死因・母側病態一児側病態別にみた妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡別周産期死亡数及び百分率

婚姻

- 第 1 表 都道府県別にみた婚姻件数
- 第 2 表 都道府県別にみた婚姻率(人口千対)
- 第 3 表 届出月別にみた婚姻件数及び百分率
- 第 4 表 初婚一再婚別にみた婚姻件数及び総数に対する再婚の割合一夫・妻一
- 第 5 表 夫妻の初婚一再婚の組合せ別にみた婚姻件数及び百分率
- 第 6 表 前婚解消後から再婚までの期間別にみた再婚件数百分率一夫・妻一(当該年に結婚生活に入り届け出たもの)
- 第 7 表 結婚生活に入ったときの年齢別にみた婚姻件数一初婚の夫・妻及び再婚の夫・妻一(当該年に結婚生活に入り届け出たもの)
- 第 8 表 結婚生活に入ったときの年齢別にみた初婚率・再婚率(人口千対)一夫・妻一(当該年に結婚生活に入り届け出たもの)
- 第 9 表 結婚生活に入ったときの年齢別にみた夫妻の初婚一再婚別件数及び百分率(当該年に結婚生活に入り届け出たもの)
- 第 10 表 結婚生活に入ったときの年齢別にみた夫・妻の初婚一再婚別件数百分率(当該年に結婚生活に入り届け出たもの)
- 第 11 表 平均婚姻年齢及び夫妻の年齢差
- 第 12 表 都道府県別にみた平均婚姻年齢一初婚の夫・初婚の妻一(当該年に結婚生活に入り届け出たもの)
- 第 13 表 結婚生活に入ったときの初婚夫妻の年齢別にみた婚姻件数及び百分率(当該年に結婚生活に入り届け出たもの)
- 第 14 表 初婚夫妻の年齢差別にみた婚姻件数及び百分率(当該年に結婚生活に入り届け出たもの)
- 第 15 表 夫の結婚生活に入る前の世帯の主な仕事別にみた妻の結婚生活に入る前の世帯の主な仕事別初婚夫妻の婚姻件数及び百分率(当該年に結婚生活に入り届け出たもの)
- 第 16 表 結婚生活に入ったときから婚姻届出までの期間別にみた婚姻件数百分率
- 第 17 表 結婚生活に入ったときから婚姻届出までの期間別にみた婚姻件数累積百分率
- 第 18 表 夫妻の国籍別にみた婚姻件数
- 第 19 表 夫妻の国籍別にみた婚姻件数百分率
- 第 20 表 夫妻の国籍別にみた都道府県(指定都市・特別区再掲)別婚姻件数
- 第 21 表 夫妻の国籍別にみた都道府県(指定都市・特別区再掲)別婚姻件数百分率

離婚

- 第 1 表 都道府県別にみた離婚件数
- 第 2 表 都道府県別にみた離婚率(人口千対)
- 第 3 表 届出月別にみた離婚件数及び百分率
- 第 4 表 離婚の種類別にみた離婚件数及び百分率
- 第 5 表 結婚生活に入ってから同居をやめたときまでの期間別にみた離婚件数・百分率及び平均同居期間
- 第 6 表 同居をやめたときの年齢別にみた離婚件数一夫・妻一(当該年に同居をやめ届け出たもの)
- 第 7 表 同居をやめたときの年齢別にみた離婚率(人口千対)一夫・妻一(当該年に同居をやめ届け出たもの)
- 第 8 表 同居をやめたときの夫妻の年齢別にみた離婚件数及び百分率(当該年に同居をやめ届け出たもの)
- 第 9 表 夫妻が親権を行わなければならない子の数別にみた離婚件数及び百分率
- 第 10 表 親権を行わなければならない子をもつ夫妻別にみた離婚件数及び百分率
- 第 11 表 親権を行わなければならない子の数別にみた離婚件数及び百分率
- 第 12 表 同居をやめた当時の世帯の主な仕事別にみた同居期間別離婚件数及び百分率
- 第 13 表 夫妻の国籍別にみた離婚件数及び百分率
- 第 14 表 夫妻の国籍別にみた都道府県(指定都市・特別区再掲)別離婚件数

第15表 夫妻の国籍別にみた都道府県(指定都市・特別区再掲)別離婚件数百分率

中巻
総覧

第1表 人口動態総覧,都道府県(指定都市・特別区再掲)別

第2表 人口動態総覧,都道府県,保健所・市区町村別

出生

第1表 出生数,出生の場所・都道府県・市部一郡部(指定都市・特別区再掲)別

第2表 出生数,性・出生月・市部一郡部(全国)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別

第3表 出生数,性・出産順位・都道府県(指定都市・特別区再掲)別

第4表 出生数,性・出生月・出生順位・母の年齢(5歳階級)別

第5表 出生数,性・母の年齢(5歳階級)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別

第6表 出生数,性・母の年齢(5歳階級)・出産順位別

第7表 出生数,性・母の年齢(各歳)・出生順位・嫡出子一嫡出でない子別

第8表 嫡出出生数,父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)・出生順位別

第9表 嫡出出生数,結婚生活に入った年・母の年齢(各歳)・出生順位別

第10表 出生数,母の年齢(5歳階級)・出生順位・出生当時の世帯の主な仕事別

第11表 出生数,出生時の体重;出生時の平均体重,性・単産一複産・都道府県(指定都市・特別区再掲)別

第12表 出生数,出生時の体重;出生時の平均体重,性・単産一複産・母の年齢(5歳階級)別

第13表 出生数,出生時の体重;出生時の平均体重,性・単産一複産・出産順位別

第14表 出生数,出生時の体重;出生時の平均体重,性・単産一複産・妊娠期間(4週区分・早期一正期一過期再掲)別

第15表 出生数,出生時の体重;出生時の平均体重,性・嫡出子一嫡出でない子・母の年齢(5歳階級)別

第16表 出生数,出生時の身長;出生時の平均身長,性・都道府県(指定都市・特別区再掲)別

第17表 嫡出出生数,結婚期間・母の年齢(各歳)・出生順位別

第18表 出生数,性・母の年齢(5歳階級)・市部一郡部・嫡出子一嫡出でない子別

死亡

第1表 死亡数・乳児(1歳未満)死亡数・新生児(生後4週未満)死亡数・早期新生児(生後1週未満)死亡数,死亡の場所・都道府県・市部一郡部(指定都市・特別区再掲)別

第2表 死亡数,性・死亡月・市部一郡部(全国)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別

第3表 死亡数,性・年齢(5歳階級)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別

第4表 死亡数,性・年齢(各歳)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別

第5表 死亡数,性・死亡月・生年年齢別

第6表 死亡数,性・年齢(5歳階級)・死亡当時の世帯の主な仕事別

第7表 15歳以上の死亡数,性・年齢(5歳階級)・配偶関係別

第8表 死亡数,性・死亡の場所・年齢(5歳階級)別

乳児死亡

第1表 乳児(1歳未満)死亡数・新生児(生後4週未満)死亡数,性・死亡月・市部一郡部(全国)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別

第2表 乳児(1歳未満)死亡数,性・生存期間・市部一郡部(全国)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別

第3表 乳児(1歳未満)死亡数,性・生存期間・死亡当時の世帯の主な仕事別

第4表 乳児(1歳未満)死亡数,死亡月・生年月別

第5表 病死による乳児(1歳未満)死亡数,出生時の体重;出生時の平均体重,性・単産一複産・母の年齢(5歳階級)別

第6表 病死による乳児(1歳未満)死亡数,出生時の体重;出生時の平均体重,性・単産一複産・出産順位

第7表 病死による乳児(1歳未満)死亡数,出生時の体重;出生時の平均体重,性・妊娠期間(4週区分・早期一正期一過期再掲)別

死産

第1表 死産数,出産の場所・都道府県・市部一郡部(指定都市・特別区再掲)別

第2表 死産数,自然一人工・出産の場所・市部一郡部(全国)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別

第3表 死産数,自然一人工・死産月・市部一郡部(全国)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別

第4表-1 死産数,自然一人工・妊娠期間(4週区分)・都道府県・市部一郡部(指定都市・特別区再掲)別

第4表-2 死産数,自然一人工・妊娠期間(早期一正期一過期)・都道府県・市部一郡部(指定都市・特別区再掲)別

第5表-1 死産数,自然一人工・性・妊娠期間(4週区分)・嫡出子一嫡出でない子別

第5表-2 死産数,自然一人工・性・妊娠期間(早期一正期一過期)・嫡出子一嫡出でない子別

第6表 死産数,自然一人工・母の年齢(5歳階級)・死産当時の世帯の主な仕事別

第7表 妊娠満22週以後の死産数,性・母の年齢(5歳階級)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別

第8表 妊娠満22週以後の死産数,自然一人工・出産の場所・胎児死亡の時期・市部一郡部(全国)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別

第9表	妊娠満22週以後の死産数, 自然—人工・性・母の年齢(5歳階級)・出産順位別
周産期死亡	
第1表	周産期死亡数, 妊娠満22週以後の死産—早期新生児死亡・性・死亡月・市部—郡部(全国)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第2表	周産期死亡数, 出産時の体重; 出産時の平均体重, 妊娠満22週以後の死産—早期新生児死亡・性・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第3表	周産期死亡数, 出産時の体重; 出産時の平均体重, 妊娠満22週以後の死産—早期新生児死亡・性・単産—複産・母の年齢(5歳階級)別
第4表	周産期死亡数, 出産時の体重; 出産時の平均体重, 妊娠満22週以後の死産—早期新生児死亡・性・単産—複産・出産順位別
第5表	周産期死亡数, 出産時の体重; 出産時の平均体重, 妊娠満22週以後の死産—早期新生児死亡・性・単産—複産・妊娠期間(4週区分・早期—正期—過期再掲)別
婚姻	
第1表	婚姻件数, 届出月・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第2表	婚姻件数, 届出月・結婚生活に入った年月別—全国・指定都市・特別区の計(再掲)—
第3表	婚姻件数(当該年に結婚生活に入り届け出たもの), 届出月・結婚生活に入ったときの年齢(5歳階級)・初婚—再婚別
第4表	婚姻件数, 夫の初婚—再婚(死別—離別)・妻の初婚—再婚(死別—離別)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第5表	婚姻件数(当該年に結婚生活に入り届け出たもの), 夫の同居時の年齢(各歳)・妻の同居時の年齢(各歳)・夫の初婚—再婚・妻の初婚—再婚別
第6表	平均婚姻年齢; 初婚者数・再婚者数(当該年に結婚生活に入り届け出た夫・妻別), 夫—妻の同居時の年齢(各歳)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第7表	再婚者数, 夫—妻・死別—離別・前婚解消の年・前婚解消時の年齢(各歳)別
第8表	婚姻件数, 夫の国籍・妻の国籍・夫の初婚—再婚・妻の初婚—再婚別
離婚	
第1表	離婚件数, 届出月・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第2表	離婚件数, 届出月・同居をやめた年月別
第3表	離婚件数(当該年に同居をやめ届け出たもの), 夫の別居時の年齢(各歳)・妻の別居時の年齢(各歳)別
第4表	離婚件数, 種類・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第5表	離婚件数, 種類・同居期間・同居をやめた当時の世帯の主な仕事別
第6表	離婚件数(当該年に同居をやめ届け出たもの), 夫—妻の別居時の年齢(5歳階級)・同居期間・夫—妻別
第7表	離婚件数, 夫妻が親権を行わなければならない子の数・妻が親権を行う子の数別—当該年に同居をやめ届け出たもの(再掲)—
第8表	離婚件数, 同居期間・夫妻が親権を行わなければならない子の数別—当該年に同居をやめ届け出たもの(再掲)—
前年以前の日本における日本人	
出生	
第1表	届出遅れ出生数, 性・出生の年・届出地による都道府県(指定都市・特別区再掲)別
死亡	
第1表	届出遅れ死亡数, 性・死亡の年・届出地による都道府県(指定都市・特別区再掲)別
日本における外国人	
出生	
第1表	嫡出出生数, 父の国籍・母の国籍別
第2表	出生数, 性・出生月・母の国籍別
第3表	嫡出出生数, 父の国籍・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第4表	出生数, 母の国籍・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第5表	出生数, 母の平均年齢; 母の国籍・母の年齢(5歳階級)別
死亡	
第1表	死亡数, 性・死亡月・国籍別
第2表	死亡数, 性・死亡の場所・国籍別
第3表	死亡数, 国籍・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第4表	死亡数, 性・年齢(5歳階級)・国籍別
乳児死亡	
第1表	乳児(1歳未満)死亡数, 性・死亡月・国籍別
死産	
第1表	死産数, 性・死産月・母の国籍別
第2表	死産数, 自然—人工・母の年齢(5歳階級)・妊娠期間(早期—正期—過期)別
婚姻・離婚	

- 第1表 婚姻件数, 夫の国籍・妻の国籍別
- 第2表 平均婚姻年齢; 初婚・再婚者数, 夫一妻別(当該年に結婚生活に入り届け出たもの)
- 第3表 離婚件数, 種類別
- 第4表 離婚件数, 夫の国籍・妻の国籍別
- 外国における日本人
 - 第1表 出生数・死亡数・乳児(1歳未満)死亡数, 性・月別
 - 第2表 平均婚姻年齢; 初婚・再婚者数, 夫一妻別(当該年に結婚生活に入り届け出たもの)
 - 第3表 離婚件数, 種類別
 - 第4表 死亡数, 性・年齢(5歳階級)別
- 前年以前の日本における外国人
 - 第1表 出生数・死亡数・乳児(1歳未満)死亡数・死産数, 性・年・国籍別
- 前年以前の外国における日本人
 - 第1表 出生数・死亡数・乳児(1歳未満)死亡数, 性・年別

下巻

死亡

- 第1表-1 死亡数, 性・年齢(5歳階級)・死因(三桁基本分類)別
- 第1表-2 死亡数, 性・死因(死因基本分類)別
- 第2表 死亡数, 性・年齢(5歳階級)・死因(死因簡単分類)別
- 第3表 死亡数, 性・死亡月・死因(死因簡単分類)別
- 第4表 死亡数, 性・死因(死因簡単分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第5表 死亡数, 性・死亡の場所・死因(死因簡単分類)別
- 第6表 死亡数, 性・年齢(特定階級)・死因(選択死因分類)・死亡当時の世帯の主な仕事別
- 第7表 15歳以上の死亡数, 性・年齢(特定階級)・配偶関係・死因(選択死因分類)別
- 第8表 感染症による死亡数, 死因(感染症分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第9表 交通事故以外の不慮の事故(W00-X59)の死亡数, 年齢(特定階級)・発生場所・外因(三桁基本分類)別
- 第10表 外因による死亡数, 性・年齢(特定階級)・外因(死因簡単分類)・外因の影響別
- 第11表 路上交通事故死亡数, 性・年齢(特定階級)・傷害発生地による都道府県(指定都市・特別区再掲)

乳児死亡

- 第1表 乳児(1歳未満)死亡数, 性・生存期間・死因(乳児死因簡単分類)別
- 第2表 乳児(1歳未満)死亡数・新生児(生後4週未満)死亡数, 性・死因(乳児死因簡単分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第3表 乳児(1歳未満)死亡数・新生児(生後4週未満)死亡数, 性・死亡月・死因(乳児死因簡単分類)別
- 第4表 病死による乳児(1歳未満)死亡数・新生児(生後4週未満)死亡数・早期新生児(生後1週未満)死亡数, 性・死因(乳児死因簡単分類)・出生時の体重別
- 第5表 病死による乳児(1歳未満)死亡数・新生児(生後4週未満)死亡数・早期新生児(生後1週未満)死亡数, 性・死因(乳児死因簡単分類)・妊娠期間(早期一正期一過期)別

死産

- 第1表 死産数, 母の年齢(5歳階級)・死産原因(三桁基本分類; 自然一人工)別
- 第2表 死産数, 妊娠期間(早期一正期一過期)・死産原因(三桁基本分類; 自然一人工)別
- 第3表 妊娠満22週以後の死産数, 出産時の体重・死産原因(三桁基本分類; 自然一人工)別

周産期死亡

- 第1表 周産期死亡数, 妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡・児側病態(三桁基本分類)・母側病態(三桁基本分類)別

日本における外国人, 外国における日本人

- 第1表 死亡数(日本における外国人一国籍別, 外国における日本人), 性・死因(死因簡単分類)別
- 第2表 乳児死亡数(日本における外国人一国籍別, 外国における日本人), 性・死因(乳児簡単分類)

保管表

出生

- 第1表 出生数, 出生の場所・出生時の立会者・都道府県・市部一郡部(指定都市・特別区再掲)別
- 第2表 出生数(複産のみ), 性・複産の種類・複産の順位別
- 第3表 出生数(複産のみ), 複産の種類・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第4表 出生数, 性・出生時の体重(100g階級)・妊娠期間(各週)・単産一複産別
- 第5表 出生数, 出生時の体重; 出生時の平均体重, 性・母の年齢(5歳階級)・出産順位別
- 第6表 出生数, 出生時の体重; 出生時の平均体重, 性・母の年齢(5歳階級)・出生順位別
- 第7表 出生数, 出生年月日時・出生の場所別
- 第8表 出生数, 出生月・母の生年年齢別
- 第9表 出生数, 性・出生順位・出産順位・母の年齢(5歳階級)別
- 第10表 出生数, 性・出生順位・都道府県(指定都市・特別区再掲)別

- 第 11 表 嫡出出生数, 父の年齢(5歳階級)・出生当時の世帯の主な仕事別
 第 12 表 出生数, 出生時の体重; 出生時の平均体重, 性・単産一複産・母の年齢(5歳階級)・出生当時の世帯の主な仕事別
 第 13 表 出生数, 出生時の身長; 出生時の平均身長, 性・単産一複産・妊娠期間(4週区分・早期一正期一過期再掲)別
 第 14 表 出生数, 性・出生時の身長・妊娠期間(各週)別
 第 15 表 出生数, 性・出生時の身長・出生時の体重(100g階級)別
 第 16 表 日本における父外国人・母日本人の嫡出出生数, 性・父の国籍・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
 第 17 表 日本における父外国人・母日本人の嫡出出生数, 性・出生月・父の国籍別
 第 18 表 日本における父外国人・母日本人の嫡出出生数, 父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別
 第 19 表 日本における父日本人・母外国人の嫡出出生数, 性・母の国籍・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
 第 20 表 日本における父日本人・母外国人の嫡出出生数, 性・出生月・母の国籍別
 第 21 表 日本における父日本人・母外国人の嫡出出生数, 父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別
- 死亡**
 第 1 表 15歳以上有配偶死亡数, 性・年齢(5歳階級)・配偶者の年齢(5歳階級)別
- 乳児死亡**
 第 1 表 病死による乳児(1歳未満)死亡数, 出生時の体重; 出生時の平均体重, 性・単産一複産・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 死産**
 第 1 表 死産数, 出産時の体重・性・単産一複産・自然一人工・妊娠期間(4週区分)別
 第 2 表 死産数, 出産時の体重・性・単産一複産・自然一人工・妊娠期間(早期一正期一過期)別
 第 3 表 死産数, 出産時の体重(100g階級)・単産一複産・自然一人工・妊娠期間(各週)別
 第 4 表 死産数, 出産時の身長(1cm階級)・単産一複産・自然一人工・妊娠期間(各週)別
 第 5 表 妊娠満22週以後の死産数, 性・出産時の体重(100g階級)・出産時の身長(1cm階級)別
 第 6 表 自然死産数(妊娠満22週以後), 胎児死亡の時期・妊娠期間(4週区分)・出産の場所別
 第 7 表 自然死産数(妊娠満22週以後), 胎児死亡の時期・妊娠期間(早期一正期一過期)・出産の場所別
 第 8 表 人工死産数, 妊娠期間(4週区分)・法による一法によらないもの・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
 第 9 表 死産数(複産のみ), 性・複産の種類・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
 第 10 表 死産数(複産のみ), 性・複産の種類・複産の順位別
 第 11 表 日本における父外国人一母日本人の死産数, 性・自然一人工・国籍別
 第 12 表 日本における父日本人一母外国人の死産数, 性・自然一人工・国籍別
 第 13 表 死産数, 出産の場所・出産時の立会者・都道府県・市部一郡部(指定都市・特別区再掲)別
 第 14 表 妊娠満22週以後の死産数, 自然一人工・出産の場所・出産時の立会者・胎児死亡の時期・市部一郡部(全国)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 周産期死亡**
 第 1 表 周産期死亡数, 妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡・出産時の体重(100g階級)・単産一複産・妊娠期間(各週)別
 第 2 表 周産期死亡数, 妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡・母の年齢(5歳階級)・出産当時の世帯の主な仕事別
 第 3 表 周産期死亡数(複産のみ), 妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡・性・複産の種類一複産の順位別
- 婚姻**
 第 1 表 婚姻件数, 夫の初婚一再婚・妻の初婚一再婚・届出時の年齢(各歳)別
 第 2 表 婚姻件数, 届出月・夫一妻の届出時の生年年齢別
 第 3 表 婚姻件数, 夫の氏・妻の氏・都道府県(指定都市・特別区再掲)別一当該年に結婚生活に入り届け出たもの(再掲)一
 第 4 表 婚姻件数, (5年前から当該年までに結婚生活に入ったもの), 結婚生活に入った年・夫の初婚一再婚・妻の初婚一再婚・同居時の年齢(各歳)別
 第 5 表 初婚者数(当該年に結婚生活に入り届け出たもの), 夫一妻の結婚生活に入る前の世帯の主な仕事・同居時の年齢(各歳)別
 第 6 表 平均初婚年齢; 初婚者数(当該年に結婚生活に入り届け出た夫・妻別再掲), 夫一妻の届出時の年齢(5歳階級)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
 第 7 表 日本における夫外国人・妻日本人の婚姻件数, 夫の届出時の年齢(各歳)・妻の届出時の年齢(各歳)別
 第 8 表 日本における夫日本人・妻外国人の婚姻件数, 夫の届出時の年齢(各歳)・妻の届出時の年齢(各歳)別
- 離婚**
 第 1 表 離婚件数, 夫一妻の届出時の年齢(各歳)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
 第 2 表 離婚件数, 届出月・夫一妻の届出時の生年年齢別
 第 3 表 離婚件数, 同居を始めた年・同居をやめた年別

- 第 4 表 離婚件数(5年前から当該年までに同居をやめたもの), 同居をやめた年・夫一妻の別居時の年齢(各歳)別
- 第 5 表 離婚件数, 夫妻が親権を行わなければならない子の数・同居をやめた当時の世帯の主な仕事別
- 第 6 表 離婚件数, 同居期間・夫妻が親権を行わなければならない子の数・種類別
- 第 7 表 離婚件数(当該年に同居をやめ届け出たもの), 夫の別居時の年齢(各歳)・妻の別居時の年齢(各歳)・同居をやめた当時の世帯の主な仕事別
- 第 8 表 日本における夫外国人・妻日本人の離婚件数, 夫の届出時の年齢(各歳)・妻の届出時の年齢(各歳)別
- 第 9 表 日本における夫日本人・妻外国人の離婚件数, 夫の届出時の年齢(各歳)・妻の届出時の年齢(各歳)別

死因
死亡

- 第 1 表 死亡数, 性・年齢(5歳階級)・死因(死因基本分類)別
- 第 2 表 死亡数, 性・年齢(5歳階級)・死因(死因简单分類)・死亡の場所別
- 第 3 表 死亡数, 性・年齢(各歳)・小学生一中学生(再掲)・死因(死因简单分類)別
- 第 4 表 死亡数, 性・年齢(5歳階級)・死亡の場所・死因(悪性新生物・心疾患・脳血管疾患)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第 5 表 15歳以上の死亡数, 性・年齢(5歳階級)・死因(選択死因分類)・配偶関係別
- 第 6 表 100歳以上の死亡数, 性・年齢(各歳)・死因(死因基本分類)別
- 第 7 表 感染症による死亡数, 性・死亡月・死因(感染症分類)別
- 第 8 表 感染症による死亡数, 死亡月・死因(感染症分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第 9 表 感染症による死亡数, 性・年齢(5歳階級)・死因(感染症分類)別
- 第 10 表 交通事故以外の不慮の事故(W00～X59)の死亡数, 性・年齢(特定階級)・外因(三桁基本分類)・発生場所別
- 第 11 表 路上交通事故死亡数, 性・年齢(特定階級)・受傷者の種類・外因の影響別
- 第 12 表 手術有りの死亡数(乳児死亡再掲), 死亡の場所・市部一郡部・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第 13 表 手術有りの死亡数, 性・死因(死因简单分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第 14 表 手術有りの死亡数, 性・年齢(5歳階級)・死因(死因简单分類)別
- 第 15 表 解剖有りの死亡数(乳児死亡再掲), 死亡の場所・市部一郡部・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第 16 表 解剖有りの死亡数, 性・死因(死因简单分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第 17 表 解剖有りの死亡数, 性・年齢(5歳階級)・死因(死因简单分類)別

乳児死亡

- 第 1 表 乳児(1歳未満)死亡数, 性・生存期間・死因(死因基本分類)別
- 第 2 表 病死による乳児(1歳未満)死亡数, 妊娠期間・母側病態(三桁基本分類)・死因(乳児死因简单分類)別
- 第 3 表 病死による乳児(1歳未満)死亡数, 母の年齢(5歳階級)・死因(乳児死因简单分類)別

死産

- 第 1 表 死産数, 自然一人工・性・出産時の立会者・児側病態(三桁基本分類)・母側病態(三桁基本分類)別
- 第 2 表 死産数, 自然一人工・児側病態・母側病態(死因基本分類)別
- 第 3 表 死産数, 自然一人工・児側病態(死因基本分類)・母側病態(死因基本分類)別
- 第 4 表 死産数, 自然一人工・妊娠期間(3区分)・母側病態(三桁基本分類)・児側病態(三桁基本分類)別
- 第 5 表 死産数, 自然一人工・妊娠期間(早期一正期一過期)・児側病態(三桁基本分類)・母側病態(三桁基本分類)別
- 第 6 表 死産数, 手術の有無・自然一人工・妊娠期間(妊娠満22週未満一妊娠満22週以後)・児側病態(死因基本分類)別
- 第 7 表 死産数, 解剖の有無・自然一人工・妊娠期間(妊娠満22週未満一妊娠満22週以後)・児側病態(死因基本分類)別

周産期死亡

- 第 1 表 周産期死亡数, 妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡・児側病態(三桁基本分類)・母側病態(死因基本分類)別
- 第 2 表 周産期死亡数, 妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡・児側病態(死因基本分類)・母側病態(死因基本分類)別
- 第 3 表 周産期死亡数, 妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡・妊娠期間(4週区分)・児側病態(三桁基本分類)・母側病態(三桁基本分類)別
- 第 4 表 周産期死亡数, 妊娠満22週以後の死産(自然一人工)一早期新生児死亡・児側病態(三桁基本分類)・母側病態(三桁基本分類)・出産時の体重;平均体重別
- 第 5 表 周産期死亡数, 解剖の有無・妊娠満22週以後の死産(胎児死亡の時期別)一早期新生児死亡・児側病態(三桁基本分類)別

都道府県編
出生

- 第 1 表 出生数, 出生の場所・出生時の立会者・都道府県(指定都市・特別区再掲)・保健所・市区町村
- 第 2 表 出生数, 性・出生月・都道府県(指定都市・特別区再掲)・保健所別

第3表	出生数, 出生当時の世帯の主な仕事・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第4表	出生数, 2,500g未満の出生数(再掲), 性・母の年齢(各歳)・出生順位・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第5表	出生数, 性・母の年齢(5歳階級)・都道府県(指定都市・特別区再掲)・保健所・市区町村別
死亡	
第1表	死亡数, 性・年齢(5歳階級)・都道府県(指定都市・特別区再掲)・保健所・市区町村別
第2表	死亡数, 性・死亡月・都道府県(指定都市・特別区再掲)・保健所別
第3表	死亡数, 乳児(1歳未満)死亡数, 新生児(生後4週未満)死亡数, 早期新生児(生後1週未満)死亡数, 死亡当時の世帯の主な仕事・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
死産	
第1表	死産数, 自然一人工・性・妊娠期間(4週区分・早期一正期一過期再掲)・都道府県(指定都市・特別区再掲)・保健所別
第2表	死産数, 自然一人工・妊娠期間(4週区分・早期一正期一過期再掲)・母の年齢(5歳階級)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
婚姻	
第1表	平均初婚年齢; 初婚者数(当該年に結婚生活に入り届け出た夫・妻別再掲), 夫一妻の同居時の年齢(5歳階級)・結婚生活に入る前の世帯の主な仕事・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第2表	平均初婚年齢; 初婚者数(当該年に結婚生活に入り届け出た夫・妻別再掲), 夫一妻の届出時の年齢(5歳階級)・結婚生活に入る前の世帯の主な仕事・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
離婚	
第1表	離婚件数, 同居期間・夫妻が親権を行わなければならない子の数・種類・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
死因	
第1表	死亡数, 性・死因(死因基本分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第2表	死亡数, 性・死亡月・年齢(5歳階級)・死因(死因簡単分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)
第3表	死亡数, 性・死亡月・死因(死因簡単分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第4表	死亡数, 性・死因(死因簡単分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)・保健所別
第5表	乳児(1歳未満)死亡数, 新生児(生後4週未満)死亡数, 性・死亡月・死因(乳児死因簡単分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第6表	死亡数, 性・死因(選択死因分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)・市区町村別
日本における外国人	
出生	
第1表	出生数, 出生の場所・母の国籍別
第2表	出生数; 出生時の平均体重, 母の国籍別
第3表	出生数, 父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)・ <u>嫡出子一嫡出でない子別</u>
婚姻	
第1表	婚姻件数, 夫の国籍・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第2表	婚姻件数, 妻の国籍・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第3表	婚姻件数, 夫の届出時の年齢(各歳)・妻の届出時の年齢(各歳)別
離婚	
第1表	離婚件数, 夫の届出時の年齢(各歳)・妻の届出時の年齢(各歳)別
死亡	
第1表	死亡数, 性・年齢(特定階級)・死因(選択死因分類)・国籍別
外国における日本人	
第1表	外国における父日本人・母日本人の出生数, 性・出生月別
第2表	外国における父外国人・母日本人の出生数, 性・出生月・父の国籍別
第3表	外国における父日本人・母外国人の出生数, 性・出生月・母の国籍別
第4表	前年以前の外国における父日本人・母日本人の出生数, 性・出生月別
第5表	外国における日本人の婚姻件数, 夫妻の国籍別
主要統計表	
総覧	
第1表	人口動態総覧
第2表	人口動態総覧, 都道府県(指定都市・特別区再掲)別
出生	
第1表	母の年齢(5歳階級)別にみた出生数・合計特殊出生率
第2表	出生順位別にみた出生数・合計特殊出生率
第3表	出生順位別にみた出生数・合計特殊出生率(年齢階級別内訳)
第4表	都道府県別にみた合計特殊出生率
第5表	出生順位別にみた母の平均年齢
第6表	性別にみた出生時の身長別出生数・構成割合

- 第7表 性別にみた出生時の体重別出生数・構成割合
- 第8表 父母の国籍別にみた出生数
- 第9表 単産-複産(複産の種類・出生-死産の組み合わせ)別分娩件数
- 第10表 都道府県別にみた単産-複産(複産の種類)別分娩件数
- 死亡
 - 第1表 性別にみた死因順位(第10位まで)別死亡数・死亡率(人口10万対)・構成割合
 - 第2表 死因順位(第10位まで)別にみた年齢階級別死亡数・死亡率(人口10万対)
 - 第3表 死因簡単分類別にみた性別死亡数・死亡率(人口10万対)
 - 第4表 性・年齢階級別にみた死亡数・死亡率(人口10万対)
 - 第5表 死亡の場所別にみた死亡数・構成割合
 - 第6表 死亡の場所別にみた都道府県(指定都市・特別区再掲)別死亡数・構成割合
 - 第7表 死因順位(第5位まで)別にみた死亡数・死亡率(人口10万対)
 - 第8表 死因順位(第5位まで)別にみた年齢階級・性別死亡数・死亡率(人口10万対)・構成割合
 - 第9表 年齢階級別にみた選択死因分類・性別死亡数
 - 第10表 年齢階級別にみた選択死因分類・性別死亡率(人口10万対)
 - 第11表 死因年次推移分類別にみた性別死亡数
 - 第12表 死因年次推移分類別にみた性別死亡率(人口10万対)
 - 第13表 死因年次推移分類別にみた性別年齢調整死亡率(人口10万対)
 - 第14表 主な死因別にみた都道府県(指定都市・特別区再掲)別死亡数・死亡率(人口10万対)
 - 第15表 悪性新生物の主な部位別にみた性別死亡数
 - 第16表 悪性新生物の主な部位別にみた性別死亡率(人口10万対)
 - 第17表 悪性新生物の主な部位別にみた性別年齢調整死亡率(人口10万対)
 - 第18表 家庭内における主な不慮の事故の種類別にみた年齢別死亡数・構成割合

- 死産
 - 第1表 妊娠期間別にみた自然-人工別死産数・構成割合

- 婚姻
 - 第1表 初婚-再婚別・夫妻の組み合わせ別にみた婚姻件数・構成割合
 - 第2表 夫妻の国籍別にみた婚姻件数
 - 第3表 夫・妻の年齢階級別にみた初婚件数・初婚率(人口千対)
 - 第4表 夫・妻の平均婚姻年齢
 - 第5表 都道府県別にみた夫・妻の平均初婚年齢
 - 第6表 初婚夫妻の年齢差別にみた婚姻件数・構成割合

- 離婚
 - 第1表 同居期間別にみた離婚件数・平均同居期間
 - 第2表 夫妻の国籍別にみた離婚件数
 - 第3表 別居したときの夫妻の年齢階級別にみた離婚件数・構成割合
 - 第4表 同居期間別にみた別居したときの夫・妻の年齢階級別離婚件数・構成割合
 - 第5表 親権を行わなければならない子の有無別離婚件数・構成割合及び親が離婚した未成年の子の

職業産業別統計

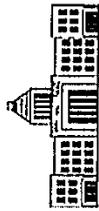
- 1出生
 - 第1表 出生数及び標準化出生率(人口千対), 父母・職業(大分類)・年次別
 - 第2表 嫡出出生数・父の平均年齢及び標準化出生率・出生率(男性人口千対), 父の年齢(5歳階級)・父の職業(大分類)・出生順位別
 - 第3表 出生数・母の平均年齢及び標準化出生率・出生率(女性人口千対), 母の年齢(5歳階級)・母の職業(大分類)・出生順位別
 - 第4表 嫡出出生数, 母の職業(大分類)・父の職業(大分類)別
 - 第5表 嫡出出生数及び出生時の平均体重, 出生時の体重(500g区分)・性・父の職業(大分類)・母の職業(有-無)別
 - 第6表 出生数及び出生時の平均体重, 出生時の体重(500g区分)・性・母の職業(大分類)別
 - 第7表 出生数及び出生時の平均体重, 出生時の体重(500g区分)・単産-複産・母の職業(大分類)別
 - 第8表 出生数及び出生時の平均体重, 出生時の体重(500g区分)・嫡出子-嫡出でない子・母の職業(大分類)別
 - 第9表 嫡出出生数及び平均結婚期間, 結婚期間・父の職業(大分類)・出生順位別
 - 第10表 嫡出出生数及び平均結婚期間, 結婚期間・母の職業(大分類)・出生順位別
 - 第11表 嫡出出生数及び出生率(男性人口千対), 父の職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)
 - 第12表 出生数及び出生率(女性人口千対), 母の職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 2死亡
 - 第1表 15歳以上の死亡数及び年齢調整死亡率(人口千対), 性・職業(大分類)・年次別
 - 第2表 15歳以上の死亡数及び年齢調整死亡率(人口千対), 性・産業(大分類)・年次別
 - 第3表 15歳以上の死亡数及び死亡率(人口10万対), 性・年齢(5歳階級)・職業(大分類)別

第4表	15歳以上の死亡数及び死亡率(人口10万対), 性・年齢(5歳階級)・産業(大分類)別
第5表	男15歳以上の選択死因分類別死亡数及び死亡率・年齢調整死亡率(男性人口10万対), 職業(大分類)別
第6表	女15歳以上の選択死因分類別死亡数及び死亡率・年齢調整死亡率(女性人口10万対), 職業(大分類)別
第7表	男15歳以上の選択死因分類別死亡数及び死亡率・年齢調整死亡率(男性人口10万対), 産業(大分類)別
第8表	女15歳以上の選択死因分類別死亡数及び死亡率・年齢調整死亡率(女性人口10万対), 産業(大分類)別
第9表	男15歳以上の死亡数及び死亡率・年齢調整死亡率(男性人口10万対), 職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第10表	女15歳以上の死亡数及び死亡率・年齢調整死亡率(女性人口10万対), 職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第11表	男15歳以上の死亡数及び死亡率・年齢調整死亡率(男性人口10万対), 産業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第12表	女15歳以上の死亡数及び死亡率・年齢調整死亡率(女性人口10万対), 産業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
3死産	
第1表	死産数及び死産率(出産千対), 自然—人工・母の職業(大分類)・年次別
第2表	死産数, 母の年齢(5歳階級)・自然—人工・母の職業(大分類)別
第3表	嫡出死産数, 母の職業(大分類)・父の職業(大分類)別
第4表	死産数, 母の職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
4周産期死亡	
第1表	周産期死亡数及び死亡率(出産千対), 妊娠満22週以後の死産—早期新生児死亡・母の職業(大分類)・年次別
第2表	周産期死亡数, 母の年齢(5歳階級)・妊娠満22週以後の死産—早期新生児死亡・母の職業(大分類)別
第3表	周産期死亡数, 母の職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
5婚姻	
第1表	婚姻件数・標準化婚姻率(人口千対)及び標準化無配偶婚姻率(無配偶人口千対), 夫妻・職業(大分類)・年次別
第2表	婚姻件数(当該年度に結婚生活に入ったもの)・夫の平均婚姻年齢・標準化婚姻率・婚姻率(男性人口千対)及び標準化無配偶婚姻率・無配偶婚姻率(男性無配偶人口千対), 夫の年齢(5歳階級)・夫の職業(大分類)・夫初婚—再婚別
第3表	婚姻件数(当該年度に結婚生活に入ったもの)・妻の平均婚姻年齢・標準化婚姻率・婚姻率(女性人口千対)及び標準化無配偶婚姻率・無配偶婚姻率(女性無配偶人口千対), 妻の年齢(5歳階級)・妻の職業(大分類)・妻初婚—再婚別
第4表	婚姻件数, 妻の職業(大分類)・夫の職業(大分類)・夫妻の初婚—再婚の組合せ別
第5表	婚姻件数(当該年度に結婚生活に入ったもの)及び平均年齢差, 夫妻の年齢差・夫の職業(大分類)・夫妻の初婚—再婚の組合せ別
第6表	婚姻件数(当該年度に結婚生活に入ったもの)及び平均年齢差, 夫妻の年齢差・妻の職業(大分類)・夫妻の初婚—再婚の組合せ別
第7表	再婚件数(当該年度に結婚生活に入ったもの)及び前婚解消後から再婚までの平均期間, 前婚解消後から再婚までの期間・夫の職業(大分類)別
第8表	再婚件数(当該年度に結婚生活に入ったもの)及び前婚解消後から再婚までの平均期間, 前婚解消後から再婚までの期間・妻の職業(大分類)別
第9表	婚姻件数及び婚姻率(男性人口千対), 夫の職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)
第10表	婚姻件数及び婚姻率(女性人口千対), 妻の職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)
第11表	夫の平均初婚年齢, 夫の職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第12表	妻の平均初婚年齢, 妻の職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
6離婚	
第1表	離婚件数・標準化離婚率(人口千対)及び標準化有配偶離婚率(有配偶人口千対), 夫妻・職業(大分類)・年次別
第2表	離婚件数(当該年度に同居をやめたもの)・標準化離婚率・離婚率(男性人口千対)及び標準化有配偶離婚率・有配偶離婚率(男性有配偶人口千対), 夫の年齢(5歳階級)・夫の職業(大分類)別
第3表	離婚件数(当該年度に同居をやめたもの)・標準化離婚率・離婚率(女性人口千対)及び標準化有配偶離婚率・有配偶離婚率(女性有配偶人口千対), 妻の年齢(5歳階級)・妻の職業(大分類)別
第4表	離婚件数, 妻の職業(大分類)・夫の職業(大分類)・離婚の種類別
第5表	離婚件数及び平均同居期間, 同居期間・夫の職業(大分類)別
第6表	離婚件数及び平均同居期間, 同居期間・妻の職業(大分類)別
第7表	離婚件数, 夫妻が親権を行わなければならない子の数・夫の職業(大分類)別

第8表	離婚件数, 夫妻が親権を行わなければならない子の数・妻の職業(大分類)別
第9表	離婚件数, 夫妻が親権を行わなければならない子の数・妻の職業(有一無)・夫の職業(大分類)・親権を行う者別
第10表	離婚件数及び離婚率(男性人口千対), 夫の職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)
第11表	離婚件数及び離婚率(女性人口千対), 妻の職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)
保管統計表	
1出生	
第1表	嫡出出生数・父の平均年齢, 父の年齢(5歳階級)・父の職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第2表	出生数・母の平均年齢, 母の年齢(5歳階級)・母の職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第3表	嫡出出生数及び出生時の平均体重, 出生時の体重(500g区分)・性・父の職業(大分類)・単産一複産別
第4表	出生数及び出生時の平均体重, 出生時の体重(500g区分)・性・母の職業(大分類)・単産一複産別
第5表	嫡出出生数及び出生時の平均体重, 出生時の体重(500g区分)・性・母の職業(大分類)・単産一複産別
第6表	第1子嫡出出生数, 妊娠期間・結婚期間・父の職業(大分類)別
第7表	第1子嫡出出生数, 妊娠期間・結婚期間・母の職業(大分類)別
第8表	嫡出出生数, 母の職業(大分類)・父の職業(大分類)・世帯の仕事別
2死亡	
第1表	15歳以上死亡数及び死亡率・年齢調整死亡率(人口10万対), 性・年齢(5歳階級)・職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第2表	15歳以上選択死因分類別死亡数及び死亡率・年齢調整死亡率(人口10万対), 性・年齢(5歳階級)・職業(大分類)別
第3表	15歳以上死亡数及び死亡率, 性・職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第4表	15歳以上死亡数, 性・死因简单分類・職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第5表	15歳以上選択死因分類別死亡数, 性・年齢(5歳階級)・職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第6表	15歳以上死亡数, 性・年齢(5歳階級)・職業(大分類)・世帯の主な仕事別
第7表	15歳以上選択死因分類別死亡数及び死亡率・年齢調整死亡率(人口10万対), 性・年齢(5歳階級)・産業(大分類)別
第8表	15歳以上死亡数及び死亡率, 性・産業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第9表	15歳以上死亡数, 性・死因简单分類・産業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第10表	15歳以上死亡数, 性・産業(大分類)・職業(大分類)別
3死産	
第1表	嫡出死産数, 自然一人工・父の職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第2表	嫡出死産数・死産率(嫡出出生千対), 自然一人工・父の年齢(5歳階級)・父の職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第3表	死産数・死産率(出生千対), 自然一人工・母の年齢(5歳階級)・母の職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第4表	嫡出死産数, 自然一人工・妊娠期間(4週区分)・父の職業(大分類)・母の職業(有一無)別
第5表	死産数, 自然一人工・妊娠期間(4週区分)・母の職業(大分類)別
第6表	死産数, 自然一人工・死産原因(母側一児側)・母の職業(有一無)別
4周産期死亡	
第1表	嫡出周産期死亡数及び死亡率(嫡出出生千対), 妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡・父の職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第2表	周産期死亡数及び死亡率(出生千対), 妊娠満22週以後の死産一早期新生児死亡・母の職業(大分類)・母の年齢(5歳階級)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
5婚姻	
第1表	婚姻件数(当該年度に結婚生活に入ったもの)・夫の平均婚姻年齢, 夫の年齢(5歳階級)・夫の職業(大分類)・夫の初婚一再婚・夫の年齢(5歳階級)・夫の職業(大分類)・夫の初婚一再婚・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第2表	婚姻件数(当該年度に結婚生活に入ったもの)・妻の平均婚姻年齢, 妻の年齢(5歳階級)・妻の職業(大分類)・妻の初婚一再婚・妻の年齢(5歳階級)・妻の職業(大分類)・妻の初婚一再婚・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
第3表	平均年齢差(当該年度に結婚生活に入ったもの), 妻の職業(大分類)・夫の職業(大分類)・夫妻の初婚一再婚の組合せ別
第4表	婚姻件数, 妻の職業(大分類)・夫の職業(大分類)・夫の世帯の仕事別
第5表	婚姻件数, 妻の職業(大分類)・夫の職業(大分類)・妻の世帯の仕事別
6離婚	

- 第1表 離婚件数(当該年度に同居をやめたもの), 夫の年齢(5歳階級)・夫の職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第2表 離婚件数(当該年度に同居をやめたもの), 妻の年齢(5歳階級)・妻の職業(大分類)・都道府県(指定都市・特別区再掲)別
- 第3表 離婚件数, 妻の職業(大分類)・夫の職業(大分類)・世帯の仕事別
- 第4表 離婚件数, 親権を行わなければならない子の数・妻の職業(有一無)・夫の職業(大分類)・親権を行う者別

人口動態調査の二次的な活用について

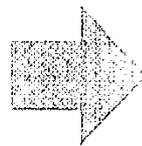
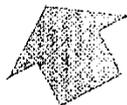
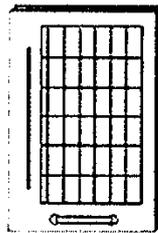


調査票情報の二次利用

- ・ 地方自治体から研究機関まで申請者は様々
 - > 保健医療行政の企画、立案の基礎資料
 - > 出生率上昇のために有効な施策の企画、検証の資料
 - > 地域のがんの罹患状況
 - > 婚姻、出生行動の変化検証
 - > 自殺者の状況
 - > 人口推計

など

結果データ・調査データの二次的な活用



- ・ 厚生労働白書
- ・ 自殺対策白書
- ・ 少子化社会白書
- ・ 男女共同参画白書
- ・ 食育白書
- ・ 子ども・若者白書
- ・ 犯罪白書

など

- ・ がん対策推進協議会
(がん対策推進基本計画)
- ・ ナショナルミニマム研究会
など

国会資料要求

- ・ 特定の死因での死亡者数
- ・ 中皮腫による死亡者数
- ・ 合計特殊出生率の推移
- ・ 自殺者の推移

など



- ・ 国連「人口年鑑」
- ・ WHO「西太平洋地域加盟国保健状況調査」
- ・ OECD「図表で見る世界の保健医療」

など



政府統計

平成26年

我が国の人口動態

Vital statistics in Japan

平成24年までの動向

Trends up to 2012



厚生労働省大臣官房統計情報部

STATISTICS AND INFORMATION DEPARTMENT,
MINISTER'S SECRETARIAT,
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

ま え が き

人口動態統計は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の実態を表すものとして、国、地方自治体の行政の資料としての利用はもとより、「生命表」「将来推計人口」作成の基礎数値ともなり、我が国の社会、経済の発展に欠くことのできない情報となっております。特に、近年の出生率の低下にみられる少子化、死亡状況の改善による人口の高齢化など、国の将来にかかわる大きな問題を提起しております。

我が国の人口動態調査は、「戸籍法」制定の翌年の明治32年から現在の近代的な人口動態統計制度として行われるようになりました。

この「我が国の人口動態」は、平成24年までの人口動態統計の主な内容、人口の動きや寿命について、グラフを中心に時系列観察、地域別観察、諸外国との比較を行っており、頁毎に簡単な解説と主な統計表を掲載するなど、人口動態の概要ができるだけ平易に分かるように構成しています。

本書を刊行するに当たり、人口動態調査に種々ご尽力を賜りました市区町村、保健所、都道府県を始めとした関係の方々に、厚くお礼申し上げますとともに、今後とも、「我が国の人口動態」が人口及び厚生労働行政施策の広範な分野に活用されることを願っております。

平成26年2月

厚生労働省大臣官房統計情報部長

姉 崎 猛

目 次 Contents

人口動態統計とは Outline of Vital Statistics	4
比率の解説 Explanation of rates	5
人口 Population	
我が国の人口ピラミッド - 平成24年10月1日現在 -	6
年齢3区分別人口割合の年次推移 - 昭和22～平成24年 -	6
都道府県別にみた年齢3区分別人口割合及び老年人口指数 - 平成24年 -	7
人口動態の年次推移 Trends in major indices for the vital events	
1日平均件数の年次推移	8
出生の動き Natality	
出生数及び合計特殊出生率の年次推移 - 明治32～平成24年 -	9
母の年齢階級別出生率の年次推移 - 昭和22～平成24年 -	9
出生順位別にみた出生数及び合計特殊出生率（内訳）の年次推移 - 昭和45～平成24年 -	10
出生順位別にみた父母の平均年齢の年次推移 - 昭和50～平成24年 -	10
都道府県別にみた合計特殊出生率の年次比較 - 平成14・24年 -	11
都道府県別にみた第1子出生時の母の平均年齢の年次比較 - 平成14・24年 -	11
結婚生活に入ってから第1子出生までの期間別にみた出生数割合及び平均同居期間の年次推移 - 昭和55～平成24年 -	12
結婚生活に入ってから第1子出生までの期間（1年未満）別にみた母の年齢階級別出生数 - 平成24年 -	12
性別にみた出生時平均体重及び2,500g未満出生数割合の年次推移 - 昭和50～平成24年 -	13
妊娠期間別出生数割合の年次推移 - 昭和55～平成24年 -	13
合計特殊出生率の年次推移 - 諸外国との比較 1947～2012年	14
合計特殊出生率の主な国及び地域との比較	14
死亡の動き General mortality	
死亡数及び死亡率の年次推移 - 明治32～平成24年 -	15
性別にみた都道府県別死亡率及び65歳以上人口割合 - 平成24年 -	16
主な死因別にみた死亡率の年次推移 - 昭和22～平成24年 -	17
主な死因別にみた性別年齢調整死亡率の年次推移 - 昭和22～平成24年 -	17
部位別にみたがんの死亡率の年次推移, 男 - 昭和25～平成24年 -	18
部位別にみたがんの死亡率の年次推移, 女 - 昭和25～平成24年 -	19
性・年齢階級別にみた主な死因の死亡数 - 平成24年 -	20
性別にみた自殺の死亡率の年次推移 - 昭和25～平成24年 -	21
性・年齢階級別にみた自殺の死亡率 平成24年 -	21
都道府県別にみた自殺の死亡率 - 平成24年 -	21
死亡率の年次推移 - 諸外国との比較 1947～2012年	22
年齢調整死亡率の諸外国との比較 2008年	22
性別にみた主な死因別死亡率の諸外国との比較	23
乳児死亡の動き Infant mortality	
乳児死亡数及び乳児死亡率の年次推移 - 昭和25～平成24年 -	24
死因別乳児死亡数割合 - 平成24年 -	24
乳児死亡率の年次推移 - 諸外国との比較 1947～2012年	25
生存期間別乳児死亡率の諸外国との比較	25
自然増減の動き Natural change	
自然増減数及び自然増減率の年次推移 - 明治32～平成24年 -	26
都道府県別にみた自然増減数及び自然増減率 - 平成24年 -	27
性別にみた出生数及び死亡数の年次推移 - 明治32～平成24年 -	27

死産の動き Foetal mortality	
死産数及び死産率の年次推移 - 昭和25～平成24年 -	28
妊娠期間（4週区分）別にみた性別自然死産数 - 平成24年 -	28
周産期死亡の動き Perinatal mortality	
周産期死亡数及び周産期死亡率の年次推移 - 昭和54～平成24年 -	29
周産期死亡率の諸外国との比較	29
婚姻の動き Marriages	
婚姻件数及び婚姻率の年次推移 - 昭和22～平成24年 -	30
夫妻とも再婚又はどちらか一方が再婚の婚姻件数の年次推移 - 昭和27～平成24年 -	30
夫・妻の年齢階級別にみた婚姻件数及び平均婚姻年齢の年次推移 - 昭和22～平成24年 -	31
結婚生活に入ったときの年齢階級別にみた初婚率・再婚率（人口千対）の年次比較 - 平成4・14・24年 -	32
夫妻の一方が外国人の国籍別婚姻件数の年次推移 - 昭和40～平成24年 -	32
夫妻の一方が外国人の国籍別割合 - 平成24年 -	32
婚姻率の年次推移 - 諸外国との比較 1947～2012年	33
<参考> 出生に占める嫡出でない子の出生割合の国際比較	33
離婚の動き Divorces	
同居期間別にみた離婚件数の年次推移 - 昭和22～平成24年 -	34
<再掲> 同居期間20年以上の離婚件数 - 昭和50～平成24年 -	34
親権を行う者別にみた離婚件数及び親が離婚をした未成年の子の数の年次推移	
- 昭和25～平成24年 -	35
夫・妻の年齢階級別にみた離婚件数構成割合の年次推移 - 昭和25～平成24年 -	35
離婚率の年次推移 - 諸外国との比較 1947～2012年	36
「平成22年度 人口動態職業・産業別統計」から Vital statistics : occupational and industrial aspects, FY2010	
出生順位別にみた有職の母の割合の年次比較 - 平成17年度・平成22年度 -	37
就業状態別にみた主要死因別死亡数構成割合 - 平成22年度	37
夫妻の就業状態別にみた婚姻件数割合の年次比較 - 平成17年度・平成22年度	38
妻の就業状態別にみた親権を行わなければならない子の有無・親権を行う者の割合 - 平成22年度	38
平均寿命 Life expectancy at birth	
各国の平均寿命の年次推移 1947～2012年	39
都道府県別平均寿命 - 平成22年	40
市区町村別平均寿命の分布 - 平成22年	41
市区町村別平均寿命（上位5市区町村） - 平成22年	41
統計表 Statistical tables	
第1表 人口動態総覧，年次別（明治32年以降）	44
第2表 人口動態総覧，都道府県別（平成24年）	48
第3表 主な死因の死亡数・死亡率（人口10万対），都道府県別（平成24年）	50
第4表 主な死因の死亡数・死亡率（人口10万対），性・年齢階級別（平成24年）	52
第5表 性・年齢階級別にみた死因順位（平成24年）	54
第6表 都道府県別にみた死因順位（平成24年）	57
付録 諸率の算出に用いた人口	58
死因分類の変更とその影響	59
年齢調整死亡率について	59
基準人口 - 昭和60年モデル人口 -	59

人口動態統計とは Outline of Vital Statistics

我が国では、出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の5種類の「人口動態事象」について、人口動態統計を作成している。

出生・死亡・婚姻及び離婚については「戸籍法」により、死産については、「死産の届出に関する規程」によって、それぞれ市区町村長に届け出られる。市区町村長は、これらの届書及び出生証明書・死亡診断書・死産証書等の関係書類に基づいて「人口動態調査票」を作成する。調査票は、地域保健活動の基礎資料として利用されるため、保健所長を経由して都道府県知事に提出され、さらに厚生労働大臣に提出される。厚生労働省では、これらの調査票を集計して人口動態統計を作成している。

我が国の人口動態に関する調査は、明治5年に始まる戸籍表（内務省戸籍局）と明治7年に東京、京都、大阪について行われた死亡届の発展形態としての衛生統計諸表（内務省衛生局）との2つの系統によって行われていたが、明治19年の内務省報告例の制定により一本化され、年報の表式統計として明治31年まで実施されている。明治31年に「戸籍法」が制定され、登録制度が法体系的にも整備されたのを機会に、同32年からは人口動態調査票は1件につき1枚の個別票が作成され、中央集計がされるという近代的な人口動態統計制度として行われるようになった。

その後、昭和22年6月に「統計法」に基づき「指定統計第5号」として指定され、その事務の所管は同年9月1日に総理庁から厚生省に移管された。さらに、平成21年4月からは新統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査となった。

人口動態統計作成過程の概要は次のとおりである。

調査の経路



厚生労働省での集計と公表

月報処理（例、調査月1月分）



年報処理（1年分） 月報年計（概数）は翌年6月に公表



結果の公表

月報

人口動態統計速報 人口動態統計月報（概数）

年報

人口動態統計月報年計（概数）

人口動態統計上巻、中巻、下巻

我が国の人口動態

特殊報告

都道府県別年齢調整死亡率

人口動態保健所・市区町村別統計

人口動態職業・産業別統計

ホームページに掲載

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」 <http://www.e-stat.go.jp/>

比率の解説 Explanation of rates

$$\text{出生率・死亡率・婚姻率・離婚率} = \frac{\text{年間の件数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

$$\text{死産率・自然死産率・人工死産率} = \frac{\text{死産（自然・人工）数}}{\text{出産（出生＋死産）数}} \times 1,000$$

死産とは妊娠満12週以後の死児の出産をいう。

$$\text{妊娠満22週以後の死産率} = \frac{\text{妊娠満22週以後の死産数}}{\text{出産（出生＋妊娠満22週以後の死産）数}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率・新生児死亡率・早期新生児死亡率} = \frac{\text{乳児・新生児・早期新生児死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$$

乳児死亡とは生後1年未満の死亡、新生児死亡とは生後4週（28日）未満の死亡、早期新生児死亡とは生後1週（7日）未満の死亡をいう。

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{妊娠満22週以後の死産数} + \text{早期新生児死亡数}}{\text{出産（出生＋妊娠満22週以後の死産）数}} \times 1,000$$

$$\text{老年人口指数} = \frac{\text{老年人口（65歳以上）}}{\text{生産年齢人口（15～64歳）}} \times 100$$

老年人口指数とは老年人口の生産年齢人口に対する比率である。

$$\text{自然増減率} = \frac{\text{自然増減数（出生数－死亡数）}}{\text{人口}} \times 1,000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \right\} \text{15歳から49歳までの合計}$$

（都道府県別は5歳階級で算出し、5倍したものを合計している。）

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{死因別死亡数}}{\text{人口}} \times 100,000$$

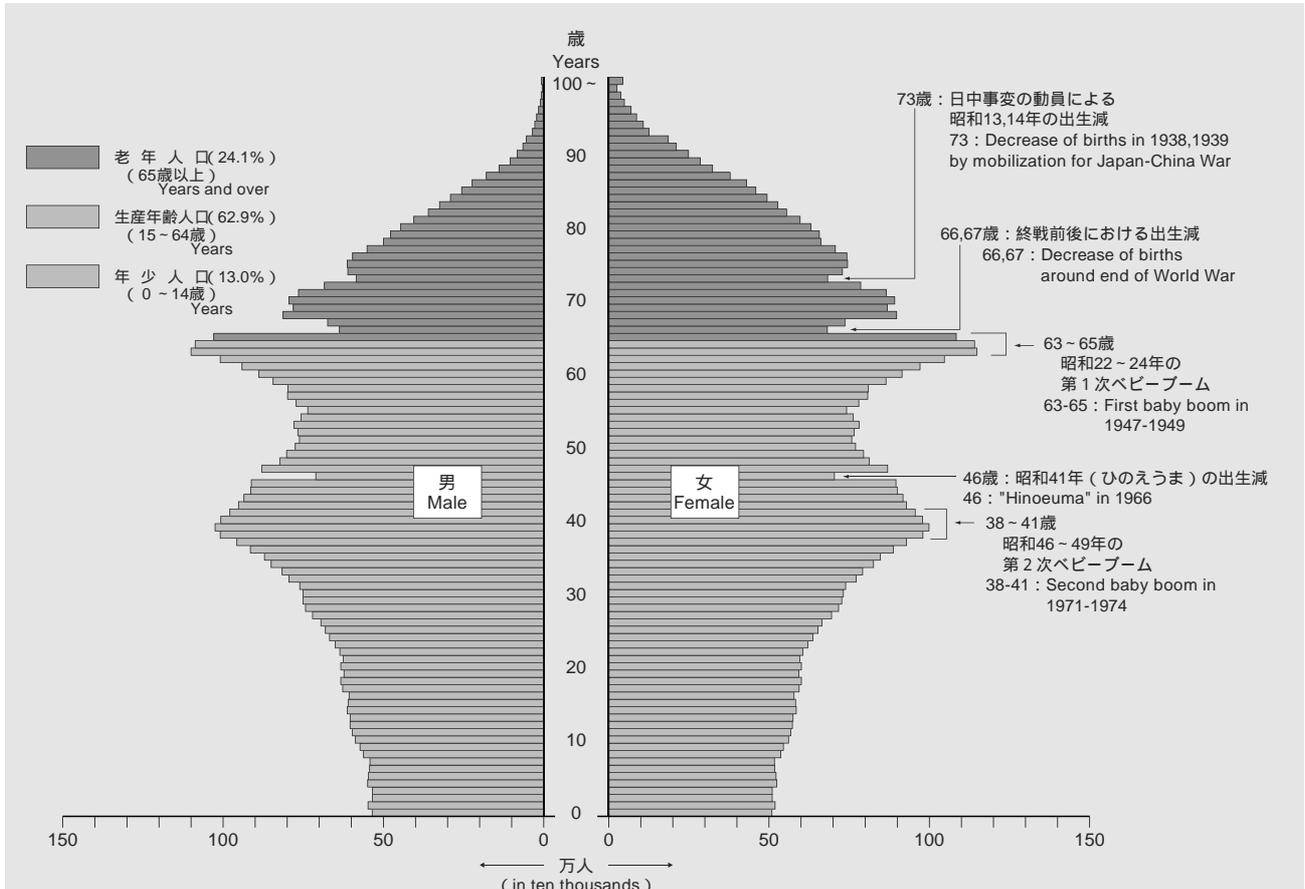
$$\text{年齢調整死亡率} = \frac{\left\{ \left[\frac{\text{観察集団の各年齢階級の死亡率}}{\text{基準となる人口集団の各年齢階級の人口}} \right] \times \left[\text{基準となる人口集団の各年齢階級の総和} \right] \right\}}{\text{基準となる人口集団の総和（昭和60年モデル人口）}}$$

年齢構成が著しく異なる人口集団の間での死亡率や、特定の年齢層に偏在する死因別死亡率などを、その年齢構成の差を取り除いて比較する場合に用いる（59頁参照）。なお、計算式中の「観察集団の各年齢階級の死亡率」は、1,000倍（死因の場合は100,000倍）されたものである。

人 口 Population

平成24年の総人口は1億2752万人 老年人口は24.1%

我が国の人口ピラミッドー平成24年10月1日現在ー
Population pyramid as of Oct.1,2012

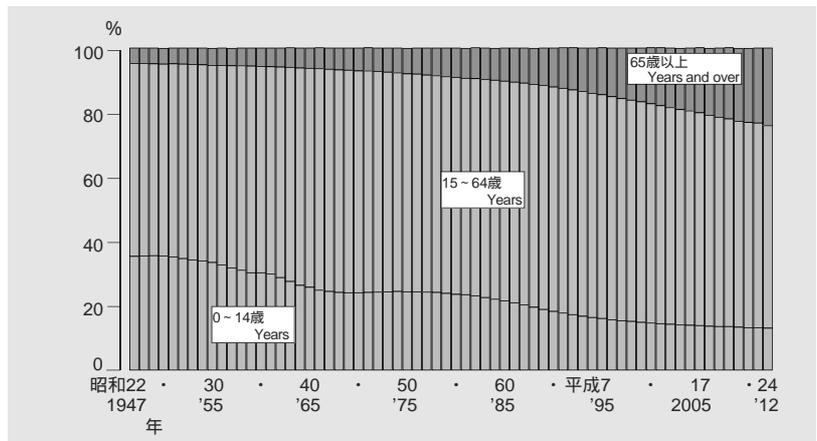


資料：総務省統計局「人口推計(平成24年10月1日現在)」(総人口)

総務省統計局の「人口推計(平成24年10月1日現在)」によれば、平成24年10月1日の我が国の総人口(日本に常住している外国人を含む。)は1億2752万人である。

人口の年齢構造をピラミッドに表すと、各年代の社会情勢の影響を受けた出生と死亡の変動が明らかに刻まれている。戦後の昭和22年から24年生まれの第1次ベビーブーム期と46年から49年生まれの第2次ベビーブーム期の2つのふくらみが特徴的であり、その後は出生数の減少でピラミッドのすそは年々狭まっている。

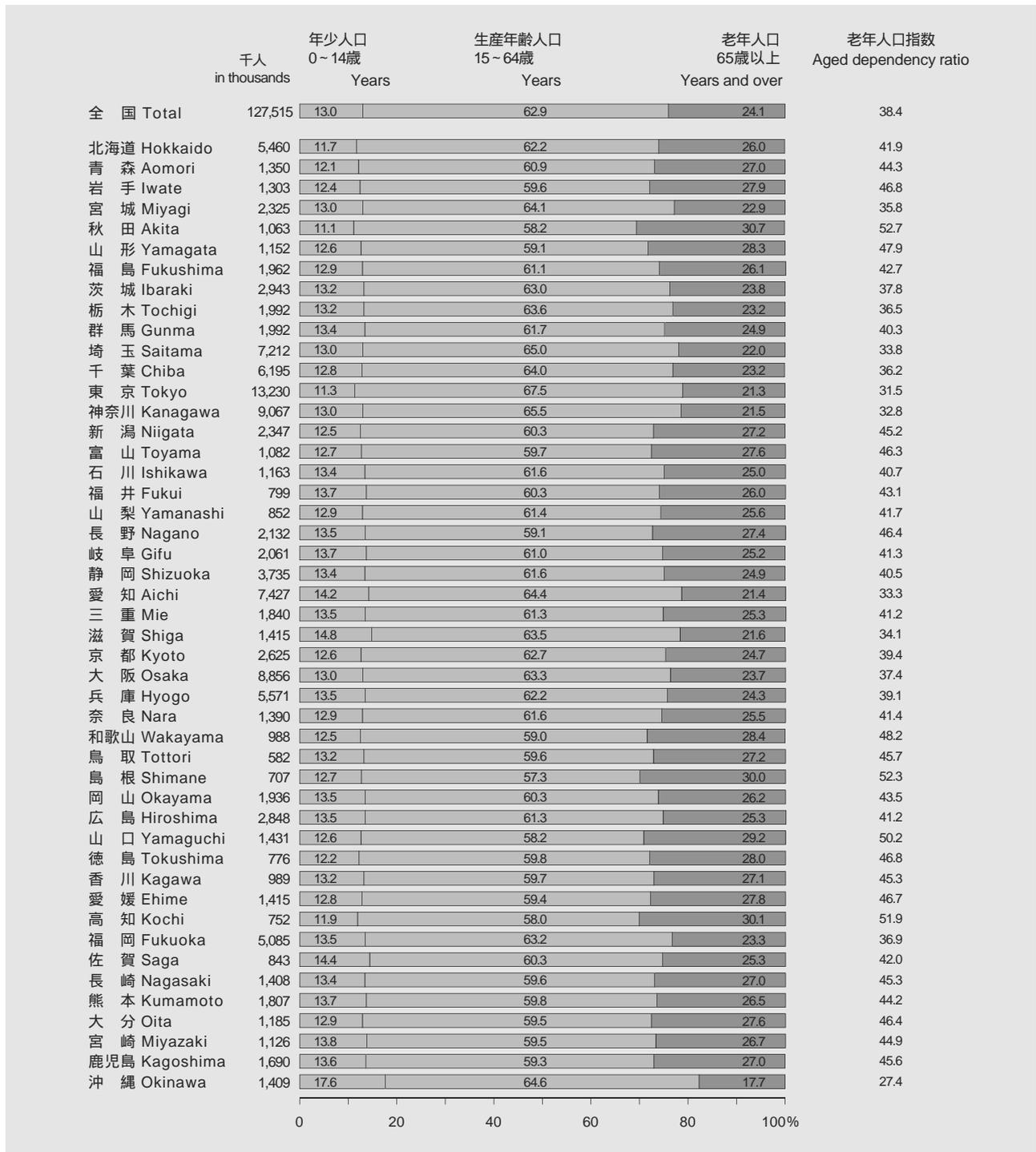
年齢3区分別人口割合の年次推移 - 昭和22~平成24年 -
Trends in percent distribution of population by 3 age groups, 1947 - 2012



総人口の年齢3区分別人口割合の年次推移をみると、第2次ベビーブーム期以降の出生数の減少傾向と死亡状況の改善による高齢層の増加から、0~14歳の年少人口割合は減少し、65歳以上の老年人口割合は増加しており、平成9年以降は老年人口が年少人口を上回っている。平成24年は年少人口13.0%、老年人口24.1%となった。また、15~64歳の生産年齢人口割合は平成4年をピークに減少している。

老年人口割合は大都市を有する都道府県で低い

都道府県別にみた年齢3区分別人口割合及び老年人口指数 - 平成24年 -
Percent distribution of population by 3 age groups and aged dependency ratio, by prefecture, 2012



資料：総務省統計局「人口推計（平成24年10月1日現在）」（総人口）

平成24年の年齢3区分別人口割合を都道府県別にみると、老年人口割合が最も低いのは沖縄17.7%、次いで東京21.3%、愛知21.4%、神奈川21.5%、滋賀21.6%となっており、おおむね大都市を有する都道府県とその周辺で低くなっている。一方、老年人口割合が最も高いのは秋田30.7%、次いで高知30.1%、島根30.0%、山口29.2%、和歌山28.4%となっている。

また、人口高齢化の指標の一つである老年人口指数をみても、老年人口割合とほぼ同様のことがいえる。

人口動態の年次推移

Trends in major indices for the vital events

平成24年(2012)

<p>出生 Live births</p>  <p>1,037,231人 30秒に1人 1 / 30 s</p>	<p>死亡 Deaths</p>  <p>1,256,359人 25秒に1人 1 / 25 s</p>	<p>(再掲) 乳児死亡 (Regrouped) Infant deaths</p>  <p>2,299人 3時間49分15秒に1人 1 / 3h 49m 15 s</p>	<p>死産 Foetal deaths</p>  <p>24,800胎 21分15秒に1胎 1 / 21m 15s</p>	<p>婚姻 Marriages</p>  <p>668,869組 47秒に1組 1 / 47 s</p>	<p>離婚 Divorces</p>  <p>235,406組 2分14秒に1組 1 / 2m 14 s</p>
---	--	---	--	---	---

1日平均件数の年次推移

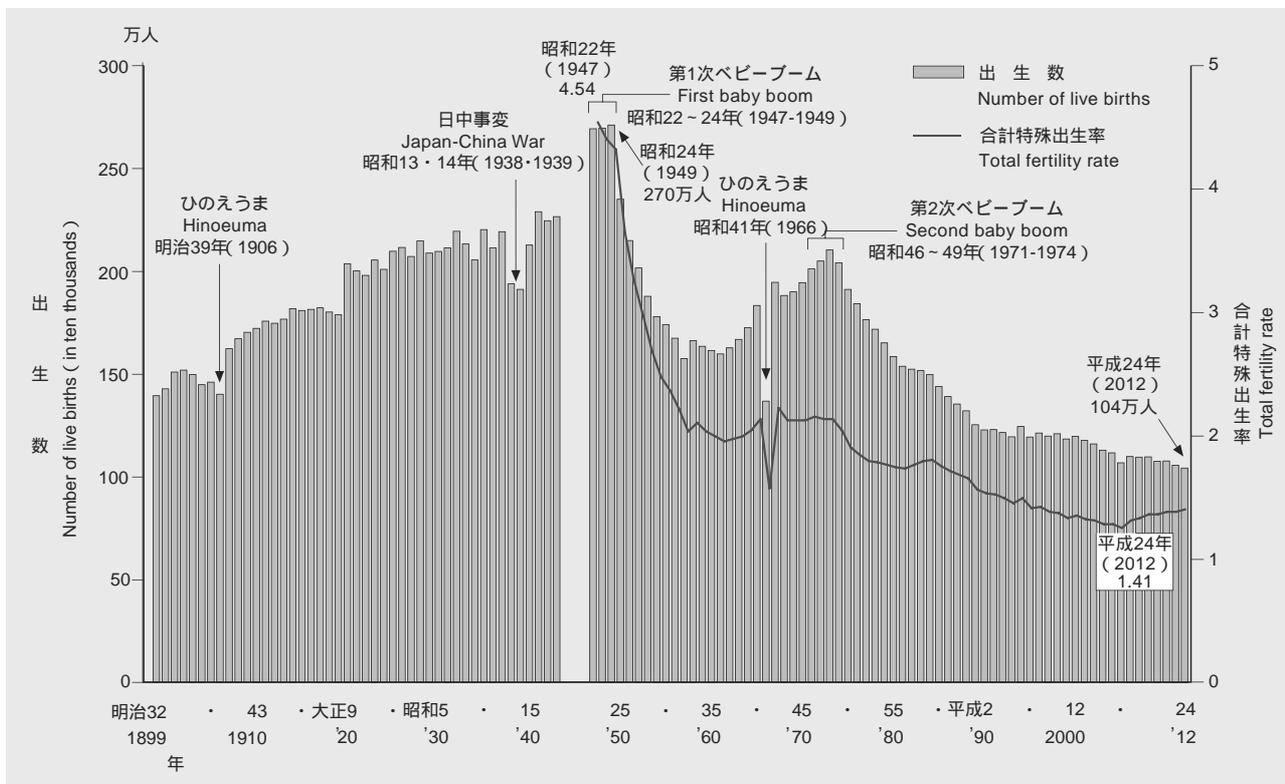
Trends in average number of cases per day

年次 Year		出生 Live births	死亡 Deaths	(再掲) 乳児死亡 (Regrouped) Infant deaths	死産 Foetal deaths	婚姻 Marriages	離婚 Divorces
2012	平成24年	2,834	3,433	6	68	1,828	643
2011	23年	2,879	3,433	7	71	1,813	646
2010	22年	2,935	3,279	7	73	1,918	689
2005	17年	2,911	2,969	8	87	1,957	718
2000	12年	3,253	2,627	10	105	2,181	722
1995	7年	3,252	2,526	14	108	2,170	545
1990	2年	3,347	2,247	15	148	1,978	432
1985	昭和60年	3,922	2,061	22	189	2,016	457
1980	55年	4,308	1,975	32	212	2,117	387
1975	50年	5,209	1,924	52	279	2,580	326
1970	45年	5,299	1,953	70	370	2,820	263
1965	40年	4,996	1,919	92	443	2,616	211
1960	35年	4,388	1,931	135	490	2,366	190
1955	30年	4,742	1,900	188	502	1,959	206
1950	25年	6,404	2,479	385	594	1,959	229
1947	22年	7,339	3,118	563	339	2,559	218

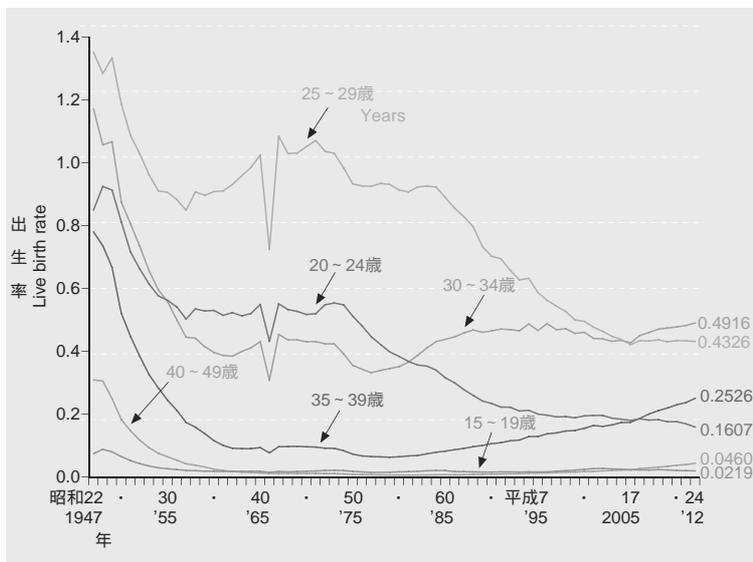
出生の動き Natality

出生数は減少・合計特殊出生率は上昇

出生数及び合計特殊出生率の年次推移 - 明治32～平成24年 -
Trends in live births and total fertility rates, 1899 - 2012



母の年齢階級別出生率の年次推移 - 昭和22～平成24年 -
Trends in live birth rates by age of mother, 1947 - 2012



注：母の各歳別出生率を足し上げたもので、各階級の合計が合計特殊出生率である。

出生数の年次推移をみると、第2次世界大戦前は戦争のあったときを除いて増加していたが、戦後は、昭和22年から24年の第1次ベビーブーム期と46年から49年の第2次ベビーブーム期に200万人を超えたのを除いて、減少傾向にあった。平成元年以降は120万人前後で推移していたが、13年からは5年連続で減少した。18年から23年までは増減を繰り返しており、24年は103万7231人で、前年より1万3575人減少し、統計の得られていない昭和19年から21年を除き、現在の形式で統計をとり始めた明治32年以降最低となった。

合計特殊出生率は1.41で前年の1.39を上回った。合計特殊出生率の年次推移をみると、第1次ベビーブーム期には4を超えていたが、昭和20年代後半に急激に低下し31年には2.22となり、初めて人口置き換え水準*（同年2.24）を下回った。その後、46年までは「ひのえうま」前後の特殊な動きを除けば緩やかな上昇傾向にあり、第2次ベビーブーム期の47、48年には2.14となった。その後は低下に転じ、50

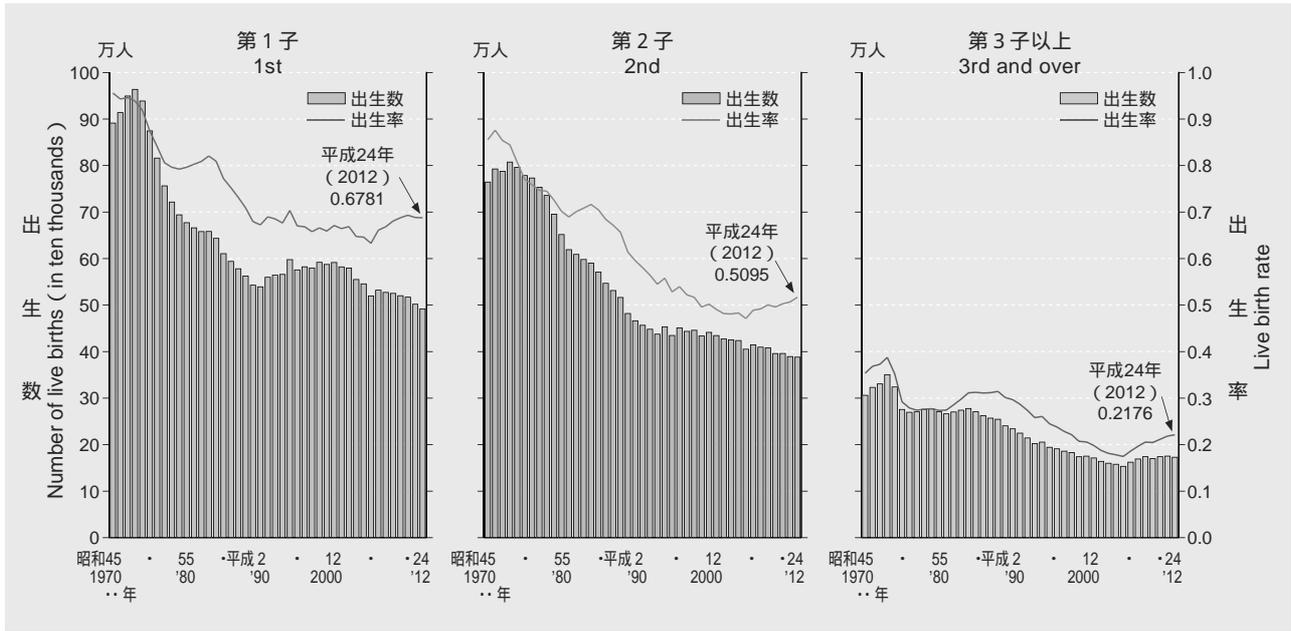
年に2を下回ってからは、50年代後半を除いて低下傾向が続いていたが、平成18年からは3年連続で上昇した。21年は前年と同率となったが、22年は上昇し、23年は前年と同率、24年は上昇した。

母の年齢階級別出生率の年次推移をみると、昭和50年代以降は20歳代の出生率が大きく低下し、近年は30～40歳代の出生率が上昇傾向となっている。

*人口置き換え水準とは、人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す指標である。人口置き換え水準に見合う合計特殊出生率は、女性の死亡率等によって変動するので一概にはいえないが、日本における平成24年の値は2.07である。なお、人口置き換え水準は、国立社会保障・人口問題研究所で算出している。

出生数はすべての順位で減少、合計特殊出生率は第2子、第3子以上で上昇

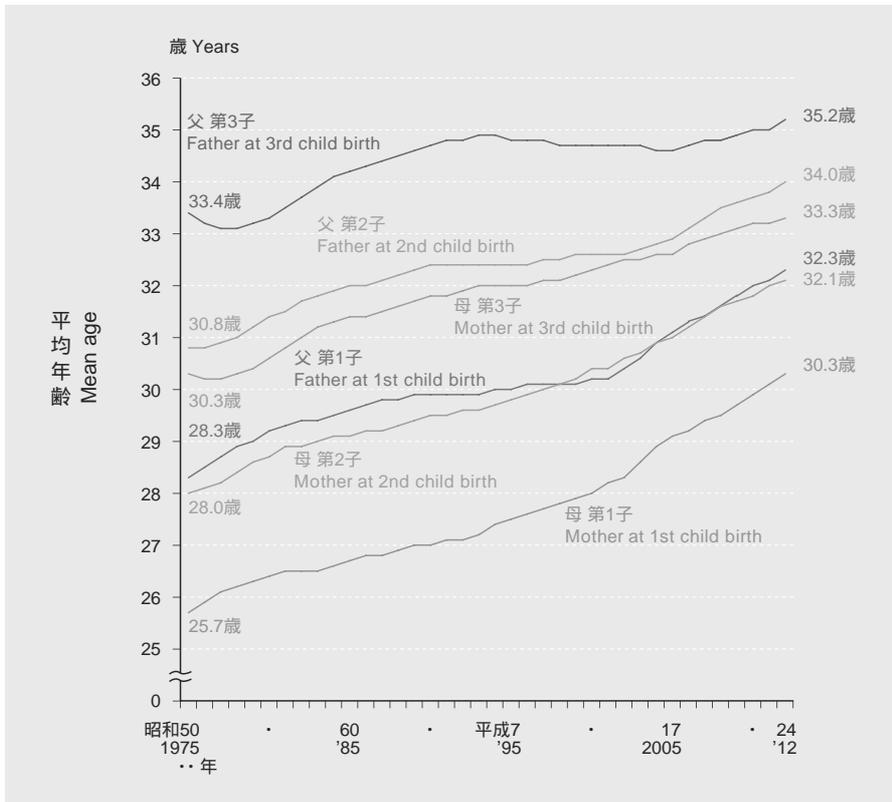
出生順位別にみた出生数及び合計特殊出生率（内訳）の年次推移 - 昭和45～平成24年 -
Trends in live births and total fertility rates by birth order, 1970-2012



注：1）出生順位とは、同じ母親がこれまでに生んだ出生子の総数について数えた順序である。
2）出生順位別の出生率の数値は出生順位ごとに15歳から49歳の母の各歳別出生率を合計したものであり、第1子から第3子以上の出生率を合計したものが、合計特殊出生率である。

父母の平均年齢は上昇

出生順位別にみた父母の平均年齢の年次推移 - 昭和50～平成24年 -
Trends in mean age of father and mother by live birth order 1975-2012



出生順位別に出生数の年次推移をみると、出生数はすべての出生順位で第2次ベビーブーム期（昭和46～49年）に多くっており、その後は第1子の平成3～12年を除いて減少傾向となっていたが、18年にはすべての出生順位で増加した。19年以降は第1子、第2子は減少傾向にある。

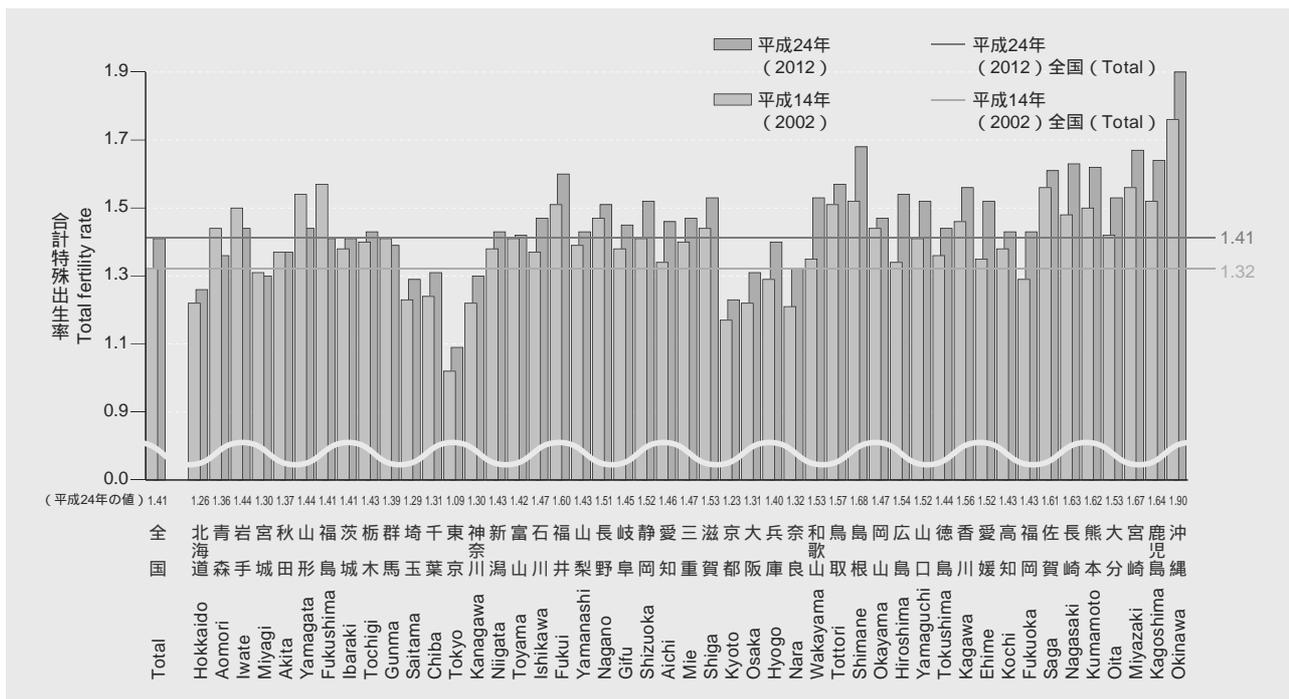
出生順位別に合計特殊出生率（内訳）の年次推移をみると、第2次ベビーブーム期以降、昭和50年代後半を除いてすべての出生順位で低下傾向となっていたが、平成18年以降は上昇傾向となっている。23年以降は第1子は低下、第2子、第3子以上では上昇している。

出生順位別に母の平均年齢をみると、平成24年は第1子は30.3歳、第2子は32.1歳、第3子は33.3歳となっており、昭和50年に比べ、それぞれ4.6歳、4.1歳、3.0歳上昇している。

父の平均年齢は、平成に入ってから一旦横ばいとなったが、近年は再び上昇しており、24年は第1子32.3歳、第2子34.0歳、第3子35.2歳となっている。

10年前と比較すると、合計特殊出生率は40都道府県で上昇

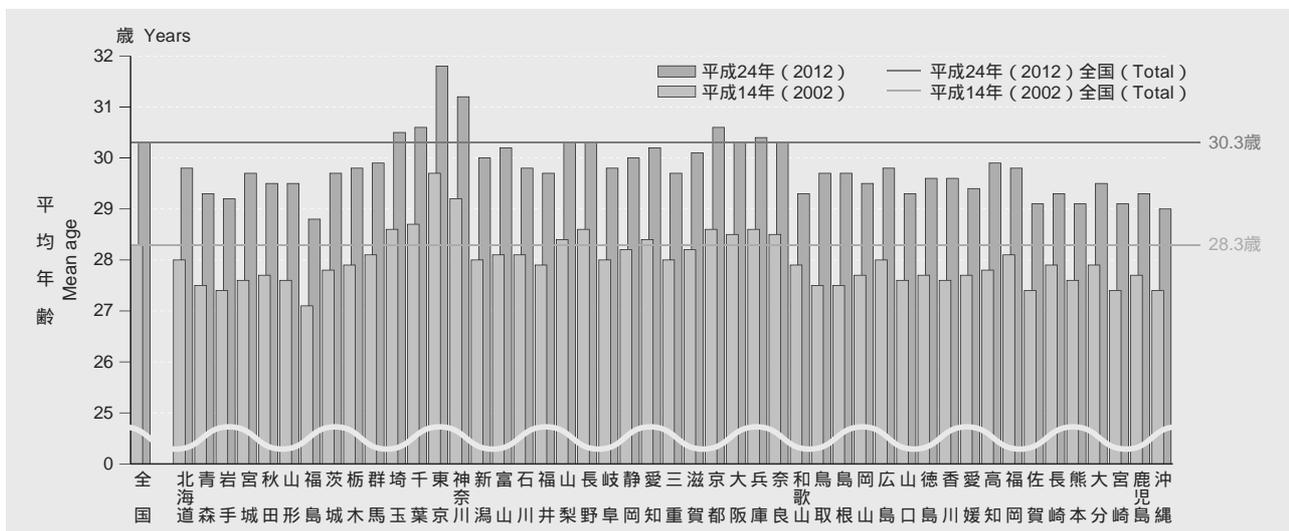
都道府県別にみた合計特殊出生率の年次比較 - 平成14・24年 -
Comparison of total fertility rates by prefecture, 2002・2012



注：分母に用いた人口は、全国は各歳別日本人人口、都道府県は5歳階級別総人口である。

母の平均年齢は大都市を有する都道府県で高い

都道府県別にみた第1子出生時の母の平均年齢の年次比較 - 平成14・24年 -
Comparison of mean age of mother at first child by prefecture, 2002・2012



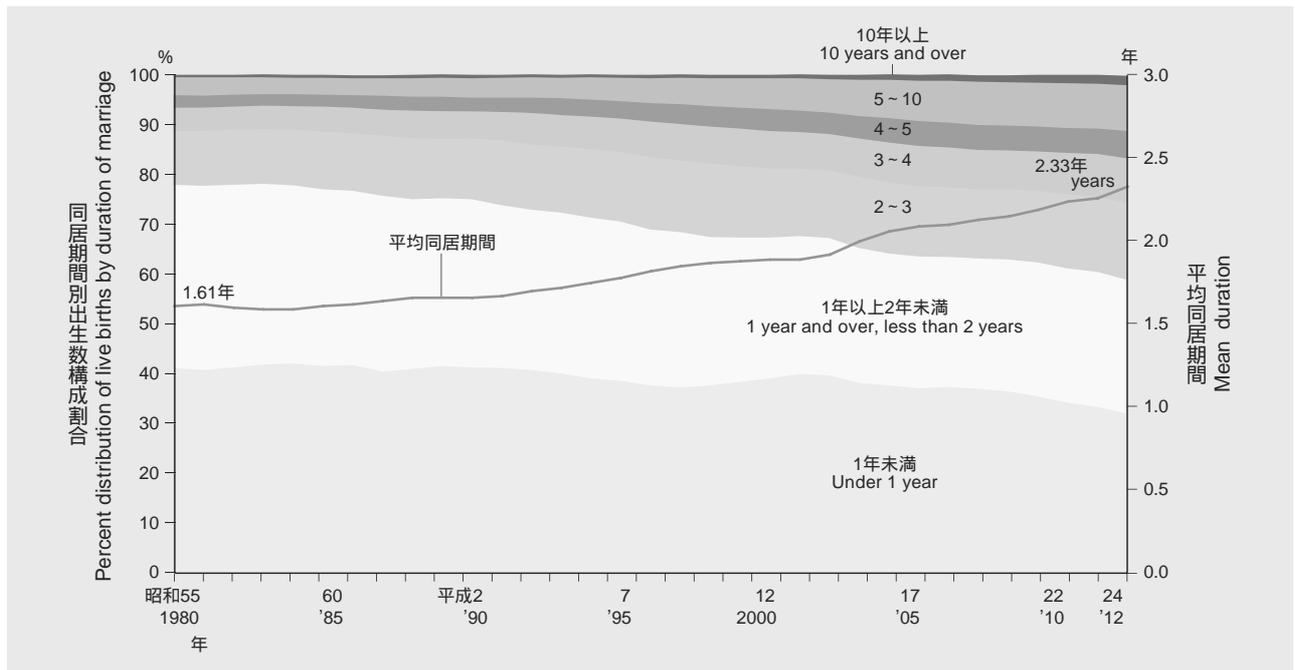
平成24年の合計特殊出生率を都道府県別にみると、最も高いのは沖縄1.90、次いで島根1.68、宮崎1.67となっている。一方、最も低いのは東京1.09、次いで京都1.23、北海道1.26となっており、おおむね大都市を有する都道府県とその周辺で低い傾向がみられる。

都道府県別に平成24年と14年の合計特殊出生率を比較すると、最も上がり幅が大きかったのは広島で0.20、次いで和歌山0.18、愛媛0.17となっている。一方、最も下がり幅が大きかったのは福島で0.16、次いで山形0.10、青森0.08となっている。

都道府県別に第1子出生時の母の平均年齢をみると、東京、神奈川、千葉、京都、埼玉などの大都市を有する都道府県とその周辺で高くなっている。平成24年と14年を比較すると、すべての都道府県で1.4～2.2歳上昇している。

出生までの同居期間は長くなっている

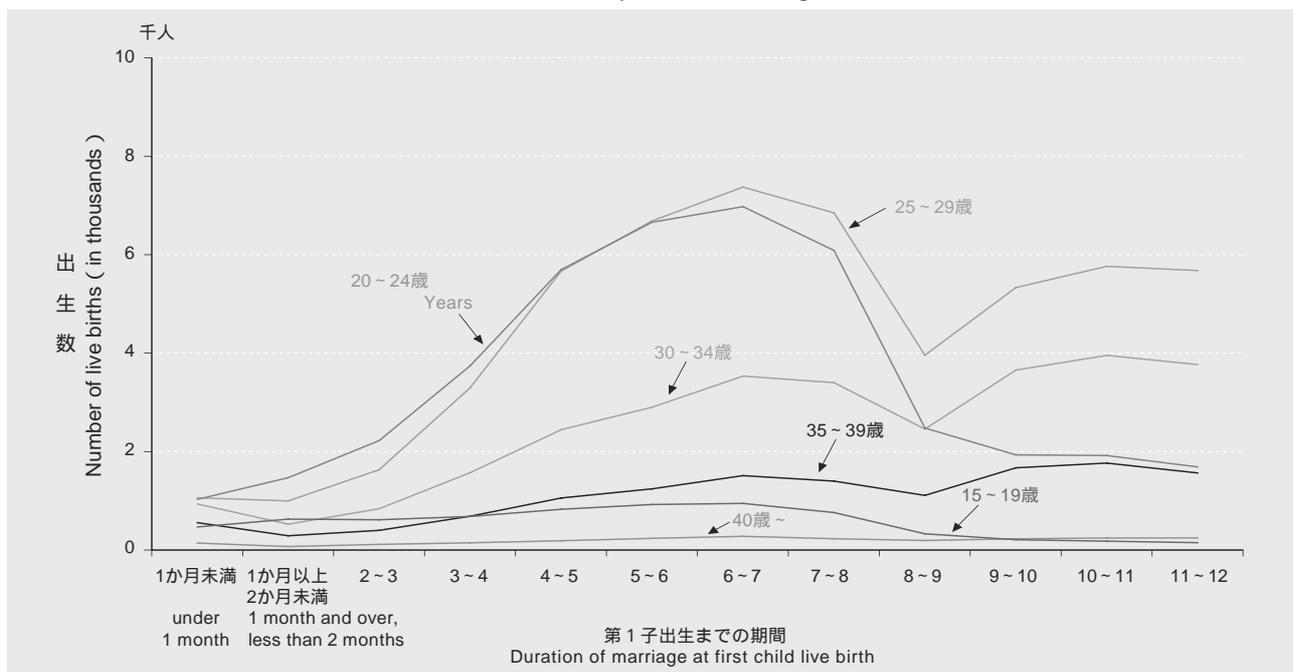
結婚生活に入ってから第1子出生までの期間別にみた出生数割合及び平均同居期間の年次推移 - 昭和55～平成24年 -
Trends in percent distribution of duration and mean duration of marriage at first child live birth ,1980-2012



父母が結婚生活に入ってから第1子出生までの平均同居期間をみると、平成24年では2.33年となっており、昭和55年に比べ0.72年延びている。期間別の内訳を年次推移でみると、2年未満の割合が大きく低下し、4年以上の割合が大きく上昇している。

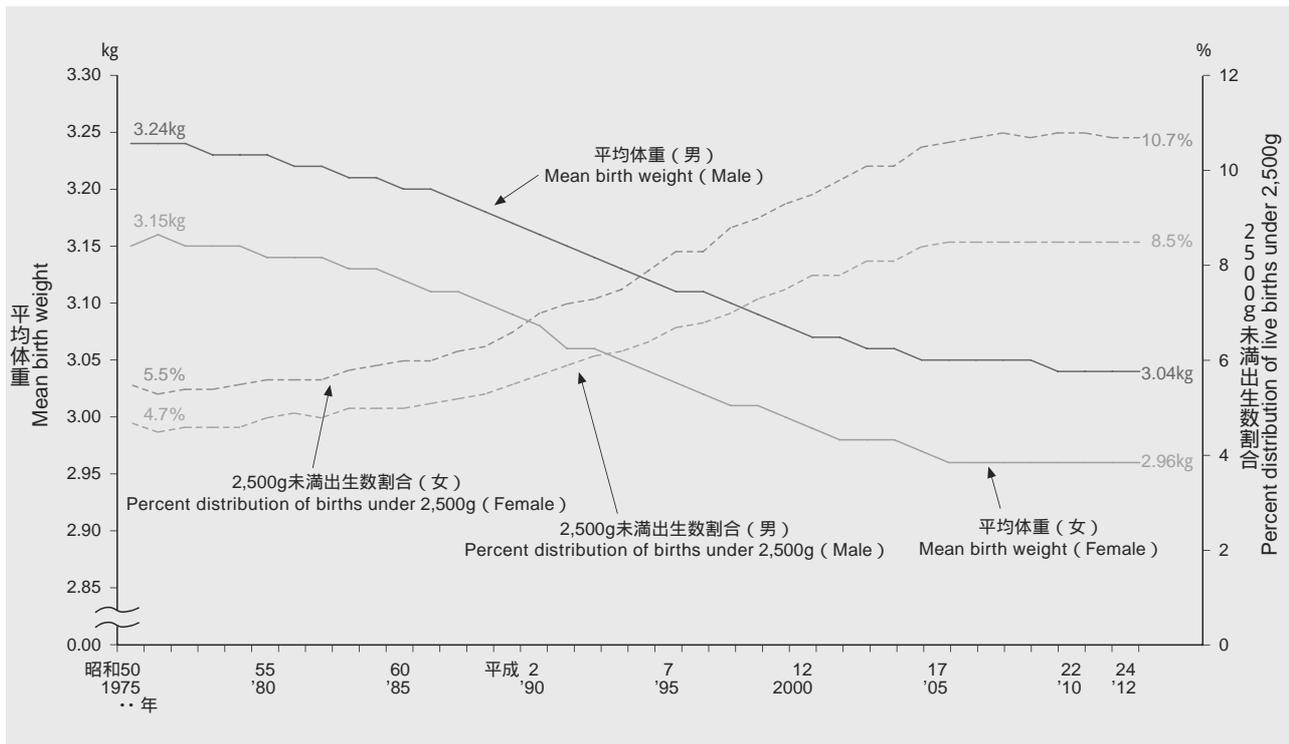
また、1年未満で第1子を出生した期間を母の年齢階級別にみると、29歳以下では6か月以上7か月未満に出生数が最も多いが、30歳代では10か月以上11か月未満の出生数が多くなっている。

結婚生活に入ってから第1子出生までの期間(1年未満)別にみた母の年齢階級別出生数 - 平成24年 -
First child live births distributed according to duration of marriage, by age of mother, born in less than 1 year from marriage,2012

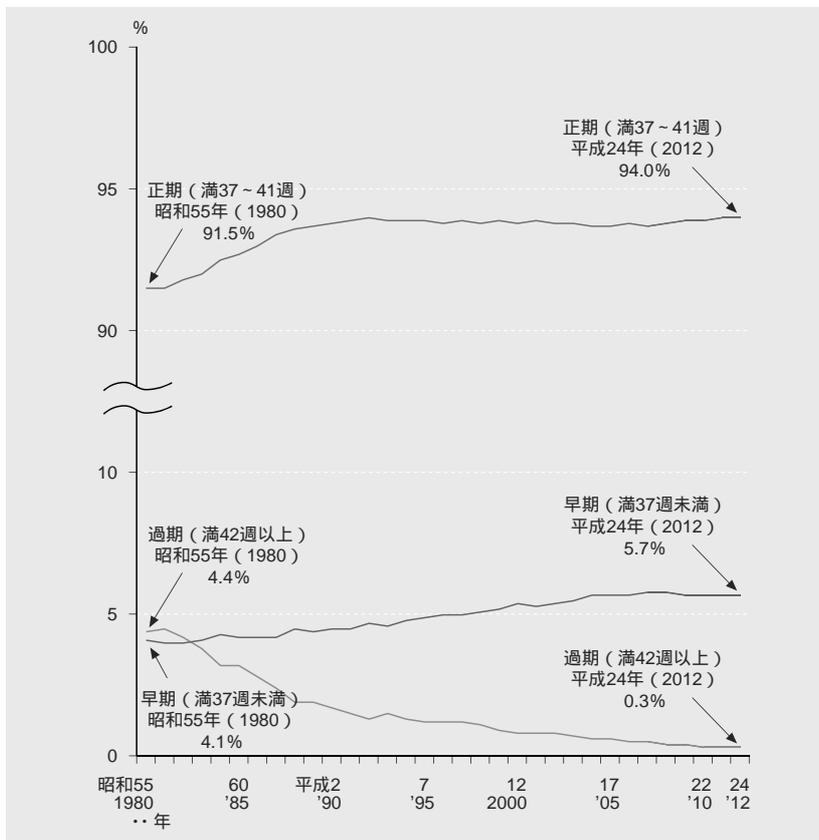


平均体重は男女とも減少傾向から近年は横ばい

性別にみた出生時平均体重及び2,500g未満出生数割合の年次推移 - 昭和50～平成24年 -
Trends in mean birth weight and percentage of live birth under 2,500g by sex ,1975 - 2012



妊娠期間別出生数割合の年次推移 - 昭和55～平成24年 -
Trends in percentage of live birth by period of gestation,1980 - 2012



出生時平均体重はこの37年間で男女ともに約200g減少した。年次推移をみると男女とも減少傾向であったが、男は平成21年以降、女は17年以降横ばいとなっており、平成24年は男3.04kg、女2.96kgとなっている。

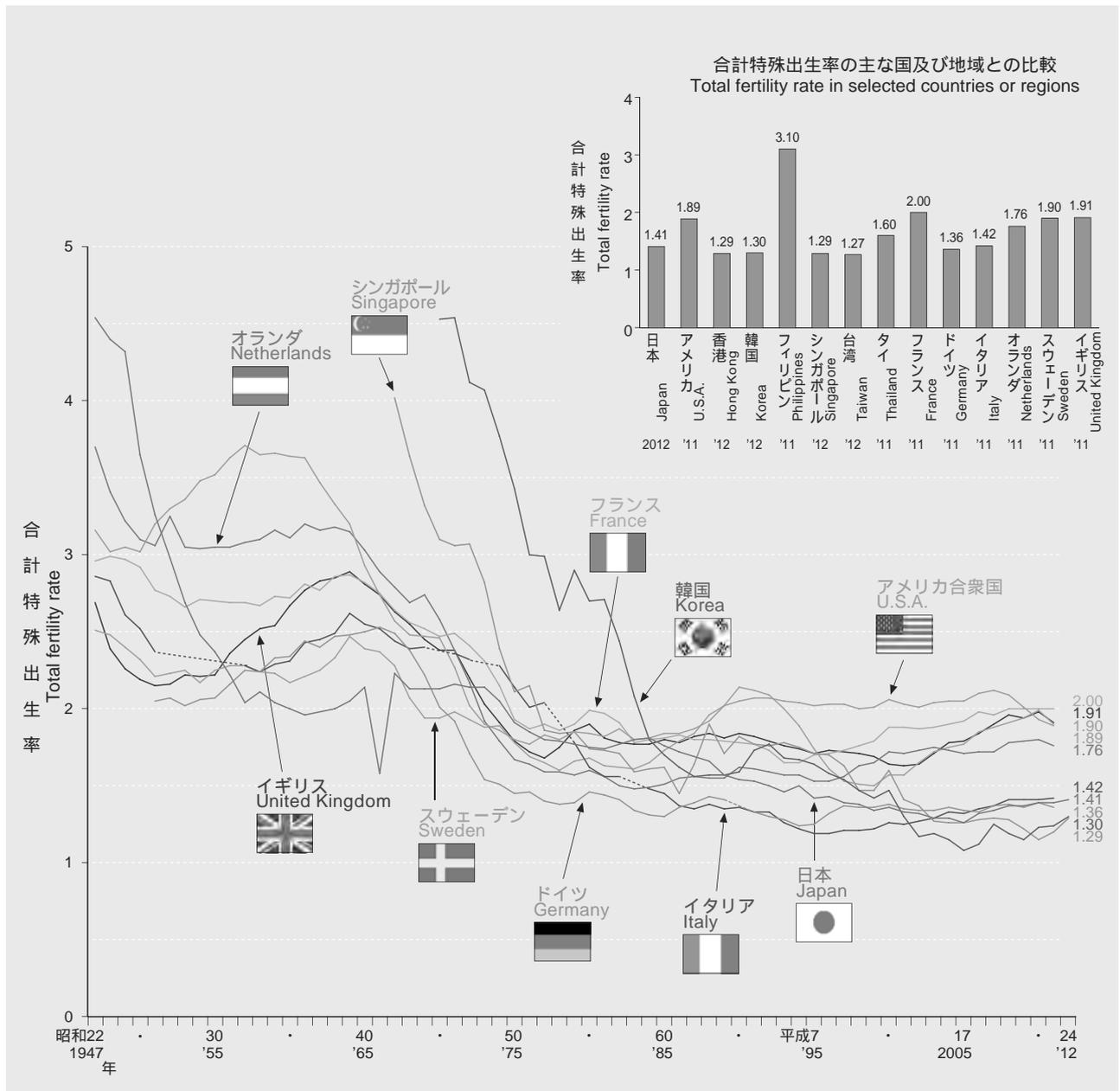
また、全出生数に対する2500g未満出生数割合をみると、男女とも上昇傾向であったが、近年は横ばいとなり、平成24年は男8.5%、女10.7%となっている。

妊娠期間別出生数割合をみると、早期(満37週未満)は緩やかな上昇傾向にあったが、近年は横ばいとなっている。正期(満37～41週)は昭和60年代前半頃まで上昇していたが、その後は横ばいが続いている。過期(満42週以上)は、昭和55年に6万9873人で全出生数の4.4%を占めていたが、年々低下し、平成24年は2905人で0.3%となった。

我が国の合計特殊出生率は2006年以降、緩やかな上昇傾向

合計特殊出生率の年次推移 - 諸外国との比較 1947～2012年

Total fertility rates in selected countries, 1947 - 2012



注：点線は数値なし。
ドイツは1990年までは旧西ドイツの数値である。
イギリスは1981年まではイングランド・ウェールズの数値である。

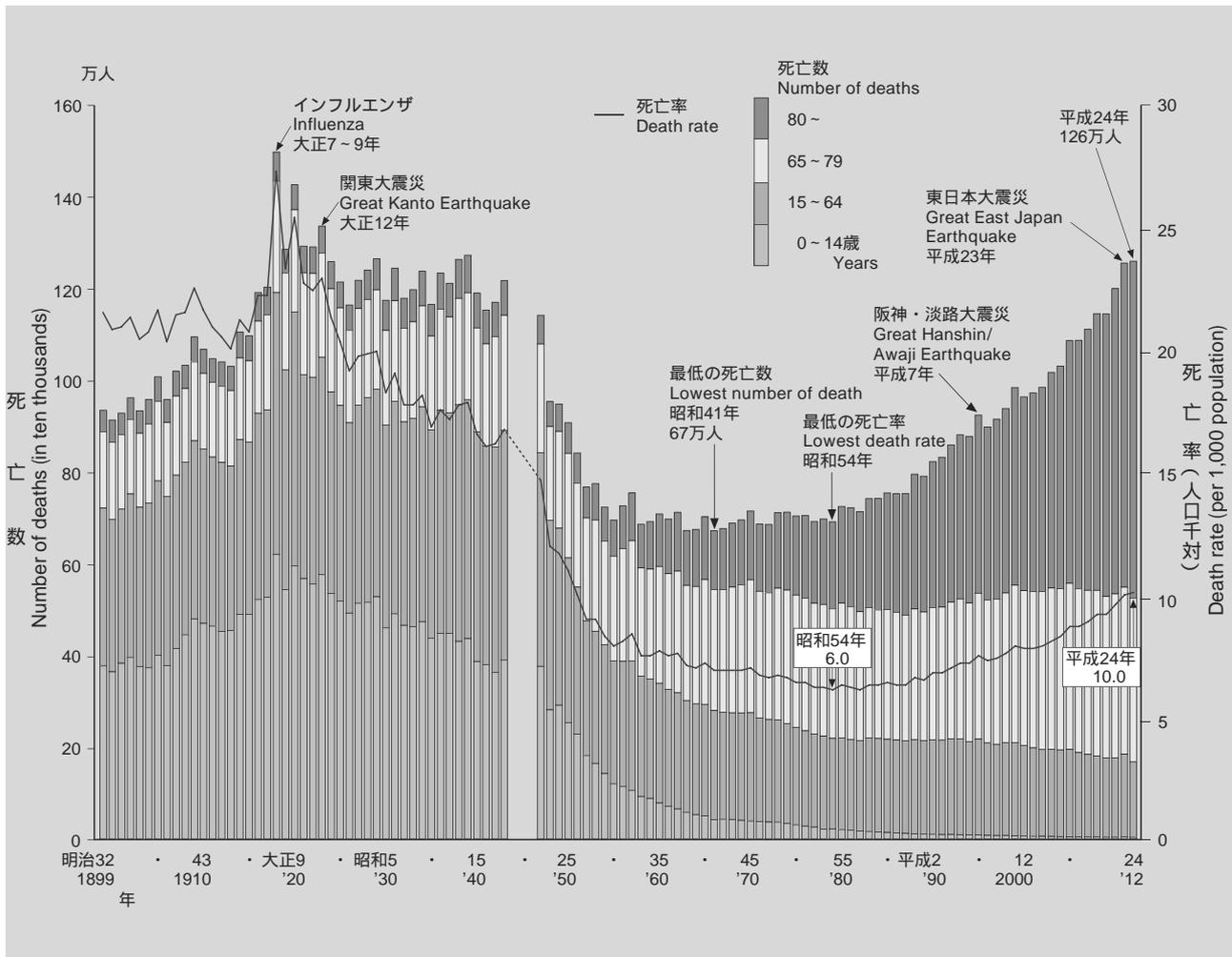
- 資料：UN「Demographic Yearbook」
 US.Department of Health and Human Services「National Vital Statistics Report」
 Eurostat「Population and Social Conditions」
 Council of Europe「Recent demographic developments in Europe」
 WHO「World Health Statistics」
 韓国統計庁資料
 香港統計局資料
 台湾内政部資料
 国立社会保障・人口問題研究所「研究資料第287号」

我が国と諸外国との合計特殊出生率を比較したものである。
 我が国は1947年は4.54と高率であったが、以後急激に低下し、1957年には2.04と諸外国に比べ低くなった。1960年代後半から各国が低下傾向のなか、我が国は第2次ベビーブーム期に横ばいとなったが、1980年代前半を除き再び低下傾向となった。その後、欧米では1990年代後半から上昇傾向となっている国が多いなか、我が国は2006年以降緩やかな上昇傾向となっている。

死亡の動き General mortality

死亡数は前年を上回る

死亡数及び死亡率の年次推移 - 明治32～平成24年 -
Trends in deaths and death rates, 1899 - 2012



注：点線は数値なし。

平成24年の死亡数は125万6359人で前年より3293人増加し、死亡率（人口千対）は、10.0と上昇した。

死亡数と死亡率の年次推移をみると、明治から大正にかけて、死亡数は90万～120万人、死亡率は20台で推移してきた。昭和に入って初めて死亡率は20を割り、昭和16年に死亡数は115万人、死亡率は16.0まで低下した。第2次世界大戦後の22年に死亡数は114万人、死亡率は14.6であったが、医学や医療の進歩及び公衆衛生の向上などにより死亡の状況は急激に改善され、41年には死亡数が最も少ない67万人、54年には死亡率が最も低い6.0となった。

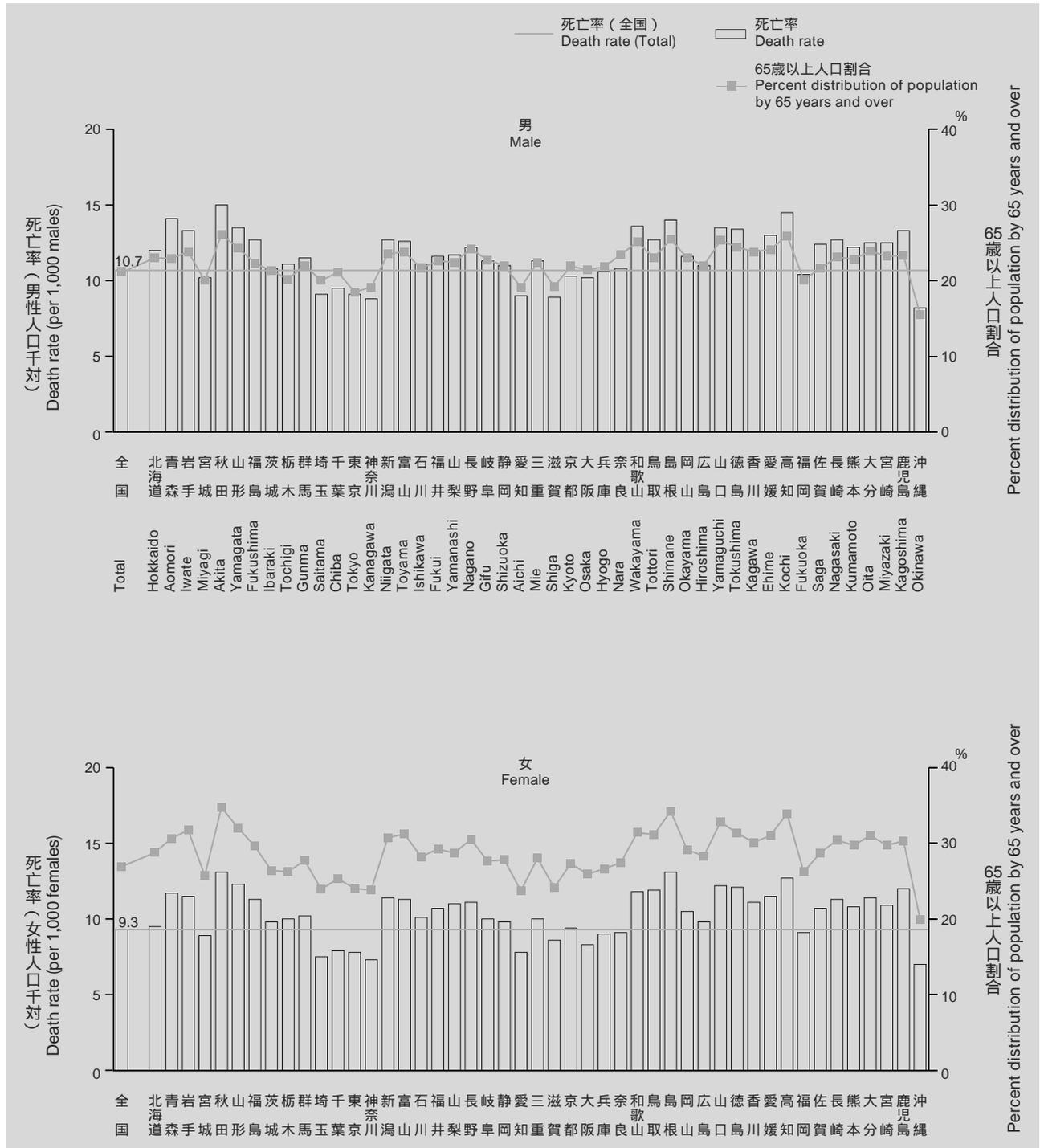
その後、人口の高齢化を反映して緩やかな増加傾向に転じ、平成15年に死亡数は100万人を超え、死亡率も上昇傾向にある。

また、年齢階層でみると、14歳以下の死亡数は、明治から昭和初期にかけて多かったが、戦後、急激に減少している。近年では人口の高齢化を反映して65歳以上の死亡数が増加し、特に80歳以上の死亡数の増加は顕著で、全死亡数に占める割合は上昇しており、平成24年では58.3%となっている。

都道府県別にみた死亡率と65歳以上人口割合は、ほぼ同様の傾向

性別にみた都道府県別死亡率及び65歳以上人口割合 - 平成24年 -

Death rates and percent distribution of population by 65 years and over by prefecture and sex, 2012

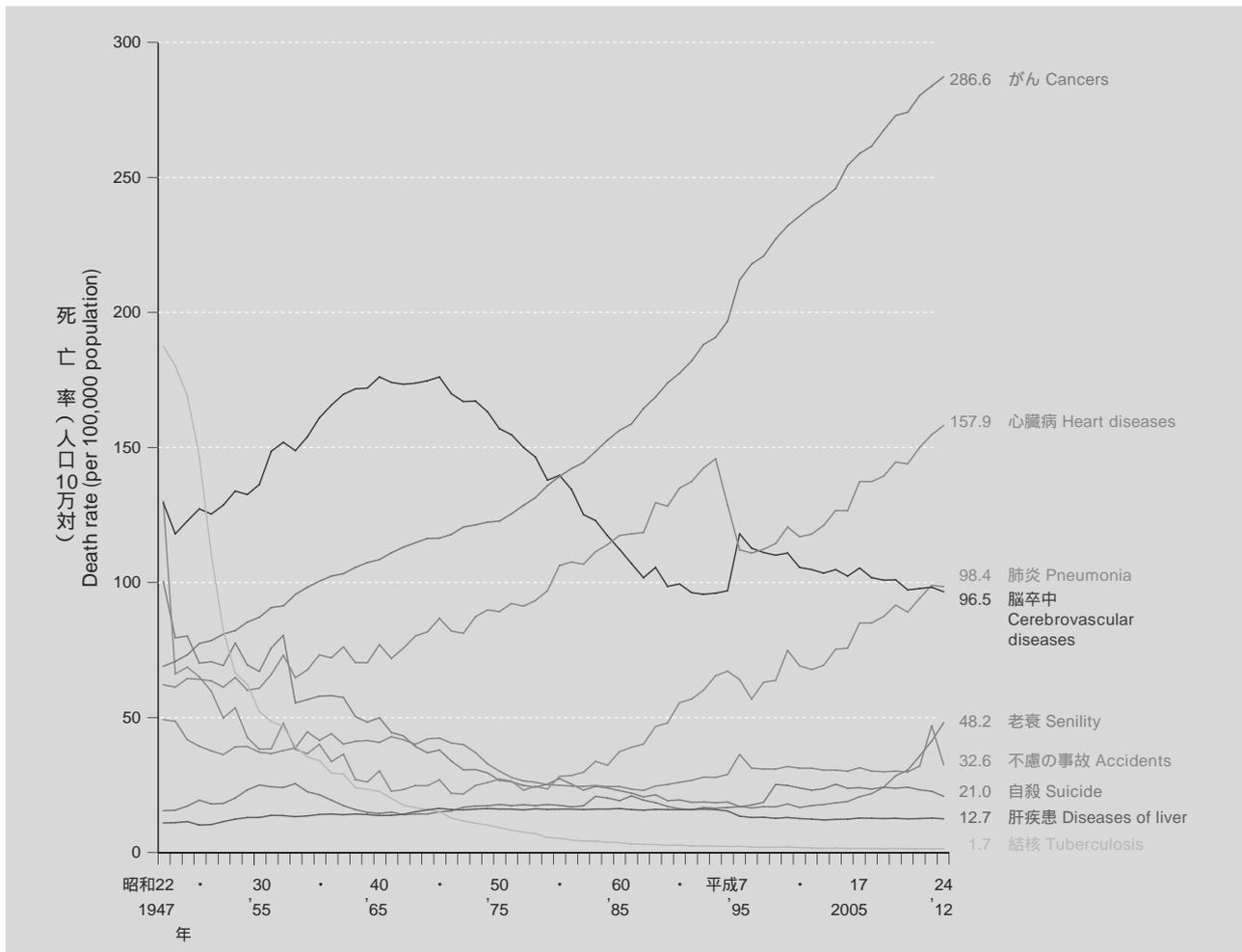


注：65歳以上人口割合とは、総人口に占める65歳以上の人口の割合である。
資料：65歳以上人口割合については、「人口推計（平成24年10月1日現在）」（総務省統計局）

平成24年の性別死亡率（人口千対）は男10.7、女9.3である。これを都道府県別にみると、死亡率が最も低いのは男では沖縄が8.2、次いで神奈川8.8、滋賀8.9、女では沖縄が7.0、次いで神奈川7.3、埼玉7.5である。また、最も高いのは男では秋田15.0、次いで高知14.5、青森14.1、女では島根と秋田で13.1、次いで高知12.7となっている。都道府県別にみた死亡率と65歳以上人口割合は、ほぼ同様の傾向である。

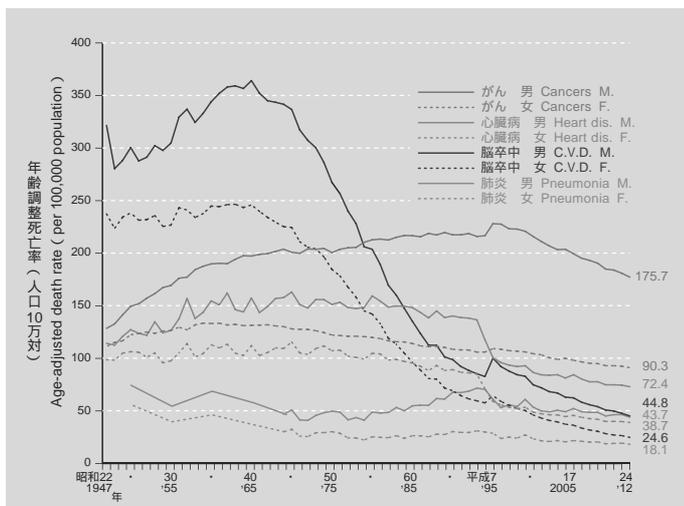
がんの死亡率は、上昇を続けている

主な死因別にみた死亡率の年次推移 - 昭和22～平成24年 -
Trends in death rates for leading causes of death, 1947 - 2012



主な死因別にみた性別年齢調整死亡率の年次推移
- 昭和22～平成24年 -

Trends in age-adjusted death rates for leading causes by sex, 1947 - 2012



注：1) C.V.D. Cerebrovascular diseases
2) 年齢調整死亡率については、5頁、59頁を参照
3) 肺炎については、昭和25～40年までは5年ごと、44年以降は各年のデータである。

*1 本書の場合の「がん」、「心臓病」、「脳卒中」は国際疾病傷害死因分類における「悪性新生物」、「心疾患(高血圧性を除く)」、「脳血管疾患」にあたる。
*2 平成6、7年の心臓病の低下は、新しい死亡診断書(死体検案書)(平成7年1月施行)における「死亡の死因欄には、疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください。」という注意書きの、事前周知の影響によるものと考えられる。
*3 平成7年の脳卒中の上昇の主な要因は、ICD-10(平成7年1月適用)による原死因選択ルールの明確化によるものと考えられる。

平成24年の主な死因別の死亡率(人口10万対)をみると、がん286.6、心臓病157.9、肺炎98.4、脳卒中96.5、老衰48.2などとなっている。年次推移をみると、がんは一貫して上昇を続け、昭和56年以降死因順位の第1位となっている。

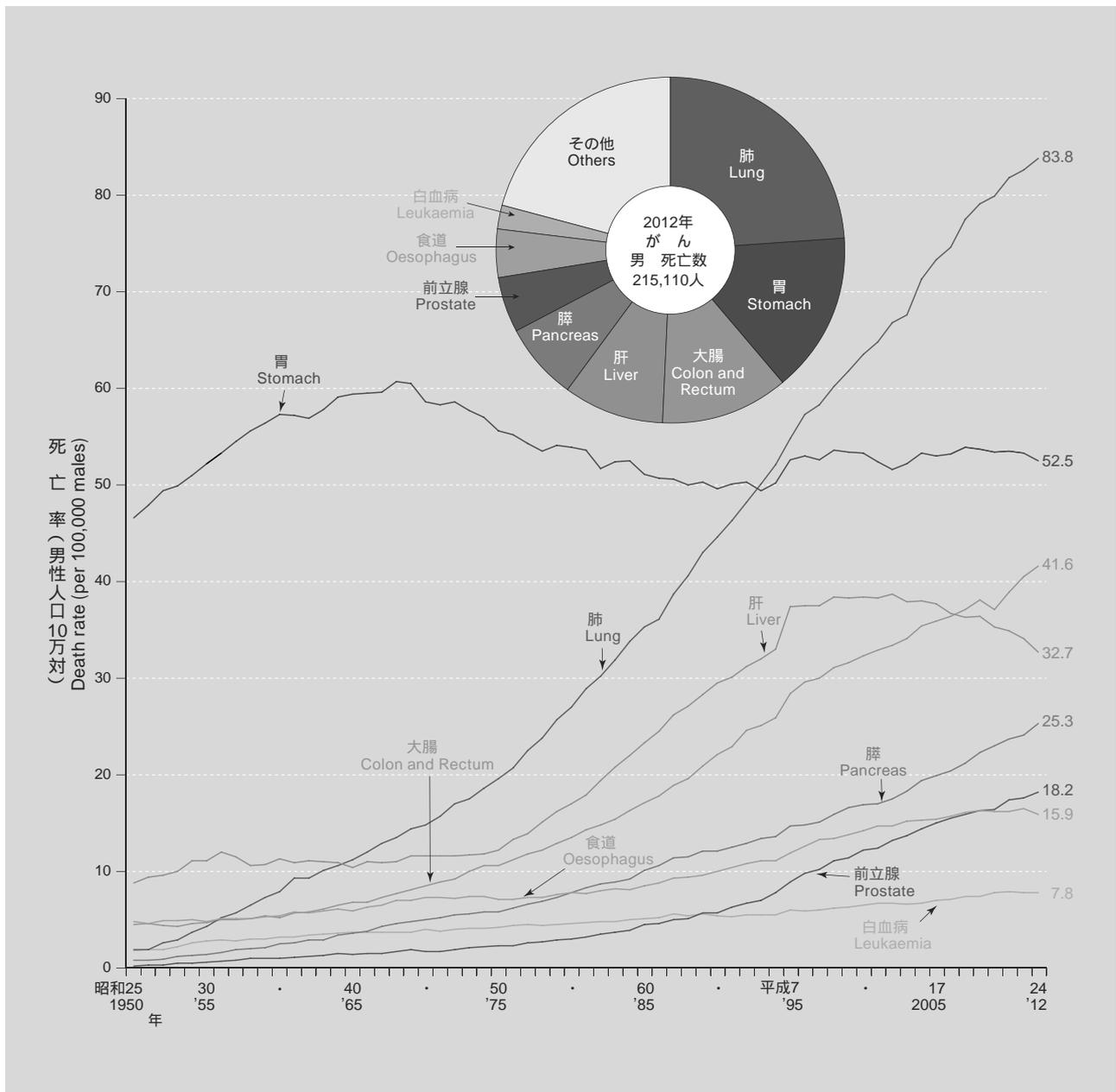
心臓病は昭和60年に第2位となり、その後も上昇していたが、平成6、7年には急激に低下した。9年からは再び上昇傾向となっている。

肺炎は昭和22年以降低下傾向であったが、48年以降は上昇傾向に転じ、平成23年には脳卒中を抜いて第3位となった。

脳卒中は昭和45年から低下、平成3年以降は横ばいで推移し、7年に急激に上昇したものの、その後は低下傾向となっている。

死亡の状況はその集団における人口の年齢構成に影響されるので、その年齢構成の差を取り除いて比較するための年齢調整死亡率で主な死因の年次推移をみると、近年は総じて低下傾向にある。

部位別にみたがんの死亡率の年次推移，男 - 昭和25～平成24年 -
Trends in death rates for cancers by site, Male, 1950 - 2012



注：1) 大腸 結腸と直腸 S 状結腸移行部及び直腸 (昭和40年まで直腸肛門部を含む。) Colon and Rectum Colon and rectosigmoid junction and rectum
2) 肝 肝及び肝内胆管 (昭和32年まで胆のう及び肝外胆管を含む。) Liver Liver and intrahepatic bile ducts
3) 肺 気管、気管支及び肺 Lung Trachea, bronchus and lung

平成24年の男のがんの死亡数は21万5110人、死亡率（男性人口10万対）は350.8である。

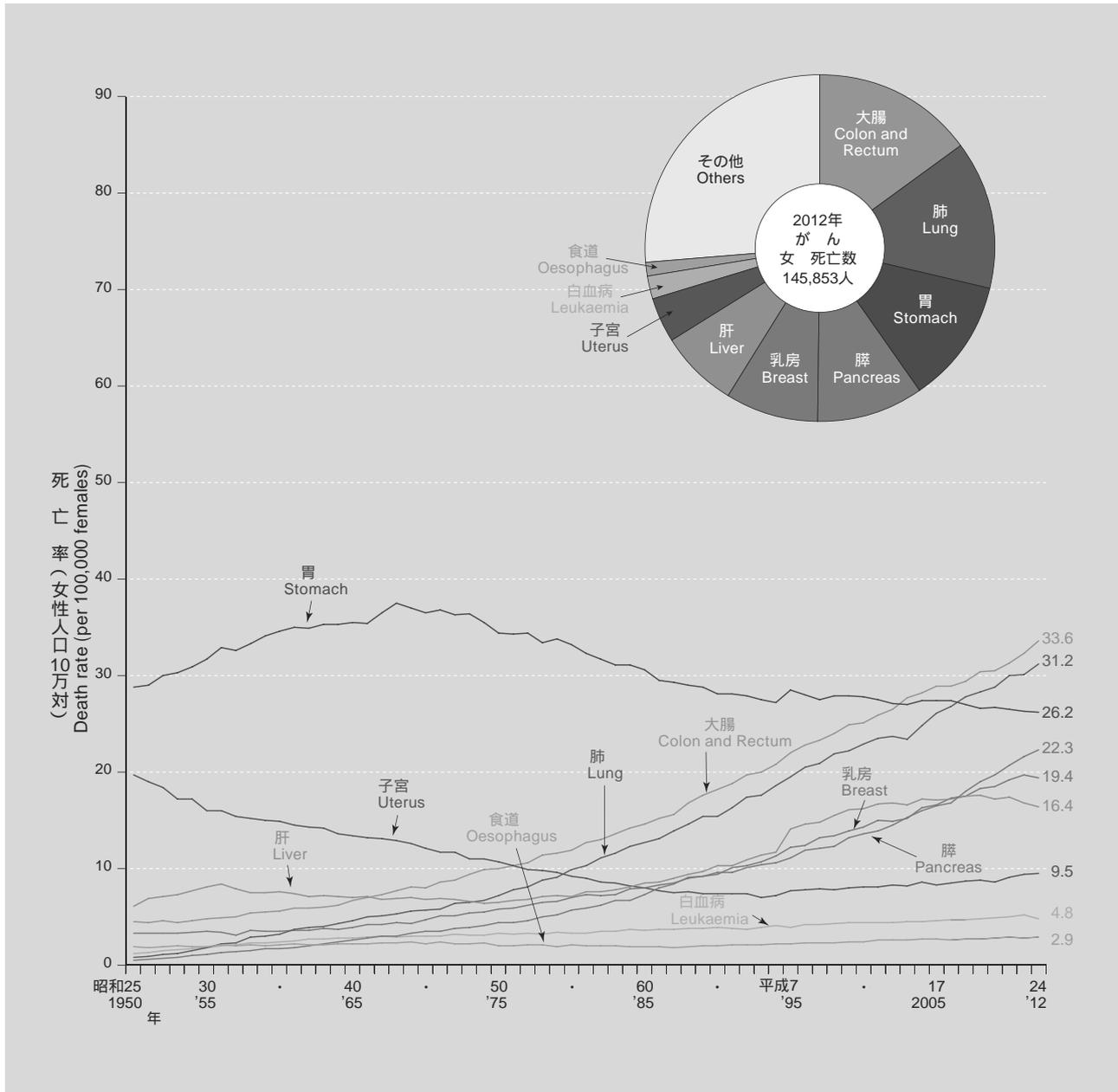
部位別に死亡率の年次推移をみると、肺がんは一貫して上昇を続けており、5年には胃がんを抜いて第1位となり、引き続き上昇している。

4年まで第1位であった胃がんは昭和43年をピークに低下傾向が続いていたが、平成6年から上昇傾向となり、近年は横ばいとなっている。

大腸がんは上昇を続け、19年に肝がんを抜き第3位となり、上昇傾向にある。その他の部位では、上昇傾向であった肝がんは、近年は横ばいから低下傾向で推移しているが、膵がん、前立腺がんは上昇傾向にある。

女は大腸がんが第1位

部位別にみたがんの死亡率の年次推移，女 - 昭和25～平成24年 -
Trends in death rates for cancers by site, Female, 1950 - 2012

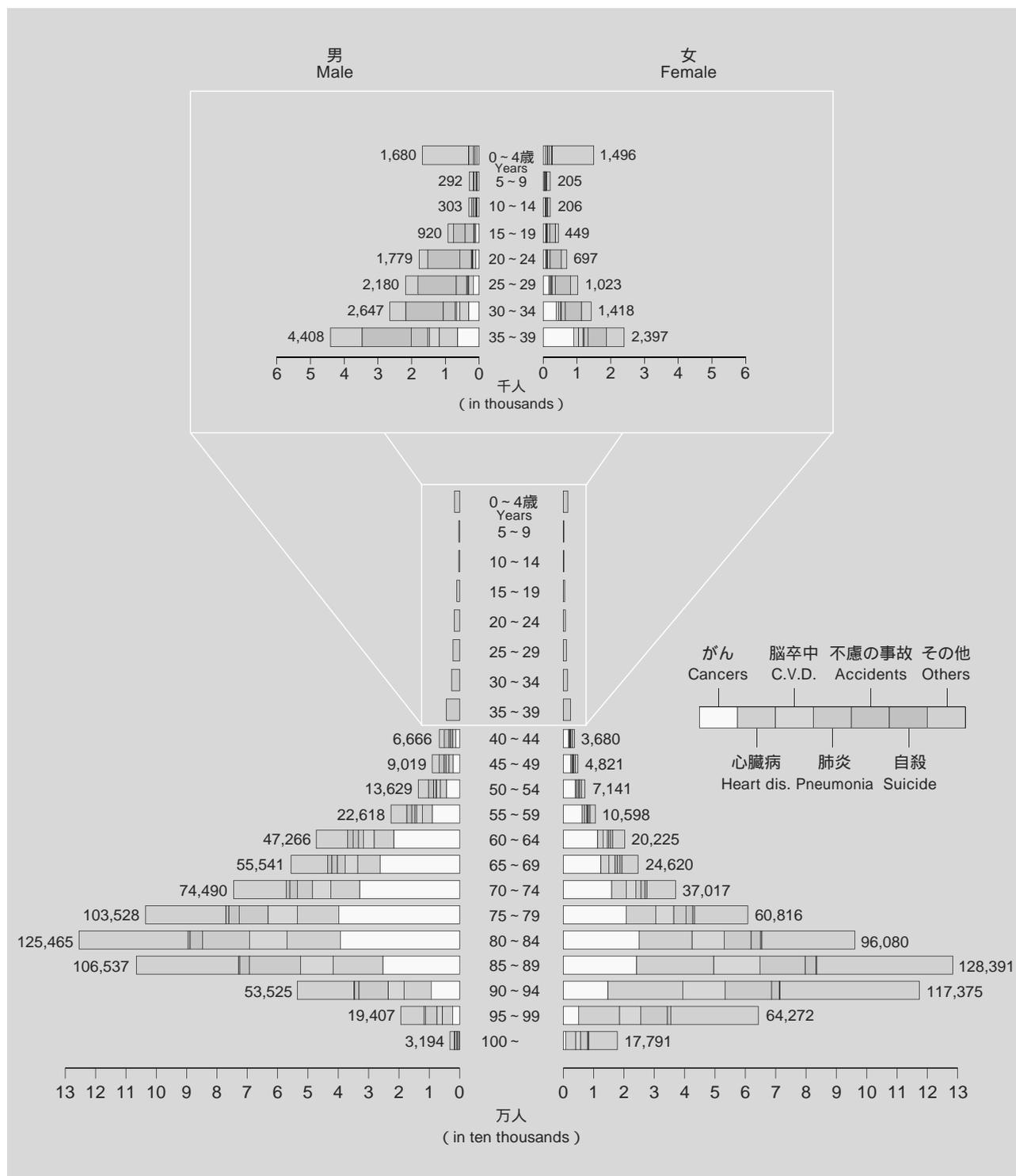


注：平成6年以前の「子宮」は胎盤を含む。

平成24年の女のがんの死亡数は14万5853人、死亡率（女性人口10万対）は225.7である。
部位別に死亡率の年次推移をみると、一貫して上昇を続けていた大腸がんは、平成15年に胃がんを抜き、以降第1位となった。19年には、同様に上昇を続けていた肺がんも胃がんを抜いた。
膵がん、乳がんは上昇傾向にあり、また、子宮がんも近年緩やかな上昇傾向にある。

青年層では不慮の事故と自殺が多く、中高年層ではがんが多い

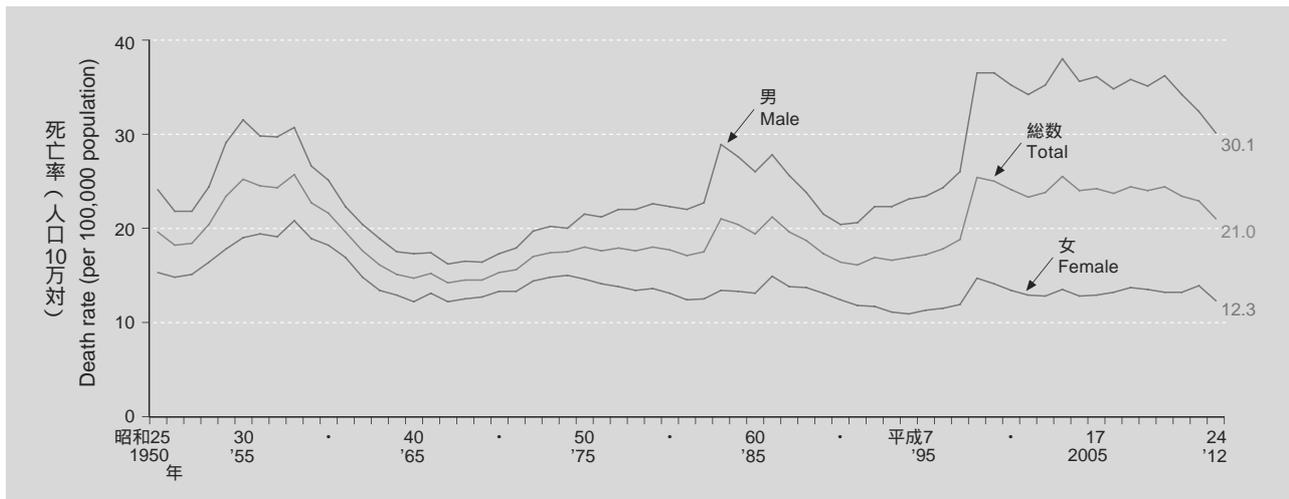
性・年齢階級別にみた主な死因の死亡数 - 平成24年 -
Deaths from leading causes by sex and age groups, 2012



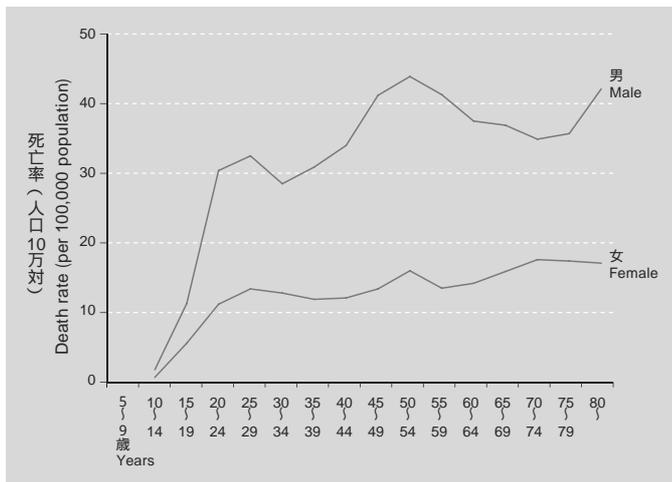
平成24年の性・年齢階級別の死亡数を主な死因別にみると、男女とも10歳代、20歳代では、不慮の事故及び自殺が多くなっている。50歳代、60歳代、70歳代では、がんが多くなり、80歳代以降は心臓病、脳卒中、肺炎が多くなっている。

自殺の死亡率は男が高い

性別にみた自殺の死亡率の年次推移 - 昭和25～平成24年 -
Trends in death rates for suicide by sex, 1950 - 2012



性・年齢階級別にみた自殺の死亡率 - 平成24年 -
Death rates for suicide by sex and age groups, 2012



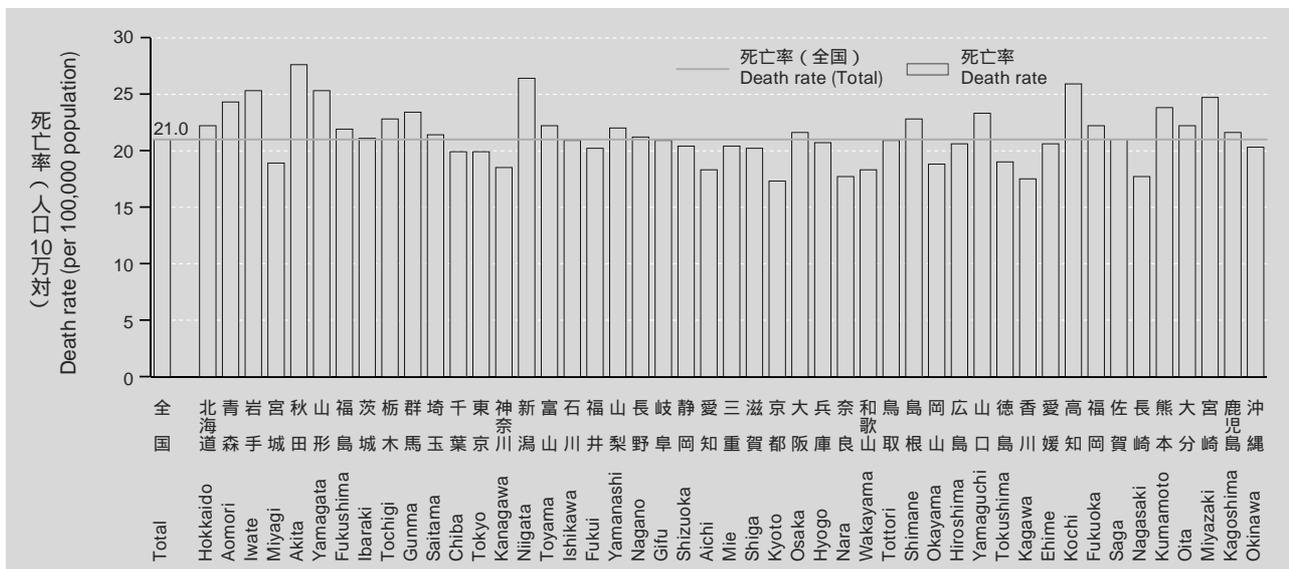
平成24年の自殺の死亡数は2万6433人、死亡率（人口10万対）は21.0で死因順位は第7位となっている。

自殺の死亡率の年次推移を男女別にみると、男が一貫して高い水準で推移しており、男女とも昭和30年代前半に高く、以後40年代前半まで低下している。その後は60年前後に高くなったのち、平成3年まで低下したが、再び平成10年に急激に上昇した。その後は高い水準が続いていたが、男は平成22年以降3年連続低下し、女は24年に低下した。

性・年齢階級別にみると、男は50～54歳が43.9、女は70～74歳が17.6と最も高くなっている。

都道府県別にみると、最も高いのは秋田27.6、次いで新潟26.4、高知25.9などで、最も低いのは京都17.3、次いで香川17.5、長崎と奈良で17.7などとなっている。

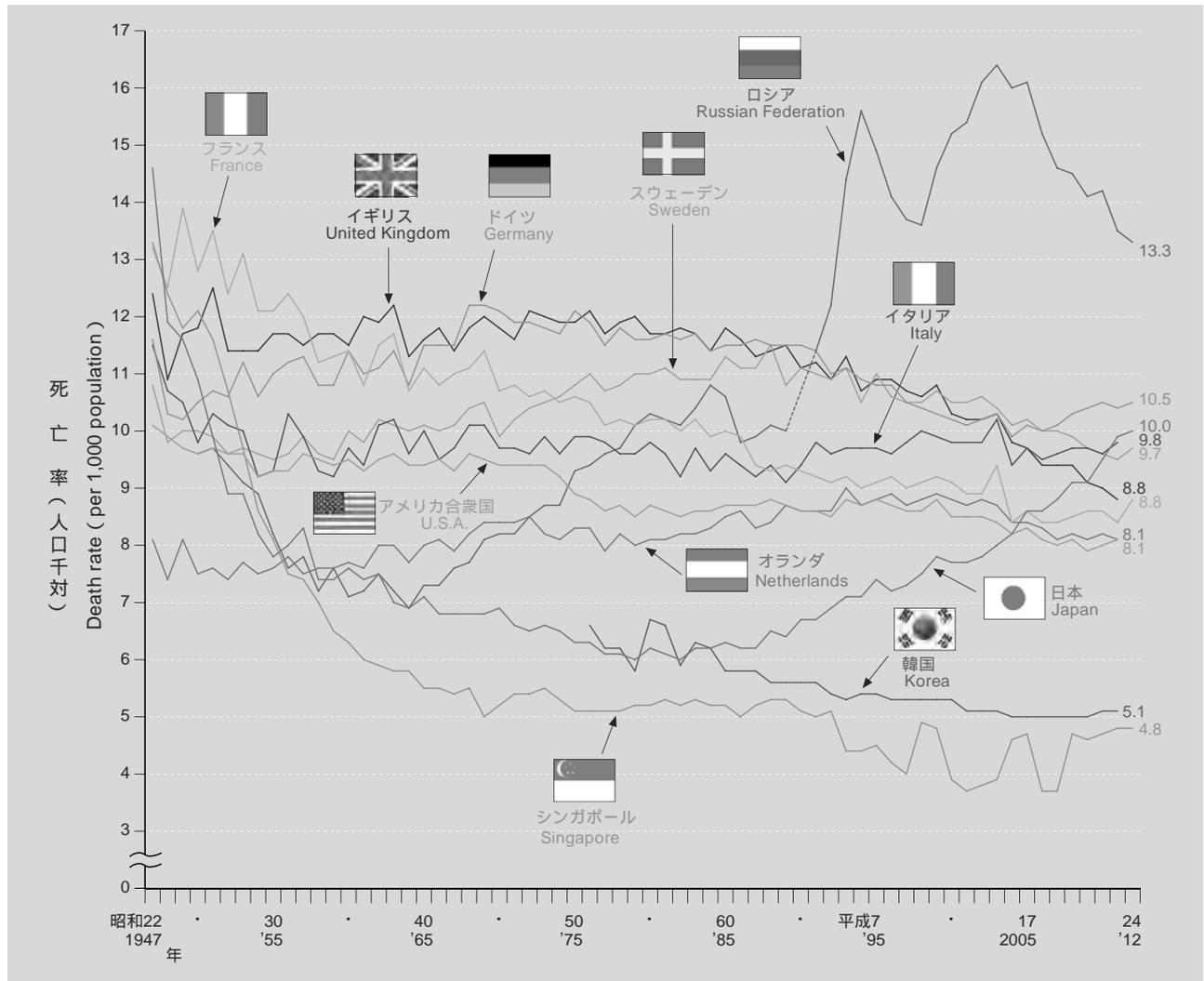
都道府県別にみた自殺の死亡率 - 平成24年 -
Death rates for suicide by prefecture, 2012



我が国の死亡率は、諸外国を上回る急速な高齢化を反映して上昇

死亡率の年次推移 - 諸外国との比較 1947~2012年

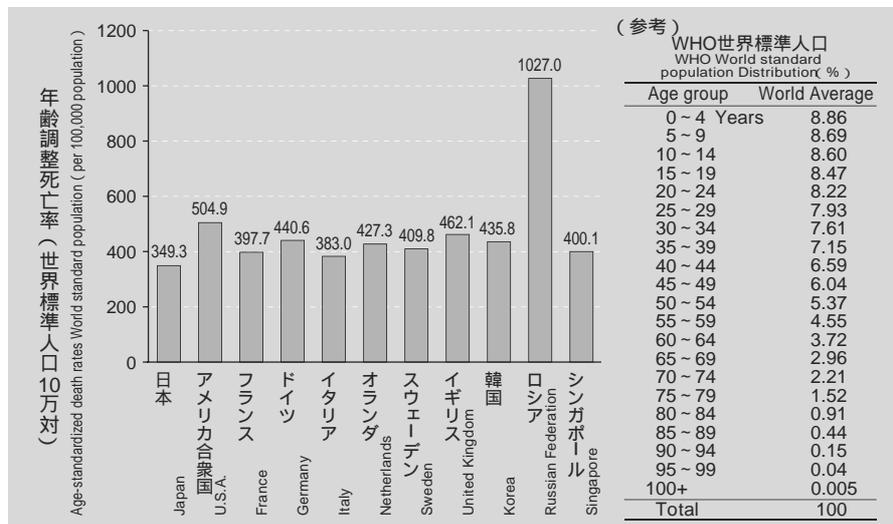
Death rates in selected countries, 1947 - 2012



注：点線は数値なし。
 ドイツの1990年までは旧西ドイツの数値である。
 ロシアの1990年までは旧ソビエト連邦の数値である。
 資料：UN「Demographic Yearbook」

年齢調整死亡率の諸外国との比較 2008年

Age-standardized death rates selected countries, 2008



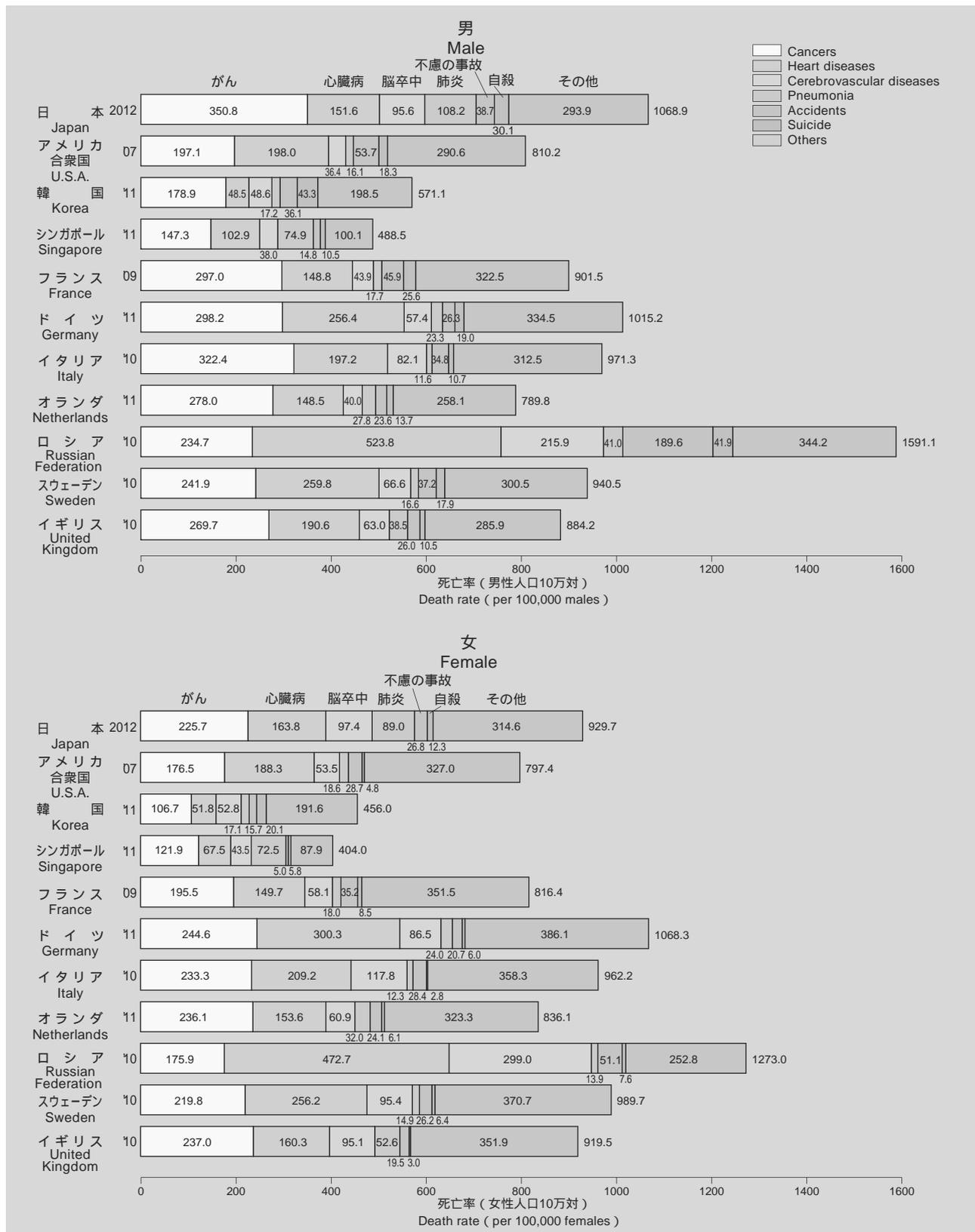
注：標準人口はWHOが作成した世界標準人口による。
 資料：WHO「Global burden of disease : 2008」

我が国の死亡率（人口千対）の年次推移を諸外国と比較すると、1947年の死亡率は諸外国と比べて高かったが、医学の進歩、公衆衛生の向上などによって急速に改善され、1965年以降は欧米諸国より低くなっていた。しかし、近年、我が国は諸外国を上回る急速な人口の高齢化を反映して上昇している。

年齢構成の差を取り除いて比較するための年齢調整死亡率（世界標準人口10万対）でみると、我が国は低率国である。

我が国は男女とも肺炎が、諸外国と比べて高い

性別にみた主な死因別死亡率の諸外国との比較
Death rates for leading causes of death by sex in selected countries



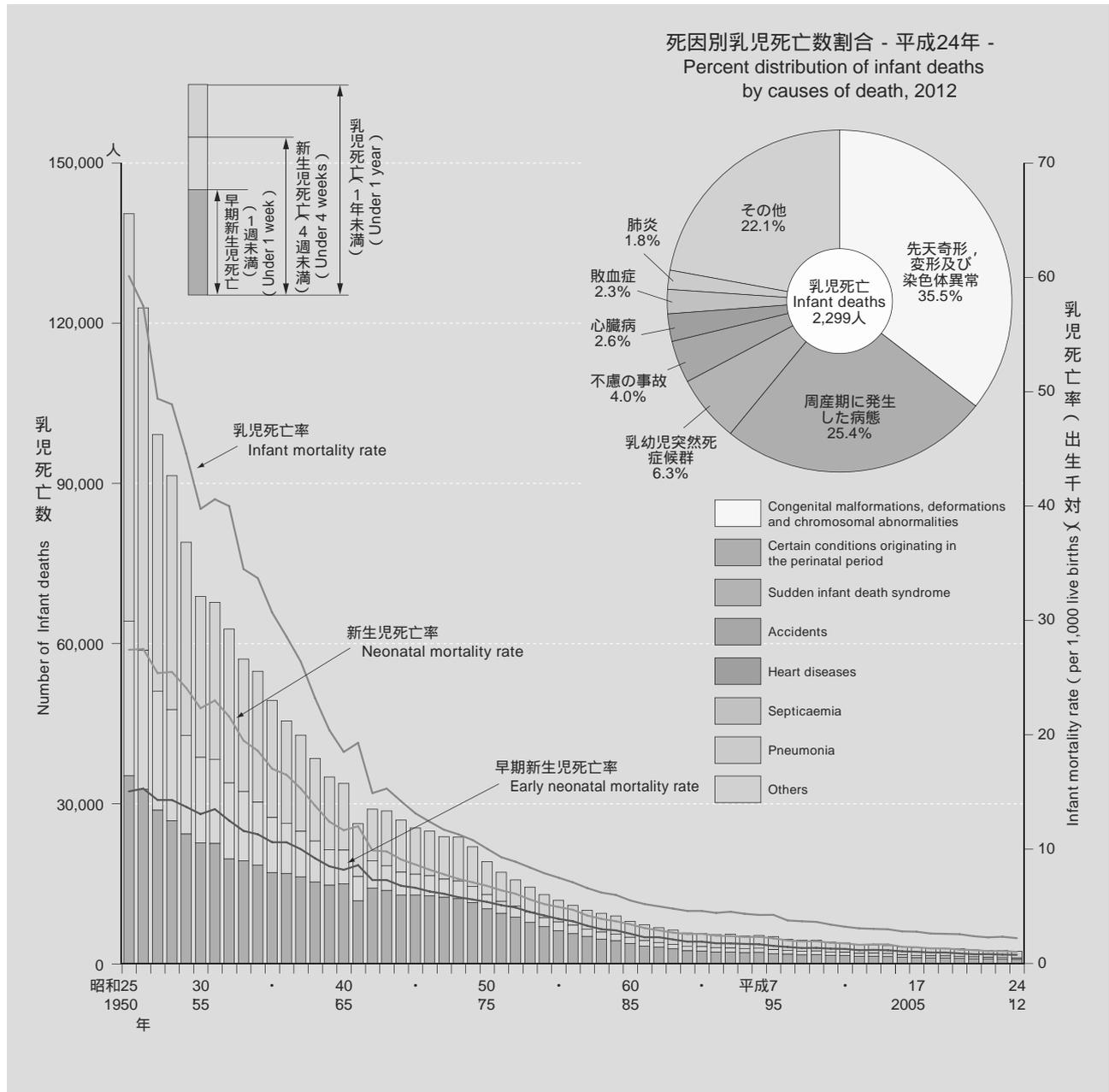
注：1) 心臓病及び不慮の事故は、我が国で使用している死因分類の範囲と一致しない。
2) 死因分類についてはICD-10による分類である。ただし、シンガポールはICD-9による分類である。
資料：WHO "Health statistics and health information systems「Mortality Database」"

我が国の性別の死亡率（人口10万対）を諸外国と比較すると、男女とも肺炎が、諸外国と比べて高くなっている。

乳児死亡の動き Infant mortality

乳児死亡率は低下傾向

乳児死亡数及び乳児死亡率の年次推移 - 昭和25～平成24年 -
Trends in infant deaths and infant mortality rates, 1950 - 2012



乳児死亡とは、生後1年未満の死亡であり、このうち4週（28日）未満の死亡を新生児死亡、1週（7日）未満の死亡を早期新生児死亡という。

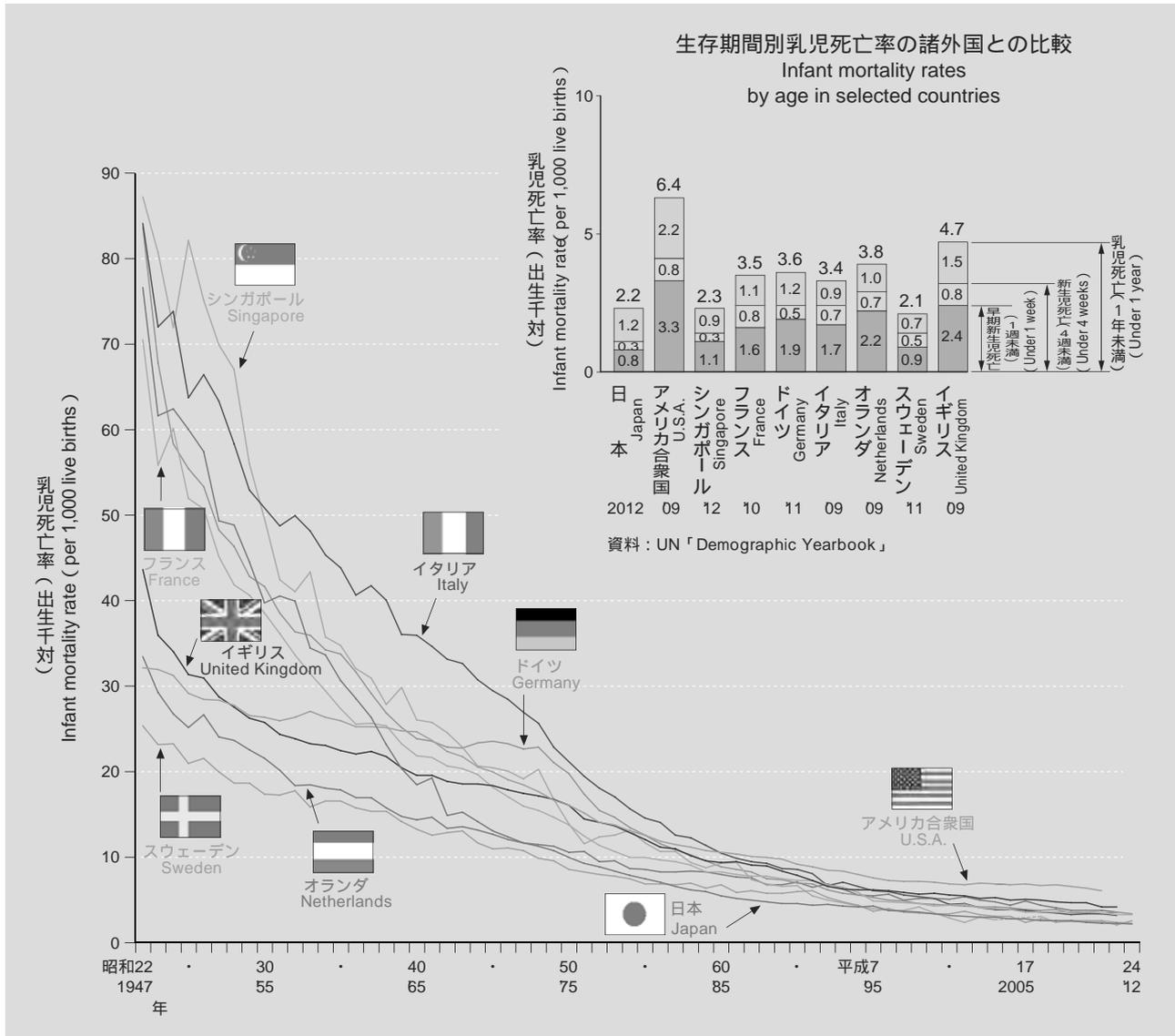
平成24年の乳児死亡数は2299人、乳児死亡率（出生千対）は2.2となっている。

生存期間別に乳児死亡率の年次推移をみると、昭和40年代半ばまでは生後1週以上4週未満及び4週以上1年未満の死亡は急速に低下したが、近年は緩やかな低下傾向となっている。

平成24年の死因別乳児死亡数割合は、「先天奇形，変形及び染色体異常」が最も多く35.5%で、次いで「周産期に発生した病態」が25.4%となっている。

乳児死亡率の年次推移 - 諸外国との比較 1947～2012年

Infant mortality rates in selected countries, 1947 - 2012



注：点線は数値なし。
ドイツの1990年までは旧西ドイツの数値である。
資料：UN「Demographic Yearbook」

【乳児死亡率 最新年の数値】 Infant mortality rates

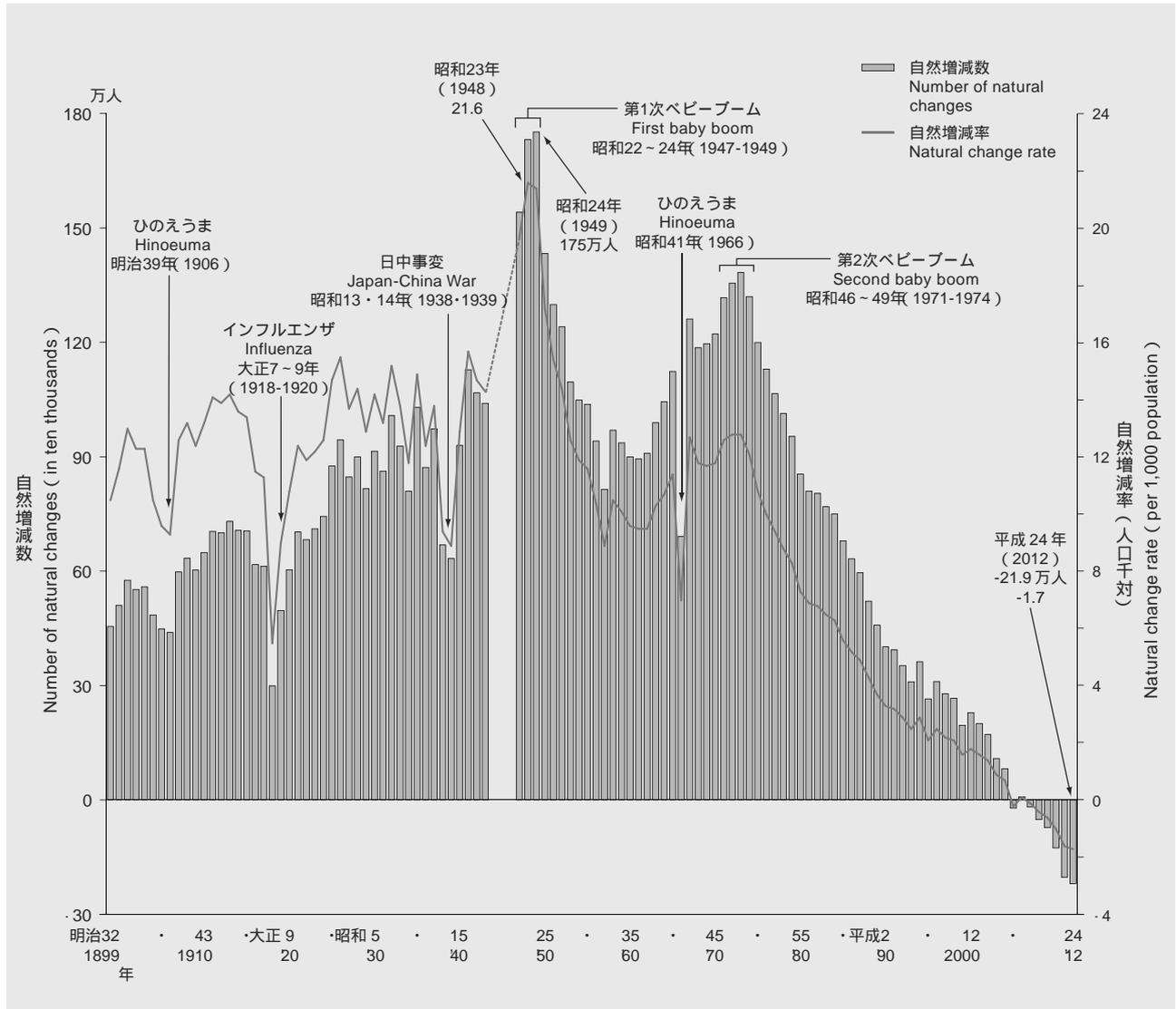
日本 Japan	アメリカ U.S.A.	シンガポール Singapore	フランス France	ドイツ Germany	イタリア Italy	オランダ Netherlands	スウェーデン Sweden	イギリス United Kingdom
2012	2010	2012	2012	2012	2011	2011	2012	2011
2.2	6.1	2.3	3.3	3.4	3.2	3.6	2.6	4.2

我が国の乳児死亡率（出生千対）の年次推移を諸外国と比較したものである。
1947年から1960年代初めまでの乳児死亡率は諸外国と比べて高かったが、その後は低下し、現在は世界でも有数の低率国である。

自然増減の動き Natural change

自然増減数・自然増減率は6年連続でマイナス

自然増減数及び自然増減率の年次推移 - 明治32～平成24年 -
Trends in natural changes and natural change rates, 1899 - 2012



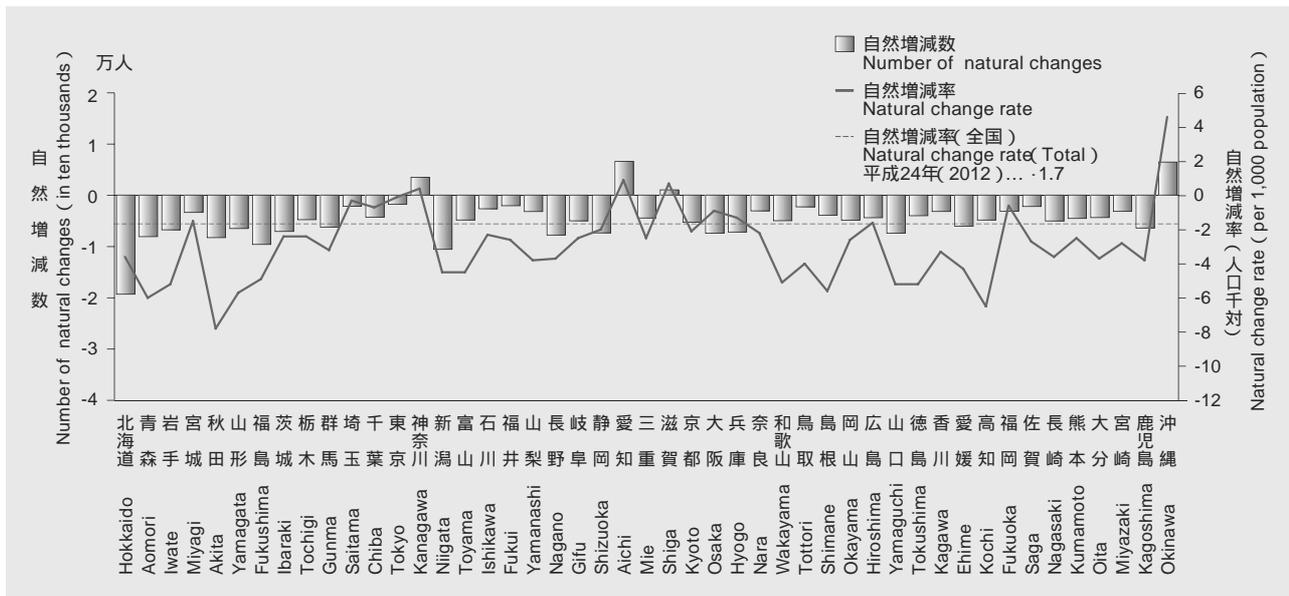
平成24年の自然増減数（出生数から死亡数を減じたもの）は 21万9128人で、前年の 20万2260人より1万6868人減少し、自然増減率（人口千対）は 1.7で前年の 1.6を下回った。

自然増減数の年次推移をみると、第2次世界大戦前は増加傾向であったが、戦後は第1次ベビーブーム期の昭和24年の175万人をピークに減少した。その後、昭和37年に再び増加に転じ、46年から49年の第2次ベビーブーム期には130万人を超えていたが、50年以降は、出生数の減少により自然増減数も減少し、平成元年に50万人を割った。

平成2年からは出生数は横ばいであったが、人口の高齢化による死亡数の増加により減少し、11年には20万人を割った。12年には増加したものの、13年以降は出生数の減少と死亡数の増加の双方により減少し、16年には10万人を割り、17年には統計の得られていない昭和19年から21年を除き、現在の形式で統計をとり始めた明治32年以降初めて出生数が死亡数を下回りマイナスとなった。平成18年はプラスとなったものの、19年からは6年連続でマイナスとなっている。

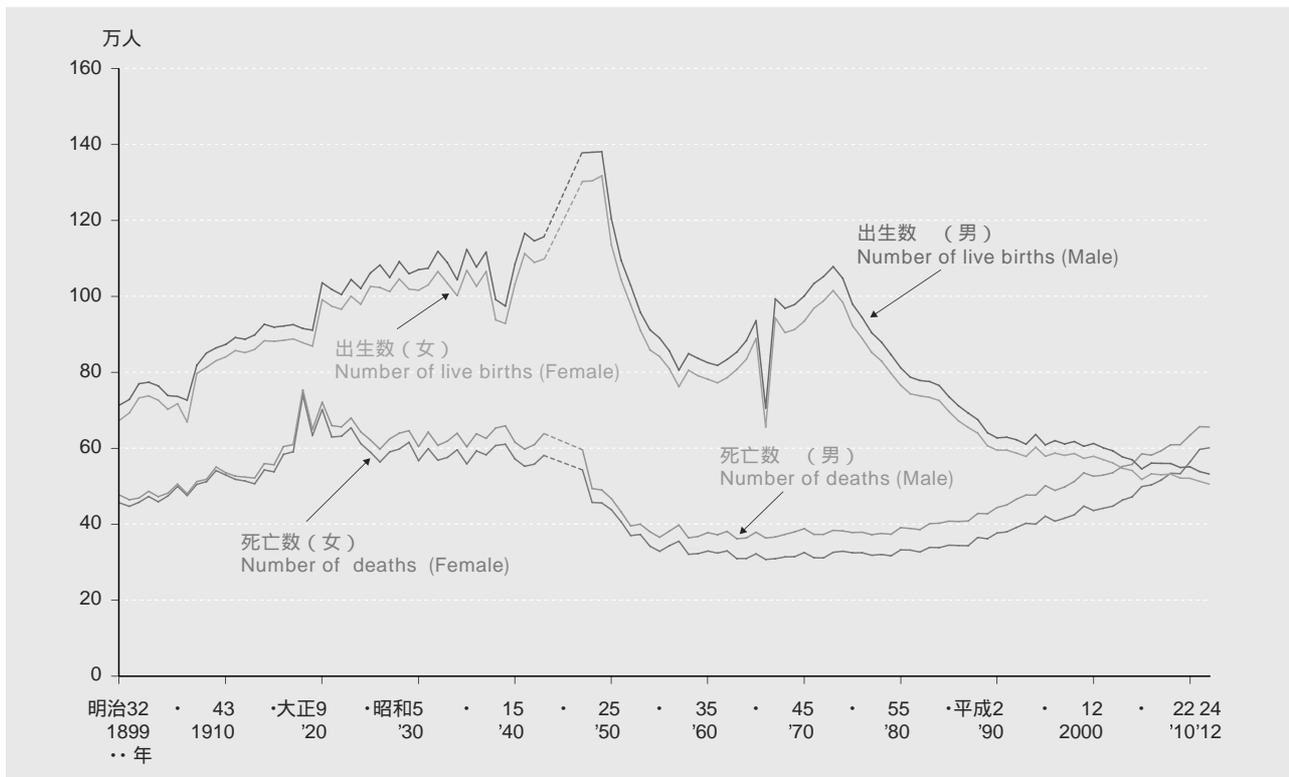
出生数が死亡数を上回った県は4県

都道府県別にみた自然増減数及び自然増減率 - 平成24年 -
Natural changes and natural change rates by prefecture, 2012



自然増減数は男は平成17年、女は20年以降減少

性別にみた出生数及び死亡数の年次推移 - 明治32～平成24年 -
Trends in live births and deaths by sex, 1899-2012



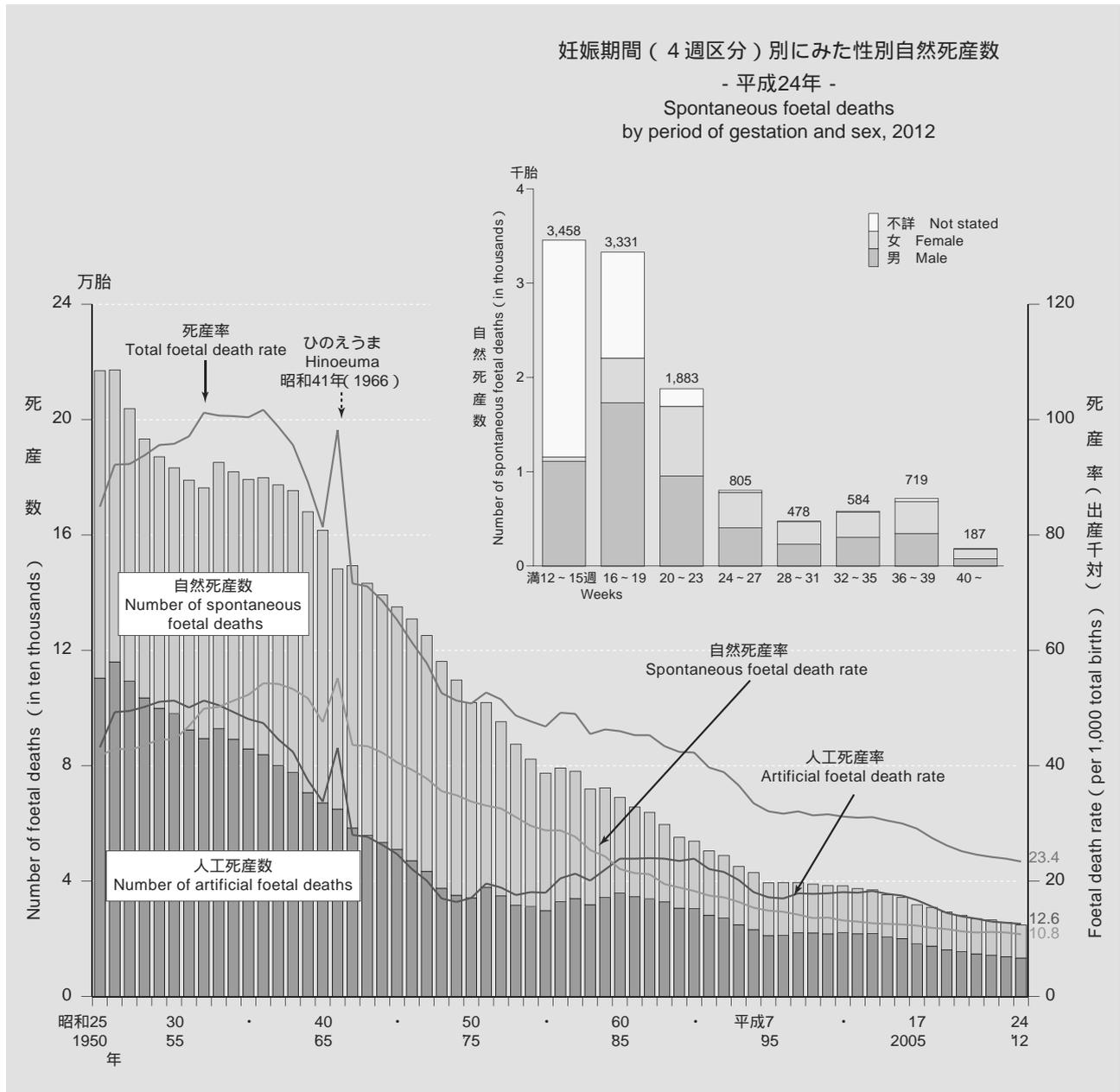
自然増減数を都道府県別にみると、出生数が死亡数を上回った県は、神奈川県、愛知県、滋賀県、沖縄県の4県となっている。自然増減率（人口千対）をみると、最も高い県は沖縄県で、4.6となっており、最も低い県は秋田県で7.8となっている。

出生数と死亡数の年次推移を性別にみると、統計の得られていない昭和19年から21年を除き、現在の形式で統計をとり始めた明治32年以降、男は平成17年に初めて出生数が死亡数を下回ってから自然増減数の減少が続いており、同様に女は20年以降減少となっている。

死産の動き Foetal mortality

死産率は低下傾向

死産数及び死産率の年次推移 - 昭和25～平成24年 -
Trends in foetal deaths and foetal death rates, 1950 - 2012



死産とは、妊娠満12週以後の死児の出産をいい、死産率は出産（出生数と死産数の合計）千対の率である。平成24年の死産数は2万4800胎、死産率は23.4となっている。

死産率の年次推移をみると、全死産は昭和25年から上昇傾向となり、36年にピークの101.7となった。その後は41年の「ひのえうま」の影響を除き低下傾向となり、平成7年からは横ばいで推移していたが、15年以降は低下している。

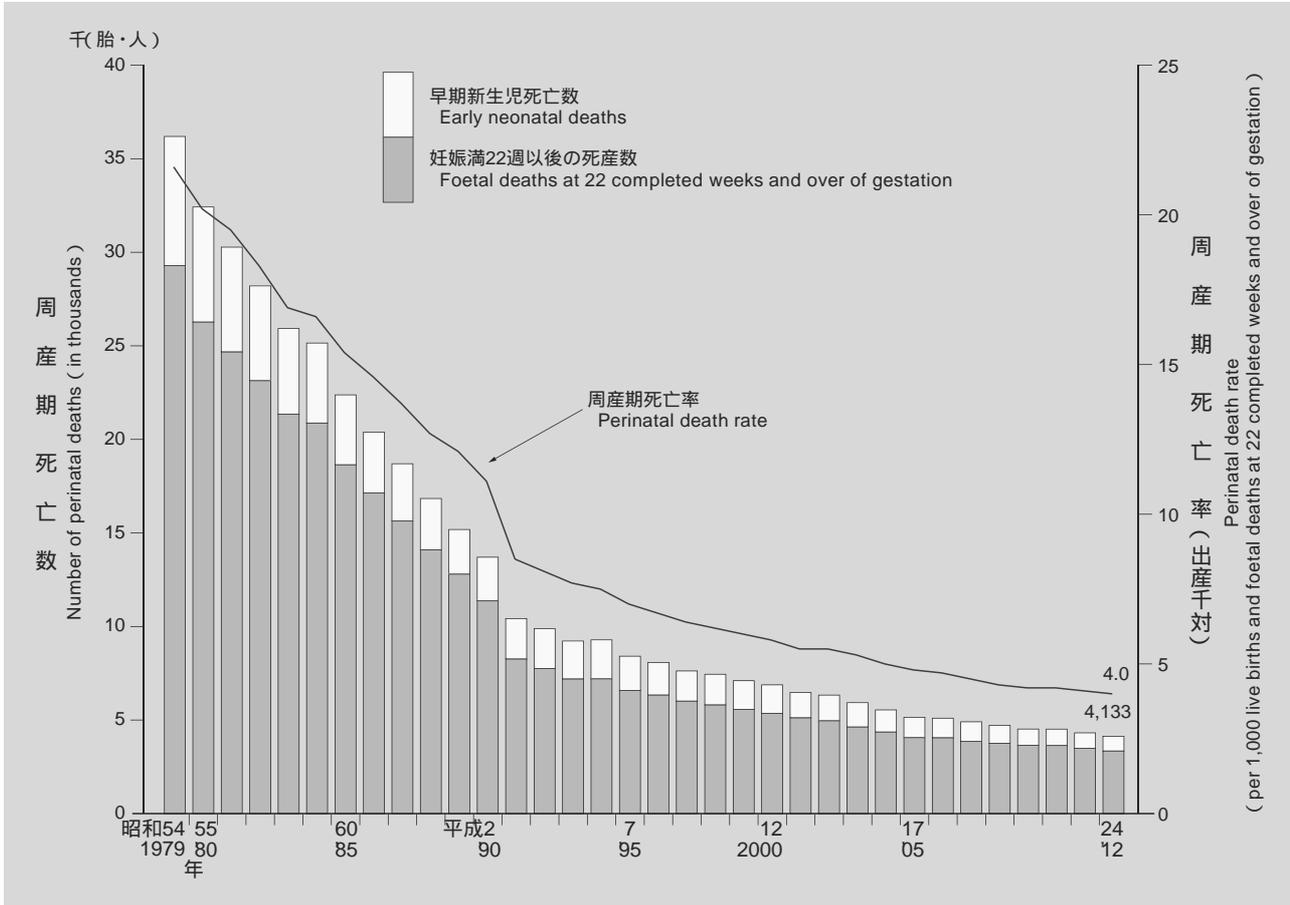
自然死産・人工死産別にみると自然死産率は昭和30年代後半から低下傾向にある。人工死産率は昭和30年代半ばから低下していたが、50年からは上昇傾向に転じ、60年には自然死産率を上回った。63年からは再び低下傾向に転じ、平成6年から14年まではおおむね横ばいとなったが、15年からは自然死産率の低下と比較すると大きく低下している。

平成24年の自然死産数を妊娠期間（4週区分）別にみると、満23週以前の各期間の死産数が多くなっている。

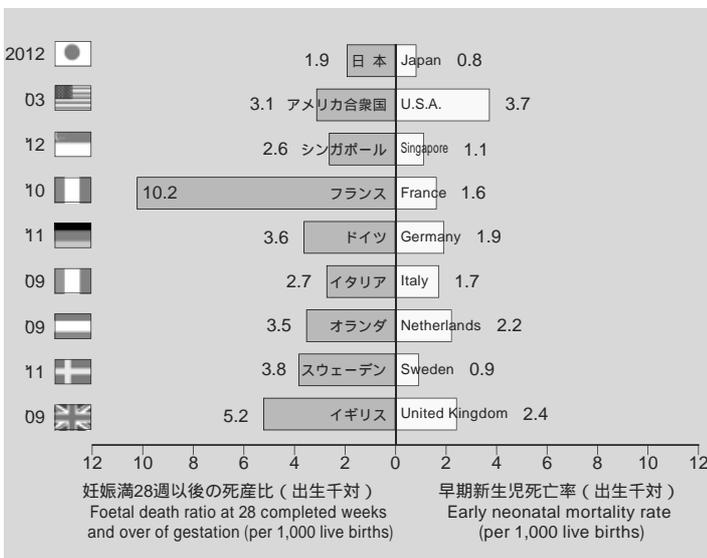
周産期死亡の動き Perinatal mortality

周産期死亡率は低下傾向

周産期死亡数及び周産期死亡率の年次推移 - 昭和54～平成24年 -
Trends in perinatal deaths and perinatal death rates, 1979 - 2012



周産期死亡率の諸外国との比較
Perinatal death rates in selected countries



周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいい、周産期死亡率は、出産（出生数と妊娠満22週以後の死産数の合計）千対の率である。

平成24年の周産期死亡数は4133で、妊娠満22週以後の死産数が3343胎、早期新生児死亡数が790人となっており、周産期死亡率は4.0で、数、率ともに減少している。

我が国の周産期死亡率を諸外国と比較してみると、妊娠満28週以後の死産比、早期新生児死亡率ともに低くなっている。

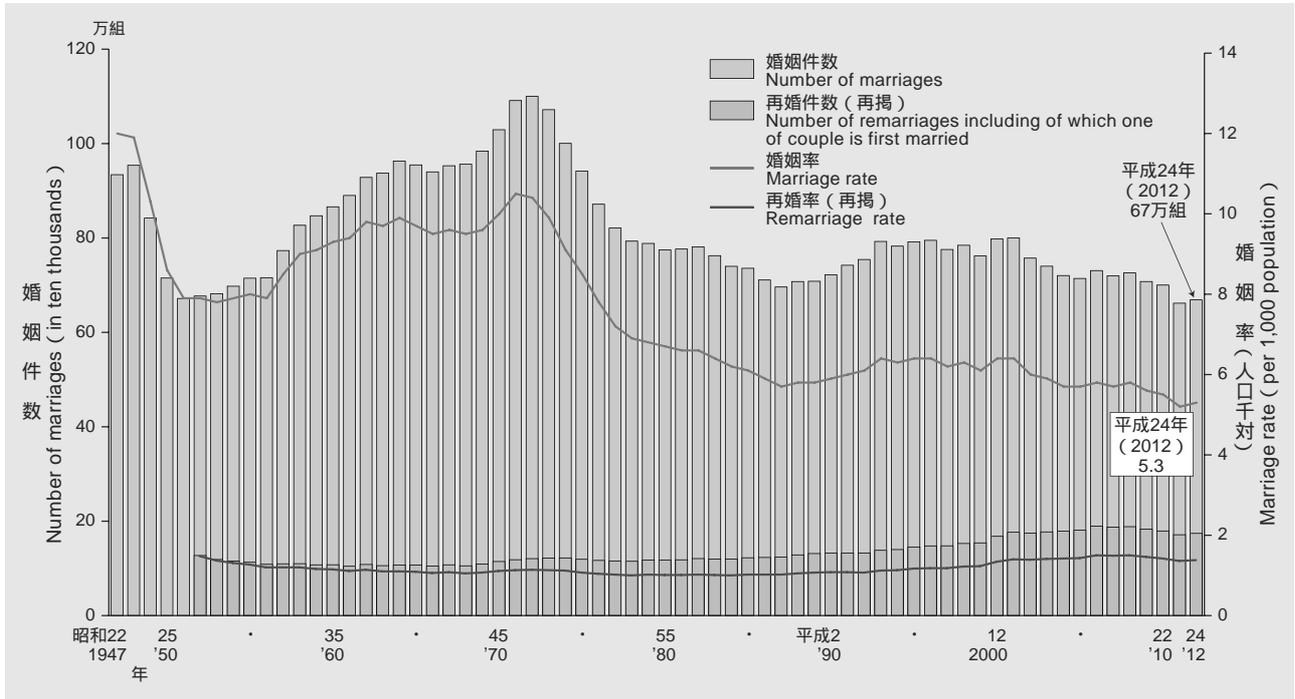
なお、諸外国との比較では妊娠満28週以後の死産数の出生千対の比を用いた。

注：諸外国は、妊娠期間不詳の死産を含む。
フランスについては、妊娠期間180日以後の死産である。
資料：UN「Demographic Yearbook」

婚姻の動き Marriages

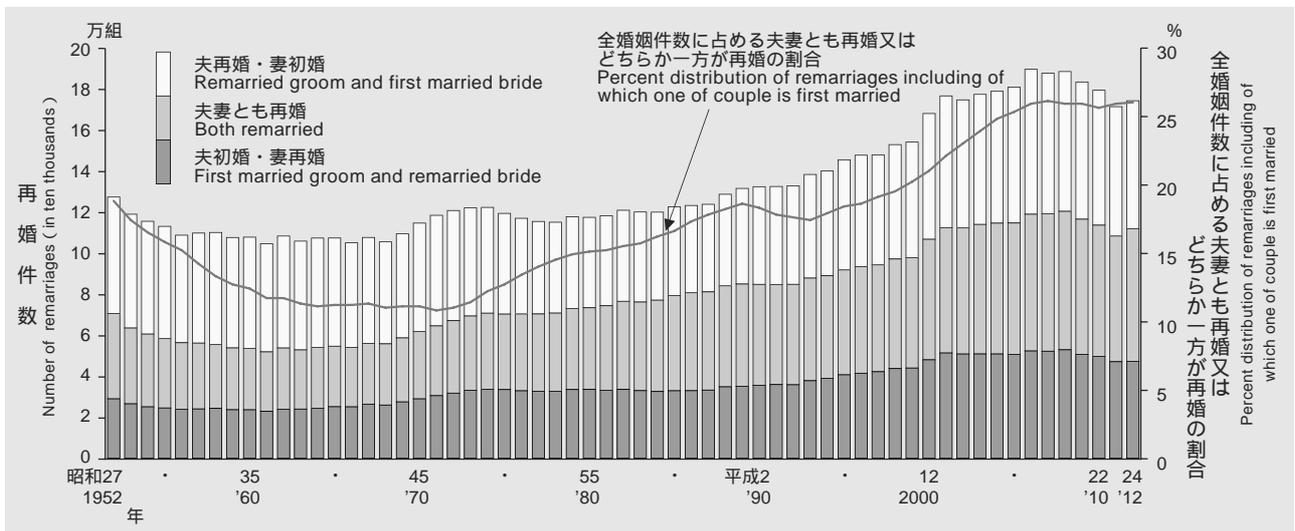
婚姻件数は増加

婚姻件数及び婚姻率の年次推移 - 昭和22 ~ 平成24年 -
Trends in marriages and marriage rates, 1947 - 2012



注：再婚件数・再婚率（人口千対）は、夫妻とも再婚又は夫妻のどちらか一方が再婚の件数・率である。

夫妻とも再婚又はどちらか一方が再婚の婚姻件数の年次推移 - 昭和27 ~ 平成24年 -
Trends in remarriages including of which one of couple is first married, 1952 - 2012



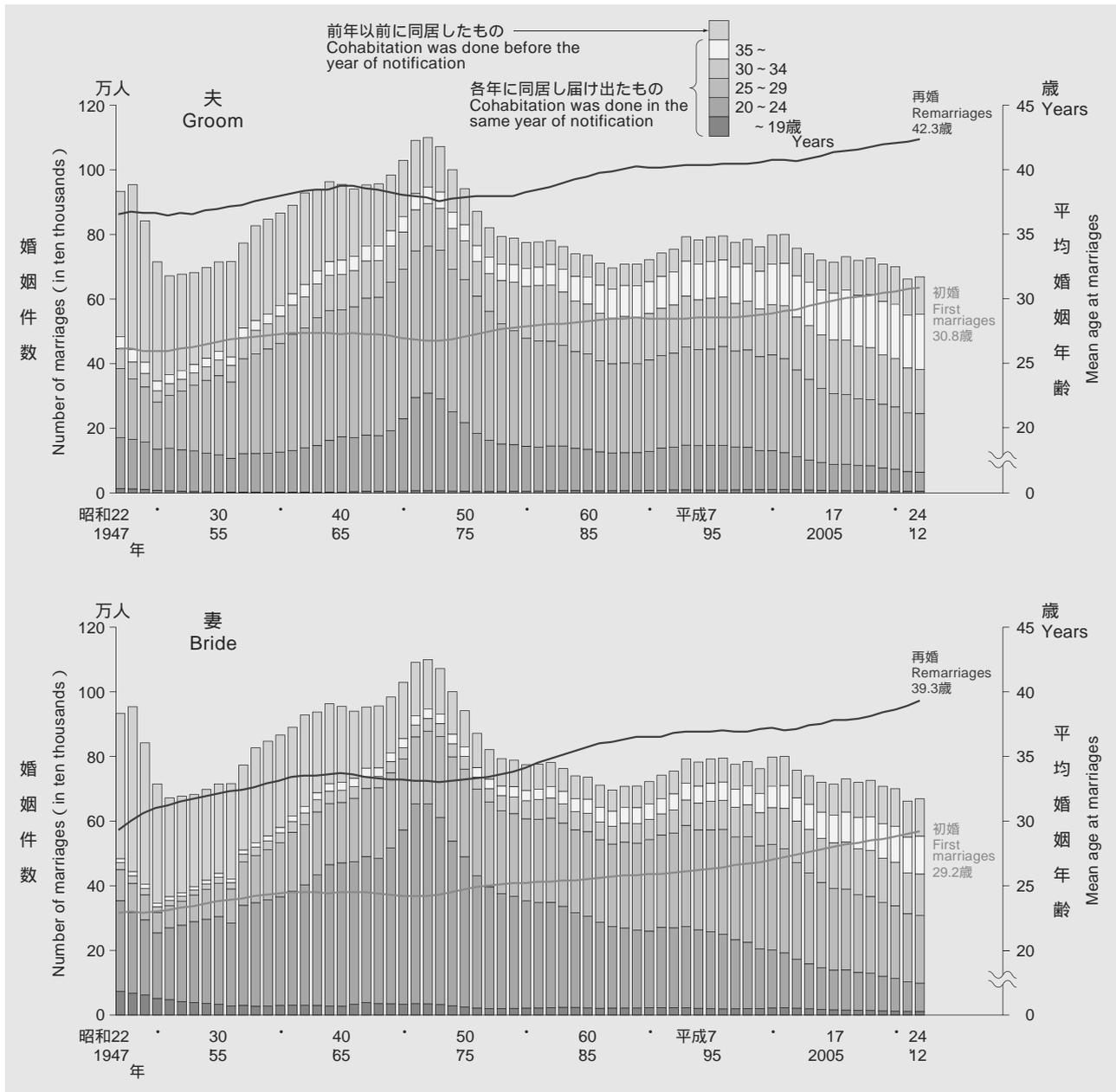
平成24年の婚姻件数は66万8869組で、前年より6974組増加した。

婚姻件数の年次推移をみると、終戦直後の昭和22、23年の第1次婚姻ブームの後に急激に減少したが、20年代後半以降は増加傾向となり、45年には第2次婚姻ブームを迎え、47年には110万組となった。48年から減少傾向の後、63年から増加に転じた。平成6年以降は増減を繰り返し、14年からは減少し続けていたが、18年以降は再び増減を繰り返した。21年からは減少が続き、23年は戦後最低となったが、24年は増加した。

また、初婚 - 再婚別にみると、平成24年は「夫妻とも初婚」は49万4749組（全婚姻件数の74.0%）で、「夫妻とも再婚又はどちらか一方が再婚」は17万4120組（同26.0%）となっている。

「夫妻とも再婚又はどちらか一方が再婚」を組み合わせ別にみると、「夫再婚 妻初婚」は6万4622組、「夫妻とも再婚」は6万2330組、「夫初婚 妻再婚」は4万7168組となっている。

夫・妻の年齢階級別に見た婚姻件数及び平均婚姻年齢の年次推移 - 昭和22～平成24年 -
Trends in marriages by age of bride and groom at marriage, and mean age, 1947 - 2012



注：昭和42年までは結婚式をあげたときの年齢、43年以降は結婚式をあげたとき同居を始めたときのうち早いほうの年齢である。

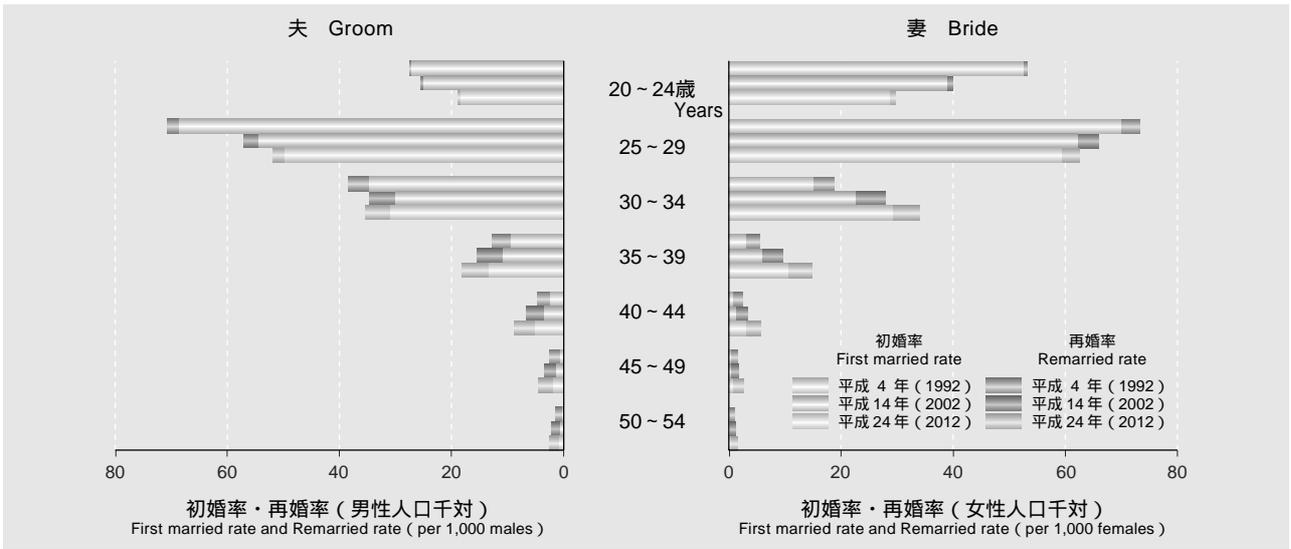
各年に同居し届け出たものについて、年齢階級別に年次推移をみると、夫・妻とも昭和20年代後半から47年までの約20年間では20歳代の増加が著しい。その後、夫の20歳代、妻の20～24歳は減少傾向に転じた。妻の25～29歳は引き続き増加傾向にあったが、平成13年以降減少を続けている。また、夫・妻とも30～34歳、35歳以上は昭和20年代後半から増加傾向が続いていたが、夫の30～34歳は平成19年以降減少を続けている。24年には夫・妻とも、25～29歳が18万1201人、20万9574人と最も多く、次いで夫は35歳以上の17万594人、30～34歳の13万7401人、妻は30～34歳の12万7891人、35歳以上の11万7322人となっている。

夫・妻の平均初婚年齢の年次推移をみると、昭和22年には夫26.1歳、妻22.9歳であり、その後、20年代半ばから30年代半ばにかけて上昇した。第2次婚姻ブーム期の昭和47年前後に低下したが、その後再び上昇し続け、平成24年には夫30.8歳、妻29.2歳となった。平成24年は昭和22年に比べ夫は4.7歳、妻は6.3歳高くなっており、夫・妻とも晩婚化が進んでいる。また、平均再婚年齢をみると、昭和22年には夫36.5歳、妻29.3歳であったが、平成24年には夫42.3歳、妻39.3歳となり、年々上昇傾向にある。

*平成24年に届け出られた婚姻件数は66万8869組で、そのうち、24年に同居した婚姻は55万3040組、前年以前に同居した婚姻は11万5829組である。

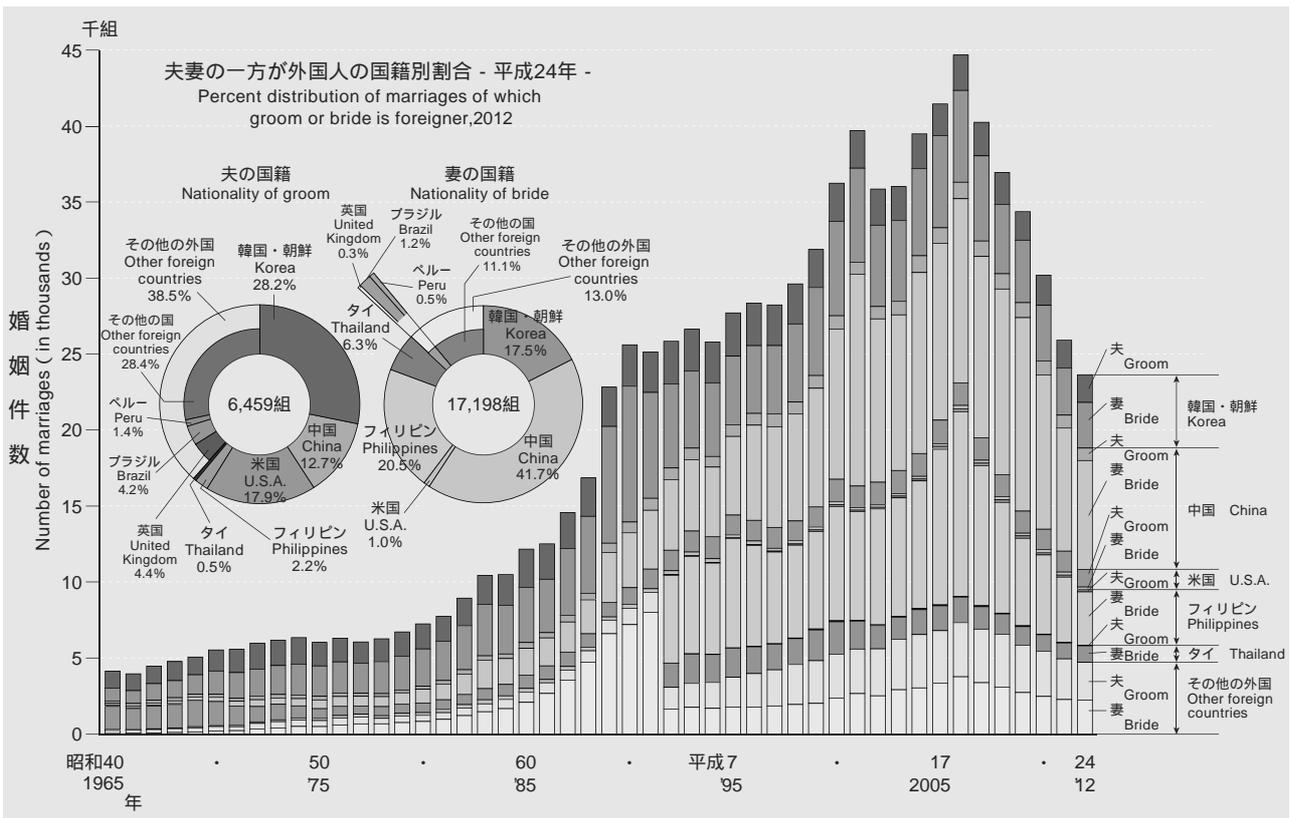
妻の20～24歳の初婚率は大きく低下する一方30歳以上は上昇

結婚生活に入ったときの年齢階級別にみた初婚率・再婚率(人口千対)の年次比較 - 平成4・14・24年 -
Comparison of first married rates and remarried rates (per 1,000 population) by age, 1992・2002・2012



注：各年に同居し届け出たものについての集計である。

夫妻の一方が外国人の国籍別婚姻件数の年次推移 - 昭和40～平成24年 -
Trends in marriages of which groom or bride is foreigner, 1965 - 2012



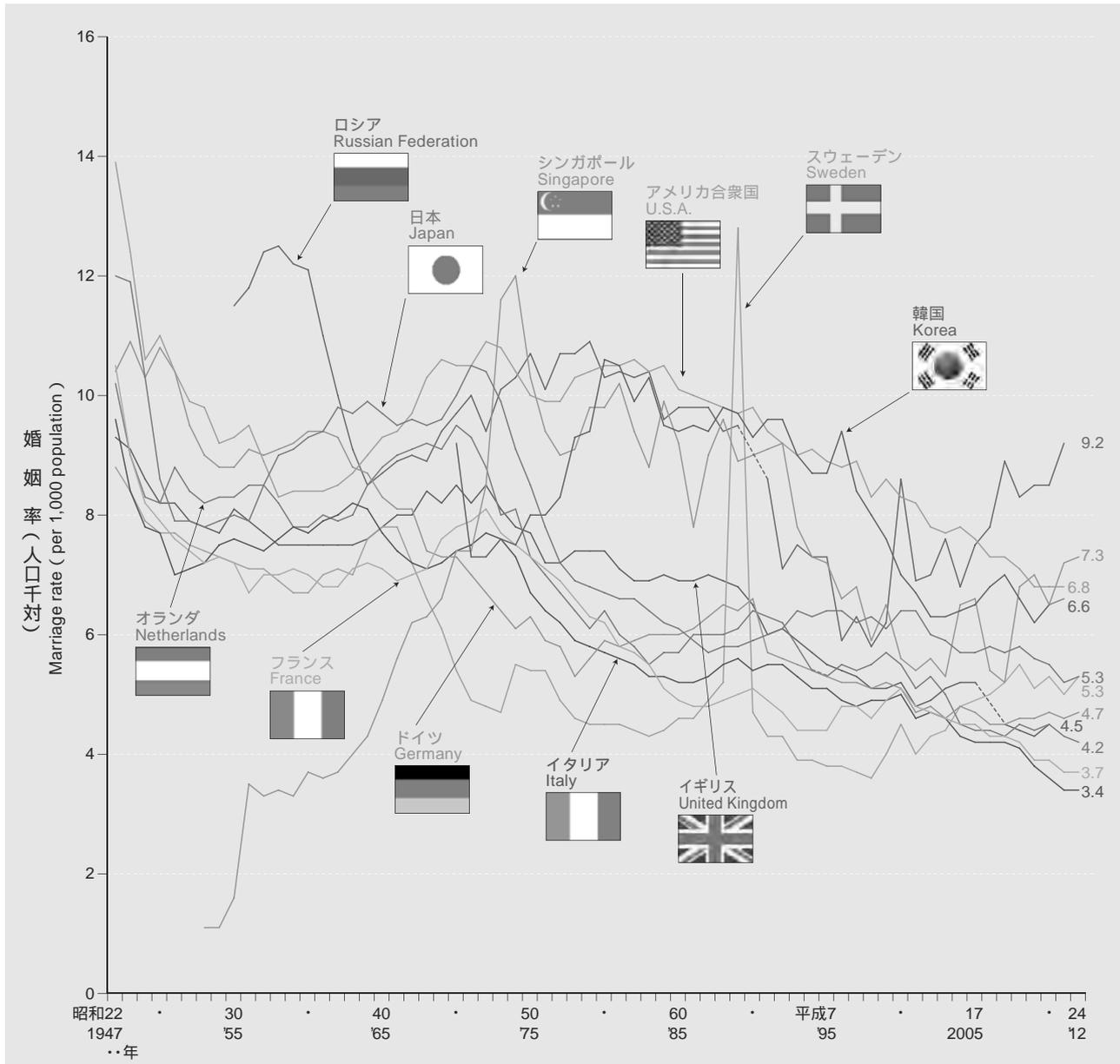
注：フィリピン、タイは、平成4年から調査しており、3年までは「その他の外国」に含まれる。

結婚生活に入ったときの年齢階級別にみた初婚率(人口千対)について、平成24年を4年、14年と比較すると、夫は25～29歳での低下が大きく、35～39歳以上の各階級ではいずれも上昇している。妻は20～24歳で大きく低下し、30～49歳までの各階級ではいずれも上昇している。また、再婚率(人口千対)も、夫、妻ともに35～39歳以上の各階級でいずれも上昇している。

夫妻の一方が外国人の婚姻件数の年次推移をみると、平成24年は2万3657組で、前年より2277組減少しているものの、昭和40年の4156組と比較すると約6倍になっている。また、妻が外国人の婚姻件数が約73%を占めており、これを妻の国籍別にみると昭和40年以降は韓国・朝鮮が最も多かったが、近年は中国が最も多い。一方、夫が外国人の婚姻について夫の国籍別にみると、昭和46年以降、韓国・朝鮮が最も多くなっている。

我が国の婚姻率は、近年、ヨーロッパ諸国と比べて高い

婚姻率の年次推移 - 諸外国との比較 1947~2012年
Marriage rates in selected countries, 1947 - 2012



注：点線は数値なし。
イギリスの1970年まではイングランド・ウェールズの数値である。
ドイツの1990年までは旧西ドイツの数値である。
ロシアの1990年までは旧ソビエト連邦の数値である。
以下は暫定値である。
アメリカ合衆国1993~1996年
フランス2011、2012年
ドイツ 2012年
イタリア2012年
オランダ2012年
イギリス2010年

資料：UN「Demographic Yearbook」
Eurostat「Population and Social Conditions」
韓国統計庁資料

我が国と諸外国の婚姻率（人口千対）を比較したものである。

我が国は、1957年から上昇傾向にあったが1971年をピークに急激に低下し、近年は横ばい傾向となっている。2012年は前年より増加し、ヨーロッパ諸国に比べ高くなっている。ただし、ヨーロッパ諸国では出生に占める嫡出でない子の割合が多いことから、婚姻率を比較する場合に注意が必要である（＜参考＞参照）。

* スウェーデンの1989年の大きな突出は、年金制度の改正により駆け込みの婚姻が増えたためといわれている。

<参考> Reference

出生に占める嫡出でない子の出生割合の国際比較
Proportion of illegitimate births in total live births in selected countries

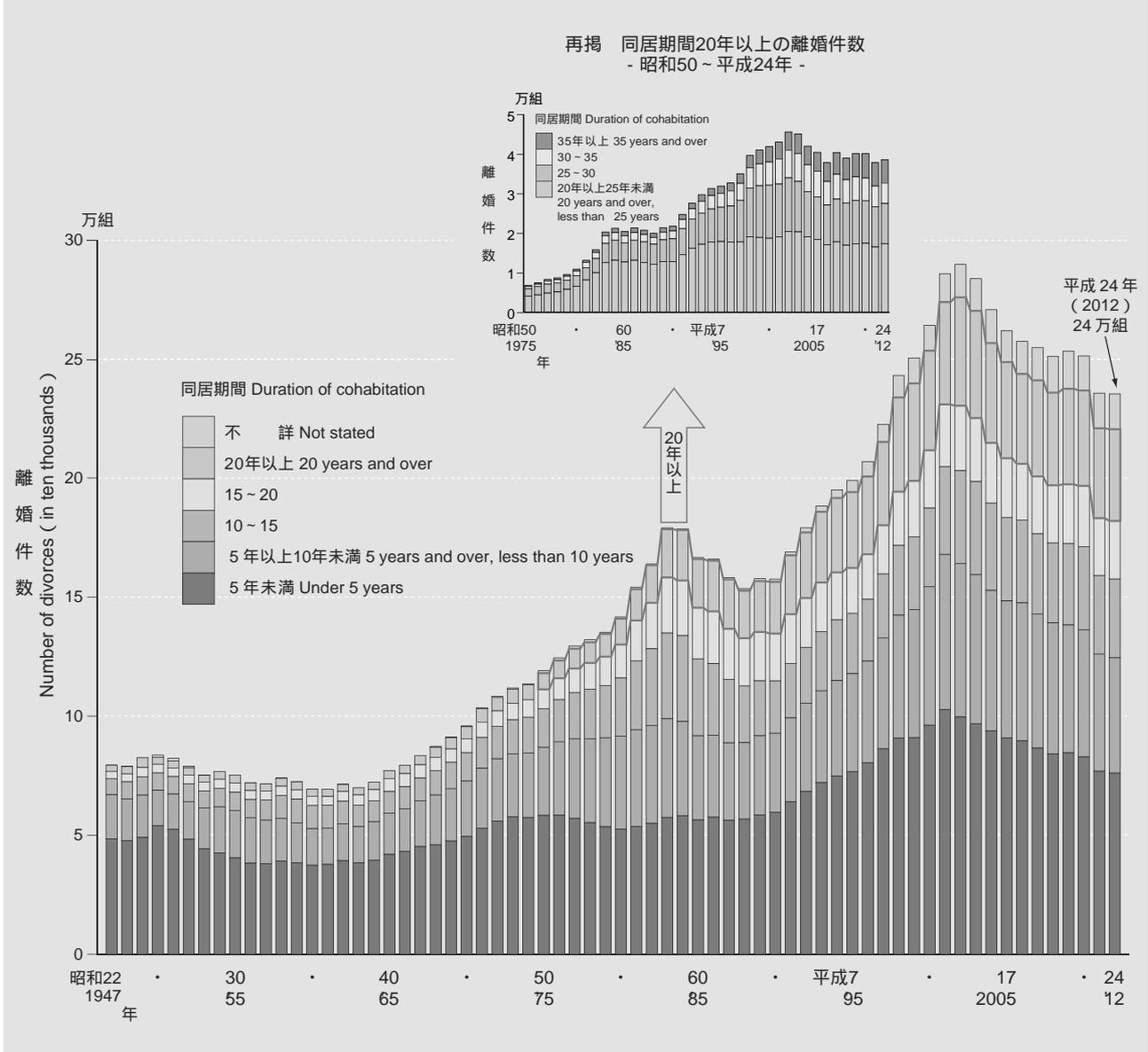
国	年次	割合 (%)
Country	Year	Percentage
日本	2012	2.2
韓国	2012	2.1
フランス	2011	55.8
ドイツ	2012	34.1
イタリア	2011	23.4
スウェーデン	2012	54.4
イギリス	2012	47.6
アメリカ	2012	40.7

注：アメリカは暫定値である。
資料：Eurostat「Population and Social Conditions」
U.S. Department of Health and Human services
「National Vital Statistics Reports」
韓国統計庁資料

離婚の動き Divorces

離婚件数は減少

同居期間別にみた離婚件数の年次推移 - 昭和22～平成24年 -
Trends in divorces by duration of cohabitation, 1947 - 2012



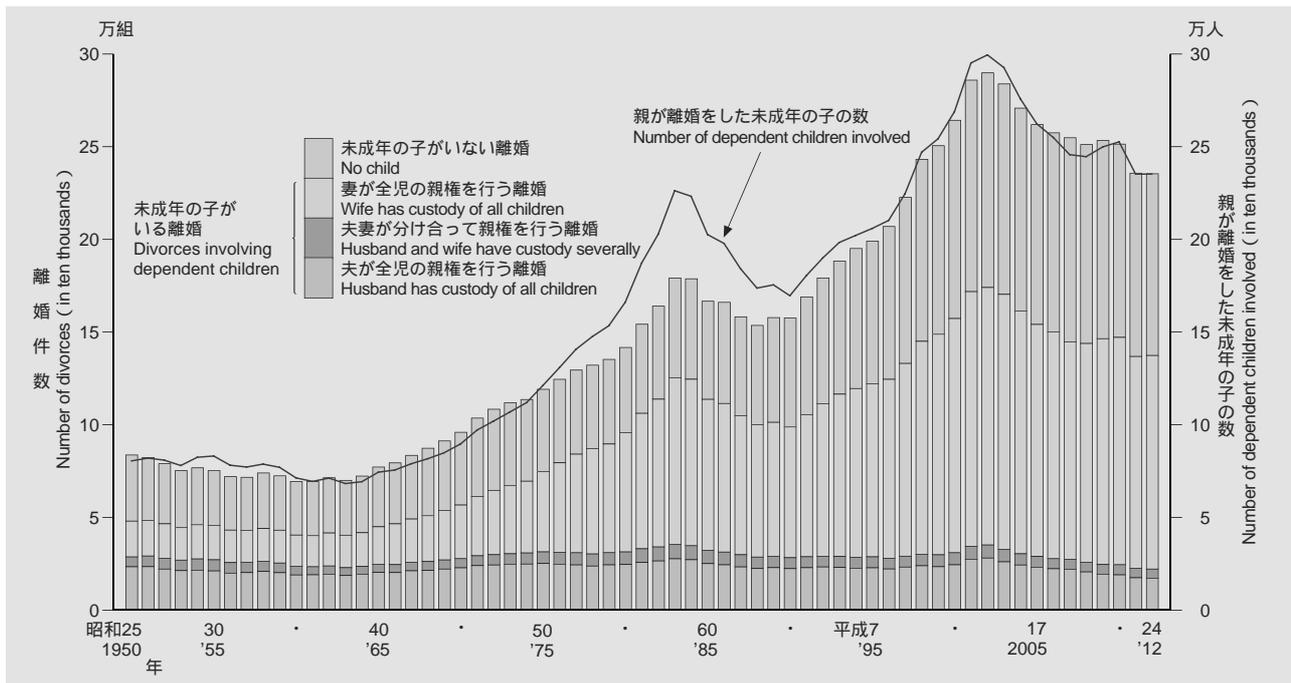
平成24年の離婚件数は23万5406組で前年より313組減少した。

離婚件数の年次推移をみると、戦後最も少なかった昭和36年に降長期にわたって増加が続いたものの、59年に減少傾向に転じた。平成3年以降は再び増加が続き、14年には統計の得られていない昭和19年から21年を除き、現在の形式で統計をとり始めた明治32年以降最高となった。平成15年以降は減少が続き、21年は7年ぶりに増加したが、22年以降は再び減少している。

同居期間別離婚件数の年次推移をみると、平成3年以降すべての期間で増加傾向にあったが、14年に5年未満と5年以上10年未満で減少に転じ、その後はすべての期間で減少傾向から横ばいとなっている。また、同居期間20年以上を5年階級別にみると、35年以上の増加の割合が高くなっている。

未成年の子がいる離婚件数は約14万組で未成年の子の数は約24万人

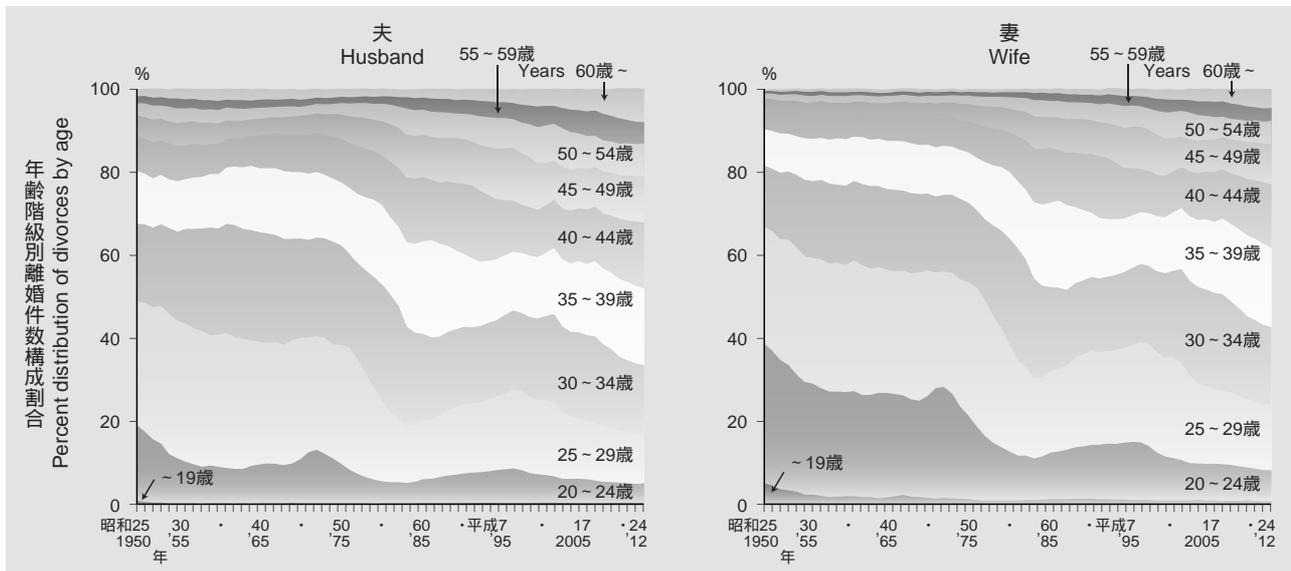
親権を行う者別にみた離婚件数及び親が離婚をした未成年の子の数の年次推移 - 昭和25～平成24年 -
Trends in divorces by person having custody of children, and number of dependent children involved, 1950 - 2012



注：未成年の子とは、20歳未満の未婚の子をいう。

親権とは、未成年の子に対して有する身分上、財産上の監督、保護を内容とする権利、義務をいう。

夫・妻の年齢階級別にみた離婚件数構成割合の年次推移 - 昭和25～平成24年 -
Trends in percent distribution of divorces by age of husband and wife, 1950 - 2012



注：各年に別居し届け出たものについての集計である。

同居をやめたときの年齢である。

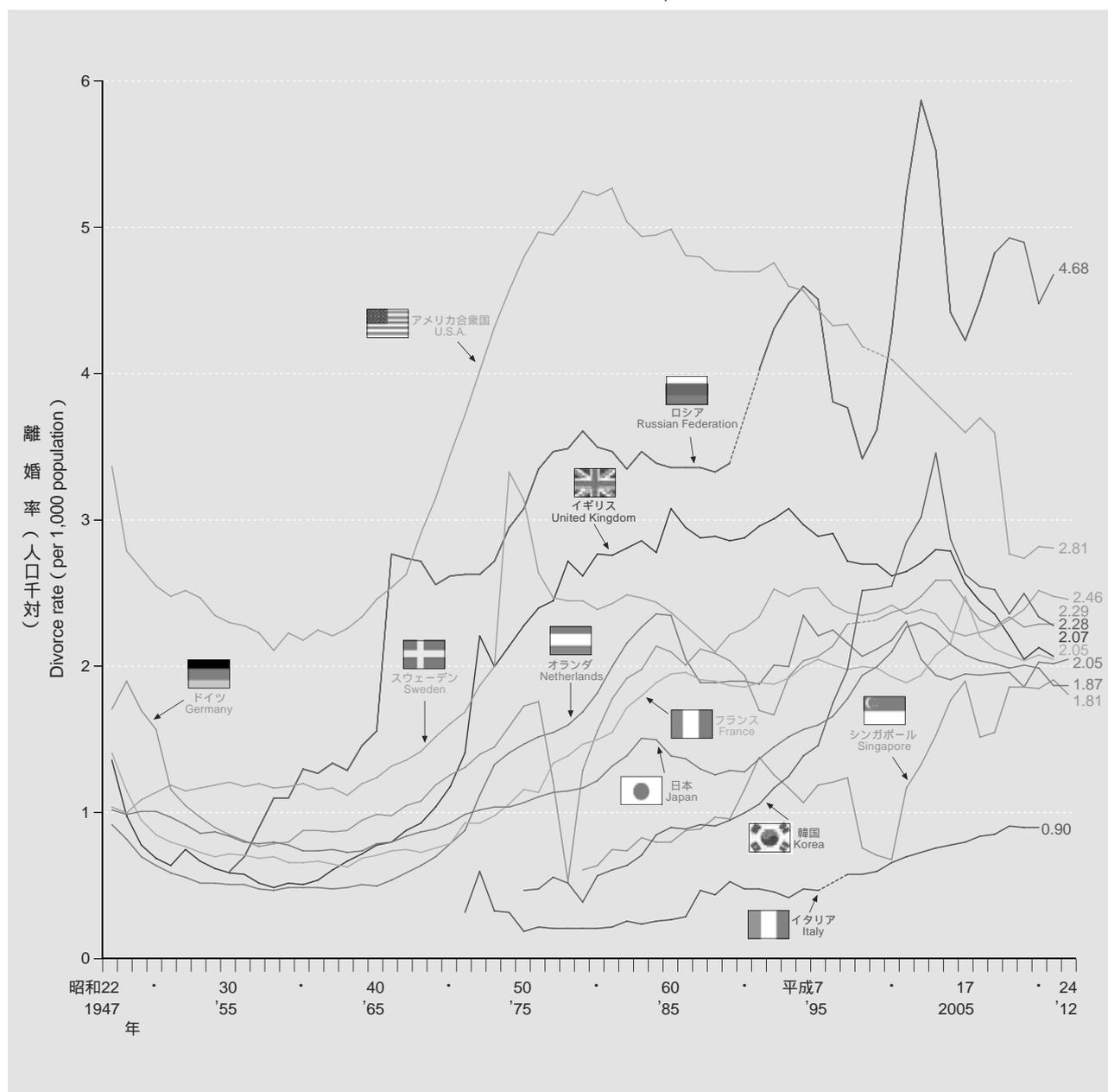
平成24年の離婚件数23万5406組のうち、未成年の子がいる離婚は13万7334組（全体の58.3%）で、親が離婚した未成年の子の数は23万5232人、未成年の子がいない離婚は9万8072組（同41.7%）となっている。

また、親権を行う者別に離婚件数の年次推移をみると、平成24年は「妻が全児の親権を行う」は11万5195組（未成年の子のいる離婚件数に占める割合は83.9%）で、その割合は昭和40年代以降上昇傾向にある。「夫が全児の親権を行う」は1万7201組（同12.5%）、「夫妻が分け合って親権を行う」4938組（同3.6%）となっている。

離婚件数の年齢階級別構成割合の年次推移をみると、29歳以下は戦後まもなく夫は約50%、妻は約65%であったが、昭和50年代に急激に割合が低下し、平成24年は夫・妻ともに戦後の割合の1/3となっている。30歳代は戦後から昭和50年代半ばにかけて上昇し、その後は低下傾向ののち再び上昇していたが、平成19年以降は低下しており、夫・妻ともに40%を下回っている。40歳代は昭和40年代以降上昇傾向にあり、夫は平成5年以降、妻は4年以降低下が続いたものの、14年以降は再び上昇傾向となっており、近年は20%台となっている。50歳以上は昭和50年代以降は夫・妻とも上昇傾向にあり、平成24年は夫21.0%、妻13.3%となっている。

離婚率の年次推移 - 諸外国との比較 1947～2012年

Divorce rates in selected countries, 1947 - 2012



注：点線は数値なし。
 イギリスの1970年まではイングランド・ウェールズの数値である。
 ドイツの1990年までは旧西ドイツの数値である。
 ロシアの1990年までは旧ソビエト連邦の数値である。
 オランダの2012年は暫定値である。

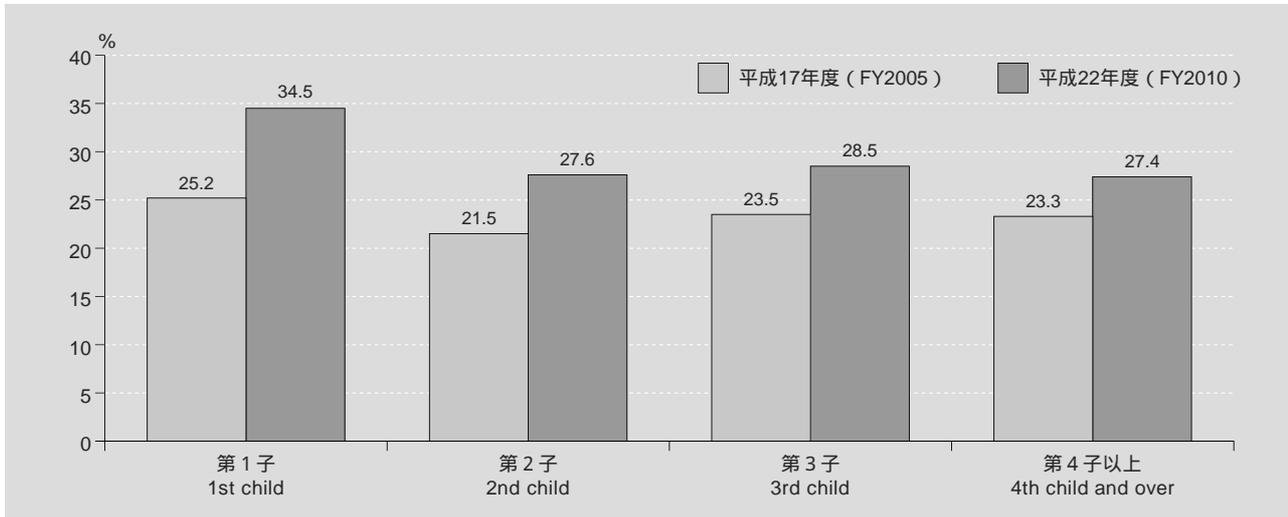
資料：UN「Demographic Yearbook」
 U.S. Department of Health and Human Services「National Vital Statistics Reports」

我が国と諸外国の離婚率（人口千対）を比較したものである。
 我が国は、1980年代までは低率であったが、1991年以降急上昇し、欧米諸国に近づいていたものの、2003年以降は緩やかな低下傾向となっている。

「平成22年度人口動態職業・産業別統計」から Vital statistics: occupational and industrial aspects, FY2010

第1子出生時に有職の母の割合は上昇

出生順位別にみた有職の母の割合の年次比較 - 平成17年度・平成22年度 -
Comparison of percent distribution of working mother at birth by live birth order, FY2005・FY2010

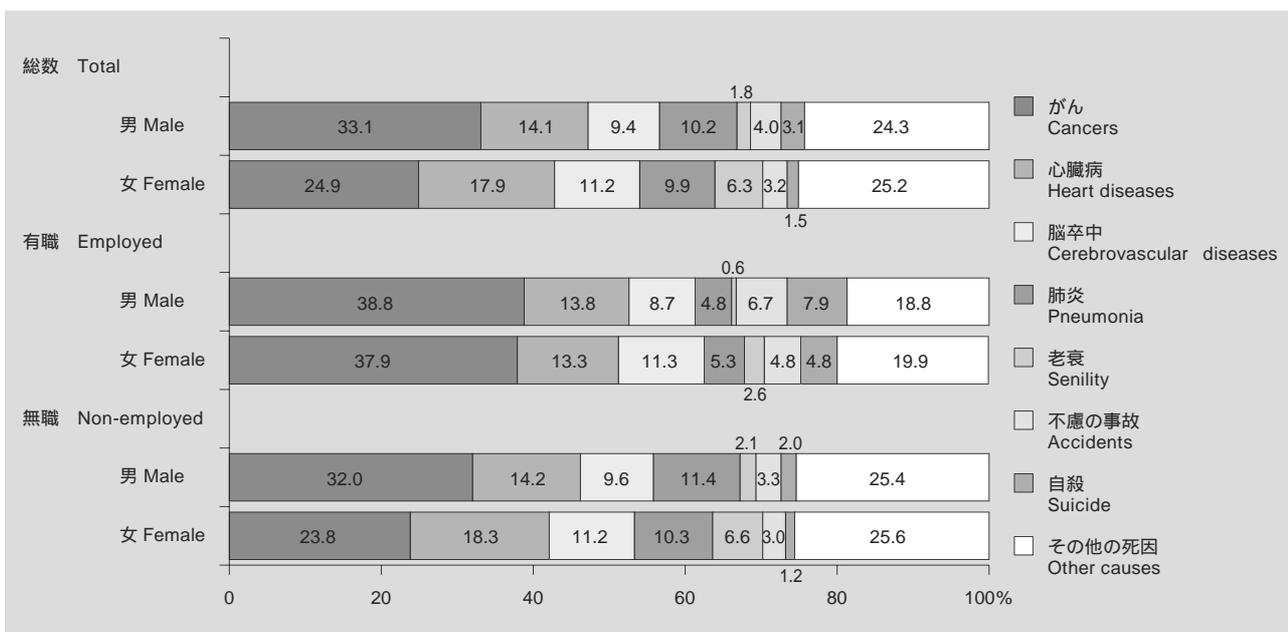


注：「有職」には休業者を含む。

第1子出生時に有職の母の割合は34.5%で、平成17年度の25.2%から9.3ポイント上昇した。

有職で死亡した者の約4割はがん

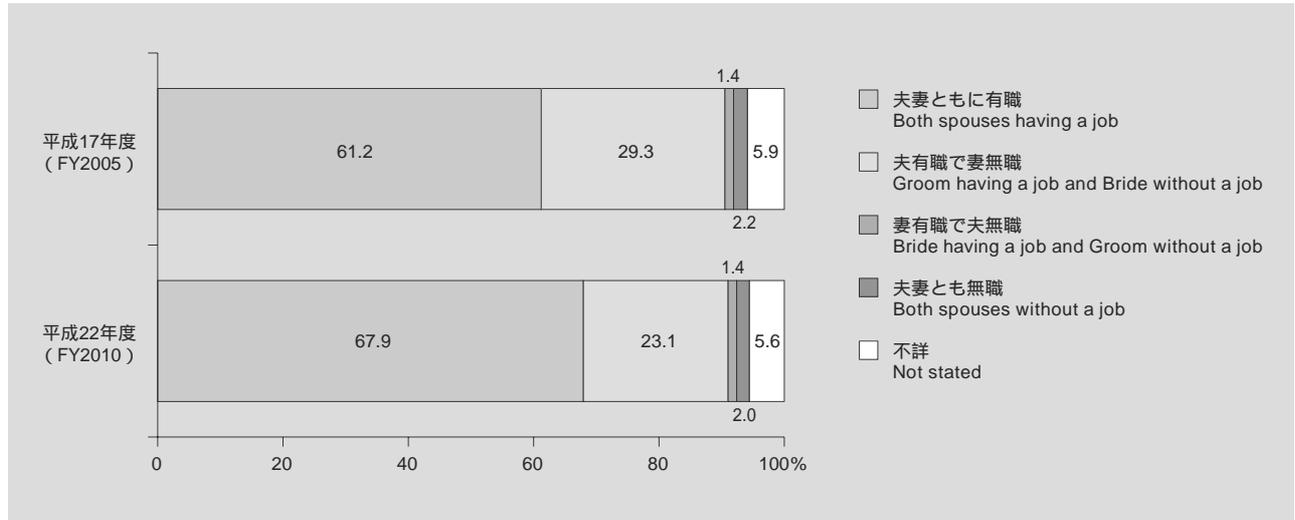
就業状態別にみた主要死因別死亡数構成割合 - 平成22年度 -
Percent distribution of leading cause of death by employment status, FY2010



がんによる死亡の占める割合は、男性では33.1%、女性では24.9%で、有職についてみると男性では38.8%、女性では37.9%となっている。

夫妻ともに有職の割合が上昇

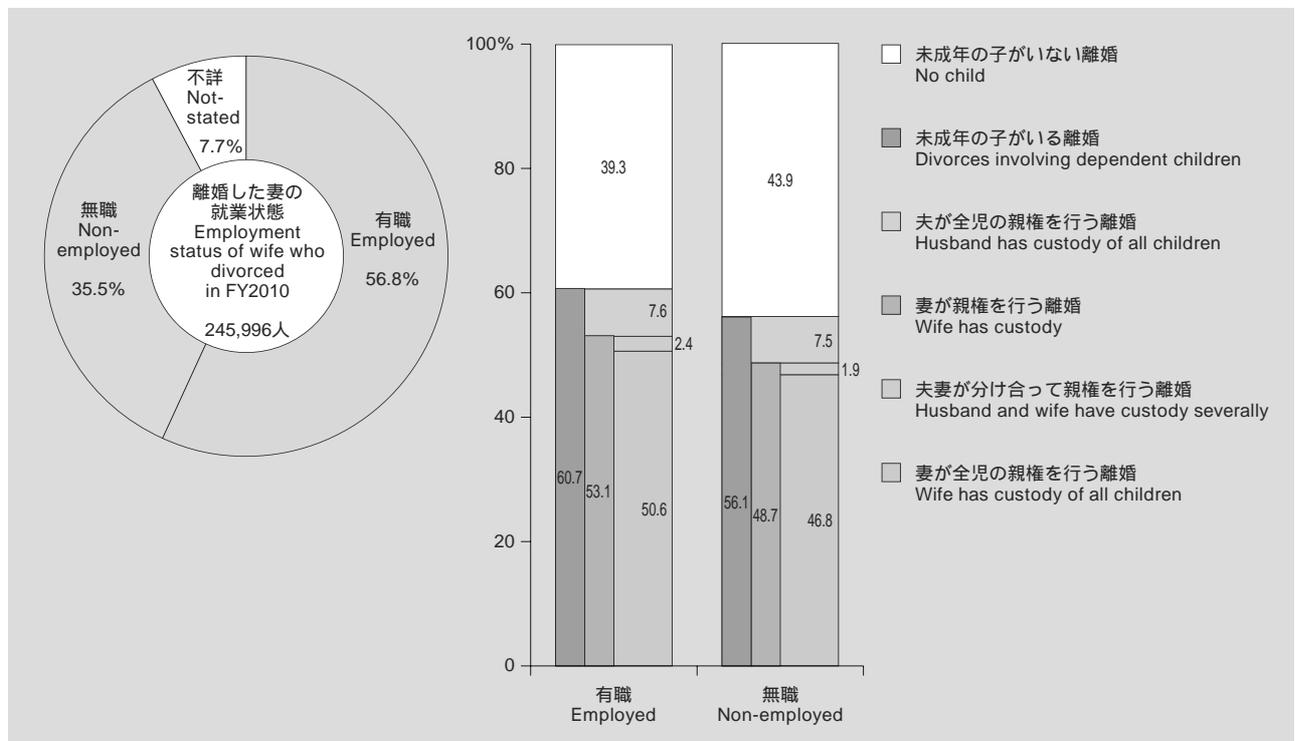
夫妻の就業状態別に見た婚姻件数割合の年次比較 - 平成17年度・平成22年度 -
Comparison of percent distribution of marriages by employment status of bride and groom, FY2005・FY2010



夫妻ともに有職の割合は67.9%で、平成17年度の61.2%から6.7ポイント上昇し、夫有職で妻無職の割合は23.1%で、平成17年度の29.3%から6.2ポイント低下した。

離婚した女性の35.5%は無職で、約半数は親権を行っている

妻の就業状態別に見た親権を行わなければならない子の有無・親権を行う者の割合 - 平成22年度 -
Percent distribution of divorces distributed according to the number of children by employment status of wife, FY2010



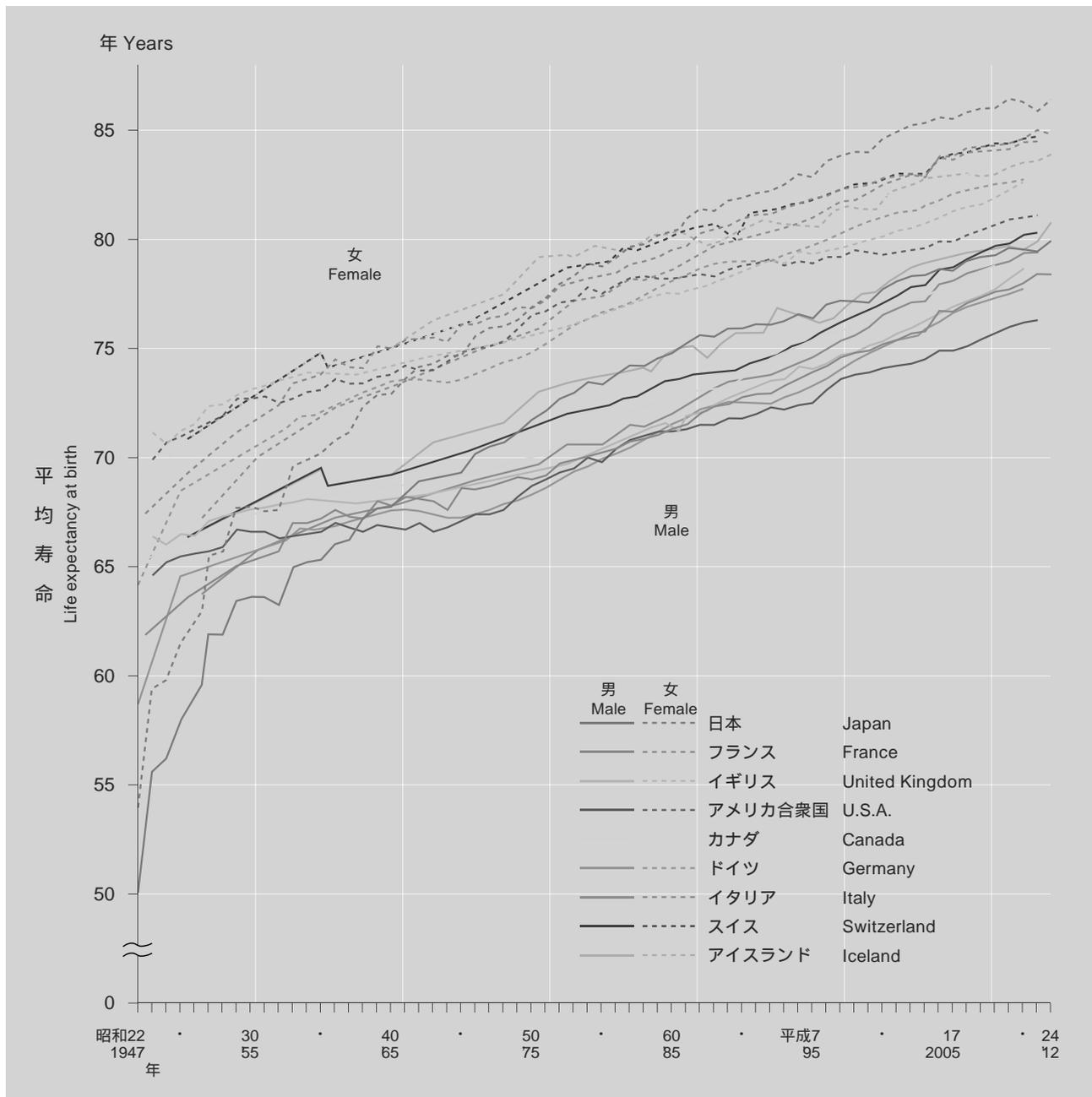
離婚した女性の35.5%は無職で、そのうち20歳未満の未婚の子がいる割合は56.1%、親権を行っている割合は48.7%となっている。

平均寿命 Life expectancy at birth

日本人の平均寿命 平成24年は男79.94年・女86.41年

各国の平均寿命の年次推移 1947～2012年

Trends of life expectancies at birth in selected countries, 1947-2012



注：1990年以前のドイツは、旧西ドイツの数値である。

資料：厚生労働省「完全生命表」、「簡易生命表」
諸外国は、UN「Demographic Yearbook」等

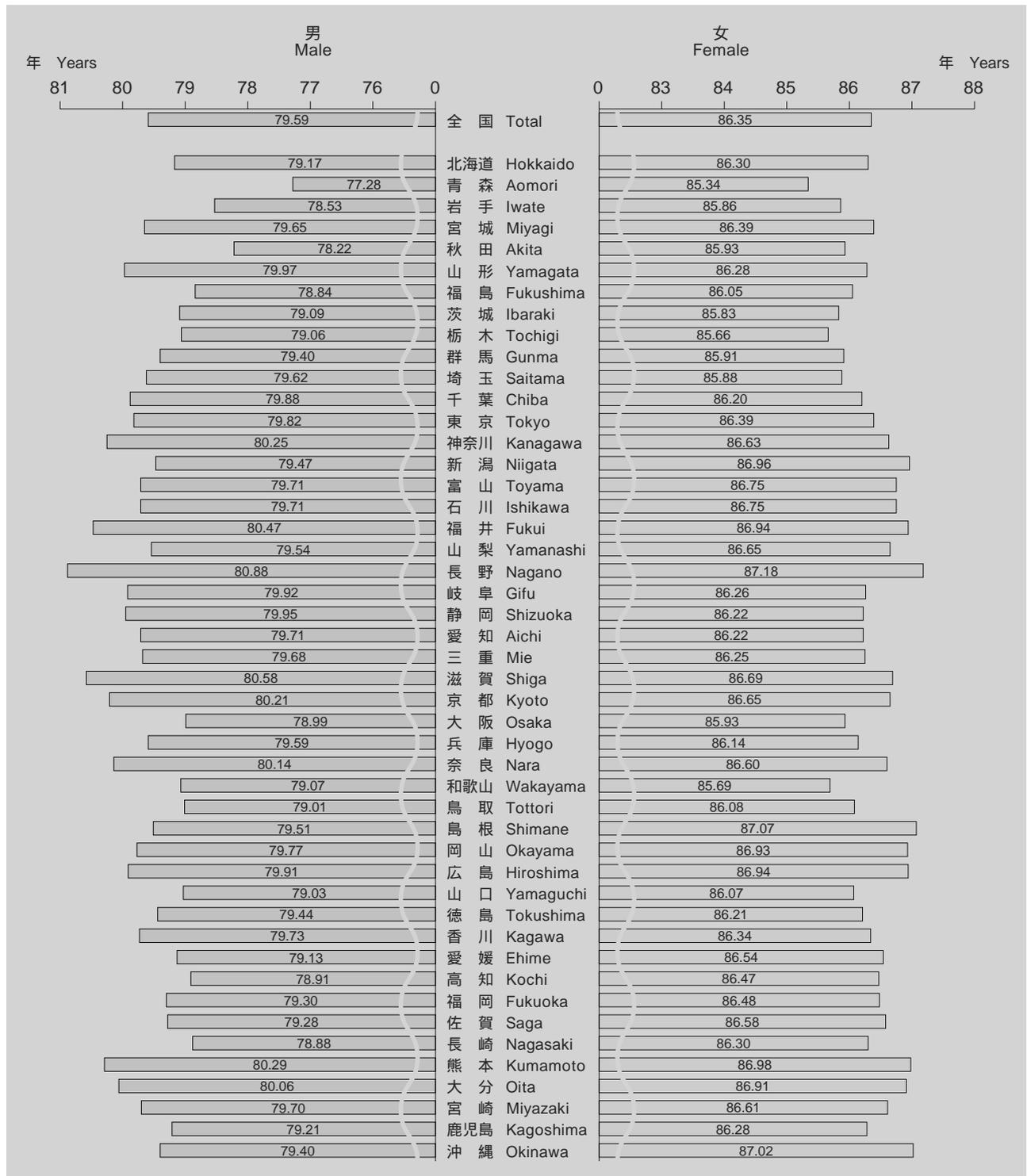
平成24年簡易生命表によると、男の平均寿命*は79.94年、女の平均寿命は86.41年であり、前年と比べて男は0.50年、女は0.51年上回った。

国によって平均寿命の作成基礎となるデータの時点などが異なるため厳密な国際比較は難しいが、現在入手している資料を用いて比較すると、我が国の平均寿命は、男女ともに世界のトップクラスであるといえる。

*平均寿命とは、0歳の平均余命のことである。平均寿命はすべての年齢の死亡状況を集約したものとなっており、保健福祉水準を総合的に示す指標として広く活用されている。

平成22年の都道府県別の平均寿命は、男性、女性とも長野が最も高い

都道府県別平均寿命 - 平成22年 -
Life expectancies at birth by prefecture, 2010

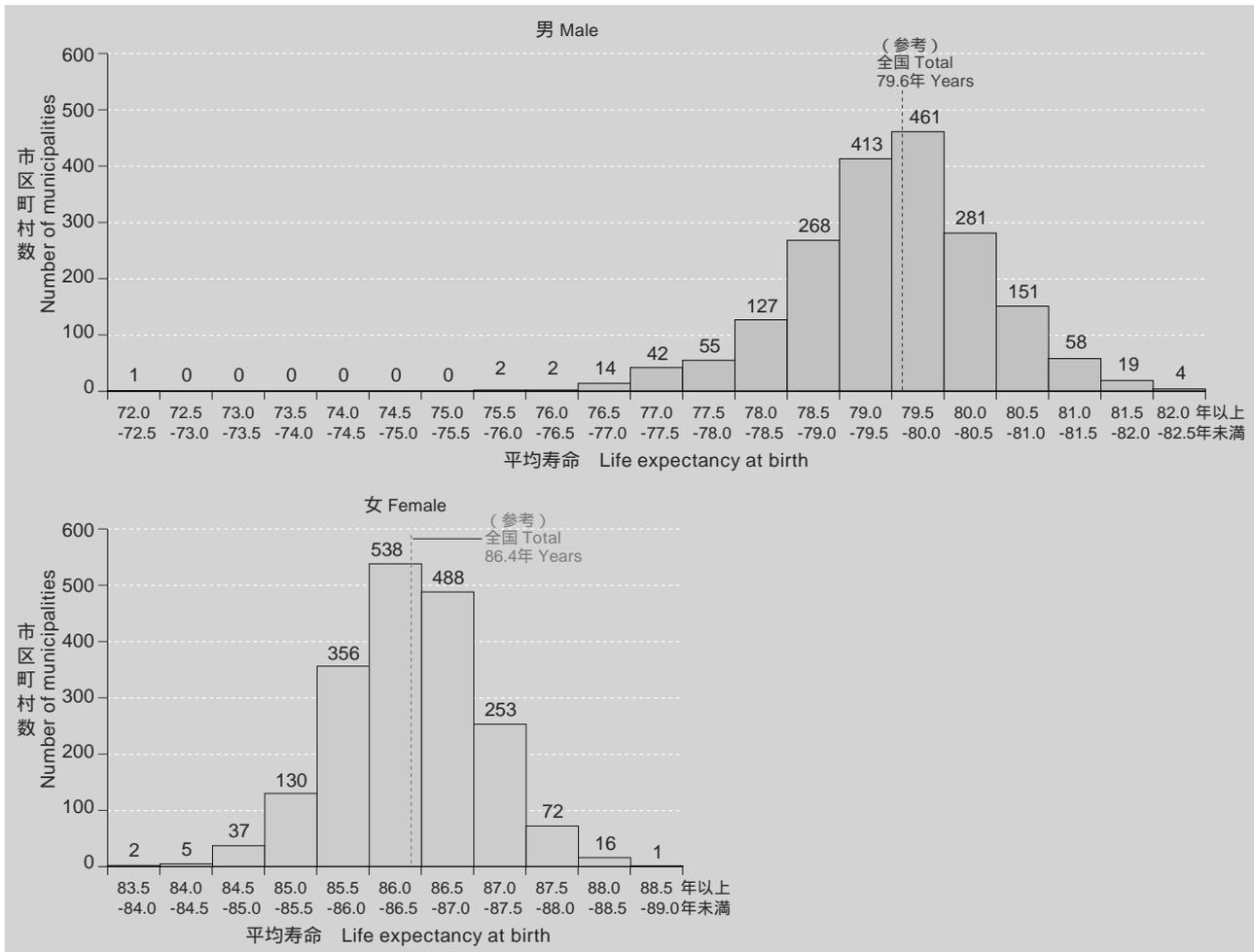


平均寿命を都道府県別にみると、男では、長野が80.88年で最も高く、次いで滋賀（80.58年）、福井（80.47年）の順となっている。女では、長野が87.18年で最も高く、次いで島根（87.07年）、沖縄（87.02年）の順となっている。

平均寿命の最も高い都道府県と最も低い都道府県との差は、男3.60年、女1.84年となっている。

平成22年の市区町村別の平均寿命は、男性は長野県松川村、女性は沖縄県北中城村が最も高い

市区町村別平均寿命の分布 - 平成22年 -
Distribution of life expectancies at birth by municipality, 2010



市区町村別平均寿命（上位5市区町村） - 平成22年 -
Life expectancies at birth by municipality (Top5), 2010

(単位：年)

順位	男			女		
	都道府県	市区町村	平均寿命	都道府県	市区町村	平均寿命
1	長野県	北安曇郡松川村	82.2	沖縄県	中頭郡北中城村	89.0
2	神奈川県	川崎市宮前区	82.1	島根県	鹿足郡吉賀町	88.4
3	神奈川県	横浜市都筑区	82.1	北海道	有珠郡壮瞥町	88.4
4	長野県	塩尻市	82.0	熊本県	菊池郡菊陽町	88.3
5	沖縄県	島尻郡南風原町	81.9	福岡県	太宰府市	88.3

平均寿命を市区町村別にみると、男では79.5年以上80.0年未満、女では86.0年以上86.5年未満に最も多く分布している。男では長野県松川村が82.2年で最も高く、次いで神奈川県川崎市宮前区（82.1年）、神奈川県横浜市都筑区（82.1年）となっている。女では沖縄県北中城村が89.0年で最も高く、次いで島根県吉賀町（88.4年）、北海道壮瞥町（88.4年）となっている。

統計表

Statistical tables

統計表の表章記号の規約 Symbols used in tables

-	計数のない場合 Magnitude zero
...	計数不明の場合 Data not available
.	統計項目のありえない場合 Category not applicable
0.0	比率が微小（0.05未満）の場合 Figure less than 0.05
	減少数（率）の場合 Negative

第 1 表 人 口 動 態

年 次 ¹⁾	人 口 ²⁾	出 生 数	死 亡 数	(再 掲)			死 産 数 ⁴⁾			周産期死亡数			婚 姻 数	離 婚 数
				乳 児 死亡数 (1歳未満)	新生児 ³⁾ 死亡数 (生後4週未満)	自然増減数	総 数	自然死産	人工死産	総 数	妊 娠 満 22週以後 の死産数	早期新生児死亡数 (生後1週未満)		
1899	明治32	43 404 000	1 386 981	932 087	213 359	108 077	454 894	135 727	297 372	66 545
1900	33	43 847 000	1 420 534	910 744	220 211	112 259	509 790	137 987	346 528	63 828
01	34	44 359 000	1 501 591	925 810	225 107	115 794	575 781	155 489	378 457	63 442
02	35	44 964 000	1 510 835	959 126	232 652	116 654	551 709	157 708	394 165	64 139
03	36	45 546 000	1 489 816	931 008	226 982	112 909	558 808	153 920	370 961	65 392
04	37	46 135 000	1 440 371	955 400	218 756	106 477	484 971	147 058	398 930	63 913
05	38	46 620 000	1 452 770	1 004 661	220 450	103 382	448 109	142 092	350 898	60 061
06	39	47 038 000	1 394 295	955 256	214 148	105 307	439 039	149 731	352 857	65 398
07	40	47 416 000	1 614 472	1 016 798	244 300	118 617	597 674	158 814	432 949	61 058
08	41	47 965 000	1 662 815	1 029 447	262 801	123 867	633 368	162 676	461 254	60 226
09	42	48 554 000	1 693 850	1 091 264	283 436	129 629	602 586	161 576	437 882	58 936
1910	43	49 184 000	1 712 857	1 064 234	276 136	126 910	648 623	157 392	441 222	59 432
11	44	49 852 000	1 747 803	1 043 906	276 798	127 302	703 897	155 319	433 117	58 067
12	大正元	50 577 000	1 737 674	1 037 016	268 025	123 902	700 658	147 545	430 422	59 143
13	2	51 305 000	1 757 441	1 027 257	267 281	124 213	730 184	147 769	431 287	59 536
14	3	52 039 000	1 808 402	1 101 815	286 678	125 745	706 587	145 692	452 932	59 992
15	4	52 752 000	1 799 326	1 093 793	288 634	125 337	705 533	141 301	445 210	59 943
16	5	53 496 000	1 804 822	1 187 832	307 283	132 000	616 990	139 998	433 680	60 254
17	6	54 134 000	1 812 413	1 199 669	313 872	139 717	612 744	140 328	447 970	55 812
18	7	54 739 000	1 791 992	1 493 162	337 919	145 710	298 830	142 507	500 580	56 474
19	8	55 033 000	1 778 685	1 281 965	303 202	129 072	496 720	132 939	480 136	56 812
1920	9	* 55 963 053	2 025 564	1 422 096	335 613	139 681	603 468	144 038	546 207	55 511
21	10	56 665 900	1 990 876	1 288 570	335 143	136 342	702 306	138 301	519 217	53 402
22	11	57 390 100	1 969 314	1 286 941	327 604	132 856	682 373	132 244	515 916	53 053
23	12	58 119 200	2 043 297	1 332 485	333 930	135 504	710 812	133 863	512 689	51 212
24	13	58 875 600	1 998 520	1 254 946	312 267	126 385	743 574	125 839	513 130	51 770
25	14	* 59 736 822	2 086 091	1 210 706	297 008	121 238	875 385	124 403	521 438	51 687
26	昭和元	60 740 900	2 104 405	1 160 734	289 275	119 642	943 671	124 038	502 847	50 119
27	2	61 659 300	2 060 737	1 214 323	292 084	116 240	846 414	116 922	487 850	50 626
28	3	62 595 300	2 135 852	1 236 711	293 881	115 682	899 141	120 191	499 555	49 119
29	4	63 460 600	2 077 026	1 261 228	295 178	115 009	815 798	116 971	497 410	51 222
1930	5	* 64 450 005	2 085 101	1 170 867	258 703	104 101	914 234	117 730	506 674	51 259
31	6	65 457 500	2 102 784	1 240 891	276 584	108 812	861 893	116 509	496 574	50 609
32	7	66 433 800	2 182 742	1 175 344	256 505	104 573	1 007 398	119 579	515 270	51 437
33	8	67 431 600	2 121 253	1 193 987	257 251	102 887	927 266	114 138	486 058	49 282
34	9	68 308 900	2 043 783	1 234 684	255 063	103 408	809 099	113 043	512 654	48 610
35	10	* 69 254 148	2 190 704	1 161 936	233 706	97 994	1 028 768	115 593	556 730	48 528
36	11	70 113 600	2 101 969	1 230 278	245 357	101 043	871 691	111 056	549 116	46 167
37	12	70 630 400	2 180 734	1 207 899	230 701	95 465	972 835	111 485	674 500	46 500
38	13	71 012 600	1 928 321	1 259 805	220 695	89 159	668 516	99 528	538 831	44 656
39	14	71 379 700	1 901 573	1 268 760	202 018	84 204	632 813	98 349	554 321	45 970
1940	15	71 933 000	2 115 867	1 186 595	190 509	81 869	929 272	102 034	666 575	48 556
41	16	71 680 200	2 277 283	1 149 559	191 420	77 829	1 127 724	103 400	791 625	49 424
42	17	72 384 500	2 233 660	1 166 630	190 897	76 177	1 067 030	95 448	679 044	46 268
43	18	72 883 100	2 253 535	1 213 811	195 219	76 588	1 039 724	92 889	743 842	49 705
47	22	* 78 101 473	2 678 792	1 138 238	205 360	84 204	1 540 554	123 837	934 170	79 551
48	23	80 002 500	2 681 624	950 610	165 406	73 855	1 731 014	143 963	104 325	31 055	953 999	79 032
49	24	81 772 600	2 696 638	945 444	168 467	72 432	1 751 194	192 677	114 161	75 585	842 170	82 575
1950	25	* 83 199 637	2 337 507	904 876	140 515	64 142	1 432 631	216 974	106 594	110 380	715 081	83 689
51	26	84 573 000	2 137 689	838 998	122 869	58 686	1 298 691	217 231	101 237	115 994	32 644	671 905
52	27	85 852 000	2 005 162	765 068	99 114	51 015	1 240 094	203 824	94 508	109 316	28 741	676 995
53	28	87 033 000	1 868 040	772 547	91 424	47 580	1 095 493	193 274	89 751	103 523	26 737	682 077
54	29	88 293 000	1 769 580	721 491	78 944	42 726	1 048 089	187 119	87 201	99 918	24 274	697 809
55	30	* 89 275 529	1 730 692	693 523	68 801	38 646	1 037 169	183 265	85 159	98 106	22 621	714 861
56	31	90 259 000	1 665 278	724 460	67 691	38 232	940 818	179 007	86 558	92 449	22 505	715 934
57	32	91 088 000	1 566 713	752 445	62 678	33 847	814 268	176 353	86 895	89 458	19 608	773 362
58	33	92 010 000	1 653 469	684 189	57 052	32 237	969 280	185 148	92 282	92 866	19 240	826 902
59	34	92 971 000	1 626 088	689 959	54 768	30 235	936 129	181 893	92 688	89 205	18 418	847 135

注：1) 昭和19～21年は資料不備のため省略した。昭和22～47年は沖縄県を含まない。
 2) *印は国勢調査人口。明治32～大正8年は内地人、大正9～昭和41年までは総人口、42年以降は日本人人口。
 大正10～昭和24年は百の位未満は四捨五入、昭和26年以降は千の位未満四捨五入。
 3) 昭和18年以前は1か月未満の死亡である。また、昭和18年は樺太を含む。
 4) 昭和23・24年の死産総数には自然死産・人工死産の不詳を含む。また、自然死産・人工死産の数、率は概数である。
 5) 出生数に死産数を加えたものである。
 6) 出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたものである。

総覧，年次別

出生率 (人口 千対)	合 計 特殊 出生率	死亡率 (人口 千対)	乳 児 死亡率 (出生 千対)	新生児 死亡率 (出生 千対)	自 然 増減率 (人口 千対)	死産率 ⁴⁾ (出産 ⁵⁾ 千対)			周 産 期 死 亡 率 (出産 ⁶⁾ 千対)	妊 娠 満 22週以後 の死産率 (出産 ⁶⁾ 千対)	早 期 新 生 児 死 亡 率 (出生 千対)	婚 姻 率 (人口 千対)	離 婚 率 (人口 千対)	年 齢 調 整 死 亡 率 (人口千対)		年 次
						総 数	自然死産	人工死産						男	女	
32.0	...	21.5	153.8	77.9	10.5	89.1	6.9	1.53	明治32
32.4	...	20.8	155.0	79.0	11.6	88.5	7.9	1.46	33
33.9	...	20.9	149.9	77.1	13.0	93.8	8.5	1.43	34
33.6	...	21.3	154.0	77.2	12.3	94.5	8.8	1.43	35
32.7	...	20.4	152.4	75.8	12.3	93.6	8.1	1.44	36
31.2	...	20.7	151.9	73.9	10.5	92.6	8.6	1.39	37
31.2	...	21.6	151.7	71.2	9.6	89.1	7.5	1.29	38
29.6	...	20.3	153.6	75.5	9.3	97.0	7.5	1.39	39
34.0	...	21.4	151.3	73.5	12.6	89.6	9.1	1.29	40
34.7	...	21.5	158.0	74.5	13.2	89.1	9.6	1.26	41
34.9	...	22.5	167.3	76.5	12.4	87.1	9.0	1.21	42
34.8	...	21.6	161.2	74.1	13.2	84.2	9.0	1.21	43
35.1	...	20.9	158.4	72.8	14.1	81.6	8.7	1.16	44
34.4	...	20.5	154.2	71.3	13.9	78.3	8.5	1.17	大正元
34.3	...	20.0	152.1	70.7	14.2	77.6	8.4	1.16	2
34.8	...	21.2	158.5	69.5	13.6	74.6	8.7	1.15	3
34.1	...	20.7	160.4	69.7	13.4	72.8	8.4	1.14	4
33.7	...	22.2	170.3	73.1	11.5	72.0	8.1	1.13	5
33.5	...	22.2	173.2	77.1	11.3	71.9	8.3	1.03	6
32.7	...	27.3	188.6	81.3	5.5	73.7	9.1	1.03	7
32.3	...	23.3	170.5	72.6	9.0	69.5	8.7	1.03	8
36.2	...	25.4	165.7	69.0	10.8	66.4	9.8	0.99	9
35.1	...	22.7	168.3	68.5	12.4	65.0	9.2	0.94	10
34.3	...	22.4	166.4	67.5	11.9	62.9	9.0	0.92	11
35.2	...	22.9	163.4	66.3	12.2	61.5	8.8	0.88	12
33.9	...	21.3	156.2	63.2	12.6	59.2	8.7	0.88	13
34.9	...	20.3	142.4	58.1	14.7	56.3	8.7	0.87	14
34.6	...	19.1	137.5	56.9	15.5	55.7	8.3	0.83	昭和元
33.4	...	19.7	141.7	56.4	13.7	53.7	7.9	0.82	2
34.1	...	19.8	137.6	54.2	14.4	53.3	8.0	0.78	3
32.7	...	19.9	142.1	55.4	12.9	53.3	7.8	0.81	4
32.4	...	18.2	124.1	49.9	14.2	53.4	7.9	0.80	5
32.1	...	19.0	131.5	51.7	13.2	52.5	7.6	0.77	6
32.9	...	17.7	117.5	47.9	15.2	51.9	7.8	0.77	7
31.5	...	17.7	121.3	48.5	13.8	51.1	7.2	0.73	8
29.9	...	18.1	124.8	50.6	11.8	52.4	7.5	0.71	9
31.6	...	16.8	106.7	44.7	14.9	50.1	8.0	0.70	10
30.0	...	17.5	116.7	48.1	12.4	50.2	7.8	0.66	11
30.9	...	17.1	105.8	43.8	13.8	48.6	9.5	0.66	12
27.2	...	17.7	114.4	46.2	9.4	49.1	7.6	0.63	13
26.6	...	17.8	106.2	44.3	8.9	49.2	7.8	0.64	14
29.4	...	16.5	90.0	38.7	12.9	46.0	9.3	0.68	15
31.8	...	16.0	84.1	34.2	15.7	43.4	11.0	0.69	16
30.9	...	16.1	85.5	34.1	14.7	41.0	9.4	0.64	17
30.9	...	16.7	86.6	33.8	14.3	39.6	10.2	0.68	18
34.3	4.54	14.6	76.7	31.4	19.7	44.2	12.0	1.02	23.6	18.3	22
33.5	4.40	11.9	61.7	27.5	21.6	50.9	36.9	10.9	11.9	0.99	19.3	15.4	23
33.0	4.32	11.6	62.5	26.9	21.4	66.7	39.1	25.9	10.3	1.01	18.9	15.0	24
28.1	3.65	10.9	60.1	27.4	17.2	84.9	41.7	43.2	15.1	8.6	1.01	18.6	14.6	25
25.3	3.26	9.9	57.5	27.5	15.4	92.2	43.0	49.3	15.3	7.9	0.97	16.9	13.4	26
23.4	2.98	8.9	49.4	25.4	14.4	92.3	42.8	49.5	14.3	7.9	0.92	15.7	12.4	27
21.5	2.69	8.9	48.9	25.5	12.6	93.8	43.5	50.2	14.3	7.8	0.86	16.4	12.6	28
20.0	2.48	8.2	44.6	24.1	11.9	95.6	44.6	51.1	13.7	7.9	0.87	15.2	11.3	29
19.4	2.37	7.8	39.8	22.3	11.6	95.8	44.5	51.3	13.1	8.0	0.84	14.8	11.0	30
18.4	2.22	8.0	40.6	23.0	10.4	97.1	46.9	50.1	13.5	7.9	0.80	15.6	11.5	31
17.2	2.04	8.3	40.0	21.6	8.9	101.2	49.9	51.3	12.5	8.5	0.79	16.3	11.8	32
18.0	2.11	7.4	34.5	19.5	10.5	100.7	50.2	50.5	11.6	9.0	0.80	14.4	10.4	33
17.5	2.04	7.4	33.7	18.6	10.1	100.6	51.3	49.3	11.3	9.1	0.78	14.4	10.2	34

第 1 表 人 口 動 態

年 次 ¹⁾	人 口 ²⁾	出 生 数	死 亡 数	(再 掲)		自然増減数	死 産 数 ⁴⁾			周産期死亡数			婚 姻 数	離 婚 数	
				乳 児 死亡数 (1歳未満)	新生児 ³⁾ 死亡数 (生後4週未満)		総 数	自然死産	人工死産	総 数	妊 娠 満 22週以後 の死産数	早期新生 児死亡数 (生後1 週未満)			
1960	昭和35	* 93 418 501	1 606 041	706 599	49 293	27 362	899 442	179 281	93 424	85 857	17 040	866 115	69 410
61	36	94 285 000	1 589 372	695 644	45 465	26 255	893 728	179 895	96 032	83 863	16 879	890 158	69 323
62	37	95 178 000	1 618 616	710 265	42 797	24 777	908 351	177 363	97 256	80 107	16 242	928 341	71 394
63	38	96 156 000	1 659 521	670 770	38 442	22 965	988 751	175 424	97 711	77 713	15 285	937 516	69 996
64	39	97 186 000	1 716 761	673 067	34 967	21 344	1 043 694	168 046	97 357	70 689	14 676	963 130	72 306
65	40	* 98 274 961	1 823 697	700 438	33 742	21 260	1 123 259	161 617	94 476	67 141	14 949	954 852	77 195
66	41	99 056 000	1 360 974	670 342	26 217	16 296	690 632	148 248	83 253	64 995	11 765	940 120	79 432
67	42	99 637 000	1 935 647	675 006	28 928	19 248	1 260 641	149 389	90 938	58 451	14 108	953 096	83 478
68	43	100 794 000	1 871 839	686 555	28 600	18 326	1 185 284	143 259	87 381	55 878	13 693	956 312	87 327
69	44	102 022 000	1 889 815	693 787	26 874	17 116	1 196 028	139 211	85 788	53 423	12 810	984 142	91 280
1970	45	* 103 119 447	1 934 239	712 962	25 412	16 742	1 221 277	135 095	84 073	51 022	12 810	1 029 405	95 937
71	46	104 345 000	2 000 973	684 521	24 805	16 450	1 316 452	130 920	83 827	47 093	12 665	1 091 229	103 595
72	47	105 742 000	2 038 682	683 751	23 773	15 817	1 354 931	125 154	81 741	43 413	12 425	1 099 984	108 382
73	48	108 079 000	2 091 983	709 416	23 683	15 473	1 382 567	116 171	78 613	37 558	12 156	1 071 923	111 877
74	49	109 410 000	2 029 989	710 510	21 888	14 472	1 319 479	109 738	74 618	35 120	11 394	1 000 455	113 622
75	50	* 111 251 507	1 901 440	702 275	19 103	12 912	1 199 165	101 862	67 643	34 219	10 245	941 628	119 135
76	51	112 420 000	1 832 617	703 270	17 105	11 638	1 129 347	101 930	64 046	37 884	9 392	871 543	124 512
77	52	113 499 000	1 755 100	690 074	15 666	10 773	1 065 026	95 247	60 330	34 917	8 686	821 029	129 485
78	53	114 511 000	1 708 643	695 821	14 327	9 628	1 012 822	87 463	55 818	31 645	7 701	793 257	132 146
79	54	115 465 000	1 642 580	689 664	12 923	8 590	952 916	82 311	51 083	31 228	36 190	29 289	6 901	788 505	135 250
1980	55	* 116 320 358	1 576 889	722 801	11 841	7 796	854 088	77 446	47 651	29 795	32 422	26 268	6 154	774 702	141 689
81	56	117 204 000	1 529 455	720 262	10 891	7 188	809 193	79 222	46 296	32 926	30 274	24 672	5 602	776 531	154 221
82	57	118 008 000	1 515 392	711 883	9 969	6 425	803 509	78 107	44 135	33 972	28 204	23 137	5 067	781 252	163 980
83	58	118 786 000	1 508 687	740 038	9 406	5 894	768 649	71 941	40 108	31 833	25 925	21 354	4 571	762 552	179 150
84	59	119 523 000	1 489 780	740 247	8 920	5 527	749 533	72 361	37 976	34 385	25 149	20 875	4 274	739 991	178 746
85	60	* 120 265 700	1 431 577	752 283	7 899	4 910	679 294	69 009	33 114	35 895	22 379	18 642	3 737	735 850	166 640
86	61	120 946 000	1 382 946	750 620	7 251	4 296	632 326	65 678	31 050	34 628	20 389	17 143	3 246	710 962	166 054
87	62	121 535 000	1 346 658	751 172	6 711	3 933	595 486	63 834	29 956	33 878	18 699	15 634	3 065	696 173	158 227
88	63	122 026 000	1 314 006	793 014	6 265	3 592	520 992	59 636	26 804	32 832	16 839	14 090	2 749	707 716	153 600
89	平成元	122 460 000	1 246 802	788 594	5 724	3 214	458 208	55 204	24 558	30 646	15 183	12 797	2 386	708 316	157 811
1990	2	* 122 721 397	1 221 585	820 305	5 616	3 179	401 280	53 892	23 383	30 509	13 704	11 367	2 337	722 138	157 608
91	3	123 102 000	1 223 245	829 797	5 418	2 978	393 448	50 510	22 317	28 193	10 426	8 258	2 168	742 264	168 969
92	4	123 476 000	1 208 989	856 643	5 477	2 905	352 346	48 896	21 689	27 207	9 888	7 758	2 130	754 441	179 191
93	5	123 788 000	1 188 282	878 532	5 169	2 765	309 750	45 090	20 205	24 885	9 226	7 191	2 035	792 658	188 297
94	6	124 069 000	1 238 328	875 933	5 261	2 889	362 395	42 962	19 754	23 208	9 286	7 200	2 086	782 738	195 106
95	7	* 124 298 947	1 187 064	922 139	5 054	2 615	264 925	39 403	18 262	21 141	8 412	6 580	1 832	791 888	199 016
96	8	124 709 000	1 206 555	896 211	4 546	2 438	310 344	39 536	18 329	21 207	8 080	6 333	1 747	795 080	206 955
97	9	124 963 000	1 191 665	913 402	4 403	2 307	278 263	39 546	17 453	22 093	7 624	6 009	1 615	775 651	222 635
98	10	125 252 000	1 203 147	936 484	4 380	2 353	266 663	38 988	16 936	22 052	7 447	5 804	1 643	784 595	243 183
99	11	125 432 000	1 177 669	982 031	4 010	2 137	195 638	38 452	16 711	21 741	7 102	5 567	1 535	762 028	250 529
2000	12	* 125 612 633	1 190 547	961 653	3 830	2 106	228 894	38 393	16 200	22 193	6 881	5 362	1 519	798 138	264 246
01	13	125 908 000	1 170 662	970 331	3 599	1 909	200 331	37 467	15 704	21 763	6 476	5 114	1 362	799 999	285 911
02	14	126 008 000	1 153 855	982 379	3 497	1 937	171 476	36 978	15 161	21 817	6 333	4 959	1 374	757 331	289 836
03	15	126 139 000	1 123 610	1 014 951	3 364	1 879	108 659	35 330	14 644	20 686	5 929	4 626	1 303	740 191	283 854
04	16	126 176 000	1 110 721	1 028 602	3 122	1 622	82 119	34 365	14 288	20 077	5 541	4 357	1 184	720 417	270 804
05	17	* 126 204 902	1 062 530	1 083 796	2 958	1 510	21 266	31 818	13 502	18 316	5 149	4 058	1 091	714 265	261 917
06	18	126 154 000	1 092 674	1 084 450	2 864	1 444	8 224	30 911	13 424	17 487	5 100	4 047	1 053	730 971	257 475
07	19	126 085 000	1 089 818	1 108 334	2 828	1 434	18 516	29 313	13 107	16 206	4 906	3 854	1 052	719 822	254 832
08	20	125 947 000	1 091 156	1 142 407	2 798	1 331	51 251	28 177	12 625	15 552	4 720	3 751	969	726 106	251 136
09	21	125 820 000	1 070 035	1 141 865	2 556	1 254	71 830	27 005	12 214	14 791	4 519	3 645	874	707 734	253 353
2010	22	* 126 381 728	1 071 304	1 197 012	2 450	1 167	125 708	26 560	12 245	14 315	4 515	3 637	878	700 214	251 378
11	23	126 180 000	1 050 806	1 253 066	2 463	1 147	202 260	25 751	11 940	13 811	4 315	3 491	824	661 895	235 719
12	24	125 957 000	1 037 231	1 256 359	2 299	1 065	219 128	24 800	11 448	13 352	4 133	3 343	790	668 869	235 406

総覧，年次別（つづき）

出生率 (人口 千対)	合計 出生率 (人口 千対)	死亡率 (人口 千対)	乳児 死亡率 (出生 千対)	新生児 死亡率 (出生 千対)	自然 増減率 (人口 千対)	死産率 ⁴⁾ (出産 ⁵⁾ 千対)			周産期 死亡率 (出産 ⁶⁾ 千対)	妊娠満 22週以後 の死産率 (出産 ⁶⁾ 千対)	早期 新生児 死亡率 (出生 千対)	婚姻率 (人口 千対)	離婚率 (人口 千対)	年齢調整 死亡率 (人口千対)		年次
						総数	自然死産	人工死産						男	女	
17.2	2.00	7.6	30.7	17.0	9.6	100.4	52.3	48.1	10.6	9.3	0.74	14.8	10.4	昭和35
16.9	1.96	7.4	28.6	16.5	9.5	101.7	54.3	47.4	10.6	9.4	0.74	14.3	10.0	36
17.0	1.98	7.5	26.4	15.3	9.5	98.8	54.2	44.6	10.0	9.8	0.75	14.6	10.0	37
17.3	2.00	7.0	23.2	13.8	10.3	95.6	53.3	42.4	9.2	9.7	0.73	13.4	9.3	38
17.7	2.05	6.9	20.4	12.4	10.7	89.2	51.7	37.5	8.5	9.9	0.74	13.2	9.1	39
18.6	2.14	7.1	18.5	11.7	11.4	81.4	47.6	33.8	8.2	9.7	0.79	13.7	9.3	40
13.7	1.58	6.8	19.3	12.0	7.0	98.2	55.2	43.1	8.6	9.5	0.80	12.7	8.7	41
19.4	2.23	6.8	14.9	9.9	12.7	71.6	43.6	28.0	7.3	9.6	0.84	12.6	8.5	42
18.6	2.13	6.8	15.3	9.8	11.8	71.1	43.4	27.7	7.3	9.5	0.87	12.5	8.4	43
18.5	2.13	6.8	14.2	9.1	11.7	68.6	42.3	26.3	6.8	9.6	0.89	12.4	8.2	44
18.8	2.13	6.9	13.1	8.7	11.8	65.3	40.6	24.7	6.6	10.0	0.93	12.3	8.2	45
19.2	2.16	6.6	12.4	8.2	12.6	61.4	39.3	22.1	6.3	10.5	0.99	11.5	7.6	46
19.3	2.14	6.5	11.7	7.8	12.8	57.8	37.8	20.1	6.1	10.4	1.02	11.2	7.4	47
19.4	2.14	6.6	11.3	7.4	12.8	52.6	35.6	17.0	5.8	9.9	1.04	11.2	7.4	48
18.6	2.05	6.5	10.8	7.1	12.1	51.3	34.9	16.4	5.6	9.1	1.04	10.9	7.2	49
17.1	1.91	6.3	10.0	6.8	10.8	50.8	33.8	17.1	5.4	8.5	1.07	10.4	6.9	50
16.3	1.85	6.3	9.3	6.4	10.0	52.7	33.1	19.6	5.1	7.8	1.11	10.1	6.6	51
15.5	1.80	6.1	8.9	6.1	9.4	51.5	32.6	18.9	4.9	7.2	1.14	9.6	6.2	52
14.9	1.79	6.1	8.4	5.6	8.8	48.7	31.1	17.6	4.5	6.9	1.15	9.4	6.0	53
14.2	1.77	6.0	7.9	5.2	8.3	47.7	29.6	18.1	21.6	17.5	4.2	6.8	1.17	9.0	5.7	54
13.6	1.75	6.2	7.5	4.9	7.3	46.8	28.8	18.0	20.2	16.4	3.9	6.7	1.22	9.2	5.8	55
13.0	1.74	6.1	7.1	4.7	6.9	49.2	28.8	20.5	19.5	15.9	3.7	6.6	1.32	8.9	5.6	56
12.8	1.77	6.0	6.6	4.2	6.8	49.0	27.7	21.3	18.3	15.0	3.3	6.6	1.39	8.5	5.2	57
12.7	1.80	6.2	6.2	3.9	6.5	45.5	25.4	20.1	16.9	14.0	3.0	6.4	1.51	8.6	5.2	58
12.5	1.81	6.2	6.0	3.7	6.3	46.3	24.3	22.0	16.6	13.8	2.9	6.2	1.50	8.3	5.0	59
11.9	1.76	6.3	5.5	3.4	5.6	46.0	22.1	23.9	15.4	12.9	2.6	6.1	1.39	8.1	4.8	60
11.4	1.72	6.2	5.2	3.1	5.2	45.3	21.4	23.9	14.6	12.2	2.3	5.9	1.37	7.8	4.6	61
11.1	1.69	6.2	5.0	2.9	4.9	45.3	21.2	24.0	13.7	11.5	2.3	5.7	1.30	7.6	4.4	62
10.8	1.66	6.5	4.8	2.7	4.3	43.4	19.5	23.9	12.7	10.6	2.1	5.8	1.26	7.7	4.5	63
10.2	1.57	6.4	4.6	2.6	3.7	42.4	18.9	23.5	12.1	10.2	1.9	5.8	1.29	7.4	4.2	平成元
10.0	1.54	6.7	4.6	2.6	3.3	42.3	18.3	23.9	11.1	9.2	1.9	5.9	1.28	7.5	4.2	2
9.9	1.53	6.7	4.4	2.4	3.2	39.7	17.5	22.1	8.5	6.7	1.8	6.0	1.37	7.4	4.1	3
9.8	1.50	6.9	4.5	2.4	2.9	38.9	17.2	21.6	8.1	6.4	1.8	6.1	1.45	7.4	4.0	4
9.6	1.46	7.1	4.3	2.3	2.5	36.6	16.4	20.2	7.7	6.0	1.7	6.4	1.52	7.3	4.0	5
10.0	1.50	7.1	4.2	2.3	2.9	33.5	15.4	18.1	7.5	5.8	1.7	6.3	1.57	7.1	3.8	6
9.6	1.42	7.4	4.3	2.2	2.1	32.1	14.9	17.2	7.0	5.5	1.5	6.4	1.60	7.2	3.8	7
9.7	1.43	7.2	3.8	2.0	2.5	31.7	14.7	17.0	6.7	5.2	1.4	6.4	1.66	6.8	3.6	8
9.5	1.39	7.3	3.7	1.9	2.2	32.1	14.2	17.9	6.4	5.0	1.4	6.2	1.78	6.7	3.5	9
9.6	1.38	7.5	3.6	2.0	2.1	31.4	13.6	17.8	6.2	4.8	1.4	6.3	1.94	6.6	3.4	10
9.4	1.34	7.8	3.4	1.8	1.6	31.6	13.7	17.9	6.0	4.7	1.3	6.1	2.00	6.7	3.4	11
9.5	1.36	7.7	3.2	1.8	1.8	31.2	13.2	18.1	5.8	4.5	1.3	6.4	2.10	6.3	3.2	12
9.3	1.33	7.7	3.1	1.6	1.6	31.0	13.0	18.0	5.5	4.3	1.2	6.4	2.27	6.2	3.1	13
9.2	1.32	7.8	3.0	1.7	1.4	31.1	12.7	18.3	5.5	4.3	1.2	6.0	2.30	6.0	3.0	14
8.9	1.29	8.0	3.0	1.7	0.9	30.5	12.6	17.8	5.3	4.1	1.2	5.9	2.25	6.0	3.0	15
8.8	1.29	8.2	2.8	1.5	0.7	30.0	12.5	17.5	5.0	3.9	1.1	5.7	2.15	5.9	3.0	16
8.4	1.26	8.6	2.8	1.4	0.2	29.1	12.3	16.7	4.8	3.8	1.0	5.7	2.08	5.9	3.0	17
8.7	1.32	8.6	2.6	1.3	0.1	27.5	11.9	15.6	4.7	3.7	1.0	5.8	2.04	5.7	2.9	18
8.6	1.34	8.8	2.6	1.3	0.1	26.2	11.7	14.5	4.5	3.5	1.0	5.7	2.02	5.6	2.8	19
8.7	1.37	9.1	2.6	1.2	0.4	25.2	11.3	13.9	4.3	3.4	0.9	5.8	1.99	5.6	2.8	20
8.5	1.37	9.1	2.4	1.2	0.6	24.6	11.1	13.5	4.2	3.4	0.8	5.6	2.01	5.4	2.7	21
8.5	1.39	9.5	2.3	1.1	1.0	24.2	11.2	13.0	4.2	3.4	0.8	5.5	1.99	5.4	2.7	22
8.3	1.39	9.9	2.3	1.1	1.6	23.9	11.1	12.8	4.1	3.3	0.8	5.2	1.87	5.5	2.9	23
8.2	1.41	10.0	2.2	1.0	1.7	23.4	10.8	12.6	4.0	3.2	0.8	5.3	1.87	5.2	2.7	24

第 2 表 人 口 動 態 総 覧,

都道府県 ¹⁾	人 口	出生数	死亡数	(再 掲)		自然増減数	死 産 数			周産期死亡数			婚 姻 件 数	離 婚 件 数
				乳 児 死亡数 (1歳未満)	新生児 死亡数 (生後4週未満)		総 数	自然死産	人工死産	総 数	妊 娠 満 22週以後の死産数	早期新生児 死亡数 (生後1 週未満)		
全 国	125 957 000	1 037 231	1 256 359	2 299	1 065	219 128	24 800	11 448	13 352	4 133	3 343	790	668 869	235 406
01北海道	5 442 000	38 686	58 066	88	43	19 380	1 177	473	704	160	130	30	26 538	11 593
02青 森	1 347 000	9 168	17 294	24	15	8 126	260	119	141	38	24	14	5 846	2 408
03岩 手	1 299 000	9 276	16 072	27	14	6 796	263	144	119	56	46	10	5 629	1 975
04宮 城	2 315 000	18 707	22 101	42	19	3 394	487	222	265	71	58	13	12 315	3 957
05秋 田	1 060 000	6 543	14 856	11	6	8 313	171	82	89	27	21	6	4 020	1 495
06山 形	1 146 000	8 212	14 752	23	16	6 540	216	90	126	40	29	11	4 881	1 687
07福 島	1 955 000	13 770	23 418	30	13	9 648	388	212	176	63	56	7	9 285	3 210
08茨 城	2 907 000	22 896	30 009	61	25	7 113	577	274	303	110	91	19	14 477	5 261
09栃 木	1 968 000	15 973	20 784	38	16	4 811	383	170	213	66	56	10	10 225	3 688
10群 馬	1 959 000	14 914	21 169	45	23	6 255	387	172	215	72	51	21	9 246	3 520
11埼 玉	7 126 000	56 943	59 137	114	50	2 194	1 390	693	697	249	207	42	36 776	13 434
12千 葉	6 119 000	48 881	53 206	135	64	4 325	1 153	555	598	216	165	51	32 150	11 521
13東 京	12 916 000	107 401	109 194	236	117	1 793	2 325	1 103	1 222	400	314	86	89 301	25 329
14神奈川	8 947 000	75 477	71 996	174	91	3 481	1 588	776	812	304	234	70	51 530	16 812
15新 潟	2 336 000	17 476	28 083	20	11	10 607	406	194	212	67	58	9	10 219	3 222
16富 山	1 072 000	7 880	12 754	17	8	4 874	199	114	85	39	32	7	4 871	1 548
17石 川	1 154 000	9 544	12 223	19	13	2 679	189	111	78	36	28	8	5 708	1 765
18福 井	789 000	6 712	8 795	14	9	2 083	169	81	88	31	24	7	3 634	1 240
19山 梨	841 000	6 336	9 555	13	4	3 219	148	61	87	23	20	3	3 923	1 591
20長 野	2 106 000	16 661	24 474	31	14	7 813	381	181	200	61	49	12	9 948	3 541
21岐 阜	2 029 000	16 496	21 531	27	13	5 035	355	177	178	69	59	10	9 521	3 306
22静 岡	3 683 000	30 810	38 194	58	28	7 384	647	316	331	104	86	18	19 323	6 878
23愛 知	7 277 000	67 913	61 354	142	55	6 559	1 434	678	756	261	223	38	42 704	13 494
24三 重	1 811 000	14 729	19 210	48	15	4 481	319	152	167	62	50	12	9 006	3 237
25滋 賀	1 396 000	13 236	12 221	29	15	1 015	236	118	118	51	41	10	7 389	2 346
26京 都	2 584 000	20 111	25 416	40	24	5 305	464	207	257	77	60	17	13 189	4 646
27大 阪	8 697 000	73 012	80 472	154	62	7 460	1 723	772	951	290	242	48	48 114	18 761
28兵 庫	5 496 000	46 436	53 657	79	20	7 221	1 066	518	548	156	142	14	28 236	10 264
29奈 良	1 381 000	10 565	13 656	25	7	3 091	269	124	145	35	31	4	6 223	2 390
30和歌山	983 000	7 424	12 435	15	9	5 011	159	64	95	30	22	8	4 664	1 959
31鳥 取	578 000	4 771	7 074	9	7	2 303	115	49	66	25	19	6	2 759	1 065
32島 根	702 000	5 585	9 513	11	6	3 928	138	57	81	19	14	5	3 114	1 014
33岡 山	1 919 000	16 279	21 181	38	16	4 902	357	140	217	55	43	12	9 570	3 518
34広 島	2 817 000	24 846	29 273	57	26	4 427	526	260	266	100	81	19	14 668	5 074
35山 口	1 420 000	10 797	18 231	26	10	7 434	264	123	141	36	27	9	6 547	2 390
36徳 島	772 000	5 744	9 781	25	11	4 037	143	65	78	25	18	7	3 370	1 254
37香 川	982 000	8 161	11 369	15	8	3 208	165	91	74	41	33	8	4 789	1 887
38愛 媛	1 408 000	11 130	17 216	28	18	6 086	292	108	184	41	31	10	6 386	2 529
39高 知	749 000	5 266	10 142	13	8	4 876	153	58	95	24	19	5	3 257	1 403
40福 岡	5 044 000	45 815	48 957	94	47	3 142	1 251	542	709	194	158	36	27 974	10 541
41佐 賀	840 000	7 440	9 676	12	4	2 236	176	81	95	18	14	4	4 003	1 471
42長 崎	1 402 000	11 723	16 784	27	18	5 061	325	146	179	46	37	9	6 335	2 450
43熊 本	1 799 000	15 996	20 565	39	16	4 569	436	150	286	49	39	10	8 965	3 377
44大 分	1 178 000	9 650	14 050	24	9	4 400	269	96	173	36	31	5	5 652	2 187
45宮 崎	1 122 000	9 858	13 051	27	12	3 193	321	121	200	31	23	8	5 667	2 421
46鹿 児 島	1 684 000	14 841	21 281	28	13	6 440	419	159	260	51	41	10	8 080	3 113
47冲 縄	1 401 000	17 074	10 626	46	16	6 448	507	243	264	73	62	11	8 842	3 634
外 国	.	67	170	.	.	103	10	4	6	2	2	.	.	.
不 詳	.	.	1 335	1	1	.	4	2	2	3	2	1	.	.

注：1) 都道府県の表章は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。

2) 出生数に死産数を加えたものである。

3) 出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたものである。

資料：「人口推計(平成24年10月1日現在)」(総務省統計局)

都道府県別

平成24年

出生率 (人口 千対)	合計特殊 出生率	死亡率 (人口 千対)	乳児 死亡率 (出生 千対)	新生児 死亡率 (出生 千対)	自然 増減率 (人口 千対)	死産率(出産 ²)千対)			周産期 死亡率 (出産 ³) (千対)	妊娠満 22週以後 の死産率 (出産 ³) (千対)	早期 新生児 死亡率 (出生 千対)	婚姻率 (人口 千対)	離婚率 (人口 千対)	都道府県
						総数	自然死産	人工死産						
8.2	1.41	10.0	2.2	1.0	1.7	23.4	10.8	12.6	4.0	3.2	0.8	5.3	1.87	全国
7.1	1.26	10.7	2.3	1.1	3.6	29.5	11.9	17.7	4.1	3.3	0.8	4.9	2.13	北海道
6.8	1.36	12.8	2.6	1.6	6.0	27.6	12.6	15.0	4.1	2.6	1.5	4.3	1.79	青森
7.1	1.44	12.4	2.9	1.5	5.2	27.6	15.1	12.5	6.0	4.9	1.1	4.3	1.52	岩手
8.1	1.30	9.5	2.2	1.0	1.5	25.4	11.6	13.8	3.8	3.1	0.7	5.3	1.71	宮城
6.2	1.37	14.0	1.7	0.9	7.8	25.5	12.2	13.3	4.1	3.2	0.9	3.8	1.41	秋田
7.2	1.44	12.9	2.8	1.9	5.7	25.6	10.7	15.0	4.9	3.5	1.3	4.3	1.47	山形
7.0	1.41	12.0	2.2	0.9	4.9	27.4	15.0	12.4	4.6	4.1	0.5	4.7	1.64	福島
7.9	1.41	10.3	2.7	1.1	2.4	24.6	11.7	12.9	4.8	4.0	0.8	5.0	1.81	茨城
8.1	1.43	10.6	2.4	1.0	2.4	23.4	10.4	13.0	4.1	3.5	0.6	5.2	1.87	栃木
7.6	1.39	10.8	3.0	1.5	3.2	25.3	11.2	14.1	4.8	3.4	1.4	4.7	1.80	群馬
8.0	1.29	8.3	2.0	0.9	0.3	23.8	11.9	11.9	4.4	3.6	0.7	5.2	1.89	埼玉
8.0	1.31	8.7	2.8	1.3	0.7	23.0	11.1	12.0	4.4	3.4	1.0	5.3	1.88	千葉
8.3	1.09	8.5	2.2	1.1	0.1	21.2	10.1	11.1	3.7	2.9	0.8	6.9	1.96	東京
8.4	1.30	8.0	2.3	1.2	0.4	20.6	10.1	10.5	4.0	3.1	0.9	5.8	1.88	神奈川
7.5	1.43	12.0	1.1	0.6	4.5	22.7	10.8	11.9	3.8	3.3	0.5	4.4	1.38	新潟
7.4	1.42	11.9	2.2	1.0	4.5	24.6	14.1	10.5	4.9	4.0	0.9	4.5	1.44	富山
8.3	1.47	10.6	2.0	1.4	2.3	19.4	11.4	8.0	3.8	2.9	0.8	4.9	1.53	石川
8.5	1.60	11.1	2.1	1.3	2.6	24.6	11.8	12.8	4.6	3.6	1.0	4.6	1.57	福井
7.5	1.43	11.4	2.1	0.6	3.8	22.8	9.4	13.4	3.6	3.1	0.5	4.7	1.89	山梨
7.9	1.51	11.6	1.9	0.8	3.7	22.4	10.6	11.7	3.7	2.9	0.7	4.7	1.68	長野
8.1	1.45	10.6	1.6	0.8	2.5	21.1	10.5	10.6	4.2	3.6	0.6	4.7	1.63	岐阜
8.4	1.52	10.4	1.9	0.9	2.0	20.6	10.0	10.5	3.4	2.8	0.6	5.2	1.87	静岡
9.3	1.46	8.4	2.1	0.8	0.9	20.7	9.8	10.9	3.8	3.3	0.6	5.9	1.85	愛知
8.1	1.47	10.6	3.3	1.0	2.5	21.2	10.1	11.1	4.2	3.4	0.8	5.0	1.79	三重
9.5	1.53	8.8	2.2	1.1	0.7	17.5	8.8	8.8	3.8	3.1	0.8	5.3	1.68	滋賀
7.8	1.23	9.8	2.0	1.2	2.1	22.6	10.1	12.5	3.8	3.0	0.8	5.1	1.80	京都
8.4	1.31	9.3	2.1	0.8	0.9	23.1	10.3	12.7	4.0	3.3	0.7	5.5	2.16	大阪
8.4	1.40	9.8	1.7	0.4	1.3	22.4	10.9	11.5	3.3	3.0	0.3	5.1	1.87	兵庫
7.7	1.32	9.9	2.4	0.7	2.2	24.8	11.4	13.4	3.3	2.9	0.4	4.5	1.73	奈良
7.6	1.53	12.7	2.0	1.2	5.1	21.0	8.4	12.5	4.0	3.0	1.1	4.7	1.99	和歌山
8.3	1.57	12.2	1.9	1.5	4.0	23.5	10.0	13.5	5.2	4.0	1.3	4.8	1.84	鳥取
8.0	1.68	13.6	2.0	1.1	5.6	24.1	10.0	14.2	3.4	2.5	0.9	4.4	1.44	島根
8.5	1.47	11.0	2.3	1.0	2.6	21.5	8.4	13.0	3.4	2.6	0.7	5.0	1.83	岡山
8.8	1.54	10.4	2.3	1.0	1.6	20.7	10.2	10.5	4.0	3.2	0.8	5.2	1.80	広島
7.6	1.52	12.8	2.4	0.9	5.2	23.9	11.1	12.7	3.3	2.5	0.8	4.6	1.68	山口
7.4	1.44	12.7	4.4	1.9	5.2	24.3	11.0	13.2	4.3	3.1	1.2	4.4	1.62	徳島
8.3	1.56	11.6	1.8	1.0	3.3	19.8	10.9	8.9	5.0	4.0	1.0	4.9	1.92	香川
7.9	1.52	12.2	2.5	1.6	4.3	25.6	9.5	16.1	3.7	2.8	0.9	4.5	1.80	愛媛
7.0	1.43	13.5	2.5	1.5	6.5	28.2	10.7	17.5	4.5	3.6	0.9	4.3	1.87	高知
9.1	1.43	9.7	2.1	1.0	0.6	26.6	11.5	15.1	4.2	3.4	0.8	5.5	2.09	福岡
8.9	1.61	11.5	1.6	0.5	2.7	23.1	10.6	12.5	2.4	1.9	0.5	4.8	1.75	佐賀
8.4	1.63	12.0	2.3	1.5	3.6	27.0	12.1	14.9	3.9	3.1	0.8	4.5	1.75	長崎
8.9	1.62	11.4	2.4	1.0	2.5	26.5	9.1	17.4	3.1	2.4	0.6	5.0	1.88	熊本
8.2	1.53	11.9	2.5	0.9	3.7	27.1	9.7	17.4	3.7	3.2	0.5	4.8	1.86	大分
8.8	1.67	11.6	2.7	1.2	2.8	31.5	11.9	19.6	3.1	2.3	0.8	5.1	2.16	宮崎
8.8	1.64	12.6	1.9	0.9	3.8	27.5	10.4	17.0	3.4	2.8	0.7	4.8	1.85	鹿児島
12.2	1.90	7.6	2.7	0.9	4.6	28.8	13.8	15.0	4.3	3.6	0.6	6.3	2.59	沖縄

第 3 表 主な死因¹⁾の死亡数・死亡率

都道府県	全 死 因		01200 結 核		02100 悪性新生物		04100 糖 尿 病		09200 心 疾 患 (高 血 圧 性 を 除 く)		09300 脳 血 管 疾 患	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
全 国 ²⁾	1 256 359	997.5	2 110	1.7	360 963	286.6	14 486	11.5	198 836	157.9	121 602	96.5
北 海 道	58 066	1 067.0	58	1.1	18 138	333.3	694	12.8	9 464	173.9	5 082	93.4
青 森	17 294	1 283.9	30	2.2	4 805	356.7	229	17.0	2 839	210.8	1 965	145.9
岩 手	16 072	1 237.3	11	0.8	4 241	326.5	176	13.5	2 848	219.2	2 144	165.1
宮 城	22 101	954.7	30	1.3	6 451	278.7	257	11.1	3 341	144.3	2 549	110.1
秋 田	14 856	1 401.5	10	0.9	4 099	386.7	159	15.0	2 298	216.8	1 765	166.5
山 形	14 752	1 287.3	16	1.4	4 099	357.7	140	12.2	2 236	195.1	1 790	156.2
福 島	23 418	1 197.9	11	0.6	6 235	318.9	305	15.6	4 235	216.6	2 553	130.6
茨 城	30 009	1 032.3	45	1.5	8 300	285.5	412	14.2	4 963	170.7	3 228	111.0
栃 木	20 784	1 056.1	30	1.5	5 613	285.2	247	12.6	3 547	180.2	2 463	125.2
群 馬	21 169	1 080.6	23	1.2	5 671	289.5	314	16.0	3 250	165.9	2 181	111.3
埼 玉	59 137	829.9	107	1.5	17 818	250.0	749	10.5	10 325	144.9	5 517	77.4
千 葉	53 206	869.5	91	1.5	15 475	252.9	649	10.6	9 550	156.1	5 083	83.1
東 京	109 194	845.4	236	1.8	32 921	254.9	1 316	10.2	16 807	130.1	9 903	76.7
神 奈 川	71 996	804.7	126	1.4	22 302	249.3	693	7.7	10 470	117.0	6 720	75.1
新 潟	28 083	1 202.2	24	1.0	7 846	335.9	288	12.3	4 165	178.3	3 422	146.5
富 山	12 754	1 189.7	17	1.6	3 493	325.8	146	13.6	1 773	165.4	1 376	128.4
石 川	12 223	1 059.2	9	0.8	3 485	302.0	130	11.3	1 948	168.8	1 278	110.7
福 井	8 795	1 114.7	12	1.5	2 373	300.8	108	13.7	1 416	179.5	866	109.8
山 梨	9 555	1 136.1	14	1.7	2 549	303.1	107	12.7	1 417	168.5	962	114.4
長 野	24 474	1 162.1	34	1.6	6 270	297.7	289	13.7	3 717	176.5	3 191	151.5
岐 阜	21 531	1 061.2	42	2.1	5 802	286.0	225	11.1	3 656	180.2	2 022	99.7
静 岡	38 194	1 037.0	65	1.8	10 269	278.8	508	13.8	5 697	154.7	4 258	115.6
愛 知	61 354	843.1	144	2.0	18 102	248.8	607	8.3	8 651	118.9	5 585	76.7
三 重	19 210	1 060.7	28	1.5	5 123	282.9	247	13.6	2 764	152.6	1 921	106.1
滋 賀	12 221	875.4	16	1.1	3 354	240.3	108	7.7	2 228	159.6	1 130	80.9
京 都	25 416	983.6	45	1.7	7 570	293.0	283	11.0	4 317	167.1	2 187	84.6
大 阪	80 472	925.3	219	2.5	25 307	291.0	984	11.3	13 097	150.6	6 194	71.2
兵 庫	53 657	976.3	91	1.7	16 035	291.8	625	11.4	8 219	149.5	4 724	86.0
奈 良	13 656	988.8	28	2.0	4 019	291.0	138	10.0	2 495	180.7	1 160	84.0
和 歌 山	12 435	1 265.0	32	3.3	3 394	345.3	115	11.7	2 206	224.4	1 025	104.3
鳥 取	7 074	1 223.9	5	0.9	1 914	331.1	86	14.9	1 134	196.2	812	140.5
島 根	9 513	1 355.1	10	1.4	2 538	361.5	85	12.1	1 461	208.1	972	138.5
山 梨	21 181	1 103.8	20	1.0	5 616	292.7	229	11.9	3 322	173.1	2 057	107.2
広 島	29 273	1 039.2	48	1.7	8 166	289.9	341	12.1	4 925	174.8	2 624	93.1
山 口	18 231	1 283.9	32	2.3	4 918	346.3	179	12.6	3 007	211.8	1 780	125.4
徳 島	9 781	1 267.0	13	1.7	2 504	324.4	143	18.5	1 439	186.4	872	113.0
香 川	11 369	1 157.7	15	1.5	2 983	303.8	141	14.4	2 048	208.6	932	94.9
愛 媛	17 216	1 222.7	18	1.3	4 593	326.2	190	13.5	3 208	227.8	1 611	114.4
高 知	10 142	1 354.1	12	1.6	2 581	344.6	108	14.4	1 866	249.1	1 051	140.3
福 岡	48 957	970.6	75	1.5	15 153	300.4	586	11.6	5 773	114.5	4 180	82.9
佐 賀	9 676	1 151.9	17	2.0	2 781	331.1	93	11.1	1 483	176.5	871	103.7
長 崎	16 784	1 197.1	29	2.1	4 725	337.0	152	10.8	2 570	183.3	1 525	108.8
熊 本	20 565	1 143.1	40	2.2	5 471	304.1	209	11.6	3 268	181.7	1 904	105.8
大 分	14 050	1 192.7	16	1.4	3 753	318.6	151	12.8	2 176	184.7	1 407	119.4
宮 崎	13 051	1 163.2	25	2.2	3 483	310.4	136	12.1	2 200	196.1	1 420	126.6
鹿 児 島	21 281	1 263.7	35	2.1	5 520	327.8	245	14.5	3 262	193.7	2 398	142.4
沖 縄	10 626	758.5	42	3.0	2 913	207.9	154	11.0	1 566	111.8	834	59.5

注：1) 主な死因名等は死因簡単分類による。
2) 全国には住所地外国、不詳を含む。

(人口10万対), 都道府県別

平成24年

10200 肺 炎		10400 慢性閉塞性肺疾患		11300 肝 疾 患		14200 腎 不 全		18100 老 衰		20100 不慮の事故		20200 自 殺	
死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
123 925	98.4	16 402	13.0	15 980	12.7	25 107	19.9	60 719	48.2	41 031	32.6	26 433	21.0
5 676	104.3	688	12.6	687	12.6	1 498	27.5	1 911	35.1	1 633	30.0	1 206	22.2
1 941	144.1	187	13.9	213	15.8	457	33.9	795	59.0	511	37.9	327	24.3
1 484	114.2	201	15.5	162	12.5	341	26.3	809	62.3	592	45.6	329	25.3
1 932	83.5	238	10.3	232	10.0	413	17.8	1 295	55.9	648	28.0	437	18.9
1 487	140.3	119	11.2	158	14.9	303	28.6	737	69.5	542	51.1	293	27.6
1 462	127.6	201	17.5	137	12.0	304	26.5	866	75.6	499	43.5	290	25.3
2 180	111.5	308	15.8	265	13.6	492	25.2	1 219	62.4	829	42.4	428	21.9
3 089	106.3	400	13.8	364	12.5	590	20.3	1 588	54.6	957	32.9	614	21.1
1 996	101.4	278	14.1	288	14.6	396	20.1	1 172	59.6	560	28.5	449	22.8
2 438	124.5	344	17.6	259	13.2	373	19.0	936	47.8	688	35.1	459	23.4
5 972	83.8	678	9.5	745	10.5	1 142	16.0	2 201	30.9	1 514	21.2	1 528	21.4
5 314	86.8	630	10.3	653	10.7	917	15.0	2 498	40.8	1 633	26.7	1 215	19.9
10 149	78.6	1 436	11.1	1 822	14.1	1 821	14.1	5 019	38.9	2 810	21.8	2 575	19.9
6 517	72.8	930	10.4	1 200	13.4	1 103	12.3	3 805	42.5	2 674	29.9	1 659	18.5
2 616	112.0	335	14.3	274	11.7	479	20.5	1 680	71.9	1 083	46.4	617	26.4
1 354	126.3	145	13.5	148	13.8	249	23.2	680	63.4	559	52.1	238	22.2
1 246	108.0	167	14.5	124	10.7	221	19.2	638	55.3	431	37.3	241	20.9
971	123.1	96	12.2	100	12.7	196	24.8	409	51.8	384	48.7	159	20.2
883	105.0	145	17.2	120	14.3	156	18.5	689	81.9	382	45.4	185	22.0
2 076	98.6	360	17.1	216	10.3	390	18.5	1 611	76.5	856	40.6	447	21.2
1 938	95.5	260	12.8	203	10.0	446	22.0	1 358	66.9	881	43.4	425	20.9
3 189	86.6	472	12.8	403	10.9	801	21.7	2 828	76.8	1 321	35.9	751	20.4
5 515	75.8	644	8.8	686	9.4	1 124	15.4	3 244	44.6	2 019	27.7	1 332	18.3
1 824	100.7	252	13.9	188	10.4	398	22.0	1 404	77.5	752	41.5	370	20.4
1 149	82.3	183	13.1	124	8.9	237	17.0	533	38.2	474	34.0	282	20.2
2 481	96.0	369	14.3	274	10.6	572	22.1	1 155	44.7	603	23.3	447	17.3
8 582	98.7	1 047	12.0	1 387	15.9	1 854	21.3	2 509	28.8	2 311	26.6	1 877	21.6
5 083	92.5	783	14.2	736	13.4	1 067	19.4	2 608	47.5	1 932	35.2	1 135	20.7
1 353	98.0	182	13.2	172	12.5	265	19.2	563	40.8	412	29.8	245	17.7
1 319	134.2	211	21.5	142	14.4	284	28.9	740	75.3	398	40.5	180	18.3
575	99.5	89	15.4	94	16.3	148	25.6	481	83.2	223	38.6	121	20.9
887	126.4	137	19.5	96	13.7	173	24.6	670	95.4	325	46.3	160	22.8
2 489	129.7	249	13.0	230	12.0	466	24.3	1 107	57.7	747	38.9	360	18.8
2 950	104.7	378	13.4	370	13.1	647	23.0	1 554	55.2	1 041	37.0	579	20.6
2 215	156.0	232	16.3	225	15.8	399	28.1	898	63.2	491	34.6	331	23.3
1 119	144.9	161	20.9	111	14.4	210	27.2	498	64.5	377	48.8	147	19.0
935	95.2	163	16.6	127	12.9	237	24.1	602	61.3	439	44.7	172	17.5
1 743	123.8	206	14.6	193	13.7	381	27.1	930	66.1	644	45.7	290	20.6
1 179	157.4	133	17.8	126	16.8	256	34.2	340	45.4	426	56.9	194	25.9
5 120	101.5	650	12.9	579	11.5	973	19.3	1 563	31.0	1 805	35.8	1 119	22.2
1 123	133.7	139	16.5	97	11.5	172	20.5	400	47.6	336	40.0	176	21.0
1 857	132.5	259	18.5	166	11.8	387	27.6	734	52.4	606	43.2	248	17.7
2 119	117.8	290	16.1	236	13.1	458	25.5	963	53.5	680	37.8	428	23.8
1 448	122.9	249	21.1	162	13.8	313	26.6	705	59.8	443	37.6	261	22.2
1 464	130.5	199	17.7	160	14.3	272	24.2	498	44.4	462	41.2	277	24.7
2 471	146.7	345	20.5	233	13.8	509	30.2	882	52.4	731	43.4	364	21.6
917	65.5	223	15.9	262	18.7	201	14.3	388	27.7	269	19.2	285	20.3

第 4 表 主な死因¹⁾の死亡数・死亡率

年 齢 階 級	全 死 因		01200 結 核		02100 悪性新生物		04100 糖 尿 病		09200 心 疾 患 (高血圧性を除く)		09300 脳血管疾患	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
総 数 ²⁾	1 256 359	997.5	2 110	1.7	360 963	286.6	14 486	11.5	198 836	157.9	121 602	96.5
0～4歳	3 176	60.8	-	-	116	2.2	-	-	118	2.3	12	0.2
5～9	497	9.3	-	-	84	1.6	-	-	24	0.4	5	0.1
10～14	509	8.7	-	-	111	1.9	2	0.0	26	0.4	18	0.3
15～19	1 369	22.9	-	-	165	2.8	2	0.0	60	1.0	22	0.4
20～24	2 476	40.7	-	-	172	2.8	6	0.1	111	1.8	32	0.5
25～29	3 203	46.8	-	-	333	4.9	12	0.2	184	2.7	62	0.9
30～34	4 065	53.2	3	0.0	685	9.0	20	0.3	346	4.5	154	2.0
35～39	6 805	73.4	3	0.0	1 537	16.6	69	0.7	684	7.4	422	4.6
40～44	10 346	111.0	4	0.0	2 994	32.1	107	1.1	1 236	13.3	808	8.7
45～49	13 840	171.2	12	0.1	4 572	56.6	164	2.0	1 763	21.8	1 170	14.5
50～54	20 770	273.8	10	0.1	8 192	108.0	258	3.4	2 566	33.8	1 715	22.6
55～59	33 216	421.4	29	0.4	15 149	192.2	464	5.9	4 103	52.1	2 631	33.4
60～64	67 491	662.5	74	0.7	32 875	322.7	949	9.3	8 363	82.1	4 986	48.9
65～69	80 161	982.2	77	0.9	38 556	472.4	1 141	14.0	10 081	123.5	6 118	75.0
70～74	111 507	1 514.2	163	2.2	48 776	662.4	1 578	21.4	14 442	196.1	9 213	125.1
75～79	164 344	2 637.5	272	4.4	60 631	973.1	2 302	36.9	23 389	375.4	15 465	248.2
80～84	221 545	4 797.4	443	9.6	64 288	1 392.1	2 740	59.3	35 043	758.8	22 938	496.7
85～89	234 928	8 472.0	553	19.9	49 338	1 779.2	2 484	89.6	41 921	1 511.8	26 016	938.2
90～94	170 900	14 951.9	350	30.6	23 961	2 096.3	1 549	135.5	33 738	2 951.7	19 198	1 679.6
95～99	83 679	25 357.3	97	29.4	7 367	2 232.4	554	167.9	16 824	5 098.2	8 788	2 663.0
100～	20 985	41 147.1	20	39.2	1 037	2 033.3	81	158.8	3 771	7 394.1	1 815	3 558.8
男	655 526	1 068.9	1 279	2.1	215 110	350.8	7 639	12.5	92 976	151.6	58 625	95.6
0～4歳	1 680	62.8	-	-	58	2.2	-	-	60	2.2	9	0.3
5～9	292	10.6	-	-	51	1.9	-	-	12	0.4	4	0.1
10～14	303	10.2	-	-	60	2.0	2	0.1	13	0.4	6	0.2
15～19	920	30.0	-	-	98	3.2	1	0.0	38	1.2	9	0.3
20～24	1 779	57.1	-	-	103	3.3	3	0.1	83	2.7	19	0.6
25～29	2 180	62.4	-	-	168	4.8	7	0.2	138	3.9	35	1.0
30～34	2 647	68.1	2	0.1	305	7.8	16	0.4	268	6.9	100	2.6
35～39	4 408	93.5	3	0.1	636	13.5	54	1.1	543	11.5	287	6.1
40～44	6 666	141.0	4	0.1	1 268	26.8	74	1.6	979	20.7	577	12.2
45～49	9 019	221.2	11	0.3	2 123	52.1	140	3.4	1 371	33.6	821	20.1
50～54	13 629	358.5	9	0.2	4 283	112.7	197	5.2	2 053	54.0	1 171	30.8
55～59	22 618	577.4	26	0.7	8 974	229.1	362	9.2	3 310	84.5	1 868	47.7
60～64	47 266	945.9	64	1.3	21 629	432.8	732	14.6	6 509	130.3	3 558	71.2
65～69	55 541	1 419.0	63	1.6	26 227	670.1	827	21.1	7 368	188.2	4 158	106.2
70～74	74 490	2 174.3	110	3.2	32 886	959.9	1 073	31.3	9 536	278.3	6 122	178.7
75～79	103 528	3 792.2	170	6.2	39 847	1 459.6	1 346	49.3	13 658	500.3	9 606	351.9
80～84	125 465	6 886.1	268	14.7	39 268	2 155.2	1 365	74.9	17 645	968.4	12 327	676.6
85～89	106 537	11 850.6	329	36.6	25 247	2 808.3	915	101.8	16 463	1 831.3	10 757	1 196.6
90～94	53 525	20 198.1	169	63.8	9 316	3 515.5	405	152.8	8 999	3 395.8	5 220	1 969.8
95～99	19 407	32 345.0	45	75.0	2 302	3 836.7	102	170.0	3 393	5 655.0	1 741	2 901.7
100～	3 194	45 628.6	6	85.7	245	3 500.0	15	214.3	499	7 128.6	219	3 128.6
女	600 833	929.7	831	1.3	145 853	225.7	6 847	10.6	105 860	163.8	62 977	97.4
0～4歳	1 496	58.7	-	-	58	2.3	-	-	58	2.3	3	0.1
5～9	205	7.8	-	-	33	1.3	-	-	12	0.5	1	0.0
10～14	206	7.3	-	-	51	1.8	-	-	13	0.5	12	0.4
15～19	449	15.4	-	-	67	2.3	1	0.0	22	0.8	13	0.4
20～24	697	23.5	-	-	69	2.3	3	0.1	28	0.9	13	0.4
25～29	1 023	30.5	-	-	165	4.9	5	0.1	46	1.4	27	0.8
30～34	1 418	37.8	1	0.0	380	10.1	4	0.1	78	2.1	54	1.4
35～39	2 397	52.6	-	-	901	19.8	15	0.3	141	3.1	135	3.0
40～44	3 680	80.2	-	-	1 726	37.6	33	0.7	257	5.6	231	5.0
45～49	4 821	120.4	1	0.0	2 449	61.1	24	0.6	392	9.8	349	8.7
50～54	7 141	188.7	1	0.0	3 909	103.3	61	1.6	513	13.6	544	14.4
55～59	10 598	267.2	3	0.1	6 175	155.7	102	2.6	793	20.0	763	19.2
60～64	20 225	389.6	10	0.2	11 246	216.6	217	4.2	1 854	35.7	1 428	27.5
65～69	24 620	579.7	14	0.3	12 329	290.3	314	7.4	2 713	63.9	1 960	46.2
70～74	37 017	940.0	53	1.3	15 890	403.5	505	12.8	4 906	124.6	3 091	78.5
75～79	60 816	1 737.1	102	2.9	20 784	593.7	956	27.3	9 731	277.9	5 859	167.4
80～84	96 080	3 436.3	175	6.3	25 020	894.8	1 375	49.2	17 398	622.2	10 611	379.5
85～89	128 391	6 854.8	224	12.0	24 091	1 286.2	1 569	83.8	25 458	1 359.2	15 259	814.7
90～94	117 375	13 368.5	181	20.6	14 645	1 668.0	1 144	130.3	24 739	2 817.7	13 978	1 592.0
95～99	64 272	23 804.4	52	19.3	5 065	1 875.9	452	167.4	13 431	4 974.4	7 047	2 610.0
100～	17 791	40 434.1	14	31.8	792	1 800.0	66	150.0	3 272	7 436.4	1 596	3 627.3

注：1) 主な死因名等は死因簡単分類による。
2) 総数には年齢不詳を含む。

(人口10万対), 性・年齢階級別

平成24年

10200 肺 炎		10400 慢性閉塞性肺疾患		11300 肝 疾 患		14200 腎 不 全		18100 老 衰		20100 不慮の事故		20200 自 殺	
死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
123 925	98.4	16 402	13.0	15 980	12.7	25 107	19.9	60 719	48.2	41 031	32.6	26 433	21.0
91	1.7	3	0.1	8	0.2	4	0.1	-	-	216	4.1	-	-
28	0.5	2	0.0	1	0.0	2	0.0	-	-	103	1.9	-	-
18	0.3	-	-	2	0.0	1	0.0	-	-	95	1.6	75	1.3
19	0.3	1	0.0	-	-	2	0.0	-	-	341	5.7	510	8.5
31	0.5	1	0.0	5	0.1	7	0.1	-	-	429	7.1	1 279	21.0
42	0.6	-	-	11	0.2	1	0.0	-	-	416	6.1	1 587	23.2
55	0.7	2	0.0	57	0.7	7	0.1	-	-	472	6.2	1 587	20.8
91	1.0	5	0.1	193	2.1	24	0.3	-	-	606	6.5	1 997	21.5
127	1.4	10	0.1	407	4.4	40	0.4	-	-	730	7.8	2 165	23.2
224	2.8	15	0.2	691	8.5	70	0.9	-	-	791	9.8	2 216	27.4
387	5.1	25	0.3	956	12.6	127	1.7	-	-	1 019	13.4	2 274	30.0
769	9.8	89	1.1	1 219	15.5	283	3.6	-	-	1 359	17.2	2 153	27.3
2 095	20.6	280	2.7	1 955	19.2	695	6.8	16	0.2	2 327	22.8	2 607	25.6
3 264	40.0	589	7.2	1 828	22.4	936	11.5	92	1.1	2 700	33.1	2 119	26.0
6 639	90.2	1 184	16.1	2 017	27.4	1 640	22.3	336	4.6	3 782	51.4	1 889	25.7
13 583	218.0	2 548	40.9	2 181	35.0	3 030	48.6	1 420	22.8	5 610	90.0	1 583	25.4
24 360	527.5	4 337	93.9	2 109	45.7	4 938	106.9	5 278	114.3	7 186	155.6	1 160	25.1
31 731	1 144.3	4 246	153.1	1 466	52.9	6 213	224.1	12 461	449.4	6 715	242.2	724	26.1
24 884	2 177.1	2 213	193.6	632	55.3	4 642	406.1	18 806	1 645.3	4 085	357.4	317	27.7
12 533	3 797.9	723	219.1	201	60.9	2 070	627.3	15 681	4 751.8	1 636	495.8	79	23.9
2 942	5 768.6	127	249.0	34	66.7	374	733.3	6 625	12 990.2	351	688.2	7	13.7
66 386	108.2	12 866	21.0	10 441	17.0	11 835	19.3	14 737	24.0	23 714	38.7	18 485	30.1
39	1.5	1	0.0	4	0.1	2	0.1	-	-	140	5.2	-	-
17	0.6	2	0.1	1	0.0	1	0.0	-	-	73	2.7	-	-
14	0.5	-	-	1	0.0	-	-	-	-	66	2.2	55	1.8
9	0.3	1	0.0	-	-	1	0.0	-	-	261	8.5	346	11.3
20	0.6	1	0.0	3	0.1	4	0.1	-	-	349	11.2	948	30.4
25	0.7	-	-	5	0.1	-	-	-	-	311	8.9	1 136	32.5
36	0.9	1	0.0	40	1.0	5	0.1	-	-	353	9.1	1 108	28.5
56	1.2	3	0.1	135	2.9	15	0.3	-	-	489	10.4	1 455	30.9
81	1.7	4	0.1	326	6.9	22	0.5	-	-	553	11.7	1 609	34.0
167	4.1	9	0.2	572	14.0	53	1.3	-	-	598	14.7	1 678	41.2
291	7.7	21	0.6	782	20.6	91	2.4	-	-	772	20.3	1 669	43.9
575	14.7	76	1.9	1 005	25.7	202	5.2	-	-	1 029	26.3	1 619	41.3
1 647	33.0	234	4.7	1 603	32.1	491	9.8	10	0.2	1 724	34.5	1 872	37.5
2 509	64.1	513	13.1	1 423	36.4	657	16.8	55	1.4	1 831	46.8	1 445	36.9
4 945	144.3	1 007	29.4	1 401	40.9	1 054	30.8	188	5.5	2 454	71.6	1 196	34.9
9 528	349.0	2 176	79.7	1 289	47.2	1 829	67.0	725	26.6	3 388	124.1	975	35.7
15 525	852.1	3 635	199.5	1 063	58.3	2 620	143.8	2 253	123.7	4 055	222.6	697	38.3
16 833	1 872.4	3 322	369.5	549	61.1	2 661	296.0	3 838	426.9	3 184	354.2	398	44.3
9 620	3 630.2	1 456	549.4	178	67.2	1 490	562.3	4 119	1 554.3	1 506	568.3	156	58.9
3 816	6 360.0	362	603.3	49	81.7	566	943.3	2 701	4 501.7	465	775.0	32	53.3
621	8 871.4	40	571.4	5	71.4	70	1 000.0	847	12 100.0	66	942.9	3	42.9
57 539	89.0	3 536	5.5	5 539	8.6	13 272	20.5	45 982	71.1	17 317	26.8	7 948	12.3
52	2.0	2	0.1	4	0.2	2	0.1	-	-	76	3.0	-	-
11	0.4	-	-	-	-	1	0.0	-	-	30	1.1	-	-
4	0.1	-	-	1	0.0	1	0.0	-	-	29	1.0	20	0.7
10	0.3	-	-	-	-	1	0.0	-	-	80	2.7	164	5.6
11	0.4	-	-	2	0.1	3	0.1	-	-	80	2.7	331	11.2
17	0.5	-	-	6	0.2	1	0.0	-	-	105	3.1	451	13.4
19	0.5	1	0.0	17	0.5	2	0.1	-	-	119	3.2	479	12.8
35	0.8	2	0.0	58	1.3	9	0.2	-	-	117	2.6	542	11.9
46	1.0	6	0.1	81	1.8	18	0.4	-	-	177	3.9	556	12.1
57	1.4	6	0.1	119	3.0	17	0.4	-	-	193	4.8	538	13.4
96	2.5	4	0.1	174	4.6	36	1.0	-	-	247	6.5	605	16.0
194	4.9	13	0.3	214	5.4	81	2.0	-	-	330	8.3	534	13.5
448	8.6	46	0.9	352	6.8	204	3.9	6	0.1	603	11.6	735	14.2
755	17.8	76	1.8	405	9.5	279	6.6	37	0.9	869	20.5	674	15.9
1 694	43.0	177	4.5	616	15.6	586	14.9	148	3.8	1 328	33.7	693	17.6
4 055	115.8	372	10.6	892	25.5	1 201	34.3	695	19.9	2 222	63.5	608	17.4
8 835	316.0	702	25.1	1 046	37.4	2 318	82.9	3 025	108.2	3 131	112.0	463	16.6
14 898	795.4	924	49.3	917	49.0	3 552	189.6	8 623	460.4	3 531	188.5	326	17.4
15 264	1 738.5	757	86.2	454	51.7	3 152	359.0	14 687	1 672.8	2 579	293.7	161	18.3
8 717	3 228.5	361	133.7	152	56.3	1 504	557.0	12 980	4 807.4	1 171	433.7	47	17.4
2 321	5 275.0	87	197.7	29	65.9	304	690.9	5 778	13 131.8	285	647.7	4	9.1

第 5 表 性・年齢階級別に

割合(%)

総数

平成24年

年齢階級	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
	死 因	割合 ²⁾	死 因	割合	死 因	割合	死 因	割合	死 因	割合
総数	悪性新生物	28.7	心疾患	15.8	肺炎	9.9	脳血管疾患	9.7	老 衰	4.8
0 歳	先天奇形, 変形及び染色体異常	35.5	周産期に特異的な呼吸障害等	13.7	乳幼児突然死候群	6.3	不慮の事故	4.0	胎児及び新生児の出血性障害等	3.5
1~4	先天奇形, 変形及び染色体異常	20.5	不慮の事故	14.0	悪性新生物	11.5	心疾患	6.6	肺炎	5.6
5~9	不慮の事故	20.7	悪性新生物	16.9	先天奇形, 変形及び染色体異常	7.0	その他の新生物	6.4	肺炎	5.6
10~14	悪性新生物	21.8	不慮の事故	18.7	自殺	14.7	心疾患	5.1	脳血管疾患(肺炎)	3.5
15~19	自殺	37.3	不慮の事故	24.9	悪性新生物	12.1	心疾患	4.4	先天奇形, 変形及び染色体異常	2.0
20~24	自殺	51.7	不慮の事故	17.3	悪性新生物	6.9	心疾患	4.5	脳血管疾患	1.3
25~29	自殺	49.5	不慮の事故	13.0	悪性新生物	10.4	心疾患	5.7	脳血管疾患	1.9
30~34	自殺	39.0	悪性新生物	16.9	不慮の事故	11.6	心疾患	8.5	脳血管疾患	3.8
35~39	自殺	29.3	悪性新生物	22.6	心疾患	10.1	不慮の事故	8.9	脳血管疾患	6.2
40~44	悪性新生物	28.9	自殺	20.9	心疾患	11.9	脳血管疾患	7.8	不慮の事故	7.1
45~49	悪性新生物	33.0	自殺	16.0	心疾患	12.7	脳血管疾患	8.5	不慮の事故	5.7
50~54	悪性新生物	39.4	心疾患	12.4	自殺	10.9	脳血管疾患	8.3	不慮の事故	4.9
55~59	悪性新生物	45.6	心疾患	12.4	脳血管疾患	7.9	自殺	6.5	不慮の事故	4.1
60~64	悪性新生物	48.7	心疾患	12.4	脳血管疾患	7.4	自殺	3.9	不慮の事故	3.4
65~69	悪性新生物	48.1	心疾患	12.6	脳血管疾患	7.6	肺炎	4.1	不慮の事故	3.4
70~74	悪性新生物	43.7	心疾患	13.0	脳血管疾患	8.3	肺炎	6.0	不慮の事故	3.4
75~79	悪性新生物	36.9	心疾患	14.2	脳血管疾患	9.4	肺炎	8.3	不慮の事故	3.4
80~84	悪性新生物	29.0	心疾患	15.8	肺炎	11.0	脳血管疾患	10.4	不慮の事故	3.2
85~89	悪性新生物	21.0	心疾患	17.8	肺炎	13.5	脳血管疾患	11.1	老 衰	5.3
90~94	心疾患	19.7	肺炎	14.6	悪性新生物	14.0	脳血管疾患	11.2	老 衰	11.0
95~99	心疾患	20.1	老 衰	18.7	肺炎	15.0	脳血管疾患	10.5	悪性新生物	8.8
100~	老 衰	31.6	心疾患	18.0	肺炎	14.0	脳血管疾患	8.6	悪性新生物	4.9
(再掲)										
65~	悪性新生物	27.0	心疾患	16.5	肺炎	11.0	脳血管疾患	10.1	老 衰	5.6
80~	悪性新生物	19.9	心疾患	17.9	肺炎	13.2	脳血管疾患	10.8	老 衰	8.0

注：1) [1 乳児(0歳)の死因については乳児死因順位に用いる分類項目による。

[2 死因名は次のように省略した。

心疾患 心疾患(高血圧性を除く)

周産期に特異的な呼吸障害等 周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害

胎児及び新生児の出血性障害等 胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害

妊娠期間等に関連する障害 妊娠期間及び胎児発育に関連する障害

2) 割合(%)はそれぞれの年齢階級別死亡数を100としたものである。

3) 死因順位は死亡数の多いものから定めた。死亡数が同数の場合は、同一順位に死因名を列記し、次位を空欄とした。

みた死因順位¹⁾

割合(%)

男

平成24年

年齢階級	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	割合 ²⁾	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合
総数	悪性新生物	32.8	心疾患	14.2	肺炎	10.1	脳血管疾患	8.9	不慮の事故	3.6
0歳	先天奇形, 変形及び染色体異常	32.3	周産期に特異的な呼吸障害等	13.6	乳幼児突然死候群	7.4	不慮の事故	4.9	胎児及び新生児の出血性障害等	4.3
1~4	先天奇形, 変形及び染色体異常	19.0	不慮の事故	17.5	悪性新生物	11.1	心疾患	5.5	肺炎	4.6
5~9	不慮の事故	25.0	悪性新生物	17.5	肺炎	5.8	先天奇形, 変形及び染色体異常	5.1	その他の新生物	4.5
10~14	不慮の事故	21.8	悪性新生物	19.8	自殺	18.2	肺炎	4.6	心疾患	4.3
15~19	自殺	37.6	不慮の事故	28.4	悪性新生物	10.7	心疾患	4.1	先天奇形, 変形及び染色体異常	2.2
20~24	自殺	53.3	不慮の事故	19.6	悪性新生物	5.8	心疾患	4.7	肺炎	1.1
25~29	自殺	52.1	不慮の事故	14.3	悪性新生物	7.7	心疾患	6.3	脳血管疾患	1.6
30~34	自殺	41.9	不慮の事故	13.3	悪性新生物	11.5	心疾患	10.1	脳血管疾患	3.8
35~39	自殺	33.0	悪性新生物	14.4	心疾患	12.3	不慮の事故	11.1	脳血管疾患	6.5
40~44	自殺	24.1	悪性新生物	19.0	心疾患	14.7	脳血管疾患	8.7	不慮の事故	8.3
45~49	悪性新生物	23.5	自殺	18.6	心疾患	15.2	脳血管疾患	9.1	不慮の事故	6.6
50~54	悪性新生物	31.4	心疾患	15.1	自殺	12.2	脳血管疾患	8.6	肝疾患	5.7
55~59	悪性新生物	39.7	心疾患	14.6	脳血管疾患	8.3	自殺	7.2	不慮の事故	4.5
60~64	悪性新生物	45.8	心疾患	13.8	脳血管疾患	7.5	自殺	4.0	不慮の事故	3.6
65~69	悪性新生物	47.2	心疾患	13.3	脳血管疾患	7.5	肺炎	4.5	不慮の事故	3.3
70~74	悪性新生物	44.1	心疾患	12.8	脳血管疾患	8.2	肺炎	6.6	不慮の事故	3.3
75~79	悪性新生物	38.5	心疾患	13.2	脳血管疾患	9.3	肺炎	9.2	不慮の事故	3.3
80~84	悪性新生物	31.3	心疾患	14.1	肺炎	12.4	脳血管疾患	9.8	不慮の事故	3.2
85~89	悪性新生物	23.7	肺炎	15.8	心疾患	15.5	脳血管疾患	10.1	老衰	3.6
90~94	肺炎	18.0	悪性新生物	17.4	心疾患	16.8	脳血管疾患	9.8	老衰	7.7
95~99	肺炎	19.7	心疾患	17.5	老衰	13.9	悪性新生物	11.9	脳血管疾患	9.0
100~	老衰	26.5	肺炎	19.4	心疾患	15.6	悪性新生物	7.7	脳血管疾患	6.9
(再掲)										
65~	悪性新生物	32.4	心疾患	14.3	肺炎	11.7	脳血管疾患	9.3	不慮の事故	3.1
80~	悪性新生物	24.8	心疾患	15.3	肺炎	15.1	脳血管疾患	9.8	老衰	4.5

第 5 表 性・年齢階級別にみた死因順位¹⁾(つづき)

割合(%)		女									
		第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
年 齢 階 級	死 因	割合 ²⁾	死 因	割合	死 因	割合	死 因	割合	死 因	割合	
総 数	悪性新生物	24.3	心 疾 患	17.6	脳血管疾患	10.5	肺 炎	9.6	老 衰	7.7	
0 歳	先天奇形, 変形 及び染色体異常	39.0	周産期に特異的 な呼吸障害等	13.7	乳幼児突然死 症 候 群	5.0	妊娠期間等に 関連する障害	3.2	不慮の事故	3.1	
1~4	先天奇形, 変形 及び染色体異常	22.2	悪性新生物	11.9	不慮の事故	10.3	心 疾 患	7.9	肺 炎	6.7	
5~9	悪性新生物	16.1	不慮の事故	14.6	先天奇形, 変形 及び染色体異常	9.8	その他の新生物	9.3	心 疾 患	5.9	
10~14	悪性新生物	24.8	不慮の事故	14.1	自 殺	9.7	心 疾 患	6.3	脳血管疾患	5.8	
15~19	自 殺	36.5	不慮の事故	17.8	悪性新生物	14.9	心 疾 患	4.9	脳血管疾患	2.9	
20~24	自 殺	47.5	不慮の事故	11.5	悪性新生物	9.9	心 疾 患	4.0	{その他の新生物 脳血管疾患}	1.9	
25~29	自 殺	44.1	悪性新生物	16.1	不慮の事故	10.3	心 疾 患	4.5	脳血管疾患	2.6	
30~34	自 殺	33.8	悪性新生物	26.8	不慮の事故	8.4	心 疾 患	5.5	脳血管疾患	3.8	
35~39	悪性新生物	37.6	自 殺	22.6	心 疾 患	5.9	脳血管疾患	5.6	不慮の事故	4.9	
40~44	悪性新生物	46.9	自 殺	15.1	心 疾 患	7.0	脳血管疾患	6.3	不慮の事故	4.8	
45~49	悪性新生物	50.8	自 殺	11.2	心 疾 患	8.1	脳血管疾患	7.2	不慮の事故	4.0	
50~54	悪性新生物	54.7	自 殺	8.5	脳血管疾患	7.6	心 疾 患	7.2	不慮の事故	3.5	
55~59	悪性新生物	58.3	心 疾 患	7.5	脳血管疾患	7.2	自 殺	5.0	不慮の事故	3.1	
60~64	悪性新生物	55.6	心 疾 患	9.2	脳血管疾患	7.1	自 殺	3.6	不慮の事故	3.0	
65~69	悪性新生物	50.1	心 疾 患	11.0	脳血管疾患	8.0	不慮の事故	3.5	肺 炎	3.1	
70~74	悪性新生物	42.9	心 疾 患	13.3	脳血管疾患	8.4	肺 炎	4.6	不慮の事故	3.6	
75~79	悪性新生物	34.2	心 疾 患	16.0	脳血管疾患	9.6	肺 炎	6.7	不慮の事故	3.7	
80~84	悪性新生物	26.0	心 疾 患	18.1	脳血管疾患	11.0	肺 炎	9.2	不慮の事故	3.3	
85~89	心 疾 患	19.8	悪性新生物	18.8	脳血管疾患	11.9	肺 炎	11.6	老 衰	6.7	
90~94	心 疾 患	21.1	肺 炎	13.0	老 衰	12.5	悪性新生物	12.5	脳血管疾患	11.9	
95~99	心 疾 患	20.9	老 衰	20.2	肺 炎	13.6	脳血管疾患	11.0	悪性新生物	7.9	
100~	老 衰	32.5	心 疾 患	18.4	肺 炎	13.0	脳血管疾患	9.0	悪性新生物	4.5	
(再掲)											
65~	悪性新生物	21.7	心 疾 患	18.6	脳血管疾患	10.9	肺 炎	10.3	老 衰	8.4	
80~	心 疾 患	19.9	悪性新生物	16.4	肺 炎	11.8	脳血管疾患	11.4	老 衰	10.6	

第 6 表 都道府県別にみた死因順位

割合(%)

平成24年

都道府県	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
	死 因	割合 ²⁾	死 因	割合	死 因	割合	死 因	割合	死 因	割合
全国 ¹⁾	悪性新生物	28.7	心 疾 患	15.8	肺 炎	9.9	脳血管疾患	9.7	老 衰	4.8
北海道 青森 岩手 宮城 秋田	悪性新生物	31.2	心 疾 患	16.3	肺 炎	9.8	脳血管疾患	8.8	老 衰	3.3
	悪性新生物	27.8	心 疾 患	16.4	脳血管疾患	11.4	肺炎	11.2	老 衰	4.6
	悪性新生物	26.4	心 疾 患	17.7	脳血管疾患	13.3	肺炎	9.2	老 衰	5.0
	悪性新生物	29.2	心 疾 患	15.1	脳血管疾患	11.5	肺炎	8.7	老 衰	5.9
	悪性新生物	27.6	心 疾 患	15.5	脳血管疾患	11.9	肺炎	10.0	老 衰	5.0
山形 福島 茨城 栃木 群馬	悪性新生物	27.8	心 疾 患	15.2	脳血管疾患	12.1	肺炎	9.9	老 衰	5.9
	悪性新生物	26.6	心 疾 患	18.1	脳血管疾患	10.9	肺炎	9.3	老 衰	5.2
	悪性新生物	27.7	心 疾 患	16.5	脳血管疾患	10.8	肺炎	10.3	老 衰	5.3
	悪性新生物	27.0	心 疾 患	17.1	脳血管疾患	11.9	肺炎	9.6	老 衰	5.6
	悪性新生物	26.8	心 疾 患	15.4	肺炎	11.5	脳血管疾患	10.3	老 衰	4.4
埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟	悪性新生物	30.1	心 疾 患	17.5	肺炎	10.1	脳血管疾患	9.3	老 衰	3.7
	悪性新生物	29.1	心 疾 患	17.9	肺炎	10.0	脳血管疾患	9.6	老 衰	4.7
	悪性新生物	30.1	心 疾 患	15.4	肺炎	9.3	脳血管疾患	9.1	老 衰	4.6
	悪性新生物	31.0	心 疾 患	14.5	脳血管疾患	9.3	肺炎	9.1	老 衰	5.3
	悪性新生物	27.9	心 疾 患	14.8	脳血管疾患	12.2	肺炎	9.3	老 衰	6.0
富山 石川 福井 山梨 長野	悪性新生物	27.4	心 疾 患	13.9	脳血管疾患	10.8	肺炎	10.6	老 衰	5.3
	悪性新生物	28.5	心 疾 患	15.9	脳血管疾患	10.5	肺炎	10.2	老 衰	5.2
	悪性新生物	27.0	心 疾 患	16.1	肺炎	11.0	脳血管疾患	9.8	老 衰	4.7
	悪性新生物	26.7	心 疾 患	14.8	脳血管疾患	10.1	肺炎	9.2	老 衰	7.2
	悪性新生物	25.6	心 疾 患	15.2	脳血管疾患	13.0	肺炎	8.5	老 衰	6.6
岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀	悪性新生物	26.9	心 疾 患	17.0	脳血管疾患	9.4	肺炎	9.0	老 衰	6.3
	悪性新生物	26.9	心 疾 患	14.9	脳血管疾患	11.1	肺炎	8.3	老 衰	7.4
	悪性新生物	29.5	心 疾 患	14.1	脳血管疾患	9.1	肺炎	9.0	老 衰	5.3
	悪性新生物	26.7	心 疾 患	14.4	脳血管疾患	10.0	肺炎	9.5	老 衰	7.3
	悪性新生物	27.4	心 疾 患	18.2	肺炎	9.4	脳血管疾患	9.2	老 衰	4.4
京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	悪性新生物	29.8	心 疾 患	17.0	肺炎	9.8	脳血管疾患	8.6	老 衰	4.5
	悪性新生物	31.4	心 疾 患	16.3	肺炎	10.7	脳血管疾患	7.7	老 衰	3.1
	悪性新生物	29.9	心 疾 患	15.3	肺炎	9.5	脳血管疾患	8.8	老 衰	4.9
	悪性新生物	29.4	心 疾 患	18.3	肺炎	9.9	脳血管疾患	8.5	老 衰	4.1
	悪性新生物	27.3	心 疾 患	17.7	肺炎	10.6	脳血管疾患	8.2	老 衰	6.0
鳥取 島根 岡山 広島 山口	悪性新生物	27.1	心 疾 患	16.0	脳血管疾患	11.5	肺炎	8.1	老 衰	6.8
	悪性新生物	26.7	心 疾 患	15.4	脳血管疾患	10.2	肺炎	9.3	老 衰	7.0
	悪性新生物	26.5	心 疾 患	15.7	肺炎	11.8	脳血管疾患	9.7	老 衰	5.2
	悪性新生物	27.9	心 疾 患	16.8	肺炎	10.1	脳血管疾患	9.0	老 衰	5.3
	悪性新生物	27.0	心 疾 患	16.5	肺炎	12.1	脳血管疾患	9.8	老 衰	4.9
徳島 香川 愛媛 高知 福岡	悪性新生物	25.6	心 疾 患	14.7	肺炎	11.4	脳血管疾患	8.9	老 衰	5.1
	悪性新生物	26.2	心 疾 患	18.0	肺炎	8.2	脳血管疾患	8.2	老 衰	5.3
	悪性新生物	26.7	心 疾 患	18.6	肺炎	10.1	脳血管疾患	9.4	老 衰	5.4
	悪性新生物	25.4	心 疾 患	18.4	肺炎	11.6	脳血管疾患	10.4	不慮の事故	4.2
	悪性新生物	31.0	心 疾 患	11.8	肺炎	10.5	脳血管疾患	8.5	不慮の事故	3.7
佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎	悪性新生物	28.7	心 疾 患	15.3	肺炎	11.6	脳血管疾患	9.0	老 衰	4.1
	悪性新生物	28.2	心 疾 患	15.3	肺炎	11.1	脳血管疾患	9.1	老 衰	4.4
	悪性新生物	26.6	心 疾 患	15.9	肺炎	10.3	脳血管疾患	9.3	老 衰	4.7
	悪性新生物	26.7	心 疾 患	15.5	肺炎	10.3	脳血管疾患	10.0	老 衰	5.0
	悪性新生物	26.7	心 疾 患	16.9	肺炎	11.2	脳血管疾患	10.9	老 衰	3.8
鹿児島 沖縄	悪性新生物	25.9	心 疾 患	15.3	肺炎	11.6	脳血管疾患	11.3	老 衰	4.1
	悪性新生物	27.4	心 疾 患	14.7	肺炎	8.6	脳血管疾患	7.8	老 衰	3.7

注：1) 全国には住所地外国、不詳を含む。

2) 割合(%)はそれぞれの都道府県別死亡数を100としたものである。

付 録 諸率の算出に用いた人口

都道府県・男女別人口（日本人人口）

年齢階級・男女別人口（日本人人口）

都道府県	総 数	男	女
全 国	125 957 000	61 328 000	64 630 000
北 海 道	5 442 000	2 569 000	2 873 000
青 森	1 347 000	633 000	714 000
岩 手	1 299 000	622 000	678 000
宮 城	2 315 000	1 127 000	1 188 000
秋 田	1 060 000	498 000	562 000
山 形	1 146 000	551 000	595 000
福 島	1 955 000	952 000	1 003 000
茨 城	2 907 000	1 450 000	1 457 000
栃 木	1 968 000	979 000	989 000
群 馬	1 959 000	965 000	994 000
埼 玉	7 126 000	3 574 000	3 552 000
千 葉	6 119 000	3 052 000	3 067 000
東 京	12 916 000	6 391 000	6 525 000
神 奈 川	8 947 000	4 488 000	4 458 000
新 潟	2 336 000	1 131 000	1 205 000
富 山	1 072 000	518 000	554 000
石 川	1 154 000	558 000	596 000
福 井	789 000	382 000	407 000
山 梨	841 000	412 000	429 000
長 野	2 106 000	1 026 000	1 081 000
岐 阜	2 029 000	984 000	1 045 000
静 岡	3 683 000	1 814 000	1 869 000
愛 知	7 277 000	3 641 000	3 636 000
三 重	1 811 000	882 000	929 000
滋 賀	1 396 000	689 000	707 000
京 都	2 584 000	1 240 000	1 344 000
大 阪	8 697 000	4 200 000	4 496 000
兵 庫	5 496 000	2 628 000	2 868 000
和 歌 山	1 381 000	653 000	728 000
鳥 取	578 000	276 000	302 000
島 根	702 000	337 000	366 000
岡 山	1 919 000	921 000	998 000
広 島	2 817 000	1 360 000	1 457 000
山 口	1 420 000	670 000	750 000
徳 島	772 000	367 000	405 000
香 川	982 000	474 000	509 000
愛 媛	1 408 000	662 000	745 000
高 知	749 000	351 000	397 000
福 岡	5 044 000	2 380 000	2 664 000
佐 賀	840 000	396 000	444 000
長 崎	1 402 000	655 000	747 000
熊 本	1 799 000	846 000	953 000
大 分	1 178 000	557 000	621 000
宮 崎	1 122 000	527 000	595 000
鹿 児 島	1 684 000	788 000	896 000
沖 縄	1 401 000	687 000	714 000

年 齢	総 数	男	女
総 数	125 957 000	61 328 000	64 630 000
0 歳	1 032 000	529 000	504 000
1	1 058 000	543 000	515 000
2	1 034 000	529 000	505 000
3	1 035 000	529 000	505 000
4	1 064 000	544 000	520 000
0 ~ 4	5 224 000	2 675 000	2 549 000
5 ~ 9	5 364 000	2 746 000	2 618 000
10 ~ 14	5 823 000	2 983 000	2 840 000
15 ~ 19	5 981 000	3 068 000	2 913 000
20 ~ 24	6 077 000	3 117 000	2 960 000
25 ~ 29	6 849 000	3 495 000	3 354 000
30 ~ 34	7 644 000	3 889 000	3 756 000
35 ~ 39	9 268 000	4 712 000	4 556 000
40 ~ 44	9 318 000	4 727 000	4 591 000
45 ~ 49	8 082 000	4 077 000	4 005 000
50 ~ 54	7 587 000	3 802 000	3 785 000
55 ~ 59	7 882 000	3 917 000	3 966 000
60 ~ 64	10 188 000	4 997 000	5 191 000
65 ~ 69	8 161 000	3 914 000	4 247 000
70 ~ 74	7 364 000	3 426 000	3 938 000
75 ~ 79	6 231 000	2 730 000	3 501 000
80 ~ 84	4 618 000	1 822 000	2 796 000
85 ~ 89	2 773 000	899 000	1 873 000
90 ~ 94	1 143 000	265 000	878 000
95 ~ 99	330 000	60 000	270 000
100歳以上	51 000	7 000	44 000

資料：「人口推計（平成24年10月1日現在）」（総務省統計局）

資料：「人口推計（平成24年10月1日現在）」（総務省統計局）

死因分類の変更とその影響

我が国の死因統計は、死亡診断書等に記載された情報をもとに、世界保健機関（WHO）が勧告する国際疾病、傷害及び死因統計分類（ICD）に沿って作成されている。

このICDは、医学・医療の進歩や疾病構造の変化等に対応するため、おおむね10年毎に修正されており、平成2年（1990年）に第10回改訂国際疾病、傷害及び死因統計分類（ICD-10）が勧告された。我が国では、ICD-10を平成7年（1995年）から適用し、併せて死亡診断書の様式の改正も行った。

その結果、平成7年以降の死因統計上に以下のような影響がみられる。

1 ICD-10の適用による影響

死亡診断書に、複数の病名や原因が記載されている場合には、その中の一つを原死因として選び、統計を作成する必要がある。ICDでは、その方法が選択ルールとして標準化されているが、その解釈・適用に当たっては、各国事情により、ある程度の弾力的運用が可能となるようになっていた。しかしながら、ICD-10では、国際比較を同一基準でより厳密に行うため、国際基準としての選択ルールの統一的な解釈がより明確化された。

このため、日本における死因統計も従来のものに比べ、以下の変化がみられた。

- 肺炎の減少と脳血管疾患の増加
- 糖尿病の増加
- 肝硬変の減少と肝がんの増加
- がんの転移部位リストの新設によるがんの部位別死亡数の変化

2 死亡診断書の様式の改正による影響

死亡診断書に「疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないください」という注意書きを加えたことにより、心不全の記入が減少し、心疾患全体としても減少した。

その後、平成18年からICD-10の一部改正の累積であるICD-10（2003年版）準拠の適用に伴い、分類の追加、削除、変更及び原死因選択ルールの変更が行われている。

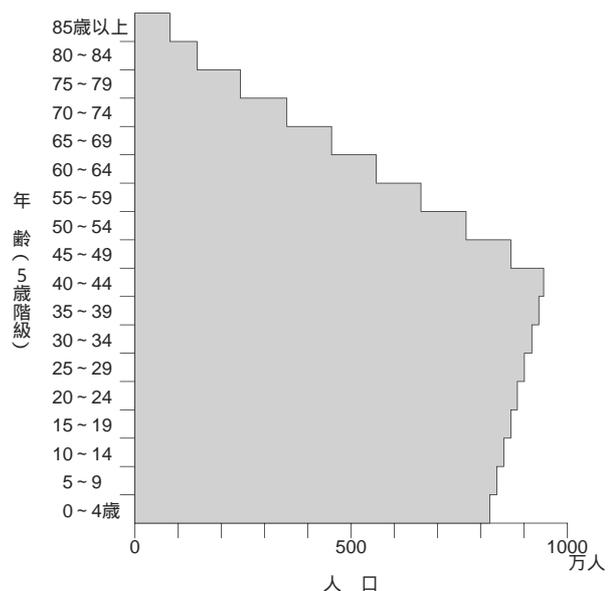
年齢調整死亡率について

死亡率は年齢によって異なるので、国際比較や年次推移の観察には、人口の年齢構成の差異を取り除いて観察するために、年齢調整死亡率を使用することが有用である。

年齢調整死亡率の基準人口については、平成元年までは昭和10年の性別総人口（都道府県は昭和35年総人口）を使用してきたが、現実の人口構成からかけ離れてきたため、平成2年からは昭和60年モデル人口（昭和60年国勢調査日本人人口をもとに、ベビーブーム等の極端な増減を補正し、1,000人単位で作成したもの）を使用している。なお、計算式（5頁）中の「観察集団の各年齢階級の死亡率」は、1,000倍（死因別の場合は100,000倍）されたものである。

基準人口 昭和60年モデル人口

年齢	基準人口	年齢	基準人口
0～4歳	8 180 000	50～54	7 616 000
5～9	8 338 000	55～59	6 581 000
10～14	8 497 000	60～64	5 546 000
15～19	8 655 000	65～69	4 511 000
20～24	8 814 000	70～74	3 476 000
25～29	8 972 000	75～79	2 441 000
30～34	9 130 000	80～84	1 406 000
35～39	9 289 000	85歳以上	784 000
40～44	9 400 000		
45～49	8 651 000	総数	120 287 000



平成 26 年 2 月 7 日 印刷
平成 26 年 2 月 18 日 発行

平成26年 我が国の人口動態
平成24年までの動向

編集 厚生労働省大臣官房統計情報部
発行

印刷 統計印刷工業株式会社



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

未諮問基幹統計(人口動態統計)についての委員の御質問・御意見等について

平成27年1月29日

第56回基本計画部会資料

通し番号	基本計画部会で確認したい事項	確認したい事項とお考えの理由
1	外国人に関わる集計の充実について	第Ⅰ期基本計画における「外国人についての集計の充実」については評価できるが、今後更なる具体的な充実の内容・方向性を考えておられるのか。
2	外国人の統計(出生、死亡、結婚、離婚、離婚等)に係る市区町村別データの集計の充実について	外国人の統計データ(出生、死亡、結婚、離婚、離婚等)のうち、市区町村別データは国のe-statにおいても公表されています。新宿区人口の1割以上が外国人であることから、外国人のデータが除かれるというのは、人口動態を適切に把握する上の支障となります。このため、市区町村別外国人データの公表をお願いします。
3	死亡票表章に係る集計等の更なる充実について	これまで人口動態統計においては、第Ⅰ期基本計画にて課題とされた「出生、婚姻、離婚の月別、年齢各歳、生年月集計の充実」に対応してきたことも評価できる。今後、社会経済情勢の変化に対応し、時宜を得た更なる集計の充実が必要であると考え。死亡事象は、「性別」及び「年齢別」での表章が非常に重要であるが、その中で外国人の表章に関しては、匿名性にも配慮した「地域別表章」を加えた集計の充実等についても将来的に検討していく必要があると考え。
4	二次利用実績等を踏まえ集計の更なる充実の余地について	これまでも集計の充実を色々手がけていらっしゃるが、さらなる集計の工夫を行う余地があるのかを検討してはいいかか。たとえば過去の二次利用でどのような集計が実施されているか等の情報を用いるなど。

通し番号	基本計画部会で確認したい事項	確認したい事項とお考えの理由
5	人口動態特殊報告の一層の充実について	<p>人口動態統計という貴重なデータを活用した特殊報告は、重要な役割を担っており、民間等においても利活用の余地が大きいと考えられるので、以下の観点でさらに充実させることを検討してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年の特報のテーマが、どのような観点からどのようなプロセスを経て決定されているかを公表することで、一般の特報利用者は「今後どのような特殊報告が行われるか」を把握しやすくなる。また、一般の特報利用者から「どのような特殊報告のテーマを期待するか」等をヒヤリングする仕組みを導入することで、特報報告をより利用者に合致したものとすることができる。 ・特報報告のテーマの一部(たとえば、以下の例)については、1回きりではなく、継続的(定期的)に取り上げること、統計の有用性が一層高まると考えられる。 <p>＜例1＞「不慮の事故死亡統計」(平成20年以降の報告はないが、平成20年以降も比較的大規模な災害が多発しており(平成23年に東日本大震災や紀伊半島の台風災害、平成24年に九州北部の集中豪雨など)、また、最近では危険ドラッグによる交通事故などもあり、継続的(定期的)に取り扱うことで、さらに有用性が高まる)</p> <p>＜例2＞「日本における人口動態-外国人を含む人口動態統計-」(平成14年、19年、26年(予定)と不定期の報告になつていて、人口減の解決策として外国人の受け入れが検討される中で、継続的(定期的)にデータを扱うことで、さらに有用性が高まる)</p> <p>＜例3＞「悪性新生物死亡統計」「心疾患-脳血管疾患死亡統計」(日本人の死因に占める、悪性新生物、心疾患-脳血管疾患の割合は非常に高く、医療・健康・保険などの様々な分野からの注目度も高く、継続的(定期的)にデータを扱うことで、さらに有用性が高まる)</p>
6	行政記録情報等を活用した調査票情報の将来的な利用について	<p>少子化(出生、結婚、離婚等)や高齢化(死亡)について政策的な観点から、社会経済的要因を考慮した人口動態の検討が求められるであろう。ただ、この点について本統計に求めることは難しく、可能性としては、調査票情報をより有効利用できるような検討を今後する必要があるのではないか。</p>
7	個人ID付与の可能性について	<p>個人IDを付与することで、市区町村等が他の福祉・助成制度利用状況等と併せて行政サービスの有効性を検証することに役立つと考えられる。</p>
8	作成事務の更なる効率化に向けた取組について	<p>本統計は、「戸籍法」による届書や「死産の届出に関する規程」による届書等から作成されるものであり、業務統計としての色彩が濃い。その意味では、本統計のもっとも重要なポイントは、届書の内容を正確、かつ速やかに収集することにあるため、オンライン報告システムが構築されている。ただし、一部、オンライン報告システム以外の方法により報告されており、その点について、今後何らかの改善に向けた方策はあるのか確認したい。</p>

未諮問基幹統計（人口動態統計）に係る確認事項等

1 提供情報の充実について

- ・ 集計内容の更なる充実を図る余地について - 外国人に係る集計等 -
- ・ 人口動態特殊報告を含めた調査票情報の更なる活用余地について

2 作成方法の効率化等について

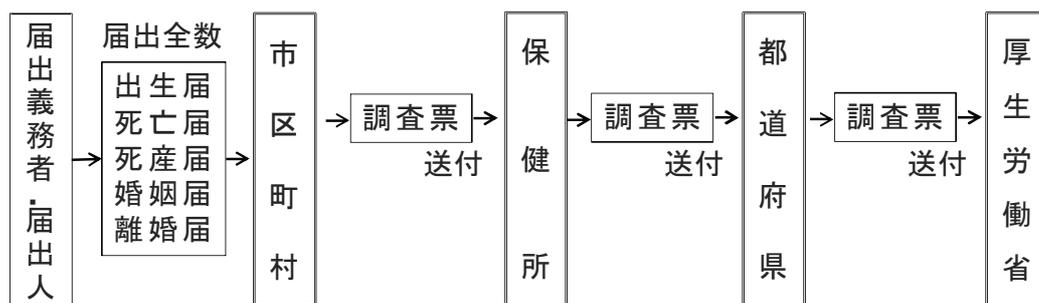
- ・ 作成事務の更なる効率化に向けた取組について - オンライン調査の現状・課題等 -

人口動態統計の課題検討

基本計画部会資料

人口動態・保健社会統計課

○人口動態調査の流れ



オンライン報告が可能 (平成25年末現在の回収率約95%)

郵送で提出するもの

- 解剖所見の補足資料などの調査票以外の添付書類
- 追加報告
- 訂正報告
- 除外報告

○提供情報の充実について

今後の対応

我が国特有の状況を踏まえて疾病分類等について医学的見地から検討すると共に、統計利用者からみた統計表の充実を図ることを目的として、行政ニーズ・専門家等の意見を踏まえつつ、提供情報の充実を目指す。

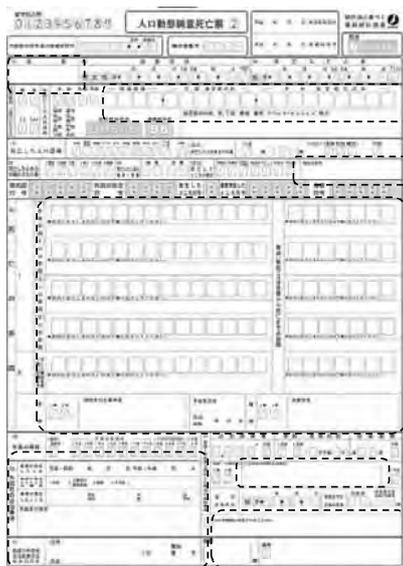
- 我が国特有の状況を踏まえ、我が国独自の細分項目の必要性や適切な統計表章（疾病分類表、死因分類表）等について検討
- 我が国にふさわしい原死因選択の法則について検討

- 統計表の利活用を把握し、必要な統計表を追加

人口動態統計の充実

3

○二次利用の情報提供範囲の拡充について



現状

市区町村符号、原死因符号などコード化した情報を二次利用として提供

平成26年度にシステム内に
保管が確認されたデータ*

※上調査票は画像形式、オンライン報告
された調査票は、テキスト形式で保管

今後の対応

従来の提供に加え、住所、原死因を決定するに至った死亡の原因（傷病名）、手術・解剖の状況など、調査票に記述されている文字情報を二次利用として提供

4

○人口動態特殊報告のテーマ設定について

人口動態特殊報告について

毎年公表している人口動態統計のデータをもとに、様々な角度から多面的な分析を行っている。さらに、時系列分析などを行い、従来の人口動態統計の統計表を再編集するだけでなく、新たな統計表についても集計を行っている。

特殊報告のテーマについて

- 死亡、死産、出生、婚姻、離婚などの内容による基本的なテーマを取り上げている。
- 主なテーマについては、ほぼ定期的な周期で取り上げている。
- 定期的な周期に加えて、高齢化や疾病構造の変化、出生率の低下といった保健、医療、福祉の動向、それらを取り巻く環境の変化を考慮しつつ、テーマを決定している。

特殊報告の主なテーマについて

- ・日本における人口動態 – 外国人を含む人口動態統計 –
- ・出生に関する統計
- ・不慮の事故死亡統計
- ・離婚に関する統計
- ・人口動態保健所・市区町村別統計 等
- ・自殺死亡統計
- ・婚姻に関する統計
- ・都道府県別年齢調整死亡率

5

○調査事務の更なる効率化に向けた取組について

システムイメージ

市区町村

戸籍情報システム(法務省)

必要なデータを自動で受け渡し

人口動態調査事務システム



電子媒体

オンライン報告
(市区町村システム)



データ投入(受付)
確認(審査)
送付

電子媒体

郵送としている書類



現状

以下の書類は紙による提出が必要

- 解剖所見の補足資料などの調査票以外の添付書類
- 追加報告
- 訂正報告
- 除外報告

今後の対応

添付書類、追加報告、訂正報告等についても、オンラインによる提出が可能になるよう、オンライン報告システムの機能追加・改修について検討している。

6

人口動態統計特殊報告一覽

人口動態職業・産業別統計(資料12別添)

平成27年1月29日
第56回基本計画部会資料

年度	報告書名(掲載年次)
昭和35年度	悪性新生物死亡統計(昭和25年～33年)
37	昭和35年主要死因別訂正死亡率
44	出生時の体重に関する統計(昭和25・26・30・35年)
48	昭和40年主要死因別訂正死亡率
	悪性新生物死亡統計(昭和33年～46年)
51	昭和45年主要死因別訂正死亡率
	自殺死亡統計(大正9年～昭和49年)
53	昭和50年主要死因別訂正死亡率
57	昭和55年主要死因別訂正死亡率
59	自殺死亡統計(昭和50年～57年)
	離婚統計(昭和25年～57年)
	地域別にみた出生の動向(昭和49年～58年)
	不慮の事故及び有害作用死亡統計(昭和25年～58年)
60	悪性新生物死亡統計(昭和47年～59年)
61	世帯業態別にみた人口動態統計(昭和43年～59年)
62	離婚統計(昭和22年～60年)
63	昭和60年主要死因別訂正死亡率

年度	報告書名(掲載年次)
平成元年度	昭和60年人口動態保健所別統計
2	自殺死亡統計(昭和58年～63年)
3	離婚に関する統計(昭和58年～平成元年)
	出生に関する統計(昭和50年～平成2年)
	平成2年都道府県別年齢調整死亡率
6	自動車事故死亡統計(昭和22年～平成2年)
7	人口動態統計の国際比較(昭和22年～平成4年)
8	結婚統計(～平成7年)
9	平成7年都道府県別年齢調整死亡率
10	平成5～平成9年人口動態保健所・市区町村別統計
	自殺死亡統計(平成元年～9年)
11	離婚に関する統計(～平成10年)
12	悪性新生物死亡統計(～平成11年)
13	出生に関する統計(～平成12年)
14	平成12年都道府県別年齢調整死亡率
	日本における人口動態 - 外国人を含む人口動態統計 -
15	出生前後の就業変化に関する統計
16	平成10～14年人口動態保健所・市区町村別統計
	自殺死亡統計(平成6年～15年)
17	心疾患-脳血管疾患死亡統計(～平成16年)
	出生に関する統計(～平成16年)
18	婚姻に関する統計(～平成17年)
19	平成17年都道府県別年齢調整死亡率
	日本における人口動態 - 外国人を含む人口動態統計 - (～平成18年)
20	平成15年～平成19年人口動態保健所・市区町村別統計
21	不慮の事故死亡統計(～平成20年)
	離婚に関する統計(～平成20年)
22	出生に関する統計(～平成21年)
23	平成22年都道府県別年齢調整死亡率
25	平成20年～平成24年人口動態保健所・市区町村別統計
26	日本における人口動態 - 外国人を含む人口動態統計 - (～平成25年) 予定

年度	報告書名(掲載年次)
昭和29年度	職業・産業別死亡統計(昭和26年～27年)
33	職業・産業別死亡統計(昭和29年～31年)
48	昭和45年度職業・産業別人口動態統計
54	昭和50年度職業・産業別人口動態統計
59	昭和55年度職業・産業別人口動態統計
平成元年	昭和60年度人口動態職業・産業別統計
6	平成2年度人口動態職業・産業別統計
11	平成7年度人口動態職業・産業別統計
15	平成12年度人口動態職業・産業別統計
20	平成17年度人口動態職業・産業別統計
24	平成22年度人口動態職業・産業別統計
29	平成27年度人口動態職業・産業別統計(予定)

未諮問基幹統計の確認に係る基礎資料

平成26年12月

基幹統計名	地方公務員給与実態調査
実施府省・部局名	総務省自治行政局公務員部給与能率推進室

1. 当該基幹統計（基幹統計調査）の概要

統計の目的	地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的とする。
作成の方法	①対象団体に対し、電子調査票を配付の上、対象団体の人事・給与担当課において対象となる全職員の給与データを入力。 ②総務省給与能率推進室においてデータを精査し、独立行政法人統計センターにおいて集計作業を行い、統計を作成。
統計体系の見直し、調査の沿革	本調査は、昭和 30 年 1 月に第 1 回目の調査が行われ、昭和 33 年以降は 5 年ごとに実施されている。（昭 38、43、48、53、58、63、平 5、10、15、20、25 年）
最終改正以降の見直し検討状況等	集計内容に特段の変更なし。
調査の根拠法令	基幹統計の根拠法令は以下のとおり 統計法（平成19年法律第53号） 地方公務員給与実態調査規則（昭和33年総理府令第57号）
調査の体系等	本調査は、5 年ごとに、対象となる全職員の個別の給与データを調査し、地方公務員給与の実態を把握しているものであるが、このほかに、本調査と同時実施の附帯調査及び本調査の中間年に実施されている補充調査がある。 これらは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき実施される業務統計
調査の対象（報告者数）	調査の対象団体は都道府県、指定都市、市町村、特別区、一部事務組合（広域連合、財産区及び地方開発事業団を含む。）、特定地方独立行政法人 調査の対象となる地方公務員は、特別職及び一般職に属する上記対象団体の職員 対象者数は、平成 25 年 4 月 1 日現在、2,756,186 人。
有効回収率（うちオンライン回収率）	100%（うちオンライン回収（電子メール提出）100%）
抽出方法	悉皆調査
調査事項	調査事項は以下のとおり。 所属する地方公共団体の名称、所属する公署の名称、氏名及び性別、生年月日及び年齢、学歴、資格及び免許、経験月数、職種、職務、職務上の地位、給与の支出される会計の別、採用時における前歴の有無、採用年月、給料月額、諸手当の月額、年間給与の額、その他上記項目の関連事項

調査の時期	調査年の4月1日現在
調査の系統・方法	【都道府県及び指定都市】 総務省－都道府県・指定都市 【市区町村、一部事務組合等】 総務省－都道府県－市区町村、一部事務組合等
公表状況	『地方公務員給与の実態』刊行とホームページ掲載を行っている。
使用している統計基準・定義等の提供	公表様式の利用者解説 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/j-k_system/wording_h25.html)
推計・集計の方法	－
実績精度（全国）	－
利活用事例	○ 地方公務員の給与水準を国家公務員の給与との比較により算出するラスパイレス指数の基礎資料。 ○ 地方財政計画（地方交付税法第7条）作成の基礎資料。 ○ その他、本調査は、地方公務員の給与の実態を総合的に把握している基本的調査であり、地方公務員の給与に大きな関心を持たれている現状においては、広範に資料として用いられている。
二次利用等の状況	
前回答申時の「今後の課題」の有無・内容	これまで調査内容等に関する諮問は無い。 平成26年1月31日（府統委第10号）は基幹統計の名称変更であり、今後の課題は無い。
その他（長期時系列統計からみた推移等）	－

地方公務員給与実態調査の概要

	基幹統計調査	附帯調査	補充調査
調査の目的	地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的とする。		
調査の沿革	昭和30年1月に第1回目の調査が行われ、昭和33年以降は5年ごとに実施されている。 (昭38、43、48、53、58、63、平5、10、15、20、25年)	昭和37年4月1日以降の基幹統計年を除く各年に実施されている。	
調査の根拠法令	○統計法(平成19年法律第53号)第9条 ○地方公務員給与実態調査規則(昭和33年総理府令第57号)	地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4	
調査の対象	都道府県、指定都市、市町村、特別区、一部事務組合(広域連合、財産区及び地方開発事業団を含む)、特定地方独立行政法人における特別職及び一般職の職員	都道府県、指定都市、市町村、特別区、一部事務組合(広域連合、財産区及び地方開発事業団を含む)、特定地方独立行政法人	
調査事項	<p>職員個人別の調査(悉皆調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属する地方公共団体の名称 ・ 所属する公署の名称 ・ 氏名及び性別 ・ 生年月日及び年齢 ・ 学歴、資格及び免許 ・ 経験月数 ・ 職種 ・ 職務 ・ 職務上の地位 ・ 給与の支出される会計の別 ・ 採用時における前歴の有無 ・ 採用年月 ・ 給料月額 ・ 諸手当の月額 ・ 年間給与の額 ・ その他上記項目の関連事項 	<p>団体の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数に関する調 ・ 部門別職員数に関する調 ・ 職種別、年齢別職員数に関する調 ・ 初任給基準に関する調 ・ 職種別職員数及び給与額に関する調 ・ 経験年数別、学歴別職員数及び給料月額に関する調 ・ 年齢別、学歴別職員数及び給料月額に関する調 ・ 年齢別、学歴別職員数及び給与月額に関する調 ・ 職員区分別、学歴別、年齢別採用職員数に関する調 ・ 退職事由別、年齢別退職者数及び退職手当額に関する調 ・ 特別職に属する職員等の定数及び給料(報酬)額に関する調 ・ 給料表別、級号別職員数及び給料月額に関する調(附表) <p>※附帯調査では、上記項目のうち基幹統計で内容が得られる調を除く。 ※調査対象団体により調査項目が異なる。</p>	

地方自治法

(技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求)

第二百四十五条の四 各大臣(内閣府設置法第四条第三項 に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項 に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。)又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。

3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

未諮問基幹統計(地方公務員給与実態統計)についての委員の御質問・御意見等について

通し番号	基本計画部会で確認したい事項	確認したい事項とお考えの理由
1	<p>ウェブサイトで調べたところでは、ラスパイス指数など給与水準比較の結果についてはExcel形式でデータが提供されているが、「平成25年地方公務員給与実態調査結果等の概要」の報告書収録の統計表はPDF形式のものしか見当たらなかった。よりデータを利用しやすくするため、統計表をExcel形式でも提供することを検討してほしい。</p>	<p>統計の利用上は、Excel形式のほうがより便利であるため。(おそらく、PDFの表はExcelから作成されているはずなので、あまり余分に手間がかかるとはならないか。)</p>
2	<p>地方公務員給与実態調査の公表に関して、e-Statへの掲載をさらに充実する等、公表方法を工夫する必要があるか。</p>	<p>地方公務員の給与と制度の基礎資料として位置づけられる統計であるが、一般の国民や企業からも関心を持たれている統計資料であると考えられる。 現在のe-Statへの掲載状況を見ると、 平成20年 地方公務員給与の実態(平成20年4月1日地方公務員給与実態調査結果) 平成25年 地方公務員給与の実態(平成25年4月1日地方公務員給与実態調査結果) 平成20年 地方公共団体別給与等の比較 平成25年 地方公共団体別給与等の比較 が掲載されているが、それ以前のものもe-Statに掲載することにより、利便性がさらに拡大するのではないかと考えられる。 また、附帯調査や補充調査についても「調査結果の公表は、集計終了後速やかに速報及び結果報告書をもって行う。」とされているが、一般の利用者がこれらの調査結果にアクセスしやすいように、公表方法を工夫してはどうか。</p>
3	<p>基幹統計調査票(一般職)の氏名、生年月日について等</p>	<p>○基幹統計調査票(一般職)の氏名、職員番号、生年月日、満年齢月数について 本調査に関しては、電子調査票に区との給与データを入力して送付しております。一般職の調査票にある氏名、職員番号は、疑義照会のために必要な項目だと思われませんが、個人情報であり、近年、疑義照会の実績はなく、仮に照会する場合でも電子調査票なので氏名欄以外で特定することが可能と考えます。 このため、氏名、職員番号欄については、特別職に関する調査票には設定されていないことも考慮すれば、調査票(一般職)からの削除が可能と考えます。また、生年月日と満年齢月数は、その必要性から満年齢月数のみで十分と考えます。 ○業務統計化について 本調査の附帯調査と補充調査は、地方自治法に基づく業務統計として実施されており、業務統計調査に関しても、上記の氏名、職員番号欄が削除された場合は、業務統計として実施してはどうか。</p>

未諮問基幹統計（地方公務員給与実態統計）に係る確認事項等

1 情報提供の充実について

- ・ 利活用向上に向けた電子媒体による情報提供の充実

2 調査事項等について

- ・ 基幹統計調査票（一般職）における氏名等の入力、生年月日欄の必要性
- ・ 基幹統計調査と附帯調査及び補充調査との関係

地方公務員給与実態調査の概要 (資料16)

平成27年1月29日 第56回基本計画部会資料

調査目的

地方公務員の給与の実態を明らかにし、併せて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ること。

調査の沿革

昭和30年1月に第1回目の調査が行われ、昭和33年以降は5年ごとに実施されている（昭38、43、48、53、58、63、平5、10、15、20、25年）。

調査の根拠

- ・ 統計法（平成19年法律第53号）
- ・ 地方公務員給与実態調査規則（昭和33年総理府令第57号）

調査の対象

- ・ 対象団体：都道府県、指定都市、市町村、特別区、一部事務組合（広域連合、財産区及び地方開発事業団を含む。）及び特定地方独立行政法人
- ・ 対象者：特別職及び一般職に属する上記対象団体の職員（悉皆）
- ・ 対象者数（一般職）：平成25年4月1日現在 2,756,186人

調査項目

所属する地方公共団体の名称、所属する公署の名称、氏名及び性別、生年月日及び年齢、学歴、資格及び免許、経験月数、職種、職務、職務上の地位、給与の支出される会計の別、採用時における前歴の有無、採用年月、給料月額、諸手当の月額、年間給与の額、その他上記項目の関連事項

調査時点

調査年の4月1日現在

調査結果の活用

- ・ 地方公務員の給与水準を国家公務員の給与との比較により算出するラスパイレス指数の基礎資料
 - ・ 地方財政計画作成の基礎資料
- その他、本調査は、地方公務員の給与の実態を総合的に把握している基本的調査であり、地方公務員の給与に大きな関心が持たれている現状においては、広範に資料として用いられている。

調査の流れ

【都道府県職員】

総務大臣－都道府県知事－職員

【指定都市職員】

総務大臣－指定都市市長－職員

【市区町村職員】

総務大臣－都道府県知事－市区町村長－職員

(参考) 附帯調査と補充調査

基幹統計のほか、基幹統計と同時実施の附帯調査及び本調査の中間年に実施されている補充調査がある（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき実施される業務統計）。

情報提供の充実について

1 現状（e-Statにおける掲載状況）

○平成20年

- ・『地方公務員給与の実態』（発行した冊子のPDFデータ）
- ・地方公共団体別給与等の比較（各地方公共団体のラスパイレス指数等のExcelデータ）

○平成25年

- ・『地方公務員給与の実態』（発行した冊子のPDFデータ）
- ・地方公共団体別給与等の比較（各地方公共団体のラスパイレス指数等のExcelデータ）

2 対応案

○平成20年及び平成25年

- ・『地方公務員給与の実態』のExcel形式による掲載を検討

○平成15年以前

- ・『地方公務員給与の実態』（発行した冊子のPDFデータ）の掲載を検討

※平成15年以前のデータについては、現在のシステムに移行する前の旧システムにより集計したものであるため、加工可能な形式では存在せず、作成も困難。

基幹統計調査と附帯調査及び補充調査の関係について

基幹統計調査

【調査対象】

各地方公共団体の職員個人

【調査項目】

職員個人に関する事項(職種、職務、経験月数、給料月額、諸手当月額等)

【集計結果の主な利用方法】

- ・地方財政計画作成の基礎資料
- ・ラスパイレス指数算出の基礎資料
- ・地方公務員給与の適正化に係る助言の基礎資料

【回答方法】

職員ごとの個票による回答

附帯調査及び補充調査

【調査対象】

各地方公共団体

【調査項目】

各地方公共団体の給与に関する事項(職員数、平均給料月額、平均諸手当月額、初任給の状況、採用・退職の状況等)

※附帯調査においては、基幹統計と重複する項目を除く。

【集計結果の主な利用方法】

- ・ラスパイレス指数算出の基礎資料
- ・地方公務員給与の適正化に係る助言の基礎資料

【回答方法】

各団体ごとの調査表による回答



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

地方公務員給与実態調査調査票(一般職)

(平成25年4月1日現在)

票番号

票番号は記入しないでください。

職員は※印のみ記入してください。

(注意) 記入に当たっては、「地方公務員給与実態調査調査票(一般職)記入要領」を必ず参照してください。

① 団体コード	<input type="text"/>
② 団体区分番号	(別表-1)
③ 人口段階番号	(別表-2)
④ 所属公署所在地コード	<input type="text"/>
※ ⑤ 団体名	都道府県 市区町村 組合等
※ ⑥ 所属公署部課名	<input type="text"/>
※ ⑦ 氏名	<input type="text"/>
⑧ 職員番号	<input type="text"/>
※ ⑨ 生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日生
※ ⑩ 満年齢	月 数
※ ⑪ 性別	1 2 男 女

⑫ 会計区分	1 普通会計 2 公営企業会計 3 その他公営企業会計 4 その他事業会計
⑬ 職種区分番号	(別表-3)
⑭ 職務上の地位区分番号	(別表-4)
⑮ 職務区分番号	(別表-5)
⑯ 最終学歴	1 大学卒 2 短大卒 3 高校卒 4 中学卒
⑰ 給与決定上の学歴	1 大学卒 2 短大卒 3 高校卒 4 中学卒 5 再任用職員
⑱ 採用時における前歴の有無	1 有 2 無
⑲ 採用年月	昭和 平成 年 月
⑳ 資格又は免許名	<input type="text"/>
㉑ 資格・免許取得年月	昭和 平成 年 月

経験月数	㉒ 合計 (A)+(B)+(C)	<input type="text"/>	月		
	(A) 在職月数		<input type="text"/>	月	
	(B) 前歴換算経験月数	小計		<input type="text"/>	月
		前歴月数	換算率	<input type="text"/>	月
			$\frac{100}{100}$	<input type="text"/>	月
			$\frac{80}{100}$	<input type="text"/>	月
			$\frac{50}{100}$	<input type="text"/>	月
	$\frac{25}{100}$	<input type="text"/>	月		
(C) 調整月数		+	<input type="text"/>	月	

給与	㉓ 給与月額	百万	<input type="text"/>	千	<input type="text"/>	円
給料	㉔ 給料月額	百万	<input type="text"/>	千	<input type="text"/>	円
	㉕ 給料の調整額		<input type="text"/>	千	<input type="text"/>	円
扶養手当	㉖ 支給月額		<input type="text"/>	千	<input type="text"/>	円
	㉗ 配偶者	1 有扶 2 有非扶 3 無				
	㉘ 配偶者以外の者	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
地域手当	㉙ 支給月額		<input type="text"/>	千	<input type="text"/>	円
	㉚ 異動保障等の有無	1 有 2 無				
	㉛ 支給割合	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	%
通勤手当	㉜ 支給月額		<input type="text"/>	千	<input type="text"/>	円
	㉝ 通勤の方法別番号	(別表-6)				

㉞ 年間給与 百万 千 円

- この調査票は、地方公務員の給与の実態を明らかにし、併せて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得るために使用するものです。
- この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計ですから、報告しなかった場合、虚偽の報告をした場合又はこの調査に従事する公務員がこの調査の内容を漏らした場合には、同法の規定によって罰せられます。

検印

総務省

統計法に基づく
国の統計調査で
す。調査票情報の
秘密の保護の方
を全うします。



平成25年 地方公務員給与実態調査調査票
特別職に属する職員等の定数及び給料（報酬）額に関する調（その2）

団体コード	表番号
1	725

都道府県名	
指定都市名	

25 県

区分	行番号	(1) 年額		(2) 月額		(3) 月額		(4) 月額		(5) 日額		(6) 日額		(7) 年額と月額が併給されている場合		(8) 年額と月額が併給されている場合		(9) 年額と月額が併給されている場合		(10) 年額と日額が併給されている場合		(11) 年額と日額が併給されている場合		(12) 月額と日額が併給されている場合		(13) 月額と日額が併給されている場合		(14) 月額と日額が併給されている場合		(15) 月額と日額が併給されている場合		(16) (17) (18) 適用年月日						
		定数	報酬額	定数	報酬額	定数	報酬額	定数	報酬額	定数	報酬額	定数	報酬額	定数	報酬額	定数	報酬額	定数	報酬額	定数	報酬額	年	月	日														
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R																			
委員会	9	12	15	20	23	28	31	35	38	43	48	51	56	60	63	68	72	74	76																			
委員	1	9	0																																			
委員	2	1	0																																			
会	3	1	0																																			
使用者委員	4	1	0																																			
労働者委員	5	1	0																																			
公益委員	6	1	0																																			
会長	7	2	5	0																																		
委員	8	2	7	0																																		
会長	9	2	7	0																																		
委員	10	2	9	0																																		
委員	11	3	1	0																																		
教育	12	3	3	0																																		
理事	13	3	3	0																																		
副理事	14	3	5	0																																		
理事	15	3	7	0																																		
理事	16	3	9	0																																		
監事	17	3	9	0																																		



平成25年 地方公務員給与実態調査調査票
特別職に属する職員等の定数及び給料(報酬)額に関する調(その2)

団体コード	表番号
1	7
1	2
0	0

都道府県名
市区町村名

25市

区分	行番号	(1) 年額		(2) 月額		(3) 月額		(4) 月額		(5) 日額		(6) 日額		(7) 年額		(8) 年額		(9) 年額		(10) 年額		(11) 年額		(12) 日額		(13) 月額		(14) 月額		(15) 日額		(16) (17) (18) 適用年月日							
		定数	1人当たり給料(報酬)額	定数	1人当たり給料(報酬)額	定数	1人当たり給料(報酬)額	定数	1人当たり給料(報酬)額	定数	1人当たり給料(報酬)額	定数	1人当たり給料(報酬)額	年	月	日																							
農委	9	12	15	20	23	28	31	35	38	43	46	51	56	60	63	68	74	76	77	72	74	76	77	72	74	76	77	72	74	76	77	72	74	76	77				
委員	レ	1	7	0																																			
会	長																																						
委員	ソ																																						
委員	ツ																																						
委員	ネ																																						
地方公営企業管理者	ナ	2	1	0																																			
教育	ラ																																						
理事	常勤	△	2	3	0																																		
	非常勤	ウ																																					
副理事	常勤	井	2	5	0																																		
	非常勤	ノ																																					
理事	常勤	オ	2	7	0																																		
	非常勤	ク																																					
監事	常勤	ヤ	2	9	0																																		
	非常勤	マ																																					

平成26年3月25日

平成25年地方公務員給与実態調査結果等の概要

平成25年地方公務員給与実態調査結果等の概要について、別添のとおりとりまとめましたので公表します。

(連絡先)
自治行政局 公務員部 給与能率推進室
担当：土屋課長補佐・前田係長・小林係長
電話：03-5253-5551(直)
FAX：03-5253-5553

平成25年地方公務員給与実態調査結果等のポイント

1 ラスパイレス指数（全団体加重平均）

○平成25年4月1日現在 106.9(前年度 107.0 Δ0.1)
 給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与減額措置がないとした場合の値＝参考値
 98.8(前年度 98.9 Δ0.1)

※ラスパイレス指数：全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

○給与減額を要請していた平成25年7月1日現在の状況も調査

- ・全地方公共団体平均 103.5
- ・国の要請を踏まえた減額等の実施団体※平均 100.9

※減額実施団体及び国の特例減額と同等の給与水準に抑制済としている団体。

(1) 団体区分別平均

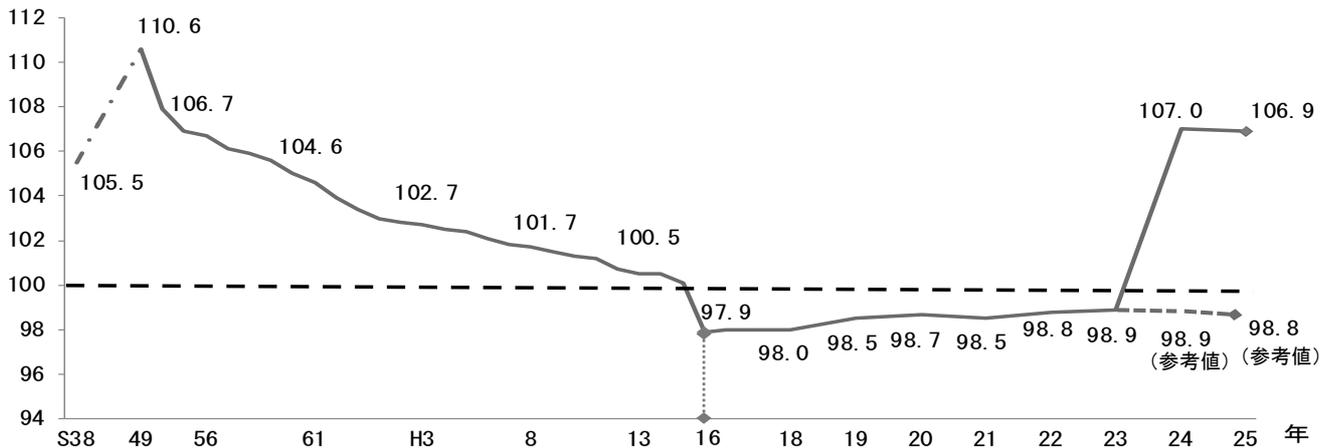
区分	H24.4.1		H25.4.1		H25.7.1	
	(参考値)		(参考値)		給与減額等 実施団体	
全地方公共団体	107.0	(98.9)	106.9	(98.8)	103.5	100.9
都道府県	107.5	(99.3)	107.4	(99.3)	102.2	100.5
指定都市	109.3	(101.1)	109.1	(100.8)	105.6	104.6
市	106.9	(98.8)	106.6	(98.5)	104.0	100.7
町村	103.3	(95.5)	103.2	(95.4)	101.4	99.4
特別区	108.3	(100.1)	108.2	(100.0)	108.0	—

(2) 団体区分別最高値・最低値

区分	H25.4.1				H25.7.1			
	最高値		最低値		最高値		最低値	
都道府県	111.3	静岡県	99.1	鳥取県	111.1	東京都 静岡県	98.9	長崎県
指定都市	112.3	川崎市	102.7	堺市	112.0	川崎市	99.7	熊本市
市区町村	114.0	兵庫県芦屋市	78.6	大分県姫島村	113.8	兵庫県芦屋市	76.8	大分県姫島村

(3) ラスパイレス指数の推移

指数

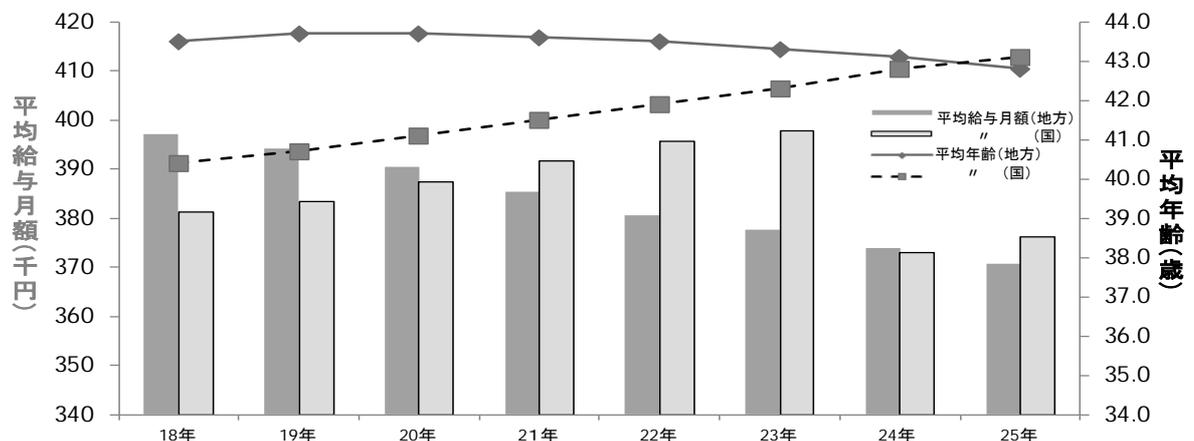


2 平均給与月額（全地方公共団体・一般行政職）

（単位：円）

区分	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
地方	平均給与月額	397,125	394,168	390,432	385,510	380,703	377,625	373,923
	平均給料月額	352,399	349,469	345,427	340,830	337,049	334,379	331,189
	諸手当月額	44,726	44,699	45,005	44,680	43,654	43,246	42,734
国	平均給与月額	381,212	383,541	387,506	391,770	395,666	397,723	372,906
	平均俸給月額	328,477	325,724	325,113	325,521	325,579	327,205	304,944
	諸手当月額	52,735	57,817	62,393	66,249	70,087	70,518	67,962

※諸手当月額は、比較のため、国の公表資料と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
 ※国家公務員の平均給与月額のうち、平成24年及び25年は給与改定・臨時特例法による給与減額措置後の値である。



3 その他

○国と地方の公務員給与比較方法に関する全国知事会、全国市長会、全国町村会との意見交換等を踏まえ、以下の指数についても算定し、公表。

- ・地域手当支給率を加味した「地域手当補正後ラスパイレス指数」
全地方公共団体平均 106.7
- ・ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値
全地方公共団体平均 106.3